

平成 29 年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月11日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 27～35ページ

議案第87号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 平成18年度の機構改革の目的は達成されたのか
- 2 平成25年度から設置した部内局がわずか5年で廃止になったことについて
- 3 各課グループ名の決定に至る経過について
- 4 なぜ子ども総合センターをなくすのか
- 5 今回の再編で職員数に変動があるのか

議案第96号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 歳入について
(1) 第1款後期高齢者医療保険料29,472千円の内訳について

2 森 美和子（公明党） 35～46ページ

議案第87号 亀山市行政組織条例の一部改正について及び議案第90号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 部・室制導入の検証について
- 2 グループリーダー導入で得られる効果について
- 3 職務の級の変更について
- 4 健康福祉部子ども未来課について
- 5 産業建設部都市整備課住まい推進Gについて
- 6 機構改革により必要な経費の見込みについて

議案第92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

- 1 水道使用量の状況について
- 2 今後の老朽管改良、耐震化等に必要の予算と資金計画について
- 3 料金改定の時期について
- 4 料金改定率について
- 5 市民生活への影響について

3 今岡翔平（勇政） 46～53ページ

議案第87号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 「人物ありき」の組織づくりの是非について
- 2 各部署の体制について
- 3 これまでの組織変更と検証結果について

議案第 89号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

- 1 「給与・報酬と期末手当は分けて考えるべき」というこれまでの答弁との矛盾について
- 2 今回の改正に至った経緯について

4 尾崎邦洋（緑風会） 53～61ページ

議案第 87号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 現在の部・室制の総括について
- 2 第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構について
- 3 職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みについて

5 服部孝規（日本共産党） 61～69ページ

議案第 92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

- 1 平成28年度決算と様々な経営指標から見た条例の一部改正の必要性について
- 2 現行の料金体系の問題点と見直しについて
- 3 県内他市の料金体系との比較、特に大口径の「格安」料金について
- 4 水道事業会計への一般会計からの繰り入れについて

6 伊藤彦太郎（勇政） 69～74ページ

議案第 101号 指定管理者の指定について

- 1 道の駅関宿の指定管理を継続する理由について
- 2 指定管理者の選定理由について
- 3 指定管理の内容について

7 宮崎勝郎（緑風会） 75～84ページ

議案第 89号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 「市民の意思を十分に反映させるべく」とはどういうことか
- 3 給与と給料とは
- 4 議会の議員の期末手当について

議案第 90号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 再任用職員と正規職員で差があるのはなぜか
- 3 等級別基準職務表の8級となる職員とは

議案第 92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 なぜ今改正するのか

議案第93号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 一般病床数を減らす理由は
- 3 訪問看護ステーションを設置する理由は

8 前田 稔 (勇政) 85～91ページ

議案第92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

- 1 料金改定の目的について
- 2 料金改定の必要性について
- 3 今後の事業計画について
- 4 料金改定の考え方について
- 5 料金改定の内容について
- 6 年度末資金残高の推計について
- 7 他市との比較について

9 櫻井清蔵 (勇政) 91～99ページ

議案第87号 亀山市行政組織条例の一部改正について及び議案第90号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 今回の条例改正は、平成18年度から導入した「部・室制」を「部・課・グループ制」に改正するものであるが、その内容には市民生活に関わる健康福祉部のあり方をはじめ、農林部門と建設部門を統合するなど問題が多数ある中、次の点を知りたい
 - (1) 部・局の統合について
 - (2) 新しい課の数が、現行の室の数より20減ることによる弊害について（職員のモチベーション、決裁権等について）
 - (3) 子ども総合センターを廃止することについて
 - (4) 新たに職務の級に8級を加え、職員数が50人以上の部の部長を困難部長として8級に、50人未満の部の部長を7級とすることについて

議案第94号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第21款市債、第1項市債、第5目教育債、学校教育施設整備事業債（合併特例債）49,900千円について
 - (1) 中学校の空調整備に合併特例債を活用するのであれば、なぜもっと早く取り組まなかったのか

10 前田耕一 99～107ページ

議案第87号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 改正に至った経緯について

(1) 平成18年以降の条例改正による成果について

(2) 現行の組織による課題・問題点について

(3) 部・室制を廃止して、部・課・グループ制に改正する理由について

議案第90号 亀山市職員給与条例の一部改正について

1 今回の改正により等級別基準職務表に8級を加えることについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月12日】

1 高島 真（緑風会） 110～119ページ

獣害対策について

- 1 被害状況について
- 2 今後の対策について
- 3 各種団体との連携について
- 4 今後の見通しについて

農業振興について

- 1 相談窓口について
- 2 農業用施設の維持管理について
- 3 将来の農業について

通学路について

- 1 通学路（県道辺法寺加佐登停車場線）整備の進捗状況について
- 2 今後の整備計画について

2 中村嘉孝（新和会） 119～132ページ

平成30年度予算編成方針について

- 1 予算編成の考え方と目指す方向性について
- 2 平成30年度の税収見込みについて
- 3 予算編成プロセスの見直しについて
- 4 固定資産台帳の整備状況について

（仮称）ウィンドパーク布引北風力発電事業について

- 1 本事業に対する市の考え方について
- 2 環境影響評価方法書に関する住民説明会について
- 3 今後の市の対応について

小学校の複式学級について

- 1 市内小学校の複式学級の状況について
- 2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）との関係について
- 3 今後の対応について

3 服部孝規（日本共産党） 133～146ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 都市計画決定をめざす駅前商店街通りの地権者全員の合意はできたのかについて
- 2 4Aブロックの御幸8号線と狹隘道路である御幸7号線について
- 3 4Aブロックで計画されている賃貸の共同住宅について
- 4 2ブロックの市街地再開発事業基本設計等業務委託のプロポーザルについて

学生奨学金返還支援事業について

- 1 総合計画の第1次実施計画に位置付けられた学生奨学金返還支援事業について

4 新 秀隆（公明党） 146～157ページ

健康で生きがいを持てる暮らしの充実について

- 1 高齢者の地域生活支援の充実について
 - (1) 認知症患者に対する支援について
 - (2) 緊急通報装置の活用状況について
 - (3) 外出時の緊急事態への対応について

5 今岡翔平（勇政） 157～169ページ

城東地区コミュニティセンターについて

- 1 なぜ使えなくなった旧城東地区コミュニティセンターを取り壊さないのか
- 2 耐震性の問題等で使えなくなってもそのまま残されている公共施設は他にも存在するのか
- 3 現在の城東地区コミュニティセンターの使い勝手について、地域の方の意見を集約しているのか

事業等の担当部署について

- 1 どの部署にも該当しない新しい事業等は企画政策室が所管するのか
- 2 次の事業等を他の部署に移管することはないのか
 - (1) 婚活支援事業
 - (2) 若者交流推進事業
 - (3) ふるさと納税
- 3 事業等の移管はどんな基準で行われるのか

6 尾崎邦洋（緑風会） 170～179ページ

過去に質問した事項の進捗状況について

- 1 地籍調査について
- 2 市庁舎建設について
- 3 職務におけるリスク管理について
 - (1) 公用車の事故について
 - (2) 長時間労働について
- 4 福祉避難所について

主要農作物種子法が廃止されたことによる農業への影響や対策について

- 1 廃止された主要農作物種子法とはどのような法律か
- 2 主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の市内の作付けの状態について
- 3 法が廃止されたことによりどのような影響が考えられるか
- 4 食糧主権を守り、良質で低廉な種子の提供を継続的に守るための対策について

国民健康保険の県単位化について

- 1 パブリックコメント中の三重県国民健康保険運営方針（案）に市が意見を出せる場はあったのか
- 2 県単位化となっても国民健康保険が社会保障であるという基本的な考え方は変わらないと考えるがどうか
- 3 最新の納付金等の試算結果からわかることや考えられることについて

質 問 内 容 (通告要旨)

【12月13日】

1 森 美和子 (公明党) 192～204ページ

人生100年時代を最後まで健康で生活できるための取り組みについて

- 1 地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・生活支援・住まい）の中の「予防」「生活支援」の考え方について問う
 - (1) 予防について（特に新たな総合事業の一般介護予防事業について）
 - (2) 生活支援について
 - (3) 外国人住民に対する対応について
 - (4) 職員の役割と体制について

ICTを活用した行政サービスについて

- 1 アプリ等を活用した行政サービスについて
(子育て支援、いじめ相談など)

2 伊藤彦太郎 (勇政) 204～214ページ

アスベストについて

- 1 市の施設における使用実態について
- 2 川崎小学校校舎解体時の対応について

組織と人材育成について

- 1 市の考え方について

3 宮崎勝郎 (緑風会) 214～228ページ

平成29年12月亀山市議会定例会現況報告について

- 1 組織改正について
 - (1) 第2次総合計画を推進するための組織改正について
 - (2) 職員のマネジメント能力の育成・強化について
- 2 生活基盤の向上について
 - (1) 亀山駅周辺整備事業について
 - (2) 都市公園の整備について（歴史博物館前屋外トイレの建替えについて）
 - (3) 上水道の充実について
 - (4) 道路の保全・整備について
 - ア 和賀白川線整備事業について
 - イ 昼生地区の通学路整備について
 - (5) 安全・安心なまちづくりの推進について

- ア 消防力の充実強化について
- 3 健康で生きがいを持てる暮らしの充実について
 - (1) 医療センターの院外薬局の成果について
 - (2) 訪問看護ステーションの開設について

平成29年12月亀山市議会定例会教育行政現況報告について

- 1 学校における働き方改革について
 - (1) 亀山市立学校における今後の方向性について
- 2 学校休業日の分散化について
- 3 亀山市部活動ガイドラインについて
- 4 かめやまっ子給食について
- 5 児童生徒の文化活動について
- 6 コミュニティ・スクールの活動について

4 櫻井清蔵（勇政） 228～239ページ

行政運営について

- 1 「選挙にて選ばれし者のすべきこと」について基本的な考え方を知りたい

乗合タクシー制度について

- 1 今後の方針について

教育施設の在り方について

- 1 平成29年9月定例会最終日に、川崎小学校旧校舎の解体に際してのアスベスト除去工事費約43,000千円を追加する変更契約の議案が提案され可決された。本会議では、その財源について質疑があり、校舎改築工事の入札差金を充てるとの答弁であったが、川崎小学校の新校舎で空調機の設置が予定されていない特別教室について現状を知りたい

小規模小学校について

- 1 少子化の中で、市内小規模小学校の教育方針について

農業について

- 1 減反政策に対して政府の方針が変更される報道があったが、農業従事者の高齢化による離農で荒廃農地が増加傾向にあるが、亀山市としての今後の農業政策について市長の考えを知りたい

5 鈴木達夫 239～251ページ

市民にパブリックコメントを求める計画について

- 1 「亀山市新水道ビジョン」について
 - (1) パブリックコメントの目的、ねらいについて
 - (2) 計画の中に「水道料金の改定について」の説明はあるのか
- 2 「亀山市地域公共交通計画」について
 - (1) タクシー料金助成事業の変更との関連について

(2) 計画の中に乗合タクシーへの移行の説明はあったのか

3 「第2次亀山市地域福祉計画」について

(1) 総合的な支援のしくみ「丸ごと」と、あらゆる市民が役割を担う「我が事」について

(2) 「助け合いや支え合い活動を活性化するしくみ」について

ア どのようなイメージか

イ しくみづくりの主体はどこか

6 前田耕一 252～262ページ

第76回国民体育大会の開催について

1 亀山市で開催する競技種目について

2 開催に向けての準備状況について

3 開催に向けての広報活動について

都市公園の整備について

1 ますみ児童公園について

(1) 噴水の撤去について

(2) SL及び軽飛行機の移転について

(3) 新名神開通記念樹の移植について

(4) 公園内施設の整備について

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成29年12月1日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第 87号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 第 6 議案第 88号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 89号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 第 8 議案第 90号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 9 議案第 91号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 10 議案第 92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 11 議案第 93号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 94号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- 第 13 議案第 95号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 14 議案第 96号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第 97号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 16 議案第 98号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 17 議案第 99号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 18 議案第100号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第 19 議案第101号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第102号 市道路線の認定について
- 第 21 議案第103号 市道路線の認定について
- 第 22 議案第104号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第105号 市道路線の変更について
- 第 24 議案第106号 市道路線の廃止について
- 第 25 議案第107号 市道路線の廃止について
- 第 26 議案第108号 市道路線の廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君

5番	尾崎 邦洋 君	6番	中崎 孝彦 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	宮崎 勝郎 君
13番	前田 耕一 君	14番	中村 嘉孝 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	広森 繁 君
企画総務部長	山本 伸治 君	財務部長	上田 寿男 君
市民文化部長	坂口 一郎 君	健康福祉部長	佐久間 利夫 君
環境産業部長	西口 昌利 君	建設部長	松本 昭一 君
危機管理局長	井分 信次 君	文化振興局長	嶋村 明彦 君
関支所長	久野 友彦 君	子ども総合センター長	伊藤 早苗 君
上下水道局長	宮崎 哲二 君	財務部参事	落合 浩 君
市民文化部参事	深水 隆司 君	健康福祉部参事	水谷 和久 君
建設部参事	亀渕 輝男 君	会計管理者	西口 美由紀 君
消防次長兼 消防署参事	平松 敏幸 君	地域医療統括官	伊藤 誠一 君
医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田 秀樹 君	教育長	服部 裕 君
教育次長	大澤 哲也 君	監査委員	渡部 満 君
監査委員事務局長	宮崎 吉男 君	選挙管理委員会 事務局長	松村 大 君

●事務局職員

事務局長	草川 博昭	議事調査室長	渡邊 靖文
書記	村主 健太郎		

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（西川憲行君）

ただいまから平成29年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

6番 中 崎 孝 彦 議員

16番 服 部 孝 規 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月22日までの22日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、中根消防長は公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成29年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、去る10月22日、23日の台風21号の影響により、本市においても最大瞬間風速38メートルを超える暴風や、坂下地区では300ミリを超える雨量を記録し、住宅や道路、農林業施設等において被害が発生いたしました。改めまして、被災されました方々にお見舞い申し上げます。

また、関西本線の加太中在家地内でののり面崩落による列車の運転見合わせや、西町2号線に面する急傾斜地の擁壁変状による通行どめなど、市民の皆様にはご不便をおかけいたしておりますが、関係機関との協力・連携により、一日も早く復旧できますよう努めてまいります。

さて、国の動向であります。先月1日に発足した新内閣においては、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として少子・高齢化に立ち向かうこととし、幼児教育の無償化等子育て世代、子供たちに大胆に投資していく「人づくり革命の断行」や、労働制度の改革などを盛り込んだ「一億総活

躍社会の実現」等の政策を推し進めることを基本方針とされております。

政府は、今月初旬にもこうした内容を盛り込んだ2兆円規模の政策パッケージを取りまとめることとしておりますので、本市といたしましても、今後示される政策内容を把握し、的確な対応を図ってまいります。

こうした中、本年度、第2次総合計画を始動させ、将来都市像「歴史・ひと・自然が心地よい緑の健都 かめやま」の具現化に鋭意取り組んでいるところであります。

本計画に掲げた施策を着実に推進するためには、これに応じた組織・機構とすることが必要であり、また平成18年度に導入した部・室体制を検証する中、職員のマネジメント能力の育成・強化が課題としてあらわれ、これらに対応すべく組織・機構を再編するものであります。

具体的には、第2次総合計画前期基本計画の6つの施策大綱に基づき、新たに重要施策を担う部署を設けるとともに、現在の部の業務範囲を拡大し、部・室体制から部・課・グループ体制とするなど、マネジメント能力の育成や幅広い視点での業務遂行に向けた推進体制とするもので、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

ところで、去る10月27日には、関南部地区コミュニティセンターにおいて、三重県知事との1対1対談を行い、健康寿命の延伸や持続可能な森林整備、リニアの整備促進等総合計画に掲げた重要政策に関するテーマにより、率直な意見交換を行ったところであります。この対談は、市が有する地域課題について、知事とオープンな場で議論し、共通した認識の醸成と課題の解決を目指すものでありますが、本市の考え方に対して一定の理解を得られたものと考えております。今後も、地域課題の解決に向けて、県との役割分担と連携により着実に進めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適さを支える生活基盤の向上についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、現在、御幸8号線において、用地測量や用地交渉を進めるとともに、駅前広場や亀山駅前線の整備に向けて、県やJR等の関係機関と事前協議を進めております。また、2ブロックの再開発事業につきましては、再開発準備会において、基本計画等の業務委託に向けた手続が進められており、来月に契約の予定と伺っております。

一方、市内では、図書館に備えるべき機能について、市民との合意形成を図っていくに当たり、その基礎資料とするため、JR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトチームにおいて検討を進めているところであります。

また、都市公園の整備につきましては、歴史博物館前の屋外トイレの構造部材に損傷が見られるため、現在、安全上使用中止としておりますが、早期の建てかえを行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、将来にわたり安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、老朽化した水道施設等の更新や耐震化を計画的に進めていく必要があります。

一方、安定した事業運営を図っていくためには、そうした整備を行うための財源確保が不可欠であります。しかしながら、現行の水道料金を維持していけば、財源が不足する状況が見込まれますことから、水道料金の改定を行うため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

また、より充実した水道サービスを提供するための施策を示す亀山市新水道ビジョンにつきましては、亀山市新水道ビジョン検討委員会からの意見を踏まえ、本年度内の策定を目指しパブリックコメントを実施しているところであります。

一方、公共下水道事業では、本年度末の供用開始に向け、能褒野町、川合町、住山町、天神一丁目、天神二丁目、阿野田町などにおいて下水道管渠布設工事を行っているところであり、生活排水処理アクションプログラムに基づき計画的に整備を進めてまいります。

次いで、道路の保全・整備のうち、和賀白川線整備事業につきましては、去る7月に用地測量調査の契約業者より委託業務続行不能届が提出され、契約解除を行ったことから、用地買収に着手することができないため、関係経費の予算補正について、本会議に提案いたしております。なお、今後の整備につきましては、合併特例債の活用期限を勘案の上、事業の進め方を検討しているところであります。

一方、台風21号の影響により、川崎白木線の路肩のり面が崩落する等の被害が発生しております。現在、片側交互通行にて対応しておりますが、早期の災害復旧を図るため、他の道路及び河川の災害復旧とあわせて関係経費及び繰越明許費の予算補正について、本議会へ提案いたしております。

また、県道鈴鹿芸濃線ののり面崩落による通行どめや、西町2号線に面する県の急傾斜地崩壊防止施設である擁壁の変状につきましても、引き続き早期の復旧に向けて県へ働きかけを行ってまいります。

また、関西本線の亀山駅・柘植駅間における運転見合わせにつきましては、現在もバスによる代行輸送が行われておりますが、先月15日から復旧に向けた工事が開始され、来月中の運転再開が見込まれております。市といたしましては、引き続き県や沿線自治体と連携を図りながら、JR西日本に対し、一日も早い運転再開を働きかけるとともに、市民の皆様には必要な情報を的確に提供いたしてまいります。

次いで、安全・安心なまちづくりの推進のうち、国民保護につきましては、来月に、亀山市国民保護協議会を開催いたします。会議におきましては、亀山市国民保護計画を見直すため、委員からのご意見をいただくとともに、我が国の安全保障環境をテーマとした講演会を開催し、安全保障に対する理解と認識を共有する機会としてまいります。

また、自助・共助を基本とした防災対策の推進では、災害時において自力で避難することが困難な人をより確実に支援ができるよう、新たに避難行動要支援者名簿を作成しているところであります。作成に当たりましては、去る3月から8月までに避難支援等を行っていただく関係者への制度説明を終え、名簿対象となる5,605名に個別通知を送付したところであります。この名簿を災害時の地域における情報伝達や安否確認、避難支援等に活用してまいります。

一方、災害に強いまちづくりに向けた長妻池耐震整備事業につきましては、来年度以降の詳細設計及び工事施行に向け、国の補助事業採択を受けるため、現在、事業計画書を準備しております。今後は、関係地域への計画説明等諸手続を進めてまいります。

次に、消防力の充実強化につきましては、県内消防相互応援協定に基づく鈴鹿市との応援・受援訓練の実施や、県内高速道路連絡協議会による総合消防訓練への参加など、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくための技術の向上、広域連携体制の強化に努めているところであります。

また、去る7月に本市と鈴鹿市の消防本部職員で構成するはしご車等の共同整備に係る検討委員会を設置いたしました。委員会においては、国の指針に基づき、出動頻度の低いはしご車等の共同整備について、調査・検討を進めているところであります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、このたび「ともに支え合い、ともに暮らせる、ふくしのまち」を目指して第2次亀山市地域福祉計画を策定いたしました。今後は、本計画に基づき、福祉のネットワークを強化し、「共助」の機能を高めるとともに、多様な人々が心身ともに健やかに日々を過ごせる共生の地域社会を構築できるよう、住民が主体的に地域課題に取り組む体制づくりや総合的な相談・支援体制の整備などに向け、社会福祉協議会と連携し進めてまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康な暮らしの支援では、先月から、亀山市食生活改善推進協議会による食生活改善推進員養成講座が開催されております。講座には19名の方が参加され、食生活改善や健康づくりに必要な知識、技術の習得に取り組まれております。市といたしましても、食を通じた地域での健康づくりの活動支援を行い、市民の健康づくりの意識の向上につなげてまいります。

一方、医療センターにつきましては、去る10月2日から敷地内に保険調剤薬局が開局されたことにより、外来分の処方箋を院外へと移行いたしました。利用の状況といたしましては、10月に医療センターで処方を行った1,299件のうち約90%に当たる1,175件となっております。また、後発医薬品（ジェネリック）の使用率は、国が目標に掲げる80%を超える81.7%となっており、患者負担の軽減に寄与できているものと考えております。

また、去る4月に設置し、高い稼働率を維持しております地域包括ケア病床につきましては、今後も需要の増加が見込まれますことから、来年度に4床の増床を予定いたしております。

さらに、在宅医療を推進する上で欠かすことのできない訪問看護につきましては、現在、医療センターの患者に限定して実施しておりますが、来年4月からの広く市民を対象とした訪問看護ステーションの開設を目指し、病床数の変更とあわせ、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、医療センターを初めとする医療機関と介護機関の連携強化を図るため、地域包括支援センターにおいて、在宅医療・介護を担う医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職、介護職などの多職種を対象とした講座や研修会などを定期的に行っているところであります。

また、現在、これらの多職種が在宅医療・介護の現場で患者情報を共有できるICTを活用したコミュニケーションツール導入について、検討を進めているところであります。

次に、文化芸術の振興と文化交流の促進のうち、かめやま文化年事業では、去る9月24日から10月15日にかけて、かめやま芸術祭事業として現代アートの祭典である「亀山トリエンナーレ2017」が開催されたところであります。

また、亀山まほろば街道事業として、去る10月21日に「かめやま歴史みちサミット」を開催し、「歴史」と「みち」をテーマとした講演会や活動の事例発表が行われました。

さらに、先月3日には「かめやま夢あかり事業」として、ろうそく、竹灯籠を活用した明かりイベントを開催し、市内外から多くの方に参加いただいたところであります。

一方、関連する市民主体の事業といたしましては、先月11日に坂本棚田において、約1,000個の明かりをともした「棚田あかり in 坂本2017」が開催され、同月26日には文化会館において亀山ミュージカル「日本書紀 壬申の乱より鳳飛伝」の公演が行われるなど、市民が積極的に文化活動にかかわり、新たな文化創造につながる機会となったものと考えております。

次いで、スポーツの推進のうち、全国高等学校総合体育大会開催事業につきましては、去る10月30日に、亀山市実行委員会第1回専門委員会を開催し、平成30年8月の開催に向けた具体的な準備や検討を進めているところであります。

また、国民体育大会開催準備事業では、先月5日から7日にかけて、愛媛県で開催されたえひめ国体ウェトリフティング競技大会の視察を行うなど、平成33年度の開催に向けた準備を進めているところであります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実として、本市はこれまでから交通インフラの強みといった地域ポテンシャルを最大限に生かして企業誘致を進めてまいりました。

平成30年度には、新名神高速道路の県内区間の完成が予定されておりますことから、本市の有する立地特性がさらに高まることが期待されます。今後もこうした状況を好機と捉え、近く完成が予定されております亀山・関テクノヒルズなどへの企業誘致や市内企業の活性化に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、農林業の振興のうち、農業経営に影響のある主食用米の生産調整について、国は平成30年産米から生産数量目標の配分を行わないこととしております。今後は、地域農業の振興を目的とした亀山市農業再生協議会により生産量の目安を情報提供することで、需要に応じた生産に取り組めるよう進めてまいります。

また、台風21号の影響により、中庄地内の井出農道及び用水路を初めとする農業用施設及び農地に被害が発生しており、早期の災害復旧を図るため、関係経費及び繰越明許費の予算補正について、本議会へ提案いたしております。なお、中庄地内の井出農道及び用水路につきましては、激甚災害に指定されましたことから、国からの補助率が引き上げられ、農業者への負担軽減にもなるものと考えております。

一方、林業につきましては、国・県の予算が年々減少する中、国においては、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税（仮称）の創設に向けて検討が行われております。本市におきましても、三重県市長会などの関係機関と連携しながら、引き続きその早期実現を国へ要望してまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、小規模児童養護施設及び児童短期入所施設の誘致につきましては、去る10月より運営主体となる法人の公募を行ったところ、県内の社会福祉法人から応募がありました。今月中には選定委員会で審査を行い、事業者を決定いたしてまいります。

また、保育所及び認定こども園では、来年度の園児募集に際し、保護者の利便性向上のため、前年度より1週間長い期間を設けて募集を行ったところであります。1次募集では、前年度比23人の減となる367人の申請がありました。今後は待機児童の解消に向け利用調整を行うとともに、

民間力を活用した小規模保育事業の促進を図る等、子育て環境の整備に努めてまいります。

一方、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、春休みとなる学年末・学年始休業期間においても運営を行うため、学年始休業期間の事業分について本年度中に契約する必要があることから、債務負担行為について本議会に予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり活動の拠点施設の充実につきましては、先月、井田川地区北コミュニティセンターの耐震補強及びトイレ等の改修に係る工事請負契約を締結したところであり、来年2月末の完成に向けて着実に進めてまいります。

次に、共生社会の推進のうち、人権の尊重につきましては、今月4日からの人権週間に合わせ、同月9日に「ヒューマンフェスタ in 亀山」が井田川小学校において開催されます。イベントでは、中学生による人権作文の発表を初め高校生や障がい者による人権スピーチや関係団体によるブース展示などが予定されており、市民の人権に関する認識を高めていただく機会にしてまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進では、先月11日から26日までを亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間と定め、各種団体にもご協力いただきながら、市民や事業所等に対して啓発活動を行いました。推進期間中の先月23日には、中央コミュニティセンターにおいて、ワーク・ライフ・バランス講演会を開催するなど、仕事と生活の調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方を意識していただけたものと考えております。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、マイナンバー制度につきましては、先月13日から情報連携の本格運用が開始されたところです。これにより、行政機関での各種手続において、添付書類の一部を省略できることとなり、より利便性の向上が図られたところであります。今後につきましても、個人情報の適正な取り扱いに努めながら、マイナンバーカードの普及に取り組んでまいります。

また、指定管理期間が本年度で終了いたします道の駅関宿地域振興施設につきましては、新たな指定管理者の公募を行い、亀山市道の駅関宿振興施設に係る指定管理者選定委員会での審査を経て、指定管理者優先交渉権者を市内太岡寺町の株式会社安全に決定したところであります。その後、優先交渉権者との協議が調い、候補者として決定いたしましたので、本議会に道の駅関宿地域振興施設に係る指定管理者の指定について提案させていただいております。

次に、市職員の給与につきましては、人事院勧告に鑑みた国家公務員の給与改定の取り扱いに準じ、月例給及び勤勉手当の引き上げを行うとともに、来年4月の組織・機構の再編に伴い8級制を導入するため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。また、これに準じ、議会の議員及び特別職の期末手当についても改正を行ってきたところですが、専門的知見等を十分に反映させる必要があることから、亀山市特別職報酬等審議会において、議会の議員の報酬及び特別職の給料に加え、手当についても審議していただくため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月15日から11月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円

以上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに、同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

平成29年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。本年8月29日に中央教育審議会の特別部会が「学校における働き方改革に係る緊急提言」を発表しました。学校における教職員の勤務時間を把握し、部活動の適切な運営や学校閉庁日の設定等、勤務時間を意識した働き方を進めることや、業務改善の取り組み促進、チームとしての学校の実現に向けた専門スタッフの配置促進などを求めています。

また、新学習指導要領への移行期間に使用する小学校高学年用の新英語教材が公表され、従来の「聞く・話す」に加え、「読む・書く」に取り組む構成とするなど、新学習指導要領移行に向けた準備が進められています。

さらに、本年9月13日に学校教育法施行令の一部が改正され、家庭及び地域における体験的な学習活動等の円滑な実施及び充実を図るため、地域ごとに学校の夏休みなどの一部を学期中の平日に移す学校休業日の分散化が可能とされました。

一方、県では、いじめの防止、早期発見・早期対応のための対策を総合的に推進する三重県いじめ防止条例（仮称）の制定に向け、その素案の概要を公表し、先月、パブリックコメントの募集を終えました。

また、県としての部活動ガイドライン策定に向けて、先月、策定委員会より、その中間案が公表されました。

なお、学力向上策といたしまして、指導主事による小学校訪問を実施し、市教育委員会との連携のもと学校の課題の共有と課題に応じた取り組みの設定を通じて学力の向上に生かすとしています。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、各種計画の進捗管理を行うとともに、学校力、教師力の向上に向け、学校及び家庭、地域との連携・協働を図りながら、重点的な取り組みを着実に進めてまいります。

それでは、最初に、学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、中学校の部活動のあり方につきましては、県よりも先んじて部活動における休養日の設定を含めた「亀山市部活動ガイドライン」を策定し、各校に通知いたしました。

次に、防災教育につきましては、新たにJアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒の安全確保について、各学校の危機管理マニュアルの見直しを行ったところであります。

次いで、学習指導要領改訂につきましては、平成32年度からの新学習指導要領完全実施に向け、来年4月から市内全小学校において、5・6年英語科及び3・4年英語活動の先行実施を行うこと

といたしました。市広報等を通じて、小学校英語科及び英語活動における英語ボランティアの一般募集も始めております。

次に、学校給食につきましては、本年度も学校給食用食材として、鈴鹿農業協同組合受託者部会から市内産の米を、市内生産者団体である亀の市から市内産の野菜を寄贈していただきました。今後とも地産地消の取り組みのかなめである「かめやまっ子給食」や食育の推進について、一層の充実に努めてまいります。

次いで、インフルエンザ等の感染予防につきましては、市内全小・中学校に手指消毒用アルコールやマスクを配付し、対策を講じたところであります。また、本年度も亀山市茶業組合からの亀山茶のうがい用粉茶を活用させていただき、感染予防に努めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、学力向上につきましては、各校の校内研修会等の場を活用し、教職員の授業力向上のための助言を行うとともに、県教育委員会とも連携し、校内で組織的に授業改善が進むよう継続的な取り組みを支援しております。

また、教職員の研究活動につきましては、去る10月11日、井田川小学校と加太小学校において、教育研究発表会を開催いたしました。他市からの参加者を含め約400名の教職員が授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合いました。発表校では、成果や課題が明らかになるとともに、参観した学校は、発表された取り組みを自校での実践に生かすべく、さらに研修を積み重ねているところであります。

次に、生徒指導につきましては、本年9月にいじめに関する調査を実施し、新たに認知された事案や未解消事案についての現状を一つ一つ確認するとともに、学校と教育委員会及び関係機関と連携を図り、事案解決に向け取り組みを進めているところです。今後もいじめの実態を確実に把握するとともに、亀山市いじめ問題対応マニュアルに基づき、引き続きいじめの未然防止と早期発見に努めてまいります。具体的な取り組み例といたしますは、子供たちの自己肯定感を高めるために、中部中学校においては「いのちの授業」と題して連続講座を設けているところであります。

また、本年9月末時点の不登校の児童生徒数は、昨年度の同時期と比べて減少傾向にあり、各校でのきめ細かな不登校対応の取り組みが徐々に実を結んできていると捉えています。今後とも早期段階の相談体制強化や教職員研修の実施など、不登校の未然防止に向けた組織的な取り組みを進めてまいります。

次いで、児童生徒の体育文化活動につきましては、まず文化活動としまして、先月、市内全ての小・中学校が参加する亀山市小中音楽会を開催いたしました。合唱や楽器演奏で日ごろの練習成果を各校が互いに披露するとともに、プロの演奏家を招いてすぐれた音楽芸術鑑賞の機会を持ちました。

また、体育活動としまして、去る10月から先月初旬にかけて開催されました鈴亀地区新人体育大会におきまして、団体・個人ともに優勝や準優勝をするなど、生徒の目覚ましい活躍が見られました。選手の健闘をたたえるとともに、今後も生徒が活躍できるよう支援を行ってまいります。

次に、コミュニティ・スクールの活動につきましては、このたび川崎小学校の学校運営協議会が、地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞することが決定いたしました。地域と学校が連携・協働した基盤的な活動が他の模範となるものとして認められたものであります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、外壁に石綿が含まれていた校舎第1棟について、石綿除去工事の後、その解体工事をおおむね終えたところでございます。現在、校舎中棟の基礎工事に着手したところであり、今後も安全に十分配慮を行いつつ、2期工事完成に向け鋭意努力してまいります。

次に、空調機整備事業につきましては、現在、中学校分の設計業務を進めているところでありますが、本年度におきまして、国の交付金の交付決定がありましたので、その工事請負費等関係経費について予算補正を提案させていただいております。

一方、去る10月下旬の台風21号では、神辺小学校や亀山中学校などにおいて、樹木倒壊、門扉の破損等の被害を受けました。学校運営に支障を来す倒木につきましては、速やかに処理を行ったところであり、門扉等につきましても早急に復旧を行う予定であります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、図書館整備事業につきましては、本年度中の整備基本計画の策定に向けて、公募委員を含む整備推進委員会を立ち上げるとともに、より多くの方々のご意見を取り入れるために、市民ワークショップや図書館ボランティア団体との意見交換会などを開催しているところであります。

次に、地域の人材キラリ育成事業につきましては、昨年度策定いたしました生涯学習計画に基づいて具体的な展開に向けた庁内での合意形成を図っているところであります。

続きまして、図書館につきましては、図書館整備事業を進める上で、図書館に関する本を集めたミニコーナーを設置するとともに、市民ワークショップの開催にあわせ、館内で意見箱を設置するなど、市民の皆様からの意見集約に努めてまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

教育長の現況報告は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第87号から日程第26、議案第108号までの22件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正についてでございますが、本市における組織・機構につきましては、市町合併後の平成18年度にフラットでスピーディーな意思決定を狙い

とする部・室制を導入して以降、教育委員会所管の文化・スポーツの事務分掌を市長部局へ移管するなど、改編を繰り返し現在に至っております。

この部・室制は、市政において迅速な意思決定を行うという当初の狙いについて一定の成果がございました。その一方で、室において、業務を推進するためのリーダー的な職が明確でないことや、業務の中でマネジメント能力を養成する機会が失われているという課題も見受けられました。このような状況を鑑み、平成30年度を始期とする組織・機構につきましては、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、部・室制の課題でもある職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築することを目的として再編を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、関係する組織間での連携が効果的に図られる組織体制とするため、部の組織単位を大きくすることといたします。

まず、管理部門を一元化するため、総合政策部を置くことといたします。

次に、市民生活に身近な事務を一体的に担うため、生活文化部を置くこととし、健康福祉部の分掌事務を改めることといたします。

次に、産業振興と都市基盤を一体的に捉えたまちづくりを推進するため産業建設部を、地方公営企業の独立性を高めるため、上下水道部を置くことといたします。

次に、多様な危機事案に一元的に対応するため、部に属さない課として防災安全課を置くことといたします。

なお、施行日は平成30年4月1日とし、この条例改正による所管部の変更に伴う関係条例の一部改正を附則に規定いたします。

次に、議案第88号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、人事院規則19-0（職員の育児休業等）が改正され、国家公務員の育児休業等に係る規定が改正されたことから、市職員の育児休業等の規定についても、これに準じた取り扱いとするため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、育児休業法第2条第1項において条例で定めることとされた非常勤職員が、その養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めます。

2つ目としまして、育児休業法第2条第1項ただし書き、第3条第2項または第10条第1項ただし書きにおいて、それぞれ条例で定めることとされた育児休業、育児休業の延長または育児短時間勤務をすることができる特別の事情に、育児休業等に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことが該当することを規定することといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第89号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、現在、亀山市特別職報酬等審議会は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に支給する給料の額を審議対象としております。こうした中、議会の議員の議員報酬及び

期末手当の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料を含む給与の額について、市民の意思を十分に反映させるべく当審議会の審議を経ることにより透明性を確保するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、当審議会の審議対象を議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給与の額に改めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、平成29年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

また、平成30年度における組織・機構の再編に伴い、管理職員の職務の範囲が広がることから、それに見合う給料体系とすることにより、職員の意欲向上を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、一般職の職員について、平成29年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げます。また、再任用職員について、平成29年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

2つ目としまして、給料月額を一定水準（平均0.2%）引き上げます。

3つ目としまして、一般職の職員について、平成30年度以降の6月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き下げます。また、再任用職員について、平成30年度以降の6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

4つ目としまして、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき分類する職務の級の基準となる職務の内容を見直し、等級別基準職務表に8級となる職務を加えることといたします。

5つ目としまして、職務の級が8級である職員の給料月額を定めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

ただし、平成30年度以降の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成30年4月1日といたします。また、平成29年度の勤勉手当の支給月数を引き上げる改正につきましては、平成29年12月1日から、給料月額を一定水準引き上げる改正につきましては、平成29年4月1日から適用することといたします。

続きまして、議案第91号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございますが、学校教育法施行令の一部を改正する政令により学校教育法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している学校教育法施行令第29条に第2項が加えられたことに伴い、条項の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、本市の水道事業における水道料金については、市町合併以降、消費税率の改定に伴うものを除き、実質的な値上げを行うことなく、これまで比較的安価な料金を維持してまいりました。

しかしながら、今後の老朽管路の更新や施設耐震化に必要な事業費用に対して、料金収入が不足

する状況が見込まれます。また、地方公営企業法において、地方公営企業が徴収する料金は、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと定められております。このため、亀山市水道料金検討委員会の報告に基づき、水道料金の額の妥当性を検証した結果、その額を見直す必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

また、使用水量の少ない高齢者世帯、単身の世帯等が増加しているため、基本水量を見直す必要があることから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、専用給水装置及び共用給水装置に係る水道料金について、基本料金及び超過料金をそれぞれ18%引き上げるとともに、基本水量を「10立方メートル」から「5立方メートル」に改めることといたします。

なお、施行日は平成30年4月1日とし、施行日前から継続して水道を使用している場合の平成30年4月分の水道料金については、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に議案第93号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るため、本年4月に開設した地域包括ケア病床15床につきましては、開設以降半年間の稼働率が89%と非常に高く、今後もますます同病床の需要は増加していくことが見込まれます。このことから、平成30年4月から地域包括ケア病床を増床するため、現在の一般病床の6人部屋1室（6床）を厚生労働大臣が定める設置基準に適合させるため、4人部屋1室（4床）に改修いたします。これに伴い、合計病床数に変更が生じるため、所要の改正を行うものでございます。

また、平成21年度から関係機関への届け出の必要がない事業所として行ってきました訪問看護につきましては、地域包括ケアシステムのさらなる推進、診療報酬及び介護報酬の加算による収益の増加等につなげるため、平成30年4月から病院事業の附帯事業として行うことといたします。これに伴い、亀山市立医療センター内に新たに訪問看護ステーションを開設するため、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、病床数を「94床」から2床減らし、「92床」といたします。

また、病院事業の附帯事業として、訪問看護を行うため訪問看護ステーションを設置する規定を新たに設けます。

なお、施行日は平成30年4月1日といたします。

続きまして、議案第94号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3億9,129万4,000円を追加し、補正後の予算総額を215億7,140万5,000円といたしております。

最初に、繰越明許費補正につきましては、事業の進捗状況等により亀山駅周辺整備事業や災害復旧事業など計7事業について、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費の追加をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、平成30年度の契約事業者の選定を行うため、6事業を追加いたしております。

次に、地方債補正につきましては、発行可能額が確定いたしました臨時財政対策債を増額するほ

か、事業費の変更等による地方債の追加及び変更をいたしております。

続いて、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

歳出全般にわたりまして、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費について補正を行っております。

総務費につきましては、勸奨退職者等の増加により退職手当の増額をするほか、社会保障・税番号制度に係る電算システム修正委託料を計上いたしております。

民生費につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者及び心身障がい児の自立支援事業を増額するとともに、新たに介護施設（グループホーム）を整備する社会福祉法人安全福祉会に対して交付する地域医療介護総合確保基金事業補助金を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業集落排水事業繰出金を減額いたし、商工費では産業振興奨励金を増額いたしております。

土木費につきましては、事業計画の見直しにより、和賀白川線整備事業を減額し、老朽化した亀山公園トイレの建てかえに係る経費を計上いたしております。

消費費につきましては、消防団の車両整備について、借入金を予定しておりました起債事業の変更により、緊急防災事業から防災基盤整備事業へ事業費の組み替えを行っております。

教育費につきましては、中学校の空調機整備事業が本年度の国庫補助事業として採択されたことから、事業の前倒しを行い、合併特例事業として工事請負費等を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、去る10月の台風21号により被災した農業用施設や道路などの災害復旧に係る経費を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、地方交付税につきましては、普通交付税の交付決定額により増額をいたしました。

国庫支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、生活保護費の過年度国庫負担金精算金や公共土木施設の災害復旧事業費負担金などを計上いたしました。

県支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、地域医療介護総合確保基金事業補助金を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れを減額いたし、繰越金につきましては前年度繰越金を増額いたしております。

市債につきましては、臨時財政対策債を増額するほか、和賀白川線整備事業債を減額いたしております。

次に、議案第95号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、債務負担行為として健康づくりのてびき発行事業を追加いたしております。

次に、議案第96号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ6,187万4,000円を追加し、補正後の予算総額を9億5,737万4,000円といたしております。

主な補正内容は、後期高齢者医療保険料を増額するほか、広域連合への納付金の増額を計上いたしました。

次に、議案第97号平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ142万7,000円を追加し、補正後の予算総額を

4億5,292万7,000円といたしております。

なお、補正内容は、前年度繰越金を計上するほか、消費税の増額を計上いたしました。

次に、議案第98号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、債務負担行為として清掃業務委託料を追加いたしております。

次に、議案第99号平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入を131万円増額し、補正額の予定額を10億611万円とし、収益的支出を151万円増額し、補正後の予定額を9億9,801万円といたしております。また、資本的収入を959万2,000円増額し、補正後の予定額を9億8,459万2,000円とし、資本的支出を187万円増額し、補正後の予定額を12億1,667万円といたしております。

主な補正内容は、収益的収入における雑収益の増額や資本的収入における受益者負担金の増額をするほか、一般会計負担金、一般会計補助金の減額をいたしております。

次に、議案第100号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、債務負担行為として清掃業務委託料を追加いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第101号指定管理者の指定についてでございますが、亀山市道の駅関宿地域振興施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体は、亀山市太岡寺町1180番地、株式会社安全、代表取締役社長 伊藤淳彦で、指定管理者を指定する期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までといたします。

続きまして、議案第102号から議案第104号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である羽若36号線、羽若37号線及び羽若38号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第105号市道路線の変更についてでございますが、開発行為により代替道路が設置されたことに伴う羽若3号線の路線の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第106号から議案第108号までの市道路線の廃止についてでございますが、開発行為に伴う下白木13号線の路線の廃止、代替道路の整備に伴う阿野田37号線の路線の廃止及び一般交通の用に供する必要がなくなった菅内15号線の路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成29年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、一般会計補正予算（第6号）でございますが、補正予算書の4、5ページをお開きをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございますが、亀山駅周辺整備事業や亀山公園トイレ整備事業など、土木費と教育費の4事業につきましては、事業進捗のおくれや事業実施の前倒しなどから繰り越しを行おうとするもので、また災害復旧費の3事業につきましては、台風5号及び台風21号による災害復旧事業でございます。それぞれ年度内に完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行おうとするものでございます。

次の第3表 債務負担行為補正でございますが、平成30年度の契約事業者の選定を行うため、6事業につきまして、債務負担行為の追加をいたすものでございます。

なお、清掃及び自家用電気工作物の保安管理業務委託料につきましては、従来単年度で契約を行っておりましたが、今回、経費削減と事務の軽減を図るということで、3年間の契約を行おうとするものでございます。

次の第4表 地方債補正でございますが、1の追加では防災対策事業1,030万につきましては、消防団車両の購入事業が借入れを予定しておりました緊急防災事業の対象外となったことから、改めて防災対策事業として計上いたしました。

また、台風21号の災害復旧として公共土木施設災害復旧事業3,820万円を追加いたしてございます。

また、5ページのほうでは、2の変更では、臨時財政対策債の発行可能額が決定をいたしましたことから、限度額を7億4,660万円に変更するほか、道路整備事業では和賀白川線整備事業の減額、学校施設整備事業では中学校の空調機整備事業の増額など、それぞれ地方債の限度額を変更いたしてございます。

次に、予算に関する説明書をごらんいただきながら、順次ご説明を申し上げます。

まず、今回の補正予算につきましては、人件費の補正を歳出の各費目で行っておりますが、個々の説明は省略をさせていただきます。給与費の明細書においてご説明を申し上げます。

52ページでございますが、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

上段の一般職の総括の比較欄でございますが、給料では1,265万円の減額、職員手当では8,901万円の増額、共済費では1,870万円の増額によりまして、合計では9,506万円の増額といたしております。

これらの増減理由でございますが、中ごろの（2）でございますが、給料及び職員手当の増減額の明細をごらんください。

給料につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により306万1,000円の増額、また職員の異動による減及び育児休業者の増等によりまして1,571万1,000円の減額となり、合わせて1,265万円の減額をいたしております。

次に、職員手当につきましては、勸奨退職者等の増による退職手当が7,132万円の増額及び

人事院勧告等に伴う期末勤勉手当の増額636万円などによりまして、合わせまして8,901万円の増額をいたしました。

次に、各費目の歳出でございますが、19ページをお願いいたします。

下段で、第2款総務費の一般職員人件費、退職手当7,128万円につきましては、勧奨及び自己都合による退職者5名分の退職手当を計上いたしました。

次に、21ページをお願いいたします。

上段の住民情報系システム事業420万円につきましては、社会保障・税番号制度における運用テスト等に対するシステム修正委託料を計上いたしてございます。

次に、23ページをお願いいたします。

第3款民生費、中段の一般事業979万2,000円でございますが、平成28年度の臨時福祉給付金等給付事務費補助金や、障がい者医療費国庫負担金などの確定に伴います国・県への返還金を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療事業1,727万3,000円につきましては、後期高齢者医療事業特別会計への事務費の繰出金であり、職員人件費及び療養給付費負担金の増に伴うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

上段の障がい者の自立支援事業6,300万円につきましては、利用者の増加により介護給付費等及び自立支援医療費を増額いたしてございます。

次に、地域生活支援事業690万円につきましては、利用者の増加による地域活動支援事業委託料の増額及び障害者総合支援法の改正に伴うシステム修正委託料を計上いたしてございます。

次に、老人福祉費の一般事業3,758万9,000円につきましては、グループホームを整備いたします社会福祉法人安全福祉会に対し、県が補助金の交付決定を行ったことから、市を通して交付する補助金を計上いたしました。

次に、27ページをお願いいたします。

中段の民間保育所補助費347万4,000円につきましては、平成28年度の子ども・子育て支援交付金や子ども・子育て支援事業費補助金などの確定に伴う国・県への返還金でございます。

次に、放課後児童クラブ244万9,000円につきましては、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の改正によりまして、国及び県の補助基準額が改正をされましたことから、民間施設活動事業費補助金を増額いたしました。

次に、29ページをお願いいたします。

中段の心身障がい児の自立支援事業1,730万円につきましては、利用者の増加により補装具給付費及び介護給付費等を増額いたしてございます。

下段の生活保護事業の一般管理費825万3,000円につきましては、28年度の生活扶助費等国庫負担金などの確定に伴う国への返還金でございます。

次に、31ページをお願いいたします。

上段の生活保護費、扶助費1,200万円につきましては、保護世帯及び人数が増加をしたため、それぞれの扶助費を増額いたしてございます。

次に、33ページをお願いいたします。

中段の第6款農林水産業費、農業集落排水事業1,479万2,000円の減額につきましては、

農業集落排水事業特別会計において、平成28年度決算による繰越金を計上したことなどに伴いまして、繰出金を減額いたしてございます。

次に、35ページでございます。

中ごろの第7款商工費、産業振興奨励事業400万円につきましては、昨年度、新たに奨励措置の指定を行いました2事業者に対し交付するもので、投資額が当初見込みより増加をしましたので、その不足する額を計上いたしました。

次に、37ページをお願いいたします。

第8款土木費、中段の和賀白川線整備事業1億300万円の減額につきましては、事業計画の見直しや用地測量業務委託契約の解除に伴いまして、用地購入費を減額いたしてございます。

次に、39ページをお願いいたします。

上段の公共下水道事業4,074万5,000円の減額につきましては、公共下水道事業会計におきまして雑収益や受益者負担金など収入が増加をいたしましたので、繰出金を減額いたしてございます。

次の公園管理費の施設管理費2,700万円につきましては、老朽化により現在使用ができない状態となっております亀山公園トイレにつきましては、早期の復旧を図るために建てかえに要する経費を計上いたしました。

次に、41ページをお願いいたします。

第9款消防費、中段の車両整備費につきましては、消防団車両購入に係る契約額にあわせて緊急防災事業から防災基盤整備事業への組み替えを行うものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

第10款の教育費、上段の小学校費の情報教育推進事業677万8,000円の減額及び下段の中学校費の情報教育推進事業183万1,000円の減額につきましては、児童生徒用のタブレット型パソコン470台などの購入に係る入札差金でございます。

次に、中ごろの中学校費の空調機整備事業でございますが、当初予算では安全・安心な学校づくり事業として、設計等委託料260万円を計上いたしておりましたが、国の補助事業として採択されましたことから、次年度に予定をしておりました事業費の前倒しを行いまして、監理等委託料100万円及び工事請負費6,500万円を追加計上いたしてございます。

また、財源におきまして、国庫補助金に加えまして合併特例債を活用することから、事業の組み替えを行いまして合併特例事業として計上をいたしてございます。

次に、47ページでございます。

上段のかめやま文化年事業100万円につきましては、公益財団法人亀山市地域社会振興会が文化会館で実施いたしますスライドコンサートが一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、地域の芸術環境づくり助成金として計上いたしました。

次の伝統的建造物群保存修理修景事業300万円につきましては、国の補助事業の追加配分があったことから増額をいたすものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

下段の第14款災害復旧費、農業用施設等災害復旧事業の補助事業分600万円につきましては、中庄町の井出農道、用水路に係るのり面復旧等に係る測量等委託料50万円及び工事請負費550

万円でございます。

次の単独事業分2,400万円につきましては、被災した農地や排水路などを地元施工で復旧される団体に対しまして原材料費240万、建設機械等の借りに係る補助金2,160万円を計上いたしました。

次の道路橋梁災害復旧事業の補助事業分1億1,500万円につきましては、小川町地内の川崎白木線及び白木町地内の下白木8号線での路肩のり面復旧に係る工事請負費を計上いたしました。

次の単独事業分1,550万円につきましては、道路の路肩のり面復旧や倒木処理等に係る工事請負費を計上いたしました。

次に、51ページでございます。

上段の河川災害復旧事業1,200万円につきましては、河川の護岸の復旧等に係る測量等委託料50万及び工事請負費1,150万円を計上いたしてございます。

次の社会福祉施設災害復旧事業以下の4事業につきましては、あいあいや小・中学校、また亀山城など市の施設に係る災害復旧費の計上でございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

第10款の地方交付税1億6,762万1,000円の増額につきましては、算定の結果、普通交付税の交付額が決定いたしましたので計上いたしました。

次に、第12款分担金及び負担金、農林水産業施設の現年発生災害復旧事業受益者分担金24万6,000円につきましては、井出農道、用水路の災害復旧事業における受益者分担金を計上いたしました。

次に、第14款国庫支出金でございますが、障がい者自立支援給付費負担金3,865万円につきましては、支援事業費の増加により増額を行うものでございます。

下段の公共土木施設の現年発生補助災害復旧事業費負担金7,670万5,000円につきましては、川崎白木線及び下白木8号線の災害復旧事業に係る国庫負担金を計上いたしました。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の学校施設環境改善交付金1,569万5,000円につきましては、中学校の空調機整備事業における国庫補助金を計上いたしました。

中段の第15款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金2,007万5,000円につきましては、支援事業費の増加により国庫支出金に準じて増額補正を行うものでございます。

下段の地域医療介護総合確保基金事業補助金3,758万9,000円につきましては、グループホームを整備する社会福祉法人安全福祉会に対し交付する補助金の財源として計上いたしてございます。

次の農林水産業施設の現年発生補助災害復旧事業費補助金426万9,000円につきましては、井出農道、用水路の災害復旧事業に対する県補助金を計上いたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

中ごろの第18款繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、地方交付税及び臨時財政対策債の増額や前年度繰越金の計上などによりまして財源調整を行いまして、2億2,138万3,000円を減額いたしました。

次に、17ページをお願いいたします。

上段の第19款繰越金、前年度繰越金につきましては、今回の補正財源として3,642万9,000円を計上いたしました。

次の第20款諸収入、コミュニティ助成事業助成金300万円につきましては、かめやま文化年2017の開催事業に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金を計上いたしてごさいます。

下段の第21款市債、臨時財政対策債1億8,270万円につきましては、発行可能額の決定により増額をし、和賀白川線整備事業9,780万円の減額につきましては、今年度の事業費を全額減額したことから減額をいたしてごさいます。

また、第4目の消防債につきましては、緊急防災事業債から防災対策事業債への組み替えを行ったものでごさいます。

学校教育施設整備事業債4,990万円につきましては、中学校の空調機整備事業を合併特例事業としたことから計上いたしました。

次の現年発生補助災害復旧事業債につきましては、農林水産業施設に90万、公共土木施設に3,820万円を計上いたしております。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございしますが、56ページをお願いいたします。

第1表の債務負担行為補正でございしますが、30年度の契約事業者の選定を行うため、健康づくりのてびき発行事業について、債務負担行為の追加をいたすものでごさいます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございしますが、67ページをお願いいたします。

歳出でございしますが、上段の第1款総務費の一般職員人件費25万5,000円につきましては、人事院勧告等に伴う増額でございします。

下段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金5,958万6,000円につきましては、平成29年度の納付金の額が決定をいたしましたので、増額をいたしました。

増額の主な要因は、保険料収入及び療養給付費の増加によるものでごさいます。

次に、69ページをお願いいたします。

第3款諸支出金の一般会計繰出金203万3,000円につきましては、前年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしております。

戻っていただきまして、65ページをお願いいたします。

歳入でございしますが、第1款後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料現年分1,554万4,000円、普通徴収保険料現年分1,392万8,000円につきましては、被保険者数の増加、所得割及び均等割に係る軽減措置の改正などによる増額でございします。

中段の第3款繰入金、一般会計からの事務費繰入金1,727万3,000円につきましては、職員人件費と広域連合への納付金のうち、療養給付費負担金に係る増額分でございします。

下段の第5款繰越金でございしますが、前年度繰越金の全額である1,512万9,000円を計上いたしました。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、72ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。

一般会計と同様に平成30年度からの3カ年契約を行うため、自家用電気工作物保安管理業務委託料について、債務負担行為の追加をいたすものでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第1款事業費の一般職員人件費53万5,000円につきましては、人事院勧告等により増額をいたしております。

次の一般管理費89万2,000円につきましては、消費税の納付額が確定したことから増額をいたしました。

戻っていただきまして、77ページをお願いいたします。

歳入でございますが、上段の第5款繰入金の一般会計繰入金1,479万2,000円の減額につきましては、前年度繰越金の計上などにより一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

下段の第7款繰越金でございますが、前年度繰越金の全額である1,621万9,000円を計上いたしました。

次に、水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、83ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。平成30年度からの3カ年契約を行うため、清掃業務委託料について債務負担行為の追加をいたすものでございます。

次に、公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

87ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、30年度からの3カ年契約を行うということで、自家用電気工作物保安管理業務委託料について、債務負担行為の追加をいたしてございます。

次に、89ページをお願いいたします。

収益的収入の第1款下水道事業収益、下水道使用料では、接続戸数の増加により790万円、また下段の雑収益では流域下水道維持管理負担金の還付金の増などによりまして2,933万円を増額し、収益的収入及び支出における補正による財源調整として、一般会計負担金3,424万8,000円の減額と一般会計補助金186万9,000円の減額を計上いたしてございます。

次に、90ページをお願いいたします。

収益的支出の第1款下水道事業費用、動力費150万円につきましては、電力会社の燃料費調整による電気代の増加を、また平成28年度決算の確定により減価償却費について31万円の減額をいたしております。

次に、91ページをお願いいたします。

第1款資本的収入では、受益者負担金につきましては本年度供用開始をいたしました地区において一括納付が多かったことから1,422万円の増額をいたし、資本的収入及び支出における補正により、一般会計負担金115万5,000円の減額と一般会計補助金347万3,000円の減額をいたしております。

下段の第1款資本的支出では、管渠整備費において人事異動等によりまして給料等の人件費187万円を増額いたすものでございます。

最後に、病院事業会計補正予算（第3号）でございますが、101ページをごらんください。
清掃業務委託料につきまして、こちらも30年度からの3カ年契約を行うため、債務負担行為の追加をいたしております。

以上をもちまして補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす2日から10日までの9日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

あす2日から10日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は11日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午前11時40分 散会）

平成29年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成29年12月11日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 87号 亀山市行政組織条例の一部改正について
議案第 88号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 89号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
議案第 90号 亀山市職員給与条例の一部改正について
議案第 91号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
議案第 92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
議案第 93号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第 94号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
議案第 95号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第 96号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第 97号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第 98号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第 99号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第100号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
議案第101号 指定管理者の指定について
議案第102号 市道路線の認定について
議案第103号 市道路線の認定について
議案第104号 市道路線の認定について
議案第105号 市道路線の変更について
議案第106号 市道路線の廃止について
議案第107号 市道路線の廃止について
議案第108号 市道路線の廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君

11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	嶋村明彦君	関支所長	久野友彦君
子ども総合センター長	伊藤早苗君	上下水道局長	宮崎哲二君
財務部参事	落合浩君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	建設部参事	亀淵輝男君
会計管理者	西口美由紀君	消防長	中根英二君
消防次長兼消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長兼地域医療部長	古田秀樹君	教育長	服部裕君
教育次長	大澤哲也君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	宮崎吉男君	選挙管理委員会事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査室長	渡邊靖文
書記	水越いづみ	書記	村主健太郎

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（西川憲行君）

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、松本建設部長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

本日の議案質疑ですけれども、2つの議案から質疑していきたいと思います。

1点目、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正についてです。

今回、大きく組織を変えていくということでこの条例が出されたわけですが、大きくは部・室制の部の部分を若干スリムにしてとか合併して、2つ減らして、室長の部分を、室長さんが課長さんになるわけなんやけれども、それを20減らして、新たにグループというものを91立ち上げるということなんですね。

今まで何回か組織を変えてきた経緯があるんですけども、まず18年度に機構改革としてされた組織を変えた目的というのが達成されての今回の改正なのか、だめだったから改正なのか、そこら辺のところを説明いただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今回の組織・機構の再編では、平成29年度に始動しました第2次総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、議員からございました部・室制の課題でもあります職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築することを基本方針として編成したところでございます。

今回の18年度の組織・機構改革の目的が達成されたのかというご質問でございますが、これまでの課係制から部・室制に変更し、それまで各職位を経て意思決定を進める過程を担当から直接管理職であります室長へ意思決定を進めるもので、意思決定の迅速化は図られたものと考えております。

その結果、これまでの課係制に比べ、迅速な意思決定が可能になったことに加え、課というくくりよりも大きな部という組織になったことで、事務事業の横断的な遂行が可能となったと考えております。

一方で、室の中で管理職以外はフラットな体制となりまして、係長のような中間的な業務をマネジメントする職がなくなったことで、中間管理職に求められるマネジメント能力を育成する機会が失われたという課題もあらわれてきたと感じているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この部・室制にしたことでスピーディーに意思決定ができるようになった、決定ができるようになったという評価はしながら、マネジメント能力を育てられなかったということなんですけれども、私、1点目の疑問は、マネジメントをする能力というのは、こういうふうに組織を改編しないと育てないものなのかどうか。今の組織のままで、内部の中でマネジメント力を育てるということをやってきたのか、やれないのかということが1点。

そして、今回、早くできるようになったという部・室制を、また以前のようなことに変えるわけなんですけれども、じゃあ、その解決してきたというスピーディーに決定ができたという部分が後戻りするのではないかということについて疑問があるわけなんですけれども、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、マネジメント能力についてのご質問でございますが、私は、マネジメント能力というのは職員が業務を遂行する中で協力して業務を進めていく力をリーダーが統括する、それをマネジメント力というふうに認識しておりまして、先ほど課題のところでも申し上げましたが、以前はそういった職を係長が担っていたものが、室制を引いたことによって、全ての組織がフラット化になったことによって、そういう中間的にマネジメントをする職が失われたということが課題でもありまして、今回、グループリーダーという配置を考えたところでございます。

それと2点目の、今回の組織が迅速な意思決定が可能となったものが後戻りになるのではないかというご懸念でございますが、18年に組織を改正させていただいて12年ぐらいかかっておりますが、その間、それぞれの職員が意思決定の迅速化を進めるといった考え方については定着してきたものというふうに認識をしておりまして、今回、これを変えることによって迅速化の考え方が後退すると、そのような考え方は持っていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私の言うマネジメント能力を今のままで高められるのではないかという質問は、要するに、あなたはリーダーですよというバッジをつけてもらわなくても、フラットの人々の中の内々で、あなたはこれについて責任を持ちましょうというようなことがされる中では解決できないもののかなということに疑問があったのでお聞きしたところなんで、またご答弁があったらお伺いしたいということ、今のご答弁で後戻りしてスピード感というものが欠けるんじゃないかなということについては、ずっとやってきた部・室制のスピーディーに決定をするということをやってきたので、質的には高まっているから、後戻りしたとしてもスピード感が失われることはないということですか、お聞きします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、1点目のフラット化の中でわざわざリーダーを設置しなくても、そういう意識の中でマネジメント能力が養成できるのではないかというご指摘だったと思いますが、私どももそういう考え方の中で、副室長というのを室長の補佐役として設置をさせていただきましたが、やはり少しその役割が明確でないということの中で、現在、余り機能していないというそういった反省もございまして、今回、しっかりとグループリーダーという形の中で、最小組織のグループを統括するリーダーを明確にするという意味合いで改正のほうを出させていただいたところでございます。

それともう一点、後戻りの中で、職員の意識が、10年たって、私どももそういう意識の中でしっかり職員が対応できるようになったという認識を持っておりまして、今回、3層構造になることによって少し決裁等のことでご心配もいただいておりますが、こういったことについては職員が10年以上培った中で対応できるものと認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

このマネジメント能力というものについては、今言った意識の中では高めることはできない。でも、スピーディーに決定するということについては意識で解決していけるという、若干、私としては、要するに、こういうことを変えていくということはお金もかかってくることなんで、意識というところで努力ができるのであれば、それをやっていかれるという方法も1つなかなと思ってお聞きしたところです。若干そういう意味では矛盾があるのではないかなと、私は感じました。

次の質問というか、見ていく中で、どんどん数が部長さんやら室長さんやらが課長さんになっていったりする中で気になるのが、今いらっしゃる室長さんが全て課長さんにスライドするというのではなくて、数が減っていくわけなので、そこについては室長さんから課長さんになる方と室長さんからグループリーダーになる方が当然おられるわけで、そこについての仕事をする意欲の低下とか、そういうところについてはどのように考えておられますか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

来年の4月に職が変わる中で想定されることが、現在の室長から部長に昇格するということと、室長から横滑りで課長へ行くということと、あとグループリーダーという副参事ということをつけさせていただきますが、名称がグループリーダーになるという、この3職種が考えられるということでございます。

その中で議員からもご指摘がありました課長と室長の数を減らしておりますもので、役職の中で20ぐらいの職が減っておりますもので、一般的に20人程度の職員がグループリーダーになるということが想定をされます。そうした中で議員からは、今まで管理職の室長ということで決裁権も持っておりましたが、この方がグループリーダーという形で意欲をなくしてしまわないのかというご懸念だというふうに考えております。

今回、室長からグループリーダーになられる者につきましては、まず副参事兼グループリーダーということで、まず管理職という形で処遇をさせてもらいたいというふうに考えております。これは、給料上、級を下げないという考え方でございます。ただ、ご指摘のように決裁権がなくなりま

すもので、今まで室長というと、100万円以下の決裁をしておりましたが、決裁権がなくなるということについては、若干、意識の低下というのも考えられると思いますが、これにつきましては、段階的に解消していくものというふうに考えておまして、現在はそのような形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

部長や課長にいく人ではなくて、グループリーダーに室長からなる人については副参事という職を与えるということで、給料上は保証されるということが1つと、意欲という面については段階的に解決するという事は、時が解決するという意味なのかなど。何かが、何の段階があるのかなどというのが、ちょっとわからなかったんで、それ以上にあるのであればまた教えていただきたいんですけども、どっかではしなくちゃいけないのかもわかりませんが、大変なことであるなあと思います。

それから、次の質疑に移りたいと思いますが、平成25年度から設置した部内局というのがありますが、これについて廃止となったことについてはどのように考えておられるのか、お願いします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、私、段階的にと申し上げたのは、時が解決するという意味合いではございませんと、そういった20人についてはあくまでも経過的な措置ですもので、例えば退職とか人事異動で、そういう方は基本的に年々なくなっていくというふうに考えておまして、そのような意味合いでございます。

それと、今回、平成25年度に設置をいたしました部内局が廃止になった理由でございますが、現在の局長制度につきましては、平成25年度に行った組織・機構改革において配置したものでございますが、その総括といたしましては、当初の狙いの一つでありました比較的業務範囲の広い部で一定の業務における意思決定を迅速かつ専門的に行うことにより、円滑な業務進捗が図られるものと捉えているところでございます。

一方で局長が担当する業務は、一定の範囲に限定をされておりまして、局の中で完結をしたため、当初の狙いの一つでありました部局間連携の強化にはつながらない側面や、局長業務が部長業務全般のフォローにつながらないという課題もあらわれてきたところでございまして、こういったことを踏まえ、広範な業務や特殊で専門性の高い業務を担当する部におきましては、部長の補佐的な職を設置する場合、部の一定の範囲を担当させるのではなくて、部全体の業務を管理する次長級を配置することが望ましいと考え、今回、改正案を提出させていただいたものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

局の名前からすると、もともと部全体をフォローするという立ち位置にはなかったんだと思うの

で、それができなかったという評価というのがなぜ出てくるのか、私にはちょっとわかりませんが、もともとそういうつもりじゃなかったはずですよ。けれども、やっぱり全体のフォローをするところが必要だろうというところで、その局をなくして、新たに部長を補佐する次長をつけていくということですね。わかりました。

何か、そのときそのときの評価がちょっと甘いのではないかなという、今、印象があります。

次の3番目の質疑ですけど、各課、グループの名前の決定に至る経過についてと上げさせていただいたんですけど、まず1つは、大きく部長、課長、係長ではだめなのか、部長、課長、グループリーダーと、わざわざ片仮名を使用しなければならない理由は何だったのかということをお聞きしたと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回特に改正の中で、係というのをグループという形、なぜ係ではだめだったのかというふうなご質問でございますが、最小の所属単位を係ではなくグループとしておりますのは、現在の部・室制を導入する以前の課係制におきましても、旧亀山市、旧関町、両方とも係長という職が存在をしております。今回、組織・機構の改革の際には、その最小の所属単位を係、その長を係長とすることも検討してきたところでございます。

しかしながら、以前の係長とは職責や業務範囲が異なり、主幹と係長の位置づけも異なりますことから、一部職員からは以前の係長と混同することも懸念をされまして、係や係長とは別の名称でありますグループや、その長をグループリーダーとしたものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

実際、仕事をしてこられた職員の方が合併以前のあり方ということでちょっと混乱をするから、それぞれの係長が今からやるグループリーダー的のところと違うから、あえて係という名前をつけずにしたということですね。

そりゃあ、職員の間では混乱ということがあるのかもわかりませんが、市民の感覚では、その前がどうやったということよりも、私は部長、課長、係長のほうがなじみがいいんじゃないかなという感がして質問しました。

そして、市民を優先するべきじゃないかなという気もするんですけども、あともう一つ、このグループの名前で気になるのが、各課からどういうグループをつくるかという議論があったと思うんですけども、そのグループをはだてるための議論がどういう決定の経過があったのかなという疑問が湧きました。それはなぜかという、グループの統括する範囲のバランスがちょっとまちまちなのではないかなと感じたということですね。

例えば、私かねてから言っていました生活保護なんか、本当に仕事の内容がすごく煩雑でたくさんあって、いつも休みのときにも仕事してはりますけれども、そういうのはやっぱり独立してきっちりと生活保護として立ち上げるべきじゃないかなとか、獣害なんかも本当に被害が県内でもすごく多いので、そういうグループをつくるということもありなのではないかなと思う反面、国体グループ、

何かこうずうっとあるわけではないものに対してグループがはだてである、国体推進グループですね。こういうものがはだてであるというところで、グループのいろんなバランスが悪いのではないかなという思いがするんです。それはどういう経過だったのか、どう考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、グループの名称をまず決定をさせていただいた過程でございますが、これにつきましては、まず各部局におきまして聞き取りを行い、部局長会議、庁議を経て名称というのは決定していくということでございまして、ただいま、少しグループの名称にばらつきがあるのではないかとのご指摘でございますが、グループの名称決定につきましては、議員おっしゃられたように、市として、市の事業をはだてようとするものがはっきりとわかる事業を選定するものもございまして、今、申された担当業務がわかりやすいものを選定する場合もございまして、例えば今、国体推進グループ、生活保護、獣害、こういった例でご質問がございましたが、例えば国体推進グループのようなグループにつきましては、短期間に集中する事業を特出しするもので、こういったものにつきましては、国体推進グループのように事業名を出させていただいたというところでございまして、また、生活保護については地域福祉、獣害につきましては農政という名称で大きくくりではあります、これまで進めてきた業務が一言でわかるといったこともございまして、いずれにいたしましても、新たなグループ名の決定の際には、混乱のないわかりやすい名称の選定を今後行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

わかりやすい名称と一くりにいいですけども、何を大事にするかという市の考え方をあらわすものだと思いますので、これは、私はバランスを欠いているなと思いますし、あと図書館とか博物館をグループというところにくくってますけれども、私はこれから大きく図書館をよくしていこうという流れがある中で、もう少し上げていくべきではないかなという思いがあるんですけど、そこはどうですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ご指摘のように、今、図書館につきましては、生涯学習室で所管をしております、歴史博物館については、文化スポーツ室の所管ということでございます。

それぞれ推進していく事業がたくさんあることから、これを課に上げていくべきではないかというご指摘だと思いますが、今回も図書館につきましては生涯学習課の1グループで、歴史博物館についても文化スポーツのグループとなっておりますが、今回それぞれ、図書館長、博物館長、両館長を配置いたす予定でございまして、この両館長のマネジメントのもと、館が運営されていくべきものというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

見解の相違だと思えます。

次の質問です。

なぜ、子ども総合センターをなくすのか。

今回の機構改革で幼稚園と保育園がばらばらになっていたものを1つにまとめるという、これは本当に市民にもわかりやすい改革だと思えます。それなのに、今こそ、子ども総合センターということがわかりやすくなったのに、新しいところにはその名称がありません。なぜですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回ご指摘のように、さらなる子供施策の一元化を図るため、教育委員会所管の幼稚園業務を移管して、新たに子供施策の一元化を図るため、子ども未来課を設置いたしたところでございます。

それで、子ども総合センターという名称につきましては変更となりましたが、その機能はなくなるものではなく、今後も継続、拡大していくものと認識しておりまして、子ども総合センターの名称が変更になったというふうな形で、新たに子ども未来課という名前の中で運営をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

子ども総合センターは亀山を本当に代表する、たくさんの方が視察にも訪れて、私はこれからもこの旗は挙げ続けていくべき名前ではないかなと。18歳まで途切れのないとってやってこられたのに、物によっては前と一緒にのほうで混乱がないから、獣害は農政で、今回は新しい名称で、物によって全部答弁変えられておるわけですけども、やはり何を大事にするかということがこの機構改革にあらわれているんだと思えますね。私はやっぱり子ども総合センターという名称は必要なのではないかなと考えました。

最後に、今回の再編で職員数、全体に変更があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の組織・機構の再編によりまして、これまでの部や室が所管していた事務分掌を再編いたしますことから、それぞれの所属に配置する職員数は所管する事務に応じて変動すると考えておりますが、全体としての職員数に大きな変動はないものと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それでは、次の質疑に移ります。

議案第96号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてです。今回、歳入で後期高齢者医療保険料が上げられています。なかなか今までこのような時期にこういう補正が上げられることはなかったかなと思ったのでお聞きしますが、この内訳についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

おはようございます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした独立した医療制度でございまして、県下全市町が加入する三重県後期高齢者医療広域連合が運営をいたしております。市は、広域連合が決定した保険料を徴収し、それを負担金として広域連合に納付をいたしております。

市におきます保険料の予算措置につきましては、例年、広域連合にて算定された見込み額をもとに予算計上いたしているところでございますが、本年度は当初見込み以上に保険料調定額が伸びておりますことから、今回2,947万2,000円の増額補正をさせていただいたところでございます。

内訳でございますが、まず保険料が今回増額いたしました要因でございますが、被保険者数が本算定を行う6月時点で比較をいたしますと、平成29年度は前年度より120人増加をいたしており、また保険料算定の基礎となります被保険者の所得も全体で約1億7,700万円、1人当たりになりますと約2万円増加をいたしております。さらに、本年度実施されました制度改正により、一部保険料の軽減措置が縮小されたことなどによりまして、増加したものと考えているところでございます。

増額の内訳でございますが、被保険者数の増加による均等割額の増加分が約530万円、被保険者の所得の増加による増加分が約1,600万円、制度改正に伴う増加分が約720万円でございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

被保険者数の増加や所得の増加という、特に所得の増加が大きいようですけれども、最後に言われました軽減措置の縮小について、この際ですので、どういう内容なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

本年度、後期高齢者医療制度の持続性を高めるために、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から制度改正が行われております。

制度改正の内容といたしましては、1つは、保険料算定所得が58万円以下の被保険者に対する所得割額の軽減措置について、5割軽減が2割軽減に縮小され、このことによる保険料収入が約480万円の増額見込みでございます。また、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶

養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の軽減措置につきましても、9割軽減が7割軽減に改正され、このことによる保険料収入は約240万円の増加見込みとなっているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

その軽減措置にかかられた方のそれぞれの人数をお伺いしたいのと、そういうことで随分とお払いになる保険料が上がったなという感覚をお持ちだと思うんですけども、そういう意味で相談などがなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

制度改正の影響を受けた方の人数でございますが、まず所得割額の軽減措置が5割軽減から2割軽減に縮小されたという対象の方が690人でございます。また、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の軽減措置、9割から7割という方は318人でございます。

特に、私のところで、どうして減ったんやという声はありますけれども、納得されていないというふうなところまでは聞いていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

亀山の人数にしたらかなりたくさんの方だと思うんですけど、この軽減措置はさらに、軽減っていいことのような気がしますが、進むのかどうか、さらに高くなるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

まず、58万円以下の被保険者に対する所得割額の軽減措置でございますが、29年度は5割が2割ということでございますが、平成30年度は軽減なしということになります。また、被扶養者の方の軽減措置でございますが、29年度は9割が7割と、30年度はそれが5割軽減に変わって、31年度には軽減なしというふうな予定となっております。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

皆さん、おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回は、2点について質疑をさせていただきますが、済みません、水道のほうを先にさせていただきますきたいと思います。

議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

平成16年に旧亀山市で料金改定を行ってから、平成17年の合併で料金の統一を経て、初めての料金改定が今回提案をされております。

まず、改定に至った理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

改定に至った理由は何かということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

本市における水道事業につきましては、先ほど議員ご紹介をいただきましたが、平成17年1月の市町合併以降、現料金水準を維持し、安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設の更新や修繕を図りながら経営をいたしてまいりましたが、老朽化する施設や管路の更新と耐震化を計画的に進めるために必要な財源が今後不足する状況が見込まれますことから、財源を確保するために料金改定を行うものでございます。

また、従来から課題でもございましたけれども、使用水量の少ない高齢者世帯、単身の世帯等が増加をいたしておりますため、基本水量を見直す必要があることから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

○議長（西川憲行君）

森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今後の老朽管路の更新とか施設の耐震化に必要な事業費の不足が見込まれる、また、使用水量が少ない高齢者世帯や単身世帯が増加しているから基本水量の見直しも同時に行っていくということで、市長のほうからのご答弁でしたので確認をさせていただきました。

次に、水道使用量の状況についてお伺いをしたいと思います。

今、言われた改定理由の一つとして、高齢者世帯や単身世帯が増加している、そのための見直しも行われるということですが、使用量の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

おはようございます。

上水道の給水件数でございますけれども、平成29年3月末現在で2万5444件でございます。

口径別件数の内訳は、一般家庭で使用されています口径13ミリでは1万5,440件で全体の77.0%、口径20ミリでは4,118件で20.5%となっております。また、集合住宅や商店等で使用されています口径25ミリでは233件で1.2%、工場等で使用されています口径50ミリでは59件で0.3%、口径75ミリでは14件で0.1%となっております。一方、使用量の少ない5立米未満の使用者につきましては4,006件で全体の20.0%でございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、局長のほうから確認をさせていただきましたけど、ほとんどの一般家庭で使われているというのが口径13ミリか20ミリということで、それが13ミリですと1万5,440件ということで、7割強のところ一般の家庭はそういう状況。それから、5立米以下が20%ほどあるということで、そこに今回は改定を行っていくということで確認をさせていただきました。

次に、今後の老朽管改良、耐震化等に係る予算と資金計画についてお伺いをしたいと思います。もう一つの値上げの理由としては、老朽管とか耐震化ということに事業費が不足してしまうということ、どのぐらいの老朽管が残っていて、耐震化がどれぐらい進んでいるのか、現状と、それから今後の資金計画について、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

まず、管路、施設の状況でございます。

平成28年度末の管路の状況につきましては、配水管総延長362キロメートルのうち、耐用年数を超える管路は82キロメートルで約23%に及び、一方で、耐震化率につきましては140キロメートルで約38.8%にとどまっております。次に、水源地や浄水場などの施設につきましては、耐用年数を超える施設は約24%に及び、一方で、耐震化につきましては、近年施行した施設を除き、多くの施設が耐震不足となっております。また、能褒野町、川崎町、住山町、羽若町の一部で水量・水圧不足が生じている状況でございます。

次に、建設計画でございますけれども、建設改良費につきましては、配水管や水源地、浄水場などの施設の老朽化整備、耐震化整備などに年間4億円程度、平成30年度から平成39年度までの10カ年では40億5,000万円を計画しているところでございます。例えば、平成30年度には、管路老朽化設備に1億2,300万円、施設老朽化更新及び耐震化整備に2億3,000万円、公共下水道事業に伴う水道管移設整備に4,500万円を合計3億9,800万円を。次に、例えば平成31年度につきましては、管路老朽化整備に1億3,700万円、基幹管路耐震化整備に3,100万円、施設老朽化更新計画及び耐震化整備に1億7,000万円、公共下水道事業に伴う水道管移設整備に4,500万円を合計3億8,300万円を計画しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、現状をお話いただいたように、まだまだ耐震化も老朽管の改良も残っているという状況、それから毎年、大体4億ぐらいのお金が必要ということ、10年計画では40億、そういうお金を見込んでいかなあかんということを確認させていただきました。

次に、料金改定の時期についてお伺いをしたいと思います。

28年度決算を9月議会で議論をさせていただきました。資金残高について、26年で2億ほど落ち込んでおりましたが、27年、28年と8億を超えておりました。なぜ、今回の改正が必要なのか、その点について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

28年度末の資金残高につきましては8億1,562万8,000円でございます。これにつきましては、年度内に発生しました工事等の未払い金、下水道使用料の預かり金が含まれていること、また、水道料金や工事負担金の未収金があることなど等を考慮すると、6億975万3,000円となります。

現行の水道料金を維持し、今後も安全でおいしい水を供給していくため、老朽管や施設の更新、耐震化等の整備を行っていくと、資金は毎年約1億5,000万円程度減少し、平成32年度末には運転資金として必要な3億円程度を大きく下回る約1億2,000万円となる見込みであることから、資金が不足する前に料金改定をする必要がございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

決算の中でも8億の資金残高があるけれども、その中には未払い金とか未収金が入っているんだということも聞かせていただいております、それは6億ぐらいになるということでお聞きをしておりました。決算委員会で、運転資金として必要な額は約3億ほどは必ず要るんだというようなことも確認をさせていただきました。

今回提出をされた資料を見ますと、現行のままで来年度の決算見込みが4億3,000万、さっき局長が言われたように、32年には大きく3億を切ってしまいますが、まだまだそこから見ると今回の改定は来年の4月ということになっておりますので、まだ大丈夫なんじゃないかというふうに感じました。

そこで、先送りした場合の影響、どんなことが考えられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

平成30年4月ではなく、例えば平成31年4月とした場合につきましては、資金が平成33年度末には約2億5,000万円、平成35年度末には約1億6,000万円となり、早期に運転資金の3億円程度を確保することができなくなり、配水管や施設の老朽化整備、耐震化整備がおくれるなど、水の安定供給に影響が出るのが懸念されます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

いろんなそういった耐震化とかの先ほど確認をさせていただいた資金としての影響が出てくるといことで、確認をさせていただきましたけど、逆に合併後、1回も上げてこなかったという現状があります。本来、一般的には料金の算定期間としては、何年が基準なのか、その点について、まず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

改定の時期でございますけれども、公益社団法人日本水道協会発行の水道料金算定要領には、料金算定期間はおおむね将来の3年から5年を基準とするとなっていることから、その期間で料金の検討を行う必要があるものと考えられます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

3年から5年というのが大体の基準になっているということで、亀山市としては、合併後には1回も値上げをしてこなかった、料金改定をしてこなかったということは、企業経営として問題はなかったのか、その点と。それから、もし改定をしたとしても年度別資金残高を見ると、もう既に平成35年には運転資金としての3億を切ってしまうという現状がある。そうすると、さらに3年から5年たつと、料金改定をまたしていく形になっていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

今まで、なぜ改定をしなかったのかというご質問でございますけれども、営業費用の削減や資本的支出の抑制など、企業努力により事業運営に必要な資金の確保に努め、平成17年の市町合併以降、値上げすることなく現行料金水準を維持してまいりました。

次の質問でございますけれども、また3年後、5年後に料金改定はあるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領にありますように料金算定期間はおおむね3年から5年を基準とするとなっていること、また、亀山市水道料金検討委員会の報告書にもおおむね5年をめどに料金を検証することが望ましいとの附帯意見があることから、今後5年をめどに財政計画の検証を行ってまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

企業努力で問題はなかったというお話でありました。

次に移らせていただきます。

料金改定率についてお伺いをします。

ことしの7月に検討委員会から答申が出されました。検討委員会では、改定率が118.182%、今回の提出議案では118%となっておりますが、この118%の根拠とその答申との差について、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

水道料金検討委員会の意見を尊重するとともに、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領には、料金収入額は総括原価と一致するものでなければならないとあることから、改定後の料金収入額と総括原価とが等しくなるよう改定率を算定したものであります。

総括原価とは、給水サービスを維持するために必要な費用から手数料などの附帯的収入を控除した経費のことです。また、過去5年間の経費をもとに、平成30年度から平成34年度までの5年間の算定期間としたところ、現行料金では給水収益が総括原価を大きく下回りますが、118.182%の改定を行った場合に料金収入額と総括原価が一致する結果となりました。しかしながら、亀山市水道料金検討委員会から収入額と総括原価が一致する率118.182%の引き上げが妥当である。ただし、市民生活への影響を考慮し、経営努力により可能な限り改定率を引き下げることが望ましいとの報告があったこと。また、次に平成28年度決算が確定したこと。平成30年度からの大型商店や亀山・関テクノヒルズへの工場立地による水道使用量の増加を見込むなど、再度算定を行った結果、改定率118%をもって総括原価に等しくなったものであります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

市民生活への影響を考慮したということと、それからまた工場立地が見込まれるということで、こういう118%になったということをお聞きしたんですが、今、収益が原価を下回っているの、今回一致するのが望ましいということで、この118%が出てきたということで確認をさせていただきましたが、この総括原価が収益を上回った。だから、原価のほうが高くなったのはいつぐらいからそうなのにかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

料金収入と総括原価の関係でございますけれども、平成23年度までは料金収入が総括原価を上回っておりましたが、平成24年度以降は総括原価が料金収入を上回っております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

そうすると、24年の段階では、本来は議論をしていないといけないということになりませんか。それが一切なされずに、今回118%という上げ率になったということで、そういうことの庁内でのそういった議論とかというのは今までなかったのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

24年度に総括原価が料金収入を上回りましたが、財政収支の改善を課題として認識し、営業費用や資本的支出の削減などの経営努力をしてきたことにより、運転資金が確保できていたことから料金改定を見送ってまいりました。

しかしながら、老朽施設の更新や基幹管路の耐震化など、今後の建設改良により資金確保が難し

くなったことから今回の料金改定に至ったものでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今の答弁ですと、どうも何か先送りしたことによってしわ寄せが来たような感じで受けとめをさせていただいたんですけど、何かもう少し早い議論がやっぱり必要やったような気はします。

次に移ります。

市民生活への影響についてお伺いをしたいと思います。

今回、値上がりするとしたら、一般家庭でどれぐらいの金額が上がっていくのか、ここが一番、市民にとっては聞きたいところだと思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

一般家庭の水道料金ということでございますけれども、一般住宅用の水道につきましては、基本的に13ミリか20ミリであり、多くの場合、1カ月の使用量が30立米以下となっております。使用量の少ない高齢者世帯、ひとり暮らし世帯等に配慮するため、基本水量を10立米から5立米に改めることにより、口径13ミリの場合、使用水量5立米以下では、現行料金1,080円が712円となり、368円の減額、8立米につきましては1,006円となり、74円の減額となります。9立米以上は増額となり、10立米では現行料金1,080円が1,202円となり、122円の増額、20立米では2,030円が2,312円となり、282円の増額、30立米では3,000円が3,452円となり、452円の増額となります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、局長がおっしゃったことを聞きますと、5立米に下げたことによって料金が下がってくると、8立米までを使っている家庭に関しては下がるんだという、料金値上げでなくて値下げになるんだということは、今、確認をさせていただきました。

全体の20%ぐらいの家庭は下がっていく。ちょっと、そこら辺の確認をさせていただきたい。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

平成29年3月末現在での水道使用量から見ますと、例えば口径13ミリでの減額となる件数につきましては、口径13ミリで0から8立米の使用者が5,010件で、口径13ミリの中では32.44%の減額となるものでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

32%ぐらいの方が下がるんだということの確認をさせていただきました。

次に移ります。

議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正について及び議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

部・室制の導入の検証については、先ほどの福沢議員のご答弁にも少し触れられておりましたので、22年の検証で中間管理職が育っていないということがわかって、副室長を置いたと。次の25年の改定では、2層管理体制ということで、中間管理職の副室長を置いたとしても、どっちかといったら22年から25年の改定は、トップ、上の人の改革のみに目がいってしまっているということに私は少し問題があったのではないかというふうに思います。

今回改定をする、18年からの改定を見ますと、結果的に10年を超える期間、人材が育っていなかったということは、全体の組織力の大きな低下になったということの意味するのではないかとと思いますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、平成18年から現在まで大きな改正といたしましては、18年度の部・室制の導入、22年度の副室長の配置、25年度の局長の配置、こういったことがこの10年の大きな改正であったというふうに考えております。

その中で、特に22年につきましては、先ほど福沢議員にもご答弁申し上げましたように、やはり中間管理職の育成という形で副室長を配置することで、職員のマネジメントの自覚を促してきたというふうに考えておりますし、少し議員申されましたが、局長の配置につきましても、部のマネジメントという意味合いでは、このマネジメント力の養成も必要であったというふうに考えておるところでございます。

こうしたことから、今回、過去からさまざまな検証を行った中で、今、申し上げた現在の課題が浮き彫りになったことから改正案を提出させていただいたものでございます。

あと加えまして、現在、第2次総合計画を始動させていただいております、複雑、多様化する行政ニーズに対応するためにも新たな行政基盤の確立が必要と考え、提出をしたものでございまして、10年間人材の育成の低下を招いたのではないかとのご指摘でございますが、こういった組織の関係もございまして、それを補完する研修等にも取り組んでまいりまして、人材育成に努めてまいったというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

グループリーダーが今回導入されるということで、今、部長がおっしゃったように中間管理職の育成という点では、今回のこのグループリーダーを置くんだと思うんですけど、市民目線から見れば、今ある55の室がさらに細分化して91まで膨れ上がるということで、縦割りがもっとさらに進んでいくんじゃないかなという懸念があります。逆に、市民から見たらわかりにくくなってくんじゃないかなって、あっちにも行ったり、こっちにも行ったりということが起こるんじゃないかと思いますが、このグループリーダーの導入でどんな効果が期待できるのかについてお伺いをした

いと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

グループリーダー設置の効果は、大きく2つあると考えております。

1つは、業務の中で中間層のマネジメント能力の養成により、組織のマネジメント力の強化につながるということで、先ほど申し上げたグループの中のリーダー職が明確になることで、そういったグループの業務の進捗が円滑に進められるということが1点でございます。

また一方で、このグループの所属員にとりましては、リーダーはこれまでの組織マネジメントに重きを置いた従来の管理職とは異なり、このリーダーも一定の業務を担いながら管理を行うということになるため、自立的にリーダーを補佐しようという意識が芽生えることも期待され、グループ内の一体感の醸成につながるものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

でも今、部長がおっしゃったのであれば、室制の中でもしっかり支えるという能力が育ってないのとかあんのじゃないかなと思うんですけど、本当に、それぞれの職員がしっかりと育っていくためには、中間管理職の育成というのは、私は本当に大事なことだとは思うんですけど、もっと、これから求められる職員像というのは少子化とか高齢化とか、それから財政力の低下とか、それから地域課題の多様化ということを思うと、その組織の中だけの今回は問題ですけど、専門性とか外に向けたコーディネート力、そういうことが本当に求められる私は職員像じゃないかと思しますので、これは一般質問みたいになってしまいますので、この点をしっかりとやっばり力を入れていかなければならないということは要望をさせていただきたいと思えます。

次の職務の級の変更について、今回、機構改革によって7級制から8級制になるというふうにありました。これ給料体系の8級なんだと思うんですけど、消防長と困難部長が対象とされております。ということは、ただ単なる部長と困難部長という2つの部長さんが存在するということになるんだと思うんですけど、困難部長とは、どのような業務内容なのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

8級の職務につきましては、等級別基準職務表におきまして、今、議員おっしゃられた消防長と困難な業務を分掌する理事及び部長の職となっております、その内容といたしましては、現在よりも職務範囲が拡大し、おおむね50人以上の職員が配置された部に適用することを1つの目安としておるところでございます。ただ、そのほかにも、例えば部長の経験年数でありますとか、業務の困難性、特殊性、こうしたことを総合的に判断した上で選考いたすものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

そうですね。本当にこれを見たときに、何で福祉部門が入らないのかって、困難部ではないのかということに非常に違和感を感じました。相談業務1つとつても、さっき福沢議員もおっしゃいましたけど、1回、2回で終わらないんですよ。答えも出ません。本当に時間と労力を使って取り組んでいただいております。また、今回、健康福祉部に幼稚園も加わることになったんですよ。それで、部の人数の中に幼稚園、保育園、認定こども園の職員の数が入ってはないですよ。そういうことを考えると、この数の定義も非常に私は曖昧じゃないかと思っておりますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま健康福祉部を1つの例にとって挙げていただきましたが、健康福祉部につきましては、確かに子ども総合センターを初めとする相談業務でありますとか、今回、幼稚園業務も統合することによりまして、非常に業務も拡大しますし、おっしゃられるように、私ども50人以下という中には今の保育士、幼稚園教諭、認定こども園非常勤職員等は含まれておりませんもので、そういった職員を含めると非常に大きな部で、部長の管理も大変になってくるというふうな認識は持っております。

このような中で、最終的に健康福祉部を例えば8級にしていくなのか、例えば次長を配置していくなのか、こういった問題につきましては、先ほども申し上げましたように、部の業務範囲やその特殊性、専門性、こういったものを総合的に考えて今後決定してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

次に移ります。

健康福祉部の子ども未来課についてお伺いをしたいと思います。

福祉の話をちょっとさせていただいたので、さっき福沢議員もおっしゃったけど、子ども総合センターがなくなるということで、私も全協でも聞かせていただきましたけど、さっき言われた幼稚園も加わった窓口の一元化というのは非常に評価をさせていただきますが、本当にこの子ども総合事業というのは、全国をリードしてきた亀山の本当に顔になっているような事業でありますし、それから、センター化というのはまだ平成22年からセンター化をされただけで、しっかりと市として体制をとってきた子ども総合センターではないんだろうかというふうに思っておりますので、私も、それがなくなるということが非常に残念であります。

今まで健康福祉部は、2層管理体制で高齢障がいに関しては健康福祉部長が、それから子供関係はセンター長が職務を担当しておりましたが、さらに幼稚園も含んで、今回、全体を部長1人が担うということに関して、先ほども申しましたが非常に困難な業務だと思いますし、センター長がなくなって課になるとして、幼稚園も含めて1つの課のボリュームも、私は非常に大きくなるんじゃない

ないかと思うんですが、この子ども未来課を独立した部としての考え方はなかったのかについて伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、子ども未来課を部として考えられなかったのかというご指摘でございますが、組織を議論していく中で、まず子ども総合センターというのは部内局でございましたもので、このセンターを子供部のような形で独立して設置をできないかということについては、当然議論のほうをさせていただいたところでございます。

ただ、今回の部制の拡大という意味で、部の業務を統廃合していくというような観点の中で、少し逆に部が細くなるという懸念もございまして、今回も健康福祉部の中に配置をさせていただいたという経緯でございます。

しかしながら、子ども総合センターにつきましては、平成17年に旧亀山市において子ども総合支援室として設置をいたしまして、22年には子ども総合センターとして進めておりまして、この業務そのものについては今後も継続、拡大をしていくという考え方に変わりはないというふうに認識をしております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

さっき私、就学前は一元化できて評価できると言ったんですけど、母子保健はそこに入っていないんですね。本来、子供ということを視点を置いた一元化にはなっていないということはつけ加えたいと思います。

ちょっと時間がないので、産業建設部の住まい推進グループについて、9月議会で産業建設委員会で定住促進について市長提言をさせていただき、定住の効果を発揮するためには担当の窓口の一元化ということが一番大事だということで盛り込みました。その中で、今回の所掌事務の中には空き家とか定住促進はありますけど、仕事まで踏み込んでないんです。新しい若い人を入れるためには仕事まで踏み込んだ一元化、それから名前を見ても住まい推進グループが定住促進というところには外から見てもわかりません。そういうことが、このグループ名とその内容について問題はないのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、母子保健につきましては、子ども未来課のほうで所掌するような検討を今行っておりますもので、少しその結論につきましては、またお待ちを願いたいと思います。

それと、新たな組織において、住まい推進グループというのを設置させていただきまして、主に市営住宅の維持管理でありますとか、空き家対策、定住促進に関する業務を所掌することを想定しております。その中で定住にかかわる住まいと雇用の窓口一元化につきましては、有効な手段であるというふうに考えております。

しかしながら、これまでの業務連携や1つのグループの規模、人数、こうしたものを考えたときに別グループとしたところがございますが、議員おっしゃるように、これらは密接に連携を図っていくべきものと捉えまして、ともに産業建設部という同じ部において業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時18分 休憩）

（午前11時28分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。勇政の今岡です。

それでは、議案質疑を早速させていただきたいと思います。

2つ、議案第87号と89号について上げさせていただいているんですが、通告とは順番を少し入れかえまして、議案第89号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてお伺いいたします。

まず1つ目なんですけれども、私、当選して次の議会ですかね、臨時会もあつたんですけれども、定例会で、平成26年12月の議案質疑で報酬に関する議案が出てきた際に、私、通告で給与・報酬というふうに書いてあるんですけれども、これ正確に言うと給料ですね。つまり、給料ですとか報酬と期末手当、いわゆるボーナスがあると思うんですけれども、期末手当、ボーナスは手当なので、給料と報酬と一緒に議論をしないというような答弁をいただいていたんですけれども、今回上がってきた議案というのはそうではなくて、恐らく期末手当、ボーナスもお金はお金、特定の人がもらうお金に当たるものだから、報酬審議会で議論しようということで条例が改正されたというふうに上がってきているんですけれども、この私の認識のように、平成26年12月の議案質疑での答弁と今回の条例の変更というのは矛盾があるのかなのかについて、まずお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、平成26年の議論の中で給料、今、議員も申されましたように、特別職の給料と議員の報酬、これは月額のことを想定して申し上げておまして、その中で賞与に当たる、ボーナスに当たる期末手当とは別の議論でというようなことになっておりました。

これにつきましては、特別職報酬等審議会条例の中で、現在の報酬審議会条例は月額の議員報酬と特別職の給料の額、つまり月額を審議することが規定されておまして、そういったことから審議会への諮問はいたさないというご答弁を申し上げてきたところでございます。

しかしながら、これまで議会の中でもたびたびご意見をいただき、議論も深めてまいりました中で、議員もおっしゃられましたが、給料と同様に期末手当等についても、やはり社会情勢や市の財政状況、また他市のバランスなどを考慮した上で審議会の答申をいただいて決定していくことが、市民の皆様にもご理解をいただけるものと認識をいたしまして、今回、改正案を提出させていただいたものでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁をいただいたんですけれども、2番目の今回の改正に至った経緯について、私が最初から市民の皆さんにとっては給料も報酬もボーナスも一緒ですよ、分けて考えるという議論は通用しないので、何とか変えるようにしてくださいというようなことを前には申し上げておったんで、それはそのとおりに変わってくるという条例なんでいいと思うんですけれども、2つ目の今回の改正に至った経緯についてなんですけど、これ、平成26年12月に質疑をして、今、改正するよという条例が上がってきているんですけれども、こんなに時間がかかることなんですかね。さらに、市民の皆さんにとって給料、報酬、ボーナスというのは別物だという議論は通用しないよということを何人も議員が恐らく議会でも申し上げてきたと思うんですけれども、何でこんなに時間がかかるものなんですかねというのがかなり疑問なんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、先ほどご答弁をさせていただいた内容と少しかぶるところはあるかわかりませんが、これまではやはり月額給料という考え方の中で報酬審議会を位置づけておりましたが、平成26年もそうですし、今、議員申されたように報酬と手当は別々に考えるべきではないといった議論が、さまざま議論が深まる中で、今回3年たちましたが、29年に提案をさせていただいたということでございます。

1つの考え方としましては、やはり月額と手当、ひっくり返して市民の意見を聞かさせていただくことが必要ということを考えておまして、今回の改正になりましたが、昨年度も議会の中でご議論をいただいて、人事院勧告の対応につきましては昨年度も議論をいただいた中で、そうしたことも受けて今回提案をさせていただいたということでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁ありましたけれども、ここの議案で少し思ったのは、執行部のほうがどういうタイミングで議会の意見であるとか、提案というのをどういう基準で受け入れてもらえるのか、方向性を転換してもらえるのかというのが、この議案以外でも結構あるんですけれども、ということを感じる人が多いなど。だから、提案のとおり変わってくる議案なんですけれども、それはそれで、なぜこのタイミングなのか、なぜそんな基準なのかというのがわからないことがあったので質疑をさせていただきました。

それでは、続きまして、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正についてお伺いをいたします。

まず大きな前提として1番、人物ありきの組織づくりの是非についてということなのですが、もちろん組織なんで職員さん、働いている人たちがいると思うんですけども、まず、市長にお伺いいたします。

今回のその組織体制というのは、先にどの役職にどの人が配置されるか、何か具体的な人の顔を念頭に置いてつくられているものかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをいたします。

今回の組織・機構の再編におきましては、平成29年度に始動いたしました第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進するための組織・機構とするために、部・室制の課題であります職員のマネジメント能力の育成、強化する仕組みを構築することを基本方針として編成をいたしました。

市政を取り巻く内外の環境が変化をいたします中で、さまざま行政需要に的確に対応していくため、そして将来のいかなる環境変化にもこれを乗り越えられるような基盤を築いていくために組織・機構の再編を行うものでございます。

この組織・機構の編成を行う過程におきましては、先ほど申し上げた総合計画の前期基本計画に掲げる業務を推進するために関係する部署が連携しやすい組織・機構とすることはもとより、既存業務において、より円滑に業務が進捗するための組織、業務配分とすることや、組織としてのスケールメリットの発揮などを総合的に考慮し、調整を重ねて編成をしたものでございます。

したがって、議員、今、ご質問いただきました組織・機構の編成において、人物ありきを軸に考えたのかということのご質問でございますけれども、さきに申し上げました組織・機構の基本方針とか、その過程において人物を想定して組織をつくり上げるという考え方はなかったところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

総合計画であるとか仕組みづくりが優先であって、その中にいる方々が具体的に浮かんでつくられているものではないというようなご答弁でした。

では、続けてなんですけれども、特に地方自治体ではなくて民間企業なんかでも、例えば先に特定の人物を置いて、組織をその人にあわせてつくるといったこともあると思うんですけども、例えば亀山市、地方自治体においてそういった組織のつくり方の是非というのを市長はどう思われるかお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

人物を想定するような手法というものにつきましては、例えば民間においては、あるいは中小の

組織体の編成においては、そういうこともあろうかと思えますし、例えば行政におきましても、比較的短期間の組織でありましたり、専門的な知識や経験が必要な分野で人員が限定されている場合などには有効だというふうに考えるものでございますが、今回のように市役所全体の特に亀山市は市長部局で約420名、消防等と病院含めて590名という、これは大きな組織体、経営体でございますので、今回のような市役所全体の改革におきましては行政の継続性を考えた場合、職員ありき、人物ありきの考え方を軸に進めていくということは適當ではないのではないかなというふうに考えておるものであります。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、今回の全体的な組織づくりでは適當ではないのではないかというような考え方もあるだろうけれども、今回は適當ではないのではないかというようなご答弁でしたが、最後に、これは市長の任期中の話になると思うんで、これまで3期に至るまでの中の話になると思うんですけども、亀山市ではそういった組織ですとか、役職のつくり方というのは今まで実績としてしたことというのはあるんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去の平成22年度の組織改革、それから25年度の組織編成におきましては、先ほど申し上げたような全体としての基本方針や仕組みを優先して、いわゆる人物本位でこれを組織編成の改革を行うということではございませんでした。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、前提を確認させていただいたので、次の2つ目の各部署の体制についてお伺いいたします。

私がまず気になったのが、総合政策部の中の政策調整グループなんですけれども、この部署は、例えばどの部署に所管すればいいのかはっきりしない事業とか政策が、例えば地方創生のときなんかもあったと思うんですけども、それに関して最初に受ける部署というのが、このグループという認識でよかったのか、まずお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新たな組織における政策調整グループでございますが、これは具体的には、現在の企画政策室の業務を行うことを想定しております。この中で議員お尋ねのどこも所管しない業務、それが全て企画政策室であるかということではございませんが、例えば新たな視点で政策を行っていく、例えばプランニングとか、政策的に進めるような業務のプランニングを担当するということになれば、この室になるのかなとも思いますし、先ほどご指摘のありました、例えば婚活支援でありますとか、

若者交流などの業務につきましては、総合戦略を推進するといった観点からも担当しているものでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そういった所管がはっきりしない事業とか、政策を最初に受けていただいて、軌道に乗るまでその部署が管轄するということになると思うんですけども、軌道に乗せるまで、ある意味、軌道に乗るということは形になると、形にするまでが結構大変なことなんじゃないかなと思うんですけども、このグループ、計画物もつくられていたり、さらにそういった所管がはっきりしない新しい事業も政策も降ってくるということなんですけども、もしかしたらこの時点ではわからないかもしれないんですが、ここの部署、現状ないのかもしれないんですけども、人数としてはふえそうなんですか、どうでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、議員もおっしゃられましたが、政策を形成する段階では企画で行っておりまして、例えばそれが軌道に乗って業務として動いていく場合にはどこかの部署へ移管するという、そういった基本的な考え方は当然必要だというふうに思っておりますが、企画政策室を政策調整グループに変わる段階での人数ということでございますが、私どもが今、企画政策室の中で若者定住にかかわる部分につきましては、新しい住まい推進グループの中へ配置をしていくという考え方で進めておりますことから、企画政策室の人数というのは現時点よりも減っていくということが1つの想定として考えられるものというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

一般質問でも、新しくどこの所管でもない政策ですとか事業はどこが受けるんですかということについても上げさせていただいているんで、次のことに移りたいと思うんですが、先ほども福沢議員、森議員の質疑の中でありました困難部長についてなんですけれども、改めてこれ、明確にこの方、困難部長ですよという部署、どこの部署になるか、まずお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

私、議会の全員協議会のときにご説明をさせていただいたときに、50人以上を1つの目安となるというふうなお答えをさせていただいたというふうに思っております。

1つは、統合したグループが50人を超えるということが1つの目安になるかというふうに考えておりますし、先ほどの中でご答弁も申し上げてきましたように、例えば部長の経験年数でありますとか、例えば部の困難性、特殊性、こういったものを総合的に判断した上で、困難部長についての配置というのは考えていかななくてはならないと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私も、やはり気になったのが、健康福祉部の部長さんなんですけれども、森議員は、困難部長さんとただの部長さんというふうにおっしゃられましたけれども、健康福祉部はただの部長さんになるわけなんですけれども、監査委員さんの指摘で残業が多い部署がありますよということで、幾つか指摘がされていたところがあったと思うんですが、かつての健康福祉部の中にもあったと思うんですけれども、主に残業が多くなっている理由としては事務仕事と相談業務、市民の方がやってきてその方々と折衝したり、相談に乗ったり、解決策を提案したりというようなことで、前者の事務仕事に関しては恐らく自分で仕事のコントロールができるんですけれども、市民の方がやってくる、つまり相手がありきという仕事だとちょっと時間のコントロールというのが難しくなってくると思うんです。

結果的に、私もよく夕方ごろあいあいのほうにも行くことがあるんですけれども、夕方ごろになっても何人もの職員さんが働いているということなんですけれども、つまり、残業があるということは、やはり抱えている業務の量であるとか、特殊性というのが高い、だから時間がかかるし、対応しなければならぬというふうになるんじゃないかなと思うんですけれども、それでも健康福祉部、困難部長に当たりませんか。総合的に判断はしていただけないんですかね。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今、時間外を1つの基準にしてご質問をいただきました。確かに、私も同じ考え方なんです、健康福祉部、教育委員会もしっかりですが、一般の事務と相談業務、こうした相談業務はなかなか時間的なコントロールもできないといったことが1つの時間外の要因になっておるというふうなことは認識をしておるところでございまして、監査委員からの時間外の指摘の中でも、指摘を受けておるところでございます。

今、例えば議員が申された事務の仕事、相談業務、こういったものは当然業務の特殊性ということで勘案できるものというふうに考えておりますもので、何遍も繰り返しになるかもわかりませんが、特殊性、困難性につきましては、また人事配置、試験委員会の中でしっかりと議論させていただきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

恐らく私も含めて前の2人も、私の思いなんです、何が何でも困難部長にしてもらいたいということではなくて、そういう差がついていることによって、どうしてもそれぞれの部署に対する執行部の、つまり中枢の力の入れぐあいというのが違うんじゃないかと。だから、この役職の違いが後々、それぞれの部署に対する配慮が変わってくるんじゃないかというおそれにつながっている部分も感じられると思うんですね。だから、何人もの議員が指摘することだと思うんですけれども、ぜひ、これ、人数が基準だけでなく、業務の細部についてもご検討というのはいただきたいなと

いうふうに思います。

では、3つ目のこれまでの組織変更と検証結果についてなんですけれども、検証結果の資料が出てきたんですけれども、これまでのほぼ経緯に関する資料じゃないかなと思うんですけれども、今回の組織の変更って、新たに上司に部下を持たせることによって、育てなきゃいけない年代というのが出てきたというのがポイントだと思うんですけれども、そういうふうにはっきり示した資料とかを出したほうがわかりやすいんじゃないかなと。部・室制では限界があって、つくったときと今は職員さんもどんどん年齢を重ねますし、時代もそれこそ4年ですけれども、変わっているんです。だから、そういったはっきり市役所としての、執行部としての本当の真意を示した資料とか基準というのを出すべきだったんじゃないかなと思うんですが、この検証結果、これが本当に検証ですという思いで出されているのか、それはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、市町合併以降の組織・機構改革の経過と検証ということで追加の資料を出させていただきました。これは実は、平成22年、25年に組織を変えているときも検証の資料というのは出させておいておまして、一部それについては重複するところもございますが、その中で特に議員おっしゃられてみえるのは部・室制の導入の部分であろうというふうに考えておまして、この中では、やはり中間管理職を育成する機会が失われているという1つの検証を出させていただいたところでございます。これをもう少し詳しくというか、わかりやすく出すべきというふうなご指摘というふうに認識をしておりますが、今回、特に部・室制を引いて、組織がフラットになったということの中で、以前の組織は係長を1つの組織のトップとして係が構成されておりましたところが、室制を引いたことで、主幹、主任主査、主査、主任主事、主事、こういった役職が全てフラットになってしまって、これを統括する中間マネジメント機能が少し弱まったという総括を今回させていただきましたもので、私どもとしてはこのような総括で提出をさせていただいたというところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今までの検証では、部・室制がよかったのか悪かったのかというのが正直、はっきりわかりづらい。よかった部分もあるし、できなかった、間に合わなかった部分もあるんだから、今回変更するという考え方かもしれないんですけれども、そういったところで、どういう検証をしているんだという質疑が上がってくるのかなというふうに感じました。

では、組織変更に伴って、例えば経費ですとか、そういったものというのはどのぐらいかかってくるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、物理的な経費としまして、案内板でありますとかサインですね。あと庁内を案内するよう

な案内図、そういったものにつきましては、当初、財務部のほうから予算を盛っていただいております、あと公印を新調するものとか、細かいことを言えば名刺の印刷、そういったものも含めて、そういったものに係る費用は約200万円だというふうに考えております。

あと電算の委託料とかにつきましては、今の内部の統合型の経費の中で見ていただくということで、直接かかってくる金額としては、そのような金額を想定しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

組織を変更して、今の組織よりも新しいものでいくからには、こういう新しいものでいく必要があるんだということで上げられているわけで、当然、変更があるわけですから、経費として200万プラスアルファぐらいかかってくると。この組織を変える前なので、その200万かけた費用対効果というのはどうなんですかというのは、今の段階でははかれないわけなんですけれども、そのあたりも含めて、この後もいろんな議員のほうから提案もあると思いますんで、特に健康福祉部のあたりですとか、これで決まりですというわけではなくて、議会の提案なんかも、その3年後に受け入れるとかそういうことじゃなくて、迅速にご対応いただいて、よりよい組織をお互いでつくっていければなというふうに思います。

では、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

1年ぶりに質疑させていただくことになりました尾崎です。緑風会の尾崎です。

それでは、通告に従い質疑させていただきます。

朝から3名の方が同じような質問をされていますので、同じような視点から質疑させてもらいますけれども、かぶったところはご了承していただきたいと思います。

それでは、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正について。

今回の改正は、簡単に言えば、部・室制から部・課・グループ制に移行したと。現在の部と室の業務を拡大し、現在の室を課に改名し、課の下にグループを設置した部・課・グループにするもので、平成18年度の改正前の部・課・係と同様だと思います。給料体系は、1等級ふやして、7等級制から8等級制に変更したものだとは感じております。

それでは、まず1番目の現在の部・室の総括について、現在の部・室をどのように総括したのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これまでの部・室制をどのように総括したかということですが、まず平成18年、部・室制の導入につきましては、フラットな組織により迅速な意思決定が可能になったことと、部制による事務事業の横断的遂行という側面で効果があったものと考えておりますが、一方で、室のマネジメント力の強化について課題が見受けられたものと認識をしておるところでございます。

続きまして、22年度、文化部を設置いたしまして、文化・スポーツの所管を教育委員会から市長部局へ移管したことにより、スポーツだけでなく、文化活動においても市民との協働が図られたものと考えております。また、このときに、係長の廃止により、一部の室において副室長を配置いたしました。その権限と役割が一部不明確な点もあり、期待以上の効果が得られていない状況でございます。

続きまして、平成25年度において、組織のスリム化と部内局の設置につきましては、部・室の統廃合を行い、より大きくくりな部・室としたことで、マンパワーが集約でき、その結果、柔軟な人員配置や業務分担が可能となったところでございます。

また、業務範囲の拡大に対応するため、一定の業務における意思決定を迅速かつ専門的に行う局長を設置しましたことで、その担当業務を円滑に進めることができたものと考えております。

しかし、部長を補佐し、部全体業務を推進するには至っていないことから、部の業務全般を補佐する役職を設置する必要があるものと考えているところでございます。

こうしたさまざまな検証を踏まえまして、平成30年度の組織・機構の再編に向けましては、第2次総合計画に掲げました施策を着実に推進する組織と、職員のマネジメント能力を育成・強化する仕組みを構築することを基本方針として進めてきたところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

提案理由書というんですか、説明書の中に大体書いてあることだと思いますが、現在の組織で職員のマネジメント能力を育成・強化できなかったのかをまず聞きたいんですけれども、組織を変えなくても、人を育てるということはできるかと思うんですけれども、例えば18年度に現在の仕組みをつくったわけなんですけれども、このときは、フラットでスピーディーな意思決定をする部・室制にしたということで、これが現在、本当にスピーディーに仕事はかどっているのであれば、このまま継続してもいいかと思うんですけれども、この部・室制でやっぱり人を育てるというのは、またスピーディー感というか、それをなくして職員を育てるというのは、どう考えても、犠牲にしてまでスピーディーな仕事というのは市民は期待していないと思うんですけれども、人を育てるために、このスピーディーな意思決定ができていたということであれば、やっぱりこれを継続すべきだと思いますけれども、その辺のところについて説明をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、マネジメント能力が現在の組織で育成できなかったのかという点でございますが、やはり、これは課題として申し上げております室を設置したときのフラットな体制という中で、中間管理職、いわゆる改正前によりますと係長でございますが、係長を設置していない状況の中で、中間マネジメントを行う、そういった職員がいないということにつきましては、少し弱点であったんだろうというふうな認識をしております。また、人を育てるという観点につきましては、確かにこういう改正だけではなくて、日々行っております研修、こういったものも有効な手段であったというふうにご考えております。

今、そういった中で、スピーディーな組織を犠牲にしてまで変えていく必要があるのかというご指摘でございますが、当然、今回、平成18年度に導入しました部・室制の目的は、フラットで迅速な意思決定ができるということを目的として進めてまいりまして、これにつきましては一定の成果があったというふうにご考えております。ただ、その中で、これを今回、部・課・グループに変えることによりまして、それが損なわれるということではなくて、これにつきましては、部・室制導入以来10年以上が経過する中で、今では、職員の間では、事務決裁を含めた迅速な事務処理や迅速な意思決定という意識の醸成や風土は確立されておまして、そういったことにつきましては、組織が変わっても維持されるものというふうにご認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

組織を変えてやるということは、やっぱり係長をつくってやるということも大事かと思っておりますけれども、今後、何か変えることがあるたびに組織を変えるということもおかしな話だと思いますので、また次の質問に入りたいと思います。

第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構という今回の改正は、こういうことを目標としてやっているわけですが、やっぱり聞きたいのは、組織を変えなければこういうことができないのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、組織・機構の再編に係る基本方針の一つとして、第2次総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織ということをございまして、議員からは、この組織を変えなければ総合計画の推進ができなかったのかというご指摘でございますが、今回、組織・機構改革を行うに当たりまして、総合計画の6つの施策大綱に分けて組織を再編したというふうにご考えております。例えば、1番目の施策大綱1の快適さを支える生活基盤の向上、こういったところでは、上下水道部を設置いたしましたり、産業建設部に亀山駅前整備グループや住まい推進グループを設置したことなどもそれでございますし、施策大綱2の健康で生きがいを持てる暮らしの充実の中では、生活文化部というのを設置させていただいて、国体推進グループを設けたところでございます。

また、施策大綱3の交通拠点性を生かした都市活力の向上につきましては、今回、産業振興と都市基盤、こういったものを一体的に捉えてまちづくりを進めるため、産業建設部に再編を行ったと

ころでもあります。

また、施策大綱4の子育てと子どもの成長を支える環境の充実につきましては、幼稚園に係る業務を教育委員会から健康福祉部に移管し、一元的に対応する組織としたところでもございます。

また、施策大綱5の市民力、地域力の活性化におきましては、自立した地域まちづくり活動の促進と市民活動・協働の推進を一体的に担うため、生活文化部にまちづくり協働課を設置いたしました。

また、最後に施策大綱の6でございますが、行政経営におきましては、管理部門を一元化する総合政策部を置きまして、この6つの施策大綱に基づいて、第2次総合計画の推進を図ってまいりたいと、そのような改正でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、この組織図の中でちょっと質問したいことがあるんですけども、文化スポーツ課の下に国体推進グループというのがありますが、国民体育大会開催準備・運営、関係機関調整というのはその業務内容になっているんですけども、例えば国でいえばオリンピックとか、そういうようなことでは、国政の場で大臣とか、東京都で行うということになって知事とか、そういうようなのがかかわってこういう組織ができると思うんですけども、国体については、2競技が亀山でやるということになっておるんですけども、この業務内容で国民体育大会の準備、これは準備とか運営についてもやっぱり関係機関等調整が要ると思うし、関係機関の調整というと、やっぱり難しい問題が出てくるかもわかりませんが、これはやっぱりグループリーダーが組織の中でこういうことにかかわって、権限があるかないかという、上には課長、部長とかいう方がおられるんですけど、権限のないグループリーダーがこういう調整にかかわっていくというのは、その辺のところをどういうふう考えているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘の国民体育大会は、平成33年度に市で実施されるもので、2競技が市内で行われる全国的なイベントというふうに考えておまして、これの推進につきましては、担当部署のみならず、全庁的な体制をもって取り組むべき大変大きな事業であると認識をしておまして、8月に設立をいたしました亀山市国民体育大会準備委員会におきまして、市長を会長として、各関係部長が委員として参画をしているところでございます。また、準備委員会の委員には、市内の主要関係団体の代表者も参画をいただいております。この準備会を基軸として、全庁的かつ全市的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

一方で、ご指摘のありました、今、市民文化部文化スポーツ室におきまして、三重県の準備委員会や各競技団体等の協議を重ねながら、他県の大会への視察等も踏まえた準備を進めているところでございます。このことから、今後も、全庁的・全市的な推進は国体の準備委員会が担いまして、大会に向けた実施部署としましては、文化スポーツ室から、今回新設が予定されております国体推進グループへとかかわってまいりますが、国体推進グループの中には、当然、部長、課長、グループ

リーダーという形の3層で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

生活文化部長とか、文化スポーツ課長とか一体になってということなんですけれども、どこの政策を見ても、どこの仕事でもそうなんですけど、例えば総務課をとれば、総合政策部長にかかわり、総務課の課長にやっぱりなり、その下でまた法務とか、情報統計とか、人事給与にはグループがあるというんですけれど、この中では、国体推進グループというのは、準備委員会ともかかわっているというんですけれども、やっぱり組織上は市長がかかわり、文化部長がかかわりというのであれば、そういう組織図があってもいいのではないかと思うんですけれども、この現状の中ではなかなか読み取ることができないんですけれど、準備委員会は別の組織であるというのであれば仕方ないんですけど、私が考えるような考えについてどのようにお考えか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、議員おっしゃられるように、準備委員会はあくまでも市長が会長を務めておりまして、各関係部長が委員としては参画しておりますが、これは行政組織ではありませんと、あくまでもこの大会推進における準備委員会ということでございますもので、市が進める組織としては、国体の推進グループということになってまいりますもので、やはり準備委員会とは性格の違うものであると思っております。ただ、準備委員会の中には、今も申しました関係部長が委員として参画しておりますもので、大きな意味合いでの意思決定等については、この準備委員会が担えるものというふうに考えております。

また、国体推進グループにつきましては、例えば体協さんでありますとか、さまざまな競技団体とのかかわりもございますもので、そうした大会に向けた実施部署として国体推進グループは位置づけているものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

次に質問を変えます。

先ほどの、前にやられました3人の質問の中でお答えいただいたのは、8等級というのは、消防長、理事、50人以上の部の部長ということでお聞きしたんですけれども、この50人以上の部という中には、臨時の職員とか、そういう方はカウントされていないんですけれども、そういう方は、このグループの中に入って所属はしていると思うんですけれども、仕事する人数に値しないからカウントしていないのか、その辺のところはどういうふうに考えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

当然、非常勤職員につきましても、部の中で、事務補助を進めていただいておりますもので、値しないというような意味合いではございません。ただ、今回、目安として考えておりますのは、正規職員ということをお前提としまして人数をお示しさせていただいております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

健康福祉部の話なんですけれども、保育所、幼稚園、認定こども園で保育士とか、そういうふうにして正規職員と変わらない働きをやっている方もカウントはされていないんですけれども、これはカウントをやっぴりすべきだと思うんですけれども、その辺について、どういう理由でしていないのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、健康福祉部の中で、保育士でありますとか、あと認定こども園等で、その辺の職員がカウントされていない理由でございますが、今回、あくまでも一つの目安として、部の中で従事する職員ということの一つカウントとしてさせていただきましたが、当然、保育士等も健康福祉部の職員に変わりはありませんもので、午前中もご答弁いたしました。部の8級に伴う判断等につきましては、人数、特殊性、専門性、経験年数、こういったことを総合的に判断した上で決定してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

総合的に判断しなくても、今でも判断できるかと思うんですけれども、保育士やそういう専門職がいなくてもいいというのであれば、無駄な人を雇っているような感触になるんですけど、雇用体系はともかくとして、必要な人の人数はやっぴりカウントすべきだと思うんですけれども、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、50人を目安として、部内の中での人数というのを今回資料の中でお示しをさせていただいておりますが、当然、保育士等は正規職員でございますもので、健康福祉部の中の職員という位置づけは変わりございません。今回、その50人の目安の中に保育士等を含めた形で記載をさせていただかなかったということございまして、保育士が健康福祉部の正規の職員であることは間違いございません。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

これは、先ほどの答弁にしても、必要な人はやっぴりここにカウントして入れるのが普通やと思

うんですけども、おかしいと思いません。その辺のところをもう一度お願いします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、保育士は、正規職員ということで、当然、健康福祉部の職員ということでございますが、繰り返しになりますが、今回、8級制の目安として、50人以上の部長が管轄する職員という意味合いで、50人以上の職員というのを一つの目安とさせていただいて、その目安として、部長が管轄する職員というのがあくまでも、例えば健康福祉部でございましたら、あいあいの中で所属する職員という意味合いで50人というのをあらわさせていただき、[※]
、そういった形で50人という目安を示させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

必要な人はやっぱりカウントすべきやと。それで今、無駄な職員を雇っていないのであれば、例えば総務課とか、財務とかいろいろありますけれども、そういうところでも非正規職員を雇ってカウントしていないんですけど、要らない人間なら雇う必要はないし、雇って仕事をしていただいている人をカウントしないというのは、やっぱり私はおかしいかと思うんですけど、その辺のところについて、どのような考えでやっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、正規職員だけのカウントを示させていただいておりますが、特に非正規職員が必要ではないということではなくて、何度も繰り返しになりますが、部長が8級としての目安として、部内の職員というカウントの中で50人、正規職員という形で目安をつくらせていただいたということだけでございますもので、これはあくまでも正規職員とか非正規職員が必要やとか必要でないという議論につながるものではないというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

何遍聞いても、余り納得するような答えではないんですけども、普通に働いている方、何ぼ給料は物件費で払っているにしても、やっぱり人を雇っているわけで、不要な人間を雇っていない以上は、やっぱりグループの中の一員としてカウントすべきやと思います。それで、無理して8等級をつくる必要もなければ、8等級の部長は50人以上の部というふうに限られておりますけれども、何も少ないところでも、部長とってつけても、7級も8級も一緒であれば、給料体系が違って部長と呼ぶ呼称は何ら問題がないかと思うんですけども、その辺のところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

※削除あり。157ページに発言の取り消し許可あり

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

あくまでも、今回、8級制の導入につきましては、今申し上げました50人という一つの目安と、あと部長の経験年数、専門性、特殊性、こういったものを総合的に判断するという、これを試験委員会の中で判断していくということでございますもので、7級と8級に変わりがないということではなくて、大きな部の中で、例えば専門性、特殊性を持って管理をする部長につきましては、8級の選考を行っていききたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

そうすると、総合政策部とか生活文化部74名、産業建設、これは特殊な、そういうような技能とか、技術とか、そういうような人がなって、あとはもう7級というか、その部長以下の次長クラスでいいというふうに考えているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

あくまでも、8級の決定につきましては、職員選考試験委員会の中で決定をさせていただき事項でございますもので、今おっしゃられた3部門の部長が必ず8級になるというような認識は持っていないところでございます。繰り返しになりますが、人数でありますとか部長の経験年数、特殊性、専門性、こうしたことを総合的に判断した上で、副市長が委員長を務める職員選考試験委員会において最終決定をしていくと、そのような形になっております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

じゃあ、一応そういうように受けとめさせていただきます。来年の4月に3人だけが8等級というようなことのないようにお願いしたいと思います。

次に、職員のマネジメント能力を育成・強化する仕組みについてということで、組織を変革したんですけれども、やっぱり職員のマネジメントは、その組織をつくらなければ、そういうマネジメント能力を育成・強化ということはできないということはないと思うんですよね。ですから、組織をつくると同時に、やっぱりそういうマネジメント能力を育成するためのそういうような教育というか、そういうような専門機関を雇ってでもいいんですけれども、そういうことも今後やってみるというようなことは考えていないのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、マネジメント能力の育成というのは、今回、組織を変えることによってそういう目的もございしますが、議員おっしゃるように、例えば今までから継続して行っております職場内研修であ

りますとか職場外研修、こうしたさまざまな研修を行う中でマネジメント能力を高めていくということも大変重要な視点だというふうに考えております。

今後につきましても、そうした研修も踏まえまして、マネジメント能力の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

時間を残しますが、これで議案の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質疑をいたします。

まず、水道事業給水条例の一部改正についてであります。

平成28年度の決算については、9月議会でも指摘をしましたように、次のような特徴があります。1つは、給水人口の減少や総配水量、つまり水道施設から市内に送られる水道水の量は減っているということ。それから、2つ目は、水道水を1立方メートルつくるのに必要な費用である給水原価が107.52円で、一方、1立方当たりの販売価格である供給原価が115.74円ということで、8円22銭上回っていると。つまり、原価よりも供給のほうが高くなっているということがあります。3つ目は、経営状況をあらわす純利益が平成26年度から3年間、各1億円ずつあるということです。それから、4つ目は、利益剰余金が4億2,400万円ほどあると。それから、5つ目は、現金預金残高は、先ほど質問も出ましたけれども、資金期末残高が8億円ほどあると。これが大まかに見た28年度決算の概要で、ここから値上げということは出てこないだろうというふうに思います。

それと、私、もう一つ、総務省のホームページに、水道事業経営指標というものがございます。これで、亀山市と、人口規模など、幾つかの要素で比較をした類似団体というものの比較が出ております。平成27年度の決算で比較をいたしますと、これは、上下水道局にも確認をしてもらっていますので間違いはないと思いますけれども、まず経常費用が経常利益によってどの程度賄われているかというのを示す経常収支比率が亀山市は109.07%で、類似団体の平均は110.41%とほぼ同じであって、100を大きく超えて健全な状態であるということが一つ言えると思います。

また、累積欠損金についてはないということで、類似団体の平均では3.38%ということですから、亀山市は健全であるということ。それから、先ほども言いました給水原価と供給単価の関係を見るのが、料金回収率という数字があります。これも、亀山市は、県がシャープへ直接送水している北中勢水道を除いて計算して105.53%、つまり類似団体の平均が101.68%ですから、これも上回って、非常に健全な状態であるということがわかります。

さらに、職員1人当たりの生産性という項目もあります。職員1人当たりの給水人口は3,537人で、類似団体の平均とほぼ同じです。それから、職員1人当たりの給水収益は、北中勢水道を

除いて5,400万円程度になって、類似団体の平均6,300万円よりは若干少ないということがあります。そのほかに、給水収益に対する職員給与費の割合、企業債利息の割合等の指標とか、それから繰入金比率などがありますが、時間がないのでこれは省略をさせていただきます。全体として、決算と、この総務省の経営状況を見る指標ですけれども、私は非常に健全ではないかなと、現時点ではと思います。

そこで、まず最初に、現在の水道事業の経営状況は健全であると思いますが、その点について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

議員ご所見のとおり、経常収支比率につきましては100%を上回っていること、また、料金回収率につきましても100%を上回っていること、あと決算では、1億円程度の純利益があることなどから見ますと、いろいろな指標から見ますと、現在、健全な経営ができているというふうと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

次に、通告もしましたけれども、こういう経営状況を見て、なぜ値上げの必要があるのか、条例改正の必要があるのかということを知りたいけれども、午前中の質疑で大体わかりましたので、これは省かせていただきたいと思います。

結局のところ、現時点での経営状況は健全であると。しかし、将来、経営状況が資本的収支の面で非常に厳しくなってくる。そういうような資本的収支の不足額を補填する財源の確保が非常に難しいということで、平成32年度には、資料によると補填財源がなくなるというようなことが書かれておまして、こういうことが今回の料金改定の理由であろうということになります。

私は、今回の料金改定について、将来、耐震化を進めるとか、それから老朽化したものを更新していくとか、そういう必要性は感じておりますので、そういうための費用とするということが必要だというふうに思いますが、問題は、私はこの今回の料金改定で、現在の料金体系全体をきちっと検討した結果、この値上げ案が出てきたのかという点について、やっぱり検証する必要があるのではないかなというふうに思います。

それで、まずお聞きしたいのは、今回の料金改定に当たって、現行の料金の体系の問題点がどこにあるのかということについてお聞きをしたい。そして、またそれに対して、どんな見直しをされたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

市の考える問題点と改定についてでございますけれども、使用水量の少ない高齢者世帯、ひとり暮らし世帯が増加したことにより、基本水量の設定が実態に合わなくなっているため、基本水量を

10立米から5立米に改めることといたしました。また、料金収入額に対して、総括原価が上回っており、事業資金が減少していく状態であることから、財源確保をするために料金改定を行うものでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

確かに、基本料金の基本水量を1カ月10立方から5立方に引き下げたということについては、私は大きく評価をしたいと思います。このことによって、1カ月のいわゆる8立方以下の使用者の方については、値上げはされてもいわゆる値下げになるということになっております。これは、前に質問したときも言いましたけれども、本当に節約してみえる方が、例えば3立方とか4立方しか使っていないくても、10立方分の基本料金を払わんならんというのは、節水の努力が料金に反映されないということを言いまして、やっぱりそれはそれなりに節水の努力をされた方がそういう料金に反映されるようにということで今回改正されたということは、これは節水の努力が料金に反映されるという意味でも私は評価していいんだろうというふうに思います。

問題は、それ以外のところは手がつけられていないんです。言われたように、総括原価という、いわゆる全体としてどれだけ要って、それに対してどれだけの収入がなければならないかという、それだけなんです。私が問題にしているのは、例えば、まず第1回の料金検討委員会の資料というのがありまして、この中の考え方の中に、大口使用者の料金について、今後、料金全体の見直しをしていく中で、他市の状況等を考慮し検討しますとあるんですよ。これは1回目ですよ。1回目のときはこうやって言っているんですよ、見直しを検討しますと。ところが、この大口使用者の料金が見直しをされなかった。これは本当に検討したのか。わざわざ1回目の検討委員会で考え方として上げながら、結局見直しされなかったということなんです。

まず、表を見ていただきたいんです。ちょっと出していただけますか。

この表は、口径別に水道料金を近隣市と比較をしたものであります。この中で、13ミリ、20ミリというのはいわゆる家庭用です。それから、50ミリから150ミリというの、主に工場などの事業所で、大口の使用者ということになります。この料金を金額であらわすよりは、亀山市の料金を、これは改定前の金額ですけれども、100とした場合に、他市の料金がどれぐらいの指数になるのかということで見ました。そうすると、これを見てもらうとわかるんですけど、13ミリ、20ミリというところは、亀山が100に対して、およそ1.5倍程度というのが家庭用なんです。家庭用は、亀山市100に対して、他市はざっといって1.5倍ぐらいの金額になると。ところが、50ミリ以上になると、亀山100に対して、2倍から2.5倍の料金を他市は取っているんですよ。つまり、家庭用では1.5倍ぐらいの開きしかないのに、50ミリ以上の大口になると、亀山市の料金と他市の料金とが2倍から2.5倍という開き。これでは、やはり全体として公平ではないのではないかという問題があります。この数字については、13ミリ、20ミリは、月30立方を使用した場合、それから50ミリ以上については、月100を使用した場合で料金を計算して指数であらわしたというものであります。

そこで、こういう状況で、検討委員会で課題とした負担の公平というのを書かれていますね。これがどうして、こういう実態というのは、明らかに負担が公平でないわけですけども、これがな

ぜ見直しをされなかったのか。他市との比較で格安になっている。特別に安いですね、家庭用と比べても。こういう格安になっている50ミリ以上の大口使用者の料金の見直しをなぜしなかったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

大口利用者の使用について、なぜ見直しをしなかったのかということでございますけれども、大口使用者、使用量が多いといいますのは、工場だけではなく、商店や中小企業もございます。経営規模の小さな商店などに、今回の改定により大きな負担をかけるのではなく、使用量の少ない世帯は考慮しますけれども、各使用者の負担を均等にすることが最善であると考えて、改定をさせていただき次第でございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今のはごまかしがありますので、そうしたら質問を変えましょう。

大口使用者ではなくして、大口径、50ミリ以上の大口径の使用者の料金をなぜ見直ししなかったのか、これについてはどうですか。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

大口径ということで、口径50ミリ以上ということでご答弁させていただきます。

工場等で口径が大きい利用者の数につきましては、平成29年3月末時点で、口径が50ミリにつきましては59件、75ミリにつきましては14件、100ミリにつきましては4件、150ミリにつきましては2件ということで少数でございます。その少数の利用者に、今回の改定で大きな負担をかけるのではなく、一律にご負担いただくという考えでございます。

また、大口径の水道料金においても、県下で安価なレベルであるということは、今後の雇用確保や地域経済への貢献を含め、企業立地への優位性になるものと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁でいくと、加入者、例えば口径別にいって、その加入者が少なかったら別に構へんのやという話ですよ。そんな問題やないですよ。あなた方が言っているのは、この負担の公平と言っているわけですよ。それで、検討委員会で示された考え方は、需要実態に合わせた負担公平を図りますと書いてある。負担の公平というのは、要するに家庭用であれ、工場用であれ、同じような割合で料金はいただきますよということですよ。それを、亀山市だけで見ていたのではわからないから、他市との比較をあなた方は出されているわけですよ。他市との比較をして、私がさっき資料で出したように、もう一遍出してもらえますか、資料ね。

やっぱり家庭用は、他市と比べても1.5倍ですよ、開きがね。ところが、50ミリ以上になる

と、2倍から2.5倍の格差があるというんですよ。これは、明らかに負担の公平を欠いているやないですか。これはもう件数が多い少ないの問題やないんです。少なくとも、やっぱり負担は公平でなきゃならんと思いますよ、たとえ一件でも負担は公平でなきゃ。そうでなければ、家庭用の人が納得しませんよ、これは。この辺の問題がやっぱりあるんです。だから、この辺のところが検討委員会でも出されながら、結局、改善をされていないということなんですよ。

もう一つ、答弁で問題と思ったんですが、企業誘致に有利になるという。これは、検討委員会の資料にも書いていますけれども、もしそんなふうを考えて、家庭用よりも低く抑えているのなら、やっぱり家庭用よりも格安になっている部分は、他のところで負担すべきだと。つまり、一般会計で負担すると。つまり、企業誘致という市の施策のために格安にしているのなら、その分の格安の分だけは一般会計で持つべきやないですか。これを政策的にやっているんやったらそういうことですよ。

それで、私は、この格安料金が件数が少ないと言われましたけれども、何せ口径が大きければ使用量も多いんですよ。だから、ここを改めるだけでも、私は年間かなりの給水収益の増加につながると思います。そして、あわせて負担の公平という、市民に対するね、なっていくんだろうというふうに思いますので、やっぱりこれは改める必要があるんだと思います。市長どうですか、この点。なぜ改めないのか。やっぱり企業誘致のためなら、これは当然だと思われるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今回の給水条例の改正につきまして、基本的な方針は午前中も申し上げたとおりでございますし、ただ、従来からの課題である高齢者世帯、あるいは小規模、そういうところにこれは改善をしていくという考え方を入れてきたものでございます。その分を全体の今後の持続性のある水道事業を展開していくためには、今、議員のご所見でいう大口使用者に負担をさらに求めるべきではないかというご主張でございますけれども、私どもとしては、今の商店であったり、あるいは工場であったり、ここだけに大きな負担をかけてしまうということは、果たしてそれが適正ではないという考え方で臨んでおるところでございます。各使用者の負担を均等に考えていこうということで、今回課題を解消するとともに、全てに対して均等な118%ということでご提案をさせていただいておるものでございます。

あわせて、議員は、県内他市との料金の部分で、いわゆる大口のところは1.5から2倍ぐらいあるではないかということですが、今出されたのは、ほとんど沿岸部の自治体でございまして、内陸部の自治体との、多分これは定住促進とか、あるいは産業立地とか、雇用とかさまざまな面で、ここは一定の、私どもは高い県の水を上水として取得しておりませんので、総体的に非常に安価で来ておることが、亀山市として、生活にとりましても、あるいは産業活動にとりましても、これは非常に大きなアドバンテージであろうというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言っているのは、何遍も言いますけど、負担を公平にしてくれと言っておるわけですよ。特別に取れと言うているんじゃないんですよ。もともと安くなっているところをいわゆる家庭用並みに上げよと言うておるんですよ。だから、ようけ取れということやないんですよ。もともと安いから、それを一般家庭並みに上げなさいよと言うておるんですよ。だから、そこだけ特別にようけ取れということをやっているんじゃないんですよ。そこは勘違いしないでほしい。

亀山市の水道料金について、私は、安いのは理由があるというふうに考えています。水源が地下水である。そこを今、塩素を入れるというような形で滅菌処理をして、もう送れば、それでも水道水として使えるんです。だから、水道水をつくる費用が非常に安価やということですね。これは、数字で見てもわかります。例えば、この給水原価というやつが、亀山は100円ちょっとですけども、鈴鹿市は1トンつくるのに143円かかります。それから、四日市市は158円かかるんですね。これは、さっき市長が触れられましたけれども、やっぱり川の水をとって、それを浄水場に引っ張って、そこでいわゆるろ過してというような大きな浄水場の施設は要らないとか。それから、高い県営水道の水を買っているとか、こういう条件が他市にはありますので、だから当然、1トンつくる費用も高くなる。だから、あわせてそれを回収する料金も高くなると。だから、そういう意味では、亀山市が他市よりも安いということについては、私は当然だろうと思っています。

ただ、格安であるということですね、これね。なぜ、この北勢を出したかということ、これは検討委員会で出た資料ですよ。検討委員会が出したのが、津市を含めて北勢の自治体の数字を出したから、私はこれで出ただけで、意図的なものでも何でもありません。その点は言うておきます。

もう一つ見直すべき点として、これも検討委員会で指摘がされております。従量制料金、つまり基本料金と超過料金を足して水道料金になっています。そうすると、その超過料金が従量制というのは、使えば使うほどどんどん単価が高くなるという仕組みになっています。これについて、検討委員会の資料は、10立方を例えば1として、100立方を使用したら水量は10倍になる。そうですね。10立方に対して100立方は10倍になる。それで、料金は10倍よりも高く。例えば、桑名市なんかは21.3倍なんですね。量は10倍ですけども、料金は21.3倍というふうな形になっていると。ところが、亀山市の場合は10.2倍という非常に緩い傾斜になっている。逓増制の料金というのが緩やかな傾斜配分になっている。この点について見直しがされていないわけですよ。これも、やはり私は亀山市の水道料金の見直しをすべき課題だと思っておりますが、これが見直しされなかった理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

超過料金部分の逓増制の部分の料金値上げの質問かと思えます。

まず、逓増制につきましては、使用量がふえるほど料金が高くなるということで、その料金体系を逓増制ということでさせていただいております。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、使用量が多いのは、工場だけでなく、商店とか中小企業等もございますので、そこに大きな負担をかけるのではなく、各使用者の負担を今回の改定は均等に改定するという改定案を出させていただいております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう出発点が間違いないんや。もともと平等でないのに、18%なら18%をかけたら平等やという話にならないでしょう。出発点が違うんですから。それから、すぐ商店がとか中小企業と、こういうときには出すんですよ。実際には、50ミリ以上って大きな事業所でしょう、これ。それをごっちゃにしないでいただきたいということですよ。

やっぱり、従量制の料金を、例えば財政的に許すのであれば低くてもいいと思いますよ。ところが、料金を値上げせなあかんような状況になってきたら、やっぱりここも少なくとも他市並みにカーブをすべきやということですよ。それでも亀山は安いんですよ。カーブが他市と同じになるだけで、結局、金額的に他市よりも安いというのは維持できるわけですよ。だから、そういうことも検討されていないということです。

だから、結局、今回の改正というのは、もう漠っと18%上げただけで、大口径の問題とか、こういう従量制の料金とか、こんなもの全然検討もされていないですよ。自分らが検討委員会で課題に上げながらしていないんですよ。だから、これでは、やっぱり市民は納得しないと思いますよ。やっぱり、とことん検討した結果、もうこうせざるを得ないんだということならわかりますけれども、料金の見直しでやっぱりやるべき問題がまだ残っているのに、ただ漠っと18%全体にかけると、こういうやり方では私は納得しないと思います。

もう一つ、最後に、随分出ておりますけれども、今後の費用がかかるという問題ですね。これについて触れていきたいと思いますが、平成30年度から39年度までのいわゆる計画が資料として出されました。この中に、私はこれは水道会計ではなしに一般会計で負担すべきものやというのが含まれているんですよ。例えば、6月議会で言いましたけど、テクノヒルズの工業団地に加圧ポンプをつけると。あれは6,500万ですよ。これも入っているんですよ。これを一般会計で持ったら、6,500万円、水道会計の負担が減るわけですよ。これが1点ですよ。

それからもう一つは、やたらと多いのが川崎、それから住山、さっき午前中の答弁やと、能褒野とか川崎地域と、それから住山、羽若ですか、いわゆるミニ開発で団地がふえたところですよ。こういうところの水量、水圧が随分減ってきて、加圧ポンプを新たにつくらなきゃならんという費用が新たに出ているわけですよ。

だから、こういう費用を、さっき言った企業誘致と、それからこういうミニ団地の開発、こういうところに幾らかかるかという、30年度は1億7,000万かかる。年平均4億と言われましたけど、そのうちの30年度は1億7,000万がこれに当たると。それから、31年度には1億2,500万、それから32年度にも1億円ですよ。3年間をトータルすると4億円、この企業誘致と、それからミニ開発によって。ミニ開発も、都市計画がきちっとやられなくて、無計画に広げてきたツケですよ。そういうものを4億円かけて、水道会計が負担をするということなんですよ、これはやっぱり私は公営企業法で一般会計が本来負担すべき経費を繰り出し基準として定めてやっています。それ以外の一般会計からの繰り入れも、基準外繰り入れとしてできることになっているんですよ、これね。そうですね。だから、禁止はされていません。そういうことを多くの自治体でもやっています。やっぱり、こういう企業誘致だとか、それからこういう無計画に進められた開発によってもたらされる予想外の、想定外の費用ですけれども、こういうものに対しては、やっぱり

一般会計から繰り出しをして負担すべきだと思いますが、この点についての、市長、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一般会計からの繰り入れにつきましては、地方公営企業法に基づいて、法定内で必要なものについては繰り入れを行っているところでございます。平成29年度の当初予算におきまして、水道事業会計に対しまして、繰り出し基準に基づきまして、消火栓の設置管理に要する経費で760万円の繰り出しを行ったところでございます。そのほか、公営企業であります、例えば公共下水道事業会計にご案内の約5億、それから病院事業会計に約2億7,000万、農集にも繰り出金が約3億1,000万含んでおりまして、合計では、いわゆる一般会計からこの事業会計等々に11億2,000万円の多額な繰り出しを行っておるところでございます。これらの繰り出しにつきましては、今後とも年々増大していくことが、これは一般会計を圧迫していくことが予測されておりますので、私どもは行財政改革大綱におきまして、特別会計、企業会計の健全化、そして独立採算制の基本原則のもとに、コスト意識の徹底や経営努力によりまして経費の削減を図って、いわゆる一般会計からの繰り入れに依存しないような経営の健全化を進めるということは、これはもう私ども亀山市としての大きな行財政改革上の政策課題でございます。

したがって、この水道事業会計におきましては、これまでも独立採算制の考えのもと、健全な経営に努めてまいりましたことから、今後も、この新しい料金体系のもとで、一般会計の繰り入れに依存しないような健全経営を続けてまいりたいと考えておるところであります。かねてから、本市の水道事業に対する市民の皆さんの市民満足度は非常に高いところであります。我々には、今後においても、将来世代へしっかりと確実につなげていくような責務があるかと思っておりますので、一般会計からの繰り入れにつきましては、一定の考え方のもとに、私どもはこの水道事業会計をしっかり健全に回していく責務があるというふうに確信いたしておるところであります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は見解が違います。

これは、総務省の資料でもあるんですけども、いわゆる一般会計からの基準外の繰り入れというのは認められているんですね。ここにこう書いてありますね。公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない、あるいは客観的に充てることが困難なものというのは、基準外で繰り入れできる。例えば、言われた消火栓とかというのは、基準内の繰り入れなんです。国が示しているものだから、それはいいんですよ。

だから、それ以外に、やっぱり企業誘致であるとか、そんなための費用をかぶるとか。さっき言いました、本当に無計画に開発されているようなところのものを市の水道事業でかぶらなきゃならんと、こういう部分をやっぱり一般会計で持つというのは、私は道理があるんだろうというふうに思います。

今回、本来、水道料を値上げするんなら、やっぱり料金体系全体を見直しをした上で、どうして

もこれは上げざるを得ないという結論に達したんならともかく、やっぱりそういう状態にはなっていない。見直しがされていないということ。こういうことをやっぱりきちっとやっていただきたいということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時03分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案第101号指定管理者の指定について、質疑をさせていただきます。

今回、道の駅関宿の指定管理を継続する理由について、指定管理者の選定理由について、指定管理の内容についてということで、3項目を上げさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

まず、第1番目の指定管理を継続する理由についてということなんですけれども、道の駅関宿につきましましては、平成25年度より指定管理となったわけなんですけれども、この道の駅につきましまして、今回の議案は、その契約期限である5年が経過することによるもので、今回、一旦の区切りということになるわけですし、今後の運営について、平成25年度よりも前に行われていた直営方式とか、あと賃貸とか、運営委託とかさまざまな方法があるわけなんですけれども、今回、指定管理による運営を継続することになった理由につきましまして、まずお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

道の駅は、道路施設として、道路利用者のための休憩施設、道路利用者や市民のための情報発信機能、道の駅をきっかけに活力ある地域づくりを行うための地域連携機能の3つの機能をあわせ持つ休憩施設が道の駅であります。平成12年に開所され、平成17年に2次拡張、道の駅関宿地域振興施設につきましましては、平成25年5月から指定管理者制度に移行し、指定管理者に現在、管理運営を任せております。

指定管理者制度に移行する平成24年には、民間事業者によるノウハウの活用により、業務の効率性やサービスを向上させるとともに、経費の削減を図り、存続に向けてどのような形態が適しているかの検討を行いました。その結果、指定管理者制度の活用が道の駅関宿地域振興施設に適していると判断いたしまして、事業の採算が見込める施設であることから、指定管理者からの収益の一定額を市に納付する方式で公募を行い、指定管理者を選定いたしました。

この結果、現在の指定管理者に管理を任せ、これの成果についてでございますが、まず施設利用者数につきましては、市の直営のときには年間7万人前後の来館者数で推移しておりましたが、導入後はおおむね10万人を超える利用者数となっております。また、経営面においては、市への指定管理料の負担のない中で収入増となっており、納付金として、5年合計で約2,200万円を納付いただいております。そのほか、省エネ対策として太陽光発電パネルを設置されたほか、地域の振興のために、地場産品生産者と共同して朝市の開催、自発的な運営が行われ、コストの削減、民間ノウハウによる施設運営の成果が得られていると考えております。このようなことから、今後も、指定管理者の導入を継続したいと思い、収益も得られる施設であることから、公平・透明性の観点から、公募により改めて5年間の指定管理者の候補者の選定手続を行ったものでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

まず、指定管理による成果があったということでした。内容としては、省エネ対策とか、コスト削減であるとか、朝市とか、来館者増とか、7万人から10万人にふえた。あと納付金があるので、この辺が大きいんじゃないかと、こういったことで、この辺が民間企業のノウハウによるものであれば、その点を確認させていただきました。

ただ、その辺の民間のノウハウというふうなことにおいては、民間への業務委託とか、賃貸とか、そういう形でも可能であるという考え方もあります。そういう意味では、指定管理の最大の理由という意味では、やはり民間のノウハウを利用してサービスの向上、その辺が一番メリットなんだと。これは、本当に指定管理の導入のときに、民間活力を利用してサービスを上げるんだと、こういうことではあったんですけども、その成果があったということであるんですけども、その点については、どういう成果であったのか。あるいは、今後も、どういう効果を期待しているのか、その点につきましてもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

道の駅関宿地域振興施設におきますサービスの向上とは、やはり来館者の満足度の向上と考えております。地産地消を基本に、ジネンジョを使った創作料理の提供や、地元食材を使った季節ごとのメニューの提供やプライベートブランド商品を開発し、ほかの場所では購入できない付加価値の提供をいただいております。

また、サークル活動や展示の場として、2階フロアを提供していただき、地域団体と連携した花壇づくり、朝市を開催されるなど、来館者が何度訪問しても飽きの来ないよう、道の駅の設置目的である地域の振興、活性化に努めていただいております。このような民間企業の専門ノウハウによる取り組みが来館者数の増加となり、指定管理者制度の導入目的であるサービスの向上につながっているものと考えております。これからも、民間企業ならではの柔軟なやわらかいサービス展開をしていただきたいと思いますとおるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

プライベートブランドであるとか、ジネンジョ、地元食材とか、また朝市とか、こういった言葉が聞かれましたが、地産地消を積極的にされた、この辺なのかなというふうに思います。

この辺の評価というのは、やはり主観的な部分というのも結構ありまして、一概に、じゃあ本当に万人がそれで評価がどうたらという話でもない、もしかしたらそういうものなのかもしれませんけれども、ただやはり重要なのは、こうして後のきっちり検証をされるということやと思うんですね。そういう意味では、検証されているんやなというふうに、これはやはりわかりました。

今回、昨年、総務委員会で所管事務調査としまして、指定管理というのがテーマで設定されましたけれども、やはりこの指定管理では、競争性があり、収益が期待される施設を対象にすべきとか、そんな話もあったとは思いますが。そういう意味では、指定管理という話で妥当なんだろうなというふうには思うんですけども、やはり基本的には、先ほども言いましたけれども、委託であるとか賃貸、こういった可能性もやはりあるわけですし、指定管理ありきであってはならないということなんだと思います。そういう意味で、やはりその辺も含めたきちっとした検証をしていただきたいという意味で、今回、これを確認させていただきました。

それを確認させていただきました上で、次に移らせていただきますけれども、指定管理者の選定理由についてということなんですけれども、今回、契約先の業者を選定するに当たっての経過、並びに理由について、まずこの点を確認させていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

道の駅関宿地域振興施設の指定管理者の候補者の公募につきましては、9月20日から10月20日までを募集期間として、市内掲示板に公表したほか、行政ホームページへの掲載により募集を行いました。この結果、現指定管理者から応募をいただきました。1者からの応募結果となりましたが、去る11月1日に道の駅関宿地域振興施設指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者応募者からプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行いましたところ、一つ、類似施設の運営実績があり、道の駅関宿地域振興施設の指定管理に必要なノウハウが蓄積されていること、一つ、管理運営方針では明確なビジョン、また自主事業を含めた経営計画でも、実施可能な具体的な提案がなされていること、一つ、収支計画は、実績に基づく現実的内容となっており、安定した経営が見込まれることなどの評価があり、指定管理者の候補者として一定水準を満たしていることと認められたことから、指定管理者候補者として選定いたしましたものでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

理由を確認させていただきました。

いろいろと理由を言っていただきましたけれども、今回、1者だけだったということで、これに特に選定の上で問題がなければ採用してもよかったんだろうなという部分もあるんですけども、その辺の中で、前回の折には、結構、その選定の理由について疑問に感じたことについていろいろとお聞きしたときに、十分なやはり答弁が返ってきていなかった。選定委員会の議事録を当時求め

たところ、会議を開催しますということと、会議を終了しますというその間に、当然、会議があったわけですが、その会議が全文黒く塗り潰されていた議事録が出てきたとか、やはりこういうふうな部分で、透明性に極めて疑問を感じざるを得なかったという部分がありまして、そのときは私だけでしたけれども、反対に回ったわけでしたけれども、前回も、今回も、ホームページによる審査過程の開示とかはあるわけなんですけれども、ただその中で、今回、この辺はどうなんだろうかというふうに担当者に聞いたところ、その辺もやはり追加して開示しますという形で。やはり、担当者としては、透明性を確保しようという。隠そうというよりも、できるだけ情報を出そうという姿勢がやはり感じられたというのは、この点は非常に大きかったなあというふうに思っております。

今回、観光振興室ではありましたが、やはりこの透明性を確保しようとする姿勢につきましてはやはり評価したいですし、この辺は、ほかの施設の選定とかについても、同じような対応をやはり理事者の方にお願ひしたいと思っております。

その上でちょっとお聞きしたいんですけど、3番目の項目に移らせていただきます。

この3番目、一応、指定管理の内容についてということで上げさせていただきますけれども、今回、指定管理者の方から納入される納付金ですね、前は2,200万円というふうな額でしたけれども、これが今回1,000万近く下がっている。この点につきましては、一体どういうふうな考えを持っておられるのか。先ほどの答弁の中にも、ちらっと収益性云々というのでちょっとあったかもしれませんが、改めて納付金についてどうだったのか。例えば、判断基準があったのかどうか、その点も聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

今回の納付金額の提示といたしましては、1年間250万、5年間で1,250万の提示をいただきました。この納付金につきましては、利益の一部を市の歳入に納めていただくものでございまして、市での算出基準は設けず、応募者からの提案額によるものでございます。ただ、その判断基準といたしましての審査におきましては、5年間の運営管理であることから、納付金の額の大小ではなく、安定した運営ができる納付額の検討、整理がその応募者の中でできているかどうかの評価のポイントでございました。指定管理者選定委員会でのヒアリングによりまして、過去の経営実績と将来の売り上げ予測により、ご提案いただいた現実的であり適正な提案金額であると判断したところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今回の額につきましては、現実的な額であったのではないかというふうなことはありました。とにかく今回、1者しか応募がなかったということで、その額というのは、それしかないというふうな部分もあったとは思ひますけれども、これまでの状況を考えたときに、社会的な情勢の変化ということもあるでしょうし、そんな中で、企業判断としてこの額を提示されたということではあったと思ひますけれども、市としましても、関ロッジの例もあって、やはり経営が困難だということで撤退されてしまった。この辺のことを踏まえると、やはり額というのも高ければいいもんでな

い。支所長もちょっとそういうふうなことを言われていましたけど、確かにその辺なんだろうなというふうにも思いますけれども、ただ、言い直しにはなりますけど、やはり納付金の大小よりも安定した継続運営ということ、ここはやはり指定管理という意味では、非常に重要な点なんだろうなというふうに思います。

私も、前回その反対に回ったと言いましたけれども、そのときに、納付金の額についてやはり理由づけというのがちょっとおかしいんじゃないのかという部分があったんですね。納付金の額がこの業者さんが高かったというので、その辺も理由づけされていたわけなんですけれども、ただそのときは、もっと高い額を提示されていた方もいらっしゃったわけで、そうすると、高額納付金が目的であるとするなら、先ほど言ったような賃貸であるとか業務委託を入札にして、高いところを選べば済むわけですし、やはりある程度そのための信頼性というのも確保する上で入札を行えばよかった、こういう選択もあったと思います。

そういう意味なわけですから、この指定管理においては、納付金の額を選考のポイントとして入れるのであれば、納付金が高額であるかどうかではなくて、やはり安定性という部分を重要視すべきであったらというふうに思います。結果的に、それがどうだったかというのはあるとは思いますが、指定管理における納付金の考慮のポイントとしては、額の大小よりも安定性、やはりこの部分なんだろうなと思います。

今回、その点は評価したいなと思うんですけども、そんな中、もう一点、この指定管理導入に当たりまして、前回もあったんですけども、道の駅そのものの運営だけではなくて、当時、関宿の観光や地域振興に対する貢献をどうやってしていくかという計画のようなものも提案されていたと思うんですけども、今回、道の駅の運営にとどまらない地域全体に寄与するような計画みたいなものも、その辺は一体どうだったのか、その点につきましても確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

道の駅関宿地域振興施設の指定管理者が行う業務といたしましては、施設の維持管理、飲食の販売、地域特産物などの展示及び販売促進、観光案内などが業務内容となっております。今回、指定管理者候補者は、過去数年間の管理実績から、道の駅関宿地域振興施設の運営は、道路利用者と地域の人々を対象とし、休憩施設、情報発信、地域振興と連携という機能を生かしてにぎわいを創出するものという明確な運営方針を提案いただいております。地産地消のメニューの提供から、特産品販売の促進、地域団体との交流による活動など、現在行っている運営に加え、過去5年間の経験を生かしていただきまして、これからは、地元土産物に興味を持てるような宣伝表示や店内前面への陳列配置など、販売促進のための提案、季節ごとにさまざまな自主事業を行う提案、道の駅の看板改修、続いてイルミネーションの実施など、実績を踏まえた上で、今後5年間のプラスアルファの提案をしていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今後5年間につきまして、過去に比べてプラスアルファの提案もしていただいたということであったんですけども、その辺と、あと先ほど言いました納付金、この辺の部分と絡んでくる話ですけども、今回、指定管理の納付金が1,250万円入ってくるということではあるんですけども、この辺の使用の用途ですね、1,250万の。この辺につきまして、9月議会の予算決算委員会で、こういった納付金を市内の観光施設等の修繕等に使えるように積み立てたりとか、こういう可能性はないのかというふうに市長にお聞きしましたところ、可能性はあるというふうに答えていただいたわけなんですけれども、今回、そういった可能性について検討がなされたのかどうか、また市長にも、その辺の何か考え方がおありなのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど9月議会でご提案を議員からも頂戴をいたしました。この納付金を観光施設等の修繕等に使うために積み立ててはいかかというようなご趣旨であったかと思えますし、積み立てそのものがどうあるかは別にして、いわゆる観光施設を含む公共施設をいかに修繕したり、維持管理をしていくかというのは、今、本市にとりましては大きな課題でございます。ちょうど、この3月に、公共施設等の総合管理計画をお示しさせていただきましたが、議員ご提言の市民文化系の施設、あるいは文化財系の施設なんかの維持管理や、ランニングコストをいかに抑えていくのか、長寿命化をいかにしていくのか、修繕等をどうしていくのかという、いわゆる将来費用の財源確保につきましても、現在、その検討を庁内でさせていただいておるところでございます。大事な視点でございますので、その中で整理をしていきたいというふうに考えております。

ただ、9月の時点では、この納付金額は決まっておられませんでしたが、どうしていくのか、積み立てていくのがいいのかどうかということにつきましては議論のあるところだと思います。したがって、庁内で、今後の修繕、補修等にかかるコストのあり方について、研究・検討をしてみたいというふうに現時点で考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ、検討に関しては道半ばというか、半ばだということではありましたが、やはり今回の道の駅、地域振興施設という言葉がありました。実際、地域振興なんですけれども、やはり地域振興という部分で、市民に非常に密接にかかわる部分やと思います。市民にとっても、この道の駅を指定管理で、実際、納付金が入ってきて、その上で、納付金をやはり市民に密接、密着したそういう施設に反映できるということは、やはり市民にとっても、この指定管理に対する理解とか進んじやないのかというふうな考え方もあると思えますし、実際、そういうふうなことで、お金がそういうふうになりやすく使われているんだなということがわかるということは、やはり市民に市政に対する理解を求めていく上で非常に重要な観点やと私は思いますので、その点、しっかりと検討していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

1 1 番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、1 2 番 宮崎勝郎議員。

○1 2 番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

4つの議案について通告してございますので、ただいまから始めたいと思います。よろしくお願
いしたいと思います。

まず最初に、議案第89号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、お尋ねしたいと
思います。

今までも、この報酬審議会において、我々の報酬等々もここで検討していただいて、今現在に至
っておるわけでございます。今回のこの改正の背景と趣旨についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

1 2 番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職及び議員の期末手当の額につきましては、これまでから、客観性・透明性を高めるために、
特別職報酬等審議会の答申を受けて決定すべきとのご意見もいただいていたところでございます。

今回、議会の議員の報酬及び期末手当の額、並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給
料を含む給与の額について、その客観性や透明性を確保することが必要であると判断したことから、
第三者機関の意見を反映するため、今回、改正案を提出いたしましたものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○1 2 番（宮崎勝郎君登壇）

背景と趣旨については聞かせていただきました。

それでは次に入りますが、市民の意思を十分に反映させるべくとはどういうことなのか。

いろいろ今、背景でお聞かせ願ったんですが、いわゆる第三者機関、報酬審議会が市民の意思を
十分に反映するために設けられたものと思っておりますけれども、そこらを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職報酬等審議会につきましては、委員は10人で組織し、その委員は、市内の公共的団体等
の代表者、その他市民のうちから、必要の都度、市長が委嘱することとなっております。このこと
から、現在は委員についての委嘱は行っておりませんが、これまでの委員は、産業経済団体や文化
教育事業団体の代表者、また市民団体の代表者などで構成をされております。これらの委員の皆様
に、特別職報酬等の額について十分にご議論をいただき、その意見をまとめ、答申していただくこ
とをもって、市民の皆様のご意見を十分に反映することとなると考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

聞かせてもらったところで、いろいろな団体の方々とか、また市民から市長が委嘱するというところで、その中でやはり市民の意思を十分に反映ということで理解はしたいと思いますが、現在、その市民の方々の委嘱がないように私は聞いたんですけども、なぜないのか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この特別職報酬等審議会につきましては、一諮問ごとに答申をいただいております、その都度、委員を委嘱させていただきまして、その答申が終わり次第、まず委員会を解散しまして、新たな答申事案が発生した場合には、新たに委員を委嘱することになっておりますもので、現在、最終の答申が終わりましてから、まだ委員の委嘱をしていない状態でございますもので、今はそのような形になっておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。現在は審議会がないということで理解はさせていただきます。

次に3番目でございます。

この中で、給与と給料というのが出ております。これについては、前の説明の中にもあったと思うんですが、今回の議案概要の説明の中で、提案理由を含めて聞かせていただいた中には、給料だけであったんですが、今度は給与に変えるということでございます。そういう中で、この内容が給料から給与、我々が一般的に見たら変わらへんやないかというふうに思うんですが、そこらをもう一度ご説明願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

給料とは、一般的に基本給と呼ばれるものでございまして、月額給料ということでございます。これに対して、給与とは、この月額の給料に諸手当を含んだものということであり、特別職の給与とは、具体的には月額給料と期末手当、退職手当全てを指すものでございます。

現行の特別職等報酬審議会条例では、議会の議員の議員報酬の額、並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の額について審議すると規定をされております。今回、この規定の給料を給与と改正しますことで、基本給である給料に加え、期末手当などの額についても審議会への諮問対象とすることとなるものでございます。

また、議会の議員の期末手当につきましても、特別職の取り扱いと同様に、決定に係る客観性や透明性の確保の観点から、審議会へ諮問をいたしたく、改正案を提出するものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

給与については、先ほど答弁いただきました。我々の議会の議員の期末手当は後ほどお聞きしようかなと思っておったんですが、一緒に答えていただきましたので省略はしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、基本給と諸手当という答弁があったんですが、その中で、期末手当とかそういう話があったんですけども、この諸手当はほかにはないのかどうか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職にかかわります諸手当につきましては、一般的に期末手当と退職手当以外に、一般職ですと、例えば通勤手当とか、地域手当とかございますが、特別職につきましては、今申し上げた手当以外に該当するものはございません。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。

それでは、次の我々の議員の期末手当が今までは規定されておらなかった。しかし、私らもいただいておったというのがございます。そういうふうなんで、今回なぜこれが入ってきたのか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これまでからも、議員の報酬の額及び期末手当につきましては、人事院勧告の中で、特別職に準じた形で、同じような形で議会の中で議論もいただいてまいりました。また、昨年度もそうでしたが、特別職の報酬と議会の議員の報酬につきましては、両並びの形で審議をいただいております関係もございまして、特別職の月給及び期末手当につきましてご審議をいただくということであれば、あわせまして、議員の報酬及び期末手当についても同時にご審議をいただくことが、客観性・透明性の確保の観点からもよろしいのではないかという考えのもとに上げさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわからせていただきました。

それでは次に、議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正についてお尋ねしたいと思います。

職員の給与条例、今まででも、どうしても人勸があって、給与条例の改正が主だったかなというふうに私は思っておるんですが、今回はちょっと違う部分も多少あるかなというふうに思っておりますので、この改正における背景と趣旨についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市職員給与条例の改正の背景と趣旨についてご説明を申し上げます。

今、議員申されたように、今回の改正は大きく2つございまして、まず1点目といたしましては、ご指摘の平成29年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改正するため、所要の改正を行うものでございます。人事院勧告における給与勧告の主な事項につきましては、まず公務員給与と民間給与の較差を埋めるため、月例給で平均0.2%の引き上げと、一般職で勤勉手当0.1月の引き上げが主な内容でございます。

もう一方の2つ目の視点といたしましては、先ほどからご議論いただいております平成30年度における組織・機構の再編に伴いまして、管理職員の勤務の範囲が広がりますことから、それに見合う給料体系とすべく、8級制を導入することにより職員の意欲向上を図るため、あわせて改正を行うものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回の改正についての趣旨は聞かせていただきました。

この中で、特に、先ほどの説明があった正規職員の給与、給料とそれから手当、期末手当も含めておるといことですが、今回、出ております第1条でしたかね、これについて、例えば正規職員の期末手当が0.1上がると。再任用職員については0.05というふうに較差がついておると。再任用職員をなぜ較差をつけて給与体系にしていくのか、この手当についても、私はちょっと解せませんのでお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃるように、一般職員の期末手当は0.1月引き上げて、再任用職員は0.05月ということで半分になっております。これにつきましては、職員の再任用制度のところから少し説明をさせていただきたいと思っております。

職員の再任用制度につきましては、平成25年以降、退職共済年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳まで引き上げられたことから、無収入期間が発生しないよう、地方公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、組織活力を維持しつつ、職員能力を十分活用していくことを目的とした制度でございます。本市におきましても、定年退職する職員の公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、その者が再任用を希望する場合は、市職員の再任用に関する条例の規定に基づき、再任用を行ってきたところでございます。

再任用の職員の給料の額につきましては、亀山市職員給与条例に規定をされており、その額は、一般職員同様、国に準拠しております。国におきましては、高年齢層における給与水準を一定程度抑制するという一方で、若年層については、給与水準の引き下げは行わない、このことにより、給与カーブのフラット化を進めてきたところでございます。こうしたことから、再任用職員の給料の額につきましても、この考え方にに基づき、一般職よりも安価な額が設定されているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

先ほど再任用職員の説明をいただきました。

国が示すような給与のフラット化というのも非常に大事なことだと思うんですが、しかし、今回の場合、これは手当ですやんか。再任用職員がやはり責任ある仕事ができないというわけではないんですね。そういう中から比べたら、私は較差をつけるべきではないというふうに思っております。給料については、国が示しているように、給与条例にも定めておりますし、そういう中で、やむを得んなあというふうには思うんですが、この期末手当について、何で0.05の差がつかなければならないのかと私は思っておりますが、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

そもそも再任用職員の期末手当というのは、一般職員より半分の月数になっております。ですので、例えば一般職員が4カ月ということであれば、再任用職員はそもそもその半分の2カ月分ということになっております。そういった関係も今回の改正の中ではあろうかというふうに思いますが、いずれにいたしましても、これにつきましては、先ほど申し上げた国の示しておる国家公務員の給与に準拠して定めさせていただいております関係で、市職員につきましても同様な取り扱いとさせていただきますところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ聞かせていただいた。国に準拠するのはわかっておりますけれども、やはりこういう手当については、それぞれの自治体でもつけられるはずと私は理解しておるんですが、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、議員おっしゃるように、今回、私どもはこの内容を市の条例改正で求めております関係で、市独自の判断というのも当然あろうかと思いますが、これまでから、市の一般職の給与につきましては、国に準拠してきたという経緯もございますもので、今回も同様の形とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

少し残りますけれども、理解させていただきます。

それでは、次に3番目でございます。

等級別基準職務表の8級となる職員についてはどのような方がなるのか。この機構改革の中でも

いろいろ質疑はされておりますが、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

8級の職務につきましては、等級別基準職務表におきまして、消防長、困難な業務を分掌する理事及び部長の職としておりまして、その内容として、現在よりも職務範囲が拡大し、おおむね50人以上の職員が配置された部長に適用することを一つの目安としているところでございます。そのほかにも、部長の経験年数や業務の困難性、特殊性などを総合的に勘案した上で、副市長を委員長とする職員選考試験委員会において選考いたすものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

先ほどの機構改革の中では、50人以上というので大分議論されておったんです。私は、ここで言うのは、業務の困難性というのも今、答弁の中にございました。例えば私が例を挙げます。議会事務局長、数でいったら二十数人かと思うんですけども、我々、行政と議会との二代表制の中で、その局長を務めていただいております。特に、我々はわがままなような、わけのわからんような議員を理解していただいて、指導なり、いろいろやってもらっておるんですが、そういうような局長は入らないのかどうか。業務の困難性に入るのかどうか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

業務の困難性というよりは、特殊性のほうに該当するののかというふうに考えておりますが、これにつきましても、当然、人数だけではなくて、特殊性、困難性、こういったものも総合的に勘案した上で選考いたしますもので、これにつきましては、試験委員会のほうで今後検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

答弁よくわかりました。

試験委員会のほうでもよろしくお願ひしたいと思いますが、まだ総務委員会がございまして、よろしくお願ひします。

それでは、次の議案に入ります。

議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

朝から、森議員、服部議員等が質疑されておったんですが、今回の改正についての背景と趣旨について、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

背景と趣旨でございますが、本市の水道事業における水道料金については、平成17年の市町合併以降、消費税率の改定を伴うものを除き、実質的な値上げを行うことなく、これまで比較的安価な料金を維持してきました。しかしながら、今後の老朽管路の更新や施設耐震化に必要な事業費用に対して、料金収入が不足する状況が見込まれます。また、地方公営企業法において、地方公営企業が徴収する料金は、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないと定められています。このため、亀山市水道料金検討委員会の報告に基づき、水道料金の額の妥当性を検証した結果、その額を見直す必要があることから、所要の改正を行うものであります。また、使用水量の少ない高齢者世帯、単身の世帯などが増加しているため、基本水量を見直す必要があることから、あわせて所要の改正を行うものであります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

改正の趣旨、背景はよくわかりました。

先ほどの答弁の中にも、今後の上水道の建設の改良計画とか、整備計画、また管路老朽化整備計画、耐震整備計画等、いろいろ資料にいただいております。そういう中で、我々議会の中でも、老朽管の改良は早くしなければならないんじゃないかというふうに我々も提言しております。そういう中での今回かなあというふうに思うわけでございますけれども、自然災害の中でも、特に地震災害については、管路が破壊されたり、施設が破壊されたりということで、いろいろな防災の中でもうたわれております。特に、ライフラインの確保は非常に難しく、我々市民の生活に直接響いてくるものというふうにも思っておりますので、その計画を進めるためにも、私は今後の資金確保も必要かなというふうに思っておりますが、再度お尋ねします。そういう中で、石綿管等もまだございます。今後、この値上げをしたならば、この計画がみなマスターできるのかどうか、進められるのかどうか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

水道事業につきましては、現在においても、老朽管の更新や耐震化、水源地等の施設の修繕等を行っておるところでございますけれども、今後も、安全でおいしい水を供給していくために、老朽化する管路や施設の更新及び耐震化、それから地震対策のための配水池への緊急遮断弁の設置、基幹管路の耐震化等、議員ご所見の地震対策につきましても努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ計画も聞かせていただきまして、次に、なぜ今改正するのかというのを申し上げておりましたんですが、今までに2人の方の議論を聞かせていただいた。いわゆる先ほど計画を進める中で資金源が足らんというふうに理解するので、今かなあというふうに提案されたと思うんですが、

そこらを再度確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

先ほどの質疑の中でもありましたように、管路の施設の更新、老朽化、耐震化対策、それとあと水量、水圧不足の解消等を行っていくにつきましては、運転資金の確保が不可欠であるということで、その資金が不足する前に料金改定を行うものでございます。また、亀山市水道料金検討委員会から、料金改定の時期については、早期に料金改定を行う必要があります、平成30年4月とすることは妥当であるとの報告を尊重し、改正を行うものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

30年4月からの改正ということで、先ほどいろいろな理由をいただきました。特に、検討委員会あたりのご意見も十分聞いていただいて、市民がおいしくいただける水の供給をお願いしたいと、かように私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、議案第93号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、お尋ねしたいと思ひます。

まず1点目でございます。

改正の背景と趣旨について、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

今回、ご提案をさせていただいております亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の背景と趣旨でございますが、今回2点ございまして、まず1点目といたしましては、地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るために、本年4月に地域包括ケア病床を開設いたしました。利用率が非常に高く、個室を除くとほぼ満室に近い状態が続いているところでございます。今後についても、さらなる需要の増加が見込まれますことから、同病床の増床を計画しているところでございます。また、その増床に当たりましては、地域包括ケア病床は1床当たりの面積基準が大きいことから、現在の6床の病室を4床に改修する必要があります。そのため、減少となる2床を削減し、現在の94床から92床とする提案でございます。

次に、2点目でございますが、当センターは、平成21年度より、介護保険事業者として指定を受ける手続の必要のない、いわゆるみなし指定事業所として、当センターの患者を対象として、訪問看護事業を提供しているところでございます。今回、訪問看護ステーションとして指定を受けることによりまして、開業されている先生方と連携して、訪問看護を充実することができますことから、潜在的なニーズにも応えることができ、病院経営にもプラスになるものと考え、病院事業の附帯事業として、訪問看護ステーションを設置しようとするものでございます。この2点につきまして、平成30年4月1日から実施するため、今回、条例の改正を提案しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

改正の背景は聞かせていただきました。

前入れた地域包括ケア病床ということで、非常に利用率も高い。私の知り合いも一度利用されて、非常に喜んでおられたと私も聞き及んでおりますし、そういう中で、まだ足らぬのであればふやしていくのがベターかなというふうにも考えております。ここで踏み切られたというのは、非常によかったんじゃないかなというふうには思っております。

特に、地域医療統括官が置かれて、そういう考えのもとに来ておるんだらうと私は理解しておるんですけども、それと今の訪問看護ステーションの設置についても、そういう前向きな姿が見えてきたのは、やはりその統括官を置かれたものかなあというふうには理解しておりますが、そこらをもう一度、本人からでも結構でございますし、どちらでも結構ですし、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

地域包括ケア病床の増床、あるいはもう一点、ご提案させていただいております訪問看護ステーションにつきましても、それぞれ市民のニーズが非常に高いというふうには考えておられて、それに応えることによりまして、病院経営の経営改善につながると、そんな考えから提案させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

次の訪問看護ステーションの設置する理由については、先ほど統括官からもお話は聞かせていただきました。そういう中で、今までも訪問看護のサービスはやられておったんだらうというふうには私は思っておりますし、しかし、介護のほうで、例えば訪問看護というのか、訪問介護というのか、ちょっとそこらの区別が私もつきかねますのですが、ほかにも民間にもそういうのがあると思いません。そういう中で、これをステーション化するということは、どのような特にメリットがあるのか。

お医者さんに、特に主治医、例えば医療センターにかかっておった、主治医さんにかかって、訪問看護を主治医のもとのステーションから派遣されるナースさんにお世話になるのが一番ベターなかなというふうには私は理解しておりますけれども、今、民間からも派遣されておると思います。そういうような部分から見て、やはりこれが必要であるのか。私は、今の話の中には、経営のために経費をつくるというのも一つかなというふうには思っております。企業会計でございますので、特にそれは必要かなと思っておりますが、そういう今までの部分を、私がお尋ねした部分も含めて、地域医療を含めて、また地域介護を含めて、両方から聞かせていただくなり、最後に市長に一遍全部を含めて聞かせていただいて、私は終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西川憲行君）

古田事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

まず、私のほうから、訪問看護ステーションを開設することによって何が変わるのかというご説明をさせていただきます。

議員も先ほど言うていただきましたけれども、平成21年度から、みなし指定事業所ということで、病院は介護保険のわざわざ届け出をしなくても、訪問看護事業というのができることになっております。それがみなし指定事業所と申し上げるんですけれども、それにより訪問看護サービスを提供してまいりました。しかしながら、現在、そのみなし指定の事業所のサービスでは、提供できる患者様が原則医療センターに通院されている方、あるいは医療センターを退院された方に限られてまいります。ということは、訪問看護サービスは、ほかにも潜在的なニーズというのもあるのではないかというふうに考えておりますので、今後、例えば開業されてみえる先生方のご紹介をいただいて、訪問看護サービスを提供していく、そのためには、どうしても訪問看護ステーションというものを病院内に設置する必要があるのではないかということで、今回の提案に至ったわけでございます。それが、ひいては、本市の地域包括ケアシステムの充実につながっていくものであるというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問で、最後にということでございましたけれども、今回の条例改正の背景というのは、先ほど来、事務局長のほうから答弁させていただいたところなんですけど、やはり私ども亀山市としては、この2025年問題や超高齢社会を限られた地域資源、医療資源、そして今の地域包括ケアシステムをきっちり亀山に合った形で組み立てて、これが回っていくことができるかどうか、このことが、本当に私どもの今、政策課題の大きなテーマの一つでございます。言葉で言うと、何か非常にさらっと言うてしまうんですが、しかし、これは非常に難しい、困難を要する政策テーマであります。そのために、今、本当に私どもの自治体病院、医療センターは、地域包括ケアを回していくためのしっかりした役割を担うような病院としての機能の強化を、統括官を先頭に努力をしてきておるところでございます。その意味で、今回の地域包括ケア病床の増床でありますとか、訪問看護ステーションの設置につきましても、次へつながる大変重要な私どもの取り組みであろうというふうに確信をいたしておるところであります。

管理者が答弁に立ちましたけれども、身を削って、そしてこの全ての施策の推進のために、病院の経営健全化、それから医療を含む地域包括ケアの構築のために努力をしてきておるところでございます。ぜひ議員各位の、また市民の皆様の一層のご理解やご協力をお願いしたいと思います。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時16分 休憩）

(午後 3時25分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

勇政の前田でございます。通告に従い、質疑をさせていただきます。

議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正についてということで、もう朝から3人の方がこれをされましたので、大体の中身はわかってきたんですけども、一つ一つ丁寧に聞いていきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

まず、料金改定の目的についてということで答弁をいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

料金改定の目的でございますが、水道事業は、市町合併以降、現行料金水準を維持し、安全でおいしい水を安定的に供給するため、施設の更新や修繕を図りながら経営してまいりましたが、老朽化する施設や管路の更新と耐震化を計画的に進めるために必要な財源が今後不足する状況が見込まれることから、財源を確保するために料金改定を行うものであります。

また、使用量の少ない高齢者世帯に配慮し、基本水量を見直すものであります。基本水量とは、基本料金に含まれる一定の水量のことでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

料金の改定の目的という理由は、耐震化だとか、そういう計画的な事業を進めていく上での財源確保であるということでございます。

これも先ほどから聞いておりましたけれども、それでは、2番目の料金改定の必要性について伺いをします。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

料金改定の必要性でございますが、平成28年度末の管路の状況については、配水管総延長362キロメートルのうち、耐用年数を超える管路は82キロメートルで約23%、耐震化率については、140キロメートルで約38.8%にとどまっています。

水源地や浄水場などの施設については、耐用年数を超える施設は約24%、耐震化については、多くの施設が耐震不足となっております。

また、震災対策として、応急給水に対応するため、主要な配水池への緊急遮断弁設置と基幹管路の耐震化を優先して進める必要がございます。

一方、水量・水圧が不足する地区の課題を解決するために、加圧ポンプ施設の改善や排水管の増径の対策を実施する必要もございます。これらの財源を確保する必要性から、料金改定を行うものでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

料金改定の必要性についてというのも、先ほどの料金改定の目的とほぼ同じ内容で、今後見込まれる耐震化だとか、管路だとか、そういったものの取りかえとかで、その財源確保であるというようにございましたので、次の今後の事業計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

まず、優先的に進める事業としまして、水量・水圧不足解消のための川崎と住山の加圧ポンプ施設の整備、それとみどり町、みずほ台、富士ハイツの管路の耐震化を含めた更新、規模の大きな配水池への緊急遮断弁の設置、基幹管路の耐震化、老朽化した水源地の電気設備の更新、下水道事業に伴う管路の移設及び耐震化を計画しております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この事業計画なんですけれども、これは何年ぐらい先までの事業計画を見込んでおられるのか。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

建設整備計画として、平成30年度から平成39年度までの10カ年を計画してございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その10カ年を見ているということなんです、その10カ年がきちっと計画どおりいくということはないですね。10年の間にいろんな事業が起こり得る可能性もあるし、災害や何かそんなものでも特別に行わなければならない事業も出てくると思うんですけれども、そういった状況というのは、考えておられるのかどうか。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

災害とかそういったような特別な事情につきましては、今回の建設改良計画の中には含んでございません。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

含んでいないということですね。だから、もっと想定よりもふえてくるということですね。
それでは、次の料金の改定の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

料金改定についてでございますけれども、その改定率につきましては、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領に、原則として料金収入額と総括原価が一致するものでなければならないと定められていること、あわせて亀山市水道料金検討委員会の報告書にある意見を尊重して算定しております。

また、料金体系につきましては、基本料金と超過料金の2部料金制、口径別基本料金制、水使用を抑制し、小口径の生活用水に配慮するための逡増制を維持するとともに、使用水量の少ない高齢者やひとり暮らしの世帯に配慮するため、他市の例と亀山市水道料金検討委員会の報告書により基本水量を見直すことといたしました。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この中で、亀山市水道料金検討委員会の報告ということがあるんですけども、まずその亀山市水道料金検討委員会のメンバーの中に、水道の専門家とか、企業会計のわかる人とか、そういった人が検討委員の中に含まれているのかどうかということを確認させてください。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

水道料金検討委員会の委員につきましては、亀山市水道料金検討委員会の規定により、公共団体等から選出された者、それから水道使用者からなっております。その団体でございますけれども、亀山自治会連合会とか亀山市婦人会連絡協議会などの団体から4名、それから水使用者として6名の10名の委員でございました。その中に水道の専門の方というのは見えませんでしたけれども、団体の代表及び水道利用者の立場でご検討いただいております。

それから、企業会計についてのご質問でございますけれども、10名中3名の委員さんについて、企業会計についてよくご理解していただいている方がおっていただきました。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

いろんな検討委員会とか、そういう委員会には、大学教授であったりとか、専門的な人を入れたりなんかするんですけども、ほかの委員会なんかでも、いつも同じ、先ほどの自治会連合会だとか婦人会だとか、そういう方が常に顔を並べられておりますけれども、こういうような水道なんかは、ちょっと特殊な部分に入るのかなと思うんですけども、なぜそういうふうな専門的な方を入れようとしなかったのか、入れていく考えはなかったのか。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

広く一般の市民の方からご意見をいただくということから、それぞれの公共団体の代表の方、それと水道使用者から委員になっていただいたということでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それではもう一つ、午前中にも森議員からも質問ありましたけれども、この料金改定の中で、今後の事業計画に基づいた事業費というのを算出されていたと思うんですけれども、例えば10年でこれだけかかりますよ、たしか年間4億円ぐらい、10年間で40億という数字を言われていました。例えば、10年でそれをやらなければならぬけれども、もう少しならして、15年とか20年に延ばせば、その経費が低くなっていきますわね。突発的ないろいろな、そこに含まれるかもわかりませんが、その10年という、そこなんですけれども、それをもう少し延伸できないのかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

年間の整備費用4億を今計画はしておるわけでございますけれども、それを薄くというか、減らして、もう少し先延ばししたらどうかというご質問かと思えます。そういったことで事業費を減らすということになれば、例えば更新がおくれることによって漏水が多く発生したりとか、よって、その修繕費がふえたり、また機器の更新等がおくれることによっても、また修繕等の費用がふえたりすることもございまして、市民の生活に影響が出るのが懸念されます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

でも、この時期的なものは、値上げするのは来年の4月ですわね。今までの質問の中でも、合併から1回も検討していないということだったと思うんですけれども、今までずっと放っておいたというか、料金を上げてこなかったわけで、そのときは資金があったからという話なんですけど、だから、今までそういう検討をしてこなかったことは、先延ばしにしてきたわけですよ。資金があったからという理由だけでも、でも、そのもっと前にやる時期があったと思うんですけど、それはなぜしなかったのかということなんですけど、それをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

企業努力により資金のほうがかちょっと確保されたということで、先送りというか、まだ改定まで至らなかったということでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、料金改定の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

料金改定率につきましては、現行の料金及び超過料金の単価を18%引き上げるとともに、基本水量を10立米から5立米に改めます。

基本水量とは、基本料金に付与される一定の水量のことです。また、6立米から10立米までの超過料金は、使用量の少ない高齢者世帯に配慮するため、できる限り低い単価としたものがございます。

改定後の使用料金は、口径13ミリの場合、5立米までの料金は現行1,080円が改定後712円に、10立米では1,080円が1,022円に、20立米では2,030円が2,312円の改定となります。基本水量を改めたことにより、使用量が8立米の方は減額となります。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今回の値上げでは、18%の引き上げということになるということと、それから6立米から10立米までは、超過料金は使用量の少ない高齢者世帯に配慮ができたということで、低い単価になったということですね。

先ほども言いましたが、値上げは来年の4月からということによろしいですね。

それでは次に、年度末資金残高の推計についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

年度末資金残高の推計でございますけれども、平成23年度から平成28年度までの決算と平成29年度の予算及び今後10年間の建設改良計画をもとに財政収支を計算いたしましたところ、現状では、平成32年度末には、運転資金として必要な3億円程度を大きく下回る約1億2,000万円となる見込みであります。改定を行うことにより、その32年度末では約4億円、33年度末では約3億4,000万円、34年度末で約2億9,000万円の資金を確保することができる見込みであります。

なお、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領に、料金算定期間はおおむね将来の3年から5年を基準とすると定められていることと、亀山市水道料金検討委員会の報告書に、今後はおおむね5年をめぐりに料金について検証し、社会情勢などをよく踏まえた上で適正な料金の見直しを行うことが望ましいと意見が付されたことから、今後も5年をめぐりに財政計画の検証を行ってまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

本来は、3年から5年で料金改定の見直ししないといけないと。それから、今後5年で料金見直しをしていくという答弁だったと思うんですけど、ただ、それが合併後からずうっとされていなかったの、考えると、来年の4月なんですけれども、合併してから、今までずうっと改正されてこなかったんですけど、本来はすべきやったのかもわかりませんが、何か符合するのが、なぜ来年なのかなあというところなんですけど、ことしの4月でもよかったし、1年前でもよかったですけど、その前でもよかったかと思うんですけど、そこら辺は、なぜ来年の4月になったのかということをもう一度聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中からも、なぜ今なのかということについてご質問がございましたし、お答えをさせていただいてまいりました。また、平成27年から、ご案内のように、行財政改革大綱の実施計画の中で、平成27年、28年、29年で、この110項目のさまざまな取り組みを明記させていただいて、年次計画を落とし込みましたが、あの中でこの水道料金の見直しにつきまして、この27、28、29の3カ年で見直しを精査して検討しますということを掲げて、それを我々、積み上げてきたところでございます。

したがって、行財政改革の視点あり、あるいは水道事業の独立採算制の今後の360キロの管路の整備・修繕・更新、こういうものも含めて、現状の収支状況と、いわゆる原価と収益との関係につきまして、今後10年計画の中で的確にこれをこなしていくためには、当然この水道料金の適正な見直しをする必要があるという考え方で、その3カ年の検討を経て、そして検討委員会の皆さんのご意見も経て、今回、条例改正を提案させていただいております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そういう計画に基づいて、いろいろ検討委員会からの意見も聞いてということなんですけれども、来年は市議会の改選があるんですね。去年は市長選挙があったんですけれども、そういった意味で、ちょっと何か、なぜ今なのかなあというふうに思いましたので聞かせていただいたんですけれども、それでは、他市との比較についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

他市との比較でございますけれども、一般住宅用の水道につきましては、基本的に口径13ミリ、または20ミリであり、多くの場合、1カ月の使用量が30立米以下となっております。

改定後の料金を県内他市と比較しますと、口径13ミリの場合、5立米では14市の中で安いほうから2番目、10立米では9番目、20立米と30立米では3番目となっております。口径20ミリの場合、5立米では安いほうから3番目、10立米では7番目、20立米では4番目、30立米では2番目となっており、改定後においても、県下では安価なレベルとなっております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今言われましたけど、5ミリでは14市の中で2番目とか、10立米では下から9番目とか、よくわからないんですよ、そういうような説明だと。きょう、服部孝規議員からこうやって資料提供されました。やっぱりこういう資料のつくり方をしてほしいなと思う、わかりやすくね。他市と比較するんやったら。今のその答弁を聞いておっても、どういうふうに安いのか、低いのか、高いのかがわかりにくいので、できたら、こういった資料にしてもらったほうが非常にわかりやすいということだけを言わせていただきます。

どちらにしても、また委員会等で審議をされると思いますけれども、いろんな質問をさせていただきまされたけれども、しっかりとまたその委員会で検討していただいて、議論をしていただきたいなというふうに思います。

私の質疑はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、通告に従い、質疑をさせていただきたいと思います。

議案第87号及び90号については、関連した議案ですので一緒にやりたいと思いますけれども、その中で、基本的に私は、職員給与条例の改正は、7級制から8級制に変更する、これについては何ら異論はありません。これから、市民の奉仕者として、日ごろいろいろ職務に励んでもらっている市職員について、やっぱり給与改正というのは必要なことだと思いますけれども、その中で、いろんな今回の改正、8級制に伴って、どうしても腑に落ちないことがようけあります。

通告書にも書いたように、各部局の統合によって、今15名おる部長級が10になると。ここで、基本的に現行において、企画総務部と財務部として、この総合政策部というのに変更されます。基本的に、企画総務は人事と企画部門を担当しておると。財務部は、基本的に企画されても、やっぱり市の財政、懐を握っておる部ですよ。めちゃくちゃな企画をやったときに、いや、ちょっと待てと、それがやっぱり財務の基本的な仕事なんですよ。それを今回、総合政策部で市の中核の一部を合体して、人事権と財源を1人の部長に持たすというような手法は、どなたがするのかは知らんけれども、権限は増大するわ、だけど、仕事の負担も私は大きくなると。だから、非常に懸念をしています。やっぱりその財政部門というものは、企画政策部が各部局から寄してきた中で、1つの事業をするのにブレーキをかける役割なんですよ。

それで、市長にちょっとお伺いしたい。

今回の中で、これもそうです、この企画総務の合体、それからもう一つ、産業建設部も一本化すると。環境産業部ですか、それから建設部と。きょうは松本部長、お見えにならんけど、体調が悪いのか、本会議よりもっと大事な仕事があるのかどっちかわかりませんけれども。それを合体すると。これも妙なものと。そのあおりを受けて、ちょっと名前を忘れたけれども、環境に持っていた部分を市民部に持っていくと。これは市長、どないに考えてんやろうな、その市政を、この改革

は。

平成18年、部・室制になった。22年、また1つ改革をやった。22年には局をつくったかな。それから25年には、危機管理局を企画総務部に移した。いろんな改革をやってきておるんですけども、この改革は、私はよう理解できん。

だから、市長はどのような指示を出したんか、この改正案に。第2次総合計画が始まったから、それを完結するために、このように部局編成したと。各部局の職員の連携を図ることを円滑にするためにマネジャーとか何か、余りわしは横文字は嫌いなんやけれども、グループリーダーというのもつくって、これはどんな指示を出したの。

それで、男女共同参画を主体にした共生社会推進室、それから子ども総合センター長の廃止、一体何を考えてみえるのか、一遍ちょっと根本的なことを聞かせてください、市長のこの改正に至る。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

考え方、基本方針をお示しさせていただいてまいりましたが、改めて申し上げたいと思いますけれども、今回の組織・機構の再編におきましては、平成29年度始動いたしました、まずはこの第2次亀山市総合計画の施策を着実に推進させるために、2つに、部・室制の課題でもあります職員のマネジメント能力を育成強化する仕組みを構築すること、この2つを基本方針といたしまして、現在及び将来の亀山市のあるべき姿を見据えて編成をいたしたところでございます。

ご案内のような市政を取り巻く状況が変化をいたします中、さまざまな行政需要に確実に適応していくため、そして、今後も将来のいかなる環境変化にも、これを乗り越えることができるような基盤を築いていくために、人づくりも含め、組織・機構の再編を行おうとするものでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

人づくりは大事なことです。人をつくるためには、周りにおける人らは、それなりにやっぱり指導もせなあかん。協調性も持たなあかん。私は余り協調性はないけどな。だけど、そこに座ってみえる広森副市長、いろんな改革のときにいろんな答弁を総務部長としてやっておるんやけれども、平成24年12月定例会でも、財務部の新設により健全財政の確立を期待する効果がございますというようなことを平成24年にやっておる。というのは、財政部門は、管理一元化を図ることによりまして財政の運営の健全性を確保してまいりたいために、財政部門を新設したんですよ、これ。24年の12月の答弁。

それから、マネジメントというけれども、これも25年3月の定例会において、いろんなことをやった中で、やっぱり2層の管理体制の強化による組織マネジメントを強化を図るとともに、組織のスリム化により人員の適正な配置を行ってまいらうんちく、それで改革をやっていきますよと、25年に今の副市長が答弁をやっておるんですよ。

その中で、もう一つわからんことを教えてほしいんですけども、人事と財政を一元化すること

によるメリット、市長、ありますやろか。僕はないと思う。それを教えてください。人事と財政を一元化した総合政策部というのをつくった。なぜそういうようなことをするのか。何か思いがありますやろう。そういうふうに指示したんやろう。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の組織・機構の再編におきまして、企画部門、それから財政部門を統合して総合政策部として編成をいたしました。このことにつきましては、財政状況は厳しさを増してまいります中で、よりこの総合計画を進めていくためにおいて、この政策部門と財政部門がよりしっかりした連携強化、緊密に連動することによりまして、強力な政策推進につなげていこうとする考え方でございます。

今、議員がおっしゃられた、今度は人事と財政を1つにするという考え方、あるいはいわゆる企画、人事、財政をどのようにつなげるかということは、それぞれの行政組織としての考え方、いろんな考え方があるかと思いますが、私どもとしては、その政策といわゆる財政、総務を一体化して、より強力な政策推進、財政運営を進めていこうと、こういう考え方を持っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたが決めたことやろう、これ。市長が指示を出して。そうすると、人事と財政を一本化して、1人の部長に持たせてええのですかと聞いておるの。ええんかな、それで。ええんやったら、それで答えてください。建設と産業を一緒につけてもええんやろうと思ってやっておるんやろう。それでうまく回るんやな。それに答えて。回るのか、回らんか。回らんだときの責任は誰がとるんや。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

組織の機能をどのように編成するかというのは極めて重要でございますので、私どもとしては、いろんな考え方が当然あります。あるけれども、しかし、先ほど申し上げたような考え方にに基づきまして、政策部門、財政部門、それから総務部門を一元化して、より強力な推進を図ろうとするものでございます。

さらに、いわゆる今、環境と産業部門を統括しております環境産業部がございますけれども、私どもは今回、新たな、将来の産業といわゆる基盤づくりを一体化にしていくことがより効果的であろうという、そういう認識のもとに、今回このような組織体制を提案させていただいておるものでございます。

いずれにいたしましても、組織編成にはいろんな要素やいろんなことが考えられますが、私どもとしては、今の現状、そして将来を見据えて乗り越えていける、そして政策を推進していける、そして議員もおっしゃっていただいた、いわゆる職員の意欲、あるいはモチベーションの強化・活性化のために、8級制の導入を仕組みとして入れながら、これを前へ進めていこうという考え方で臨んでおるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

人事と財政をひっつけた効果があると。産業と建設をひっつけた効果、その認識を市長、教えてください。効果。

私は今の組織体系がいいと思っておる。やっぱり人事と財政は分離して。家の家計でもそうですやろう。おやじが懐を全部つかんでおるけれども、女房に財布を渡しておいたほうが楽でよろしいやん。私のところもそうやでな。財布は握っておらなならんわ、家のことはせんならんといったら、耐えられん、わしは。それがやっぱり財政と人事。やっぱり決め事は、計画はわしがする。金を締めるのは女房が締めると。それで1つの家ができよるの。あなたは、両方を1人に持たそうとしておるの。その効果はどんな効果があるの。どのような効果があるか、その認識をちょっと教えてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

内部統制機関のつくり方、組織のつくり方として、議員がおっしゃられるような人事・総務部門と財政をつなげるとか、あるいはうちは今、人事と政策が1つになった企画総務部ということになっておりますが、さまざまな組織によって考え方はいろいろあるかと思えます。どれとどれをつなげるか。しかし、私どもとしては、いろんな取り組みを経て、そして今後も見据える中で、この企画、それから財政、それから総務、いわゆる人事も含む総務を一体的に緊密な連携をとる、そういう中でより強力な施策推進につなげていこうという考え方でございます。

どんな効果、どういうことができるか、少し技術的なこともありますので、担当部長から足らざるところはご答弁させていただきたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

効果も、その説明もできやんのに改革しようというのはおかしいわと私は思う。それだったら、96のグループリーダーをつくってどうのこうのと書いてあるんやけれども、そんなら、もうちょっと細かく入りましょうか。

今回、8級制を導入したと。困難部長、7級の困難でない部長というふう理解するんですけども、全協でもあったように、きょうの朝からずうっとあるんやけど、50人以上の部長が困難部長、50人以下の部長が7級とすると。これはこの議案に書いてありますな、8級とすると、この議案書に。消防長の職務、2. 困難な業務を分掌する理事及び部長を8級とすると書いてある。

ここでお聞きしたい。

数字が間違っておったら済んまへんで、私がざっと拾ったやつやで。例えば、今回のあれで、困難部長の人の下には次長を設けておる。それで、健康福祉部、正規職員は41人であるために、7級の部長になると思うんやな。わしもそれを調べたら、41人の正規職員と。朝からもありましたように、保育士さんや幼稚園教諭の職員の人が、ざっと拾うて、数字が間違っておったらごめんや

で、80人弱、78人見える。これを加えると119名。それで、さらに非正規の職員、別途に230人強配置されておる。正規の職員41人と非正規、いろいろすると350人見えるわけや、健康福祉部の傘下には。それが7級の部長。困難部長ではないと。

それから、教育委員会もそうやね。正規職員は25名や。それから、給食調理員とか応援員を加えると39名。これに非正規の方が162名ぐらい見えると201人。これも健康福祉部と同じように大きな所帯。

ちなみに、例えばそのような中でどうなんですか、これ。そういうようなことも午前中に指摘したら、亀山市職員選考試験委員会で、これちょっと規程を持ってきた。そこで、副市長を座長に検討してみえると。検討しているって、今これを12月議会で提案されて、4月からこれ、恐らく内示を出すのは3月に入ったぐらいかな、内示は。そうすると、もうこれは12月定例会って、正月や。1杯飲んで寝ておったら、15日ぐらいすぐ過ぎる。

そんなら、今からどうのこうのって、今この12月に提案されて、承認された中で、4月1日に各部署に配置できるように人員配置せんなんのに、その中でその整理ができんのかと。それで、またこの試験委員会で今後、健康福祉部長という人が困難部長であるかないかを一遍検討すると。そうすると、その試験委員会、8条に委員長は副市長を、委員は教育長、企画総務部長及び財務部長をもって充てると。4名で試験委員会をやると。そうすると、3月の段階で異動するときに、今は旧体制やで4名でいくけれども、今後は、その試験委員会というのは3名でせんなんのと。財務部長、もう部局がないんやでね。そうすると、この試験委員会は、私が見るというふうに読むわ。試験と書いてあるのは、勉強の試験やでなあ。入学試験とか、その試験やけど、私見って私は見るに私は読みかえたい。

そういうような中で、やっぱりこういうような考え方はないかな。職員の中で渡り制度というのがあるんですな。大学を卒業して2級の何号俸からいって、3年たつ間に号級が上がっていって、それで次の年にも上がっていったら、今度は3級の何号俸と。これで渡りというのがあるんですよ、職員には。

そのような中で、基本的に部長は8級制を敷くんやったら、私は、全て、部長となる者は全部8級にすべきやと。次長を7級。1職1級が果たしてええのかどうかわからんけれども、部長たるものは、やっぱり8級というのは基本なの。そういうようなことをすべきやと思うけれども、そうせんと、一体、部長で8級になるのには、何年経験したら7から8に上がれんのやな。そんなことも検討してあるやろうね、山本君、市長も。手短かにこれを答えて。

部長を補佐するためには、やっぱり次長というものが要ると思う。それなりの部署をそういうふうに、こんなぐつと縮小して、10部にして、課長を20人減らして、グループを96にもするんやったら、それなりのポイントとなる人を置いておかなあかんと思うておるけれども、この8級制に当てはまっていくような、職員のモチベーションが下がらんように、その体系を持っていかなあかんと思うておるけれども、例えばその部長職についてから、何年経験したら8級になれるのか、7級の人は、今の考えは。そこら辺考えてみえるやろうな。また、これも試験委員会でやるんかな。いかがかな、ちょっと教えてください。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

8級の考え方につきましては、部員の数でありましたり、例えば部長の経験年数、あと特殊性、専門性、こういったものを総合的に勘案して決定をするというご答弁を申し上げてまいりました。その中で、今回条例の8級をお認めいただければ、今申し上げたさまざまな仕組みを決定して、最終は試験委員会のほうで決定をいたしますが、今、議員が申された困難性でありますとか特殊性、例えば経験年数、こういったことも一つの基準として今後考えていきたいというふうに考えております。

ただ、今回、経験年数と申し上げましたのは、例えば50人を超える大規模な部に初めて1年目の部長が配属されたときに、1年目から8級制の部長になるのかといえ、やはりそれは経験も必要ということで、経験年数の加算ということもやはり考えなければならないという、そういう観点で経験年数のことも申し上げさせていただいたところでございまして、今、議員がおっしゃられた、どれだけをもってということについては、最終は試験委員会の中で判断をさせていただくことになると、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、山本君、怒らんといてくれよ。今、企画総務部長をやってもろうておるけれども、あなたは新部長になって、部長職になって、企画総務部長になったのさ。私は、君が正直、企画総務部長になったときにびっくりした。新任部長が企画総務部長ですよ。これには私は驚いた。あなたは経験年数と言ったけれども。こういうような人事をするんや、この人は。どんな試験か知らんけどな。僕は、山本君は気の毒やなと思った。確かに、総務に長いこと見えただけでも、総務の内容もわかっておるで、企画総務部長に新任部長で君はなったんや。そういうような中で、この経験年数云々というのは、君からは聞きたくなかった。

もう一点聞きたい。

今度、子どもセンター長の職務がなくなると。これは平成22年度より、いろいろな福祉制度を十分に活用しながら、途切れのない支援ができるように、子ども総合センターを設置し、その成果も出ている。また、その子どもセンターの名前を対外的にもかなり浸透して、視察もあったと思うんですわ。それを何で分けたん。なくしたん。確かに課がある、グループある、だけど、やはり子どもセンター長という一つの、今、伊藤君で3代目やと思うけれども、これはやっぱり亀山の子供たちを持っておる父兄の人らは、非常に子どもセンターというのは重要視してみえる。それをなぜ今回なくしたのか。

市長、なぜこれをなくしましたん。これで十分やということですか。ここにある何とか課やな。センター長の仕事を、別にセンター長をよいしょしておるわけやないけれども、市内の子供たちを持っておる親御さんはみんな、子どもセンターへ相談しに行くんや。それは、やっぱりセンター長という一つの職務があるから、そこへ行くんや。健康福祉部長は健康福祉部長で、今も数を言わせてもろうたように、多くの部下を持っておる中で、ほかの仕事をしてもろうておる、この2局体制。福祉でも、高齢者から子供まで、乳飲み子まで分けて、2つの部局がやっておる中で、なぜセンター長をのかせて、まして健康福祉部には次長も置かんと。そんなことで、市長、私は政治を、人づ

くりをって、何を考えてんのやな。一遍、なくした本当の理由を市長、聞かせて。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中からもご答弁をさせていただいておりますが、今回の機構改革におきまして、これまでの機能を維持しつつ、さらなる子供施策の一体化を図るために、例えば教育委員会所管の幼稚園を移管して、新たに子ども未来課を設置することにしております。子ども総合センターは、平成22年に設置をいたしました。その前身となります子ども総合支援室、平成17年からこれは機能いたしてまいりました。そこに至る、この一元的に子供施策を考えていこうという取り組みは、本市の場合、本当に創成期から始まり、さらにそれを成熟させ、今日に至っておるところでございます。今後もこの考え方の延長線上に本市の子供にかかわります施策、機能の充実を図ってまいりたいと思っておりますし、子ども総合センターの名称は変更となりますけれども、その機能につきましては継続・拡大をしていくものというふうに認識をいたしておりますし、そのように取り組んでまいりたいと思っております。

今、少し触れられました、これは午前中、森議員のご質問にもございましたけれども、局長級であります子ども総合センター長が統括をしてございますが、この分野の特殊性や専門性も十分理解をしておるものでございます。

一方で、現時点で設定をしております次長の設置につきましては、部の業務範囲の拡大に伴う部長の業務補佐と想定しておりますが、最終的なこの次長の設置につきまして、部の業務範囲やその特殊性、専門性を考慮して、今後決定をいたしてまいりたいと現時点で考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今後決定していくと言うたら、どこで決定していくんやな。この本会議で質疑しておるんやけれども。この本会議で答弁してくれやな、そうすると市民の人もこのテレビを見ておると。本会議の質問を聞いてみえる。ここでは確たる、明かすようにしてくれんと、今後検討しますって、この議会は通ると思うておるんかな、あんた、市長。議会は多数決やで、ただ賛成、手を挙げて、それで通っていくかわからん。だけど、今後検討って、この12月が、あなた方が長年積み重ねた中で、検討結果を出しておる、提案しておるのしょう。こうします、ああします、このようにします、このようになりますというのが本会議での話や。質問ちゃう、答弁なんや。この質疑に対して、今後検討するとか、まして来年の4月1日から動かすという組織改編を今から今後検討しますとって答弁しておって、さいならではあきまへんで。

私の質問は荒くたいかわからんけれども、ほかの議員さんにもやっぱり誠意を持って答えていただきたい。もう時間がないもんで、総務委員会でもやりますけれども、私、総務委員会に入らせてもろうていただきますけれども、せめて総務委員会では、今後検討して4月に向かいますというような答弁はないようにしてくださいよ。そうしてもらわんことには、12月22日の最終日、私自身がどういうふうに判断していいか。職員給与の8級を見直しは、これは了として、組織改革の一部改正

に反対ということはできひんでなあ。それで、誠意ある回答を総務委員会に出るように、まだきょう、11日か、まだ10日ばかりあるんで、一遍、みんな頭を寄せて議論してください。あとは総務委員会でやります。あと3分37秒ですもんで。

次に行きます。

議案第94号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、第21款市債、第1項市債の第5目教育債、学校教育施設整備事業債（合併特例債）4,990万円についてでございます。

今回は、中学校の空調整備に合併特例債を活用するとあるが、なぜもっと早いところ取り組まなかった、市長さん。あなたが平成21年に市長に就任されておる。庁舎建設の25億を凍結して、あまたのお金は次世代にうんちくと言うて、もう残り何億やねん。あなたが就任して9年目かな。そのときに、この庁舎建設を凍結した25億を空調に使うておったら、もう既に小学校を卒業しておるよ、子供が。今はもう中学校か高校へ行っておるかだ、子供たちが。何で今、これ合併特例債や。

この間の9月議会でも、あなたは空調に2億ばかり要ると、余分に。亀山市119教室全部やっても3億、国から3分の1来るんで2億や。勘違いしてもらうたら困る。今、何でこれ、合併特例債をこの空調に使うの。何でもっと早い時期に、こんなの今使わんでも、あなたは9年の間に2回、市長選挙をやって、今3期目らしいけれども、もっと早いところ、子供たちの学校環境の整備のためにするんやったら、合併特例債、ここで5,000万の金を使うんやったら、もっと早いところ決断できたはずや。やっどこれは決断がついたんかな。合併特例債があと残り少ないで、充てる事業が少ないもんで、31年までに使い切らなならんと思って、そういうふうには決断をしたんかな、市長さん。教えて、何で今なんや、これは。なぜ5年前、4年前、せめて3年前にやっておれば、もうみんなできておる、全てが。何で今なんや、教えてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

学校におけます、特に議員からご提言多かった普通教室への空調機の整備事業につきましては、この本会議でもさまざまな議論を経て、そして政策決定をしまりました。本年度からの総合計画の中に、いわゆる普通教室等のこの空調機整備事業を位置づけて、これを3カ年計画で今事業を進めておるところでございます。当初の事業計画におきましては、中学校は平成29年度に設計、平成30年度に設置工事を、小学校は平成30年度に設計、平成31年度に設置工事を実施することといたしております。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

それを今、説明させていただいておるところです。

そういう中で今回、本年度におきまして、文部科学省の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けることができましたので、来年度に予定しておりました工事を前倒しして、本年度に着手するため、工事費等の予算補正を提案させていただいておるところでございます。

いずれにいたしましても、議員にご提言いただいて、総合計画に位置づけて、また財源の手当て

をして、今、前へ進めておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長に申し上げておく。市長が答弁を間違えておったら、訂正してもらわな。わしはこんなことを聞いていない。なぜ今やと聞いたんやでな。そこだけは注意してくださいよ。議長として。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時30分 休憩）

（午後 4時39分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

会派はないですけども、前田でございますが、議案質疑、最後の時間をいただきました。

私、久しぶりに議案質疑をさせていただくんですけども、質疑内容は、きょう朝から、私以外に5人の議員諸氏が質問をしております中身と全く同じ中身の議案質疑になってしまった関係で、非常に戸惑った中で今から質疑に入らせてもらいたいと思っておるんですね。一部、ほかの朝からの5人の議員さんの質問内容とかぶるところがあるかもしれませんが、その辺のところにつきましてはご容赦いただきたいと。できるだけそういうことのないように、細かいところについて質疑、確認させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正についてと、それから関連もするかと思いますので、議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正について、質疑をさせていただきたいと思います。

本議会開会冒頭に提案理由の説明がございました。その中で、この条例改正についての理由につきまして、平成18年度にフラットでスピーディーな意思決定を狙いとす部・室制を導入して以来、教育委員会所管の文化・スポーツの事務分掌を市長部局へ移管するなど、改編を繰り返し現在に至っておりますと。この部・室制は、市政において迅速な意思決定を行うという当初の狙いについて一定の成果がございましたとなっておりますけれども、この一定の成果について、抽象的な形での報告・答弁をいただいておりますけれども、具体的にどの辺がどのように成果があったのかというのをお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、平成18年度に導入をいたしました部・室制の一定の成果ということでございますが、これはここにも書かせていただいた、より迅速な意思決定を行うことができたということでございまして、これにつきましては、部・室制の中で室長以下をフラットにしたことにより、特に室長に100万円以下の決裁権を与えたということがございまして、これまでより決裁等が迅速に早まったということは、大きな成果になっておろうというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

その内容につきましては、ほかの議員の質疑の中でも報告をいただいておりますけれども、今回、機構改革によって組織が改編されるわけでございますけれども、そんな中で、生かされておる成果というのは、有効に活用された組織再編になっているかどうか、その部分については、この辺が従来と変わっていない、いい方向で活用を生かしているというようなところがございましたら、お示しください。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特にこの部・室制導入以来、10年以上が経過をする中で、職員の間では、今、私、申し上げました事務決裁を含めた迅速な事務処理や迅速な意思決定という意識の醸成、風土、こういったものが確立されたということが大きな成果というふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

その内容はわかりましたけれども、従来の組織の中では、うまく生かされていっていたわけですから、そのまま残してもいいわけですね。グループ制に変える必要はなかったんじゃないですか。その辺のところにつきましては、組織だから全体を変えないかんというのはありますけれども、部署によっては、そのまま生かしてもいいんじゃないかと思うんですけれども、そのお考えはないんですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、特に部・課・グループという形の中で、今、私、室長の決裁権限を100万というふうなことを申し上げましたが、今回、迅速な意思決定ということの中で、室長にかわり、課長がその職を担うこととなります。今回の案ではございますが、課長につきましても室長同様、100万の決裁権限を持たすことによりまして、今と変わらないような形での事務の迅速化ということについては図られるのではないかとというふうに考えております。

あと、グループリーダーにつきましては、以前の係長と同様に、決裁権というものについては付与しないと、そのような形で、そうすることによりまして、部・室制と課・グループ制につきましては、事務処理のスピード化というものには遜色がないものと、そのような認識をしておるところ

でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

わかりましたというよりも、まだ後にも関連するかわかりませんので、次の質問に入りたいと思います。

次に、質問の要項の中で私のほうから確認させてもらいたいのは、現行の組織による課題とか問題点ということについて、質問事項に上げさせてもらいましたけれども、提案理由説明書では、業務を推進するためのリーダー的な職が明確でないことや、業務の中でマネジメント能力を養成する機会が失われているというような課題も見受けられましたというような表現をしてもらってありますけれども、このデメリットについて、ちょっと確認したいんですけれども、この問題が起こっているという中身につきまして、市町村合併以降の組織・機構改革の経過と検証についてという文書をいただいておりますけれども、3点ほど確認したいんですけれども、まず組織運営のシステムに問題があったからうまくいかなかったのかどうかということを確認したいです。

それから、人事、職員配置に、あるいはその部署の構成に問題があったのではないかと。あるいは、個々の職員の資質、あるいは能力、そこへ配置された職員の資質とか能力に問題があったんじゃないかということも含めて検証する必要があるかと思うんですけれども、その辺についての問題意識というのは、どのように検証されているか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今3点ご指摘をいただきまして、私どもいたしましては、まず1点目の組織のシステム、運営に問題があったのではないかというご指摘でございますが、これにつきましては、まさに部・室制を導入して、室長以下がフラットになってしまっていて、主幹、主任主査、主査、主事等が同列に室内でなってしまったもので、その中で中間管理職が育成できないということがまずもって大きな問題であったというふうに、この1番が大きな問題であったというふうに認識をしております。

次に、2番で人事配置、3番で個々の能力ということをご指摘いただいておりますが、まず人事配置につきましては、当然さまざまな聞き取りを行っていく中で人事配置を毎年4月に行わせていただきまして、当然いろんな考え方はあるかと思いますが、この人事配置につきましては、特に問題はなかったというふうに考えております。

あと、3番目の個々の能力ということでございますが、これにつきましては、先ほどもご答弁いたしました。職場内研修、職場外研修、さまざまな研修を行う中で、マネジメント能力の育成に努めてきたところでございまして、やはり大きな問題としては、一番最初の組織システムの運営のところに大きな原因があったのではないかと、そのように検証しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の答弁をいただいておりますと、やっぱり組織とか運営のシステムに問題があったというよう

に分析しているというように判断させてもらうんですけれども、果たしてそうなんですか。

やっぱり人間である以上、人事配置、適材適所で配置した場合、Aの業務については得意分野として主張できる、あるいは自信を持っている職員もおれば、Bの職務についてはちょっと苦手などという方も確かにいると思うんですよ。それについて、うまく本人とのヒアリングをして対応しているかどうかといったら、問題はあろうかと思うんですが、これは別にこの行政だけじゃなしに、民間企業でもそうかと思うんですけれども、対人関係の接遇が得意な職員もおれば、あるいは現場主義の職員もおると思うんです。そういうことをうまく配置が行われているかどうかといったら、やっぱり問題があって、それによって、労働意欲という言葉が適正かどうかわかりませんが、就労意欲が損なわれるということも中にはあろうかと思うんですけれども、そんなところについてしっかり分析されているのかどうか、ちゃんとヒアリングをされているのかどうかということについては、やっぱり疑問を感じております。やっぱりその辺のところにつきまして、十分な対応とか検証をしないとけないと思います。

現在、行政の場合、人事についてのヒアリングは、必ずしも各部のトップがやっているだけじゃないかと思うんですけれどね。広範囲なやり方をとっておると思うんですけれども、そのところを十分検証されたかどうか、またしているのかどうかということは、やっぱり大きな問題として持つておくべきではないかと思うんですよ。

今の答弁を聞いていると、余りその辺は問題がないような答弁をいただきましたけれども、やっぱりそれは大きな問題やろうと思います。性格というのは絶対にあるわけですから、適材適所というのは絶対あると思うんですよ。誰もが一律に同じような性格で、同じような能力を持って人生を歩んでおるわけじゃないと思います。ですから、働く以上は、給料をもらう以上はそんなことは言っておられないといえればそれまでなんですけれども、やっぱりできるものであれば、うまくその辺を見きわめて活用していく、あるいは配置していくというのは、行政の人事担当の大事な要素じゃないかと思うんですけれども、その辺につきまして、何かお考えがあれば答弁願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今、議員おっしゃられましたように、どれだけすばらしい組織をつくったとしても、そこに入る人の育成が伴わなければ、それは適材適所の人事配置も含めて、そういったものが伴わなければ、組織として立ち行かなくなるというご指摘だというふうも思っております。

ただ今回、組織マネジメント力の低下を招いた大きな根本的な原因ということをお察しの上で、私は一番最初の問題が一番大きいのであろうというふうに思っております。ただ、その中で、今まで毎年、自己申告書の受け付けを行いながら、また副市長の春・冬の面談を部局長が行いまして、それぞれ人事評価制度の中の個人面談も行う中で、職員のニーズというものを具体的に把握して、適材適所の人事配置に努めているというところをございまして、今回そのことが原因で大きく組織マネジメントの低下を招いたという、確かに一因はあろうかとはわかりませんが、やはり組織体系に課題があったということが大きな問題として上がっておるとおるという認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私は、その辺のマネジメントの関係については、多少はやっぱり問題もあったんじゃないかという感じもしないこともないんですけども、基本的には、従来の組織で十分、市政についての業務運営はできたんじゃないかと思うんです。やっぱり人の問題が非常に大事かなと。

それと、今、答弁がございました研修・講習についてお話がありましたけれども、これは過去もずうっとやってきているわけですね。いろんな講習・研修等も含めて対応してきていると思うんですけども、具体的にどんな講習、どんな研修をして、職員の資質の強化、充実等の関係も含めて、能力の育成とか強化について努めてきたのか、この研修とか講習の内容についてどういうことをやってきたか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

研修につきましては、大きく3つの視点で行っておるところでございます。まずOJT、職場内研修でございますが、これにつきましては、例えば新規採用職員の指導担当者制度を設けましたり、育児休業等で休業しておる者に対して、復帰に対する支援、こういったものを行っておるところでございます。

次に、職場外研修、OFF-JTでございますが、これにつきましては、主事とか主査とか主幹とか、階層別の研修と、あと課題対応研修ということで、さまざまな行政課題に向けてどのような対応ができるかということと、あと専門機関へ派遣をする研修ということを行っております。

最後に、3つ目に自己啓発の研修の推進ということで、これにつきましては、自主研修への支援でありますとか、個人の資格取得を助成する制度、こういったことによりまして、自己のスキルアップを行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、研修の内容を数多く説明いただきましたけれども、それでもだめだったわけですね。じゃあ、研修の意味がないじゃないですか。やっぱり研修をせっかくした以上は、効果があらわれるような研修内容をきっちりと検証して、あるいは研修を受けた個々の職員の皆さんが、いかに有効にその経験とか研修内容を生かして対応しているかということをやっぴり見定めていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。研修を受けた、それで終わりというんでは、全く意味がないんじゃないかと。多少なりとも、それによって行政運営に生かされたということがあれば、それはそれで非常に結構なことなんですけれども、今回、皆さんからのいろんな質疑を聞いておりますと、余りその辺のところは生かされていない、ただだめであった、だからこういうところを見直すというような形で答弁をいただいているような感じがしないでもないんで、そのところについては十分な対応をお願いしたいなど。

これは、今後、グループ制を設けていっても、結局余り変わらないんじゃないかなという、悲観的といったら非常に申しわけですけども、期待感の薄い改正じゃないかなというふうな感じが私

はしないでもないです。それであれば、従来の今の部・室制のほうをもっと深く検証して、対応していくほうが、より有効じゃないかなと。同時に、このシステムの変更によって、私だけじゃなしに、いろいろな職員間でも、あるいは市民の間でも戸惑うことが非常に多いかと思うんですよね。今まで、昔は課があって、係があってというのが、部になって、室になって、今度はまた課が戻って、グループというような新しい組織になると。これは戸惑う一方ですね。

実は、これは笑話になってしまって、余談なんですけれども、昨日ちょっと家内と話していて、私があした質疑に入るんやということで、どんなことなんと言ったら、いや、今度また新しい亀山市は部・課・グループ制ができるんやと。どんな答えが返ってきたと思います。古いねと言って終わりですわ。今どき何を考えておるんやという意味やと思うんですよ。古いな、ねってそんないい言葉使いませんので、古いなという言葉で、そんで、あと一言もなかったです。どういう意味かというのは私なりに判断したんですけれども、皆さんから見ても推して知るべしと思うんですけれども、やっぱり何か組織をころころかき回しておるだけで、いらっっておるだけで、中身がどう伴うのかということのほうが大それたと思うんですけれども、それについては、実際にグループ制にした、その理由、答弁は聞いておりますけれども、その答弁以外の、グループ制を設けた理由というのがないかどうか、再度確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、グループ制を設けさせていただいた大きな理由としては、中間管理職の育成ということで、これは何度もご答弁をさせていただいたところでございますが、やはり今の室の中で、フラットな組織であるがゆえに、やはりそれをその組織の中で長としてマネジメントする職員が配置していないということが、やはり室の中でのマネジメント能力の低下を招いておることが私どもの分析でございます。これを解消するために、今回グループという名称、あとリーダーとしてグループリーダーというものを配置させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

どうやって質問しても、返ってくる答弁は、皆さんに答弁したものと余り変わってないので、もうこれ以上確認のしようがないんですけれども、いずれにしても、決してこの新しいシステムがベストなものかといったら、やっぱりまだまだ異論はあるのかと思うんですね。ですから、今回のこの議会においても、本当にたくさんの議員の皆さんから質問とか確認があったと思うんですけれども、やっぱり時期的には、新年度からということには非常に遅いかわかりませんが、再度見直しすべき中身が多いんじゃないかなという感じもしないんで、その辺のところを申し添えて、とりあえずこの件については質問を終わらせていただいて、8等級の設置について確認したいと思います。

これにつきましても、朝から何人かの議員から、そのような位置づけについて質疑がございました。困難部長とはということで、50人以上の部下があるとか、職務の困難性とか、職務範囲の拡大とか、それから経験年数の問題とかいろいろ出ておりますけれども、実際に8等級を設けなけれ

ばいけなかったのかどうか。何のために設けたのかというのは、私はいまだかつて十分理解できません。もしするのであれば、7等級の号俸をふやして、8等級を当てはめる方法もあろうかと思えますし、あるいは部長をどうしても8等級にしたいのであれば、全員8等級にしておけばいいんですね。号俸は1から30か40か50かわかりませんが、たくさんあるわけですから、足らなければふやせばいいだけのことですわ。そういう対応もできると思うんですけども、ややこしい困難部長としての8等級の設置ということを言ってしまったがために、無理なそういう部分が多々あろうかと思うんですけども、そしてそれをつくって、8等級をつくった。

例えば、8等級の部長が、もし7等級の部へ異動とか降格があった場合の対応なんかは、どのように考えているかというのをまず確認したいと思えます。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、8級制を導入する考え方でございますが、これにつきましては、今回組織・機構の再編によりまして幾つかの部を統合することにより、管理職の職務の範囲が広がることから、それに見合う給料体系とすることと、職員の意欲向上を図るために新たに設けたものでございます。

それと、現在の、仮にですが、これをお認めいただいて、仮に8級の部長が生じたときに、7級の部長のところへ異動になった場合というようなことでございますが、今回、私どもご答弁させていただいておりますのは、50人以上を一つの目安というふうにご答弁はさせていただきましたが、それ以外にも部長の経験年数でありますとか、その職務の困難性、特殊性というものを総合的に考えて決定をしていくという考え方でございますので、8級の部、7級の部というような考え方ではなくて、それぞれ業務の特殊性、困難性、経験年数、そういったものを考えた上で配置をさせていただく予定としておるところでございます。

なお、そのような中で、例えば8級の異動が生じたといえども、例えば降級するとか降格するという考え方については、持っていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

何か最初のころは、困難性云々という言葉が非常に大きかったんですけども、特殊性とか経験年数とかということが重視されるようなご答弁をいただいておりますけれども、最初からそういう形にしておけば、こんなややこしい50人以上とか、職務の困難性とか、そんなことを言う必要もなかったと思うんですよ。必ずしも50人おったら業務が大変やとかということもわからないと思えます。10人でも大変なところはあると思えます。ある議員からもありましたけれども、議会事務局は大変やよというようなこともありましたけど、確かに少ないところでも本当に大変な部署もあろうかと思えますので、その辺のところを十分検証して、対応していただきたいなど、かように思っておりますのでよろしくお願ひします。

それともう一点、次長制の設置が設けられております。うたわれておりますけれども、この次長の位置づけが、私十分理解できないんですけども、その部の職務の中の業務とか担当、所管別の事務の分掌とかいうのはあるのかどうか、そのところについて確認したいと思えます。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、部長を補佐する次長の職務ということでございますが、これは現在の局長制とは違って、まず部の全般を次長が見るということになりますので、現在でありましたら、例えば局長が担当していない決裁については、局長を飛ばして部長に上がっておりますが、それが今回、次長の配置につきましては、部に属する分掌事務については、全て次長を経由して部長へ決裁を行っていくと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ということは、決裁に回る部署が1つふえるということですね。やっぱり迅速な対応ということは、やっぱりここで多少なりともおくれるんじゃないかなと。必ずしも次長が常時在席、職場にいるかどうかどうかとは限らないと思うんですね。これによって、例えば決裁が1日おくれるとか、判断が1日おくれるとか、あるいは2日おくれるということもありはしないかと、その辺を危惧するんですけども、その辺については、やっぱり十分な検証はされているかどうか。あり得ると思うんですよ。それで、同じことを仕事としてやっていくのであれば、別に部長の下へ次長を置く必要もないですわな。何かその7級の人数を合わせるみたいな感じがしないかと、局長がなくなったので置くというような、人数合わせみたいな感じがしないこともないんですけども、そんなところがありはしないかと思いましたが、その辺はどうですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、次長の配置につきましては、確かに部全体の決裁をということでございますので、次長に回すということについては、一部そういった懸念もあろうかと思いますが、今回の次長配置につきましては、2つの考え方があると考えております。

まずは、部長の業務がふえたことによって、それを補佐する役割ということと、あと次長を拝命することによって、部全体の業務を理解するということ。これはつまり、次長そのものが人材育成をされて、次に部長になる際の一つの経験という2つの要素があるというふうに考えております。

それと、今回の次長職につきましては、部全体を見るということもしかりでございますが、あとそれと、部の中で次長が、特に専門的に見てもらう分野というのともあわせて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

次長制についても答弁をいただきましたけれども、それであれば、今の新しくできた課長がしている業務についても同じことやと思うんですね。それこそ1つ手間がふえたというような感じがしないこともないんですけども、時間がちょっと、5時を過ぎてきましたので、これで質疑を終わ

らせてもらいますけれども、総務委員会でも、多分この件についてはいろいろと議論をされると思いますので、私も総務委員会のメンバーですので、その場でもうちょっと細かいところについては確認したいと思いますので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第87号から議案第108号までの22件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第 87号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第 88号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 89号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

議案第 90号 亀山市職員給与条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第 91号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第 93号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第101号 指定管理者の指定について

産業建設委員会

議案第 92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について

議案第102号 市道路線の認定について

議案第103号 市道路線の認定について

議案第104号 市道路線の認定について

議案第105号 市道路線の変更について

議案第106号 市道路線の廃止について

議案第107号 市道路線の廃止について

議案第108号 市道路線の廃止について

予算決算委員会

- 議案第 94号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
議案第 95号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第 96号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第 97号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第 98号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第 99号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第100号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（西川憲行君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時10分 散会）

平成29年12月12日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成29年12月12日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	建設部参事	亀淵輝男君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長兼 消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター兼 事務局長 地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長	草 川 博 昭	議事調査室 長	渡 邊 靖 文
書 記	大 田 より子	書 記	高 野 利 人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

おはようございます。

一般質問をさせていただきます緑風会の高島といたします。

本日は、獣害対策についてと、それと農業振興について、通学路についての3点をお伺いさせていただきたいと思います。

まず1点目、獣害被害について、被害状況についてというのをお伺いさせていただきます。

私はこの獣害被害について何回でもこの場で質問をさせていただいておりますが、最近では農作物の被害ではなく、以前の報道ではイノシシが学校に侵入したり、小学生がかまれたり、鹿が電車や車に飛び込んだりとか、いろいろな事案が発生しております。まして今、この間もニュースで言うておったんですけれども、東京ではまちの中を猿がずうっと北上してばらばらとおるということがあります。

対策としては、この亀山市にあっては、電気柵の購入補助や追い払い用のロケットの花火を配付したりしてもらっております。そして、猟友会に駆除をしてもらっていたり対策してもらっておりますが、私は抜本的な解決にはなっていないと、農業被害に関しては抜本的な解決にはなっていないんじゃないかなあと思っております。

実際、今この亀山市において、獣害被害の農業被害の現状はどうなっているのか、お聞かせをください。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

獣害の被害、まず農業関係から申し上げますと、農業共済等の統計によりますと、平成28年度

の被害額が336万円、過去3年と比べますと、25年度が580万円、26年度が545万円、27年度が343万円と被害額自体は減少傾向でございますが、農業共済の統計が全ての農作物被害をあらわしていないということや、地域や農業者等の声をお聞きすると、被害は横ばいまたは増加傾向にあるのではないかとこのように考えております。

獣害の種別ごとにその傾向を若干申し上げますと、イノシシの被害は減少傾向でございますが、昼生地区などの河川付近での被害がふえてきております。ニホンジカの被害は横ばいというふうに考えております。ニホンザルにつきましては、山間地では被害は減っておりますが、市街地での被害がふえてきております。

一方、森林被害でございますが、鈴鹿森林組合の調査によりますと、主にニホンジカによる樹木の皮剥ぎ被害でございますが、平成28年度の被害額が650万円、27年度が680万円ということでございますので、余り減っていないのが現状でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

現状をお聞かせいただきました。

現状としては、今まで山間部にあったものがだんだんと下庄やその辺におりてきたのかなあという気もいたしますが、これって早い話、絶対数は減っていないんだろうなあ、イノシシや鹿の数、それと今、アライグマとかいろんな種別の被害は減っていないのかなあという気はいたします。

具体的に市としては、これらについてどのような取り組みをしているのかお聞かせをください。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

被害対策といたしましては、先ほど議員もおっしゃいました獣害防護柵の補助、それから追い払い花火の配付、猿位置情報の発信をしております。

また、出前講座を県と一緒にいきまして、集落ごとにできる獣害対策のお話をさせていただいております。

有害鳥獣捕獲につきましては、三重県猟友会亀山支部へ委託していきまして、捕獲おりの貸し出しも行っております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど言われました猿の情報発信とかいろいろ、捕獲は猟友会にお願いをしておることなんですけれども、先ほどの答弁の中に、猟友会に捕獲おりを貸し出しているとのことなんですけれども、一体この亀山市に何基保有しているのか、おりがあるのかというのを教えてください。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

有害鳥獣の捕獲用のおりのことでございますが、農業委員会とかJ A、それから森林組合、猟友

会等の代表者で組織いたします市鳥獣被害防止対策推進協議会で購入しておりまして、その事務局である農政室において管理をさせていただいております。

現在、鹿・イノシシ用を15基、猿用を31基保有しておりまして、猟友会のほうへ鹿・イノシシ用を全15基、猿用を27基貸し出しております。したがって、現在、事務局の手持ちのおりは猿用の4基のみでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

イノシシ・鹿用のおりが15基ということでございますが、有害駆除じゃなくて狩猟に関して言えば、何て言うたらいいのかな、一人が一個わなをかけるんじゃないんです。法令的に言えば、一人が30個ぐらいまでわなはかけられるということになっておるんですけども、そんな15基ぐらいでは足りやんのちゃうのかなあと、もっとお願いをするべきところではお願いをして、どんどんおりを置いてもらわないと被害などは減っていかないのかなあとと思います。

市は猟友会に駆除要請をしておって、猟友会は市からあつたら鉄砲とかの銃器、わなで駆除していただいております。弾を買ったり、特にわなの場合は捕獲おりを個人で購入しておるという人もおるわけですので、見回りとか負担も大きくなっております。電気柵の購入補助が亀山市にはあるわけでございます。そうしたら、猟友会の人、免許保持者というのは基本的には猟友会のほうにご入会をされておるということですので、猟友会を通じておりを買うのでしたら、購入補助とかそういうのがあるのかという考えを、まず聞かせていただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

答弁の前に、今、議員は狩猟のことをおっしゃいましたが、市が猟友会へ委託しております有害鳥獣捕獲と狩猟は明確に少し区別していただきたいというふうに思っておりますし、法の趣旨、あるいは県のほうからの指導もそのようになっております。それをちょっと前提に答弁をさせていただきます。

おりの補助につきましては、今申し上げましたように、貸し出したおりが狩猟で使うことは禁じられておりますので、それを前提といたしますと、他の猟具との関係もございまして、直ちに補助するというのはちょっと難しいものかなというふうに考えております。

今後は、鹿・イノシシ用のおりについては先ほども答弁で申し上げましたように、全て貸し出している状態でございますので、先ほど申し上げた協議会が保有するおりをふやす方向で考えてまいりますというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど、猟と有害駆除を分けよとは言われました。それはわかっておるんですけども、結局は猟、一緒に違うものをとるわけじゃない、一緒のもの、イノシシやったら一緒に、イノシシの田中さんやイノシシの伊藤さんやて分けてとっていないわけなんですよ、基本的には。僕がお伺いした

のは、そしたらそんなこと言われるんやったら聞きたいんですけども、有害駆除に対する考え方として、おりは1人幾つまで許可をされているのか教えていただきたい。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

1人何基ということではなしに、有害鳥獣捕獲許可につきましては、当然市の業務となっておりますが、ある一定の範囲で一人一人ということではなくて、複数人に対して許可を出しておりますので、1人何基という考え方は今は持ち合わせていないという状況でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

1人そうしたら何基、まあそういう区別はしていないということなんですけれども、そうしたらざっくり先ほどの質問にまた戻るんですけども、有害駆除としてのおりが15基、それでこの亀山市は足りるのか足りやんのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども答弁申し上げましたように、保有する、特に鹿・イノシシ用については全15基、もう既に猟友会のメンバーの方に貸し出しをさせていただいておりますので、手持ちがない状態でございますので、先ほども答弁いたしましたように、協議会がその保有するおりをふやして猟友会へ貸し出す方向で検討いたしたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的に15基では足りやんということは、もうここで明確になってきておるのかなあと自分なりに思いますけれども、少しでも、今そうしたらもう一度聞きたいんですけども、今猟期に入っておるわけですよね、猟期の間にとるのは狩猟で区別をしていけばいいとは思うんですけども、ただ基本的に部長にお伺いしたいんですけども、それって狩猟で皆さんとったということは、結果的にそれは有害を市としては駆除してもろうたという考えは一切持ち合わせていないということなんですかね。猟友会が猟の自分の趣味のためにとったという考えであって、市としてはそれが有害駆除として、心の中ではああ減ったでよかったなあとは思わんということでしょうかね。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現在、議員がおっしゃるように狩猟期間中でございます。

狩猟を行った結果、猿は狩猟鳥獣ではございませんので、鹿・イノシシについてはその個体数が減るという、結果としてはそういうことになると思います。

ただ、何度も申し上げますが、狩猟行為と有害鳥獣捕獲行為は、外見上ほぼ同じでございますが、

法律上明確に区別されておりますので、その辺何と言いますか、市民の方から誤解のないように、今現在もそういうふうに猟友会に行っていたいただいておりますが、今後もそのような取り扱いをお願いしたいというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ようわかるんですよ、その狩猟と有害鳥獣は違うというような非常に理解をして言うておるんですけども、僕らから、被害を受けておるほうからすれば、どんどんとってもらいたいことやなあとおっしゃっております。すぐにそうやって言うと、ただね、ただねって法律がとかと言うんですけども、それもちょっと寂しい話やなあと、減っていけば何でも、狩猟やろうが有害やろうが、僕らにとってはうれしいということです。

そして、狩猟じゃなくて有害駆除の捕獲が進むよう猟友会のほうにお願いをしていただきたいと思います。また、負担にならないように考えたいと思います。

次に、各種団体との連携についてですが、獣害対策は電気柵による防御と猟友会による捕獲しかないと思っております。

私も、自分の田んぼの電柵を張ったり、住民の人と追い払い用の花火をやったりとかやっているんですけども、追い払うだけでは全然絶対数が減らないんですよ。きょう、猿でも何でも5匹来たのと、追い払ってやった、やったぜと思ったら、次の日には10頭で仕返しに来るわけなんです、猿なんて。そういう何て言うのかな、イタチごっこみたいなことをずうっとやっておるんですけども、ここからは質問に入るんですけども、個々の農家がやっていたのでは効果がないので、地域でまとまって追い払いするしかないと思うんです。捕獲は猟友会に頼むしかないというのはもうわかっておるんですけども、このときに市はどのように考えているか、市としての方針を一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

全体的な方針をお尋ねですので、ちょっと繰り返しになるところがあるかも知れませんがお許しをいただきたいと思います。

まず捕獲の関係では、先ほど来申し上げておりますように、銃器やわなの狩猟免許を所持する市内唯一の団体である猟友会亀山支部へ、有害鳥獣捕獲業務を委託しておるのはご承知のとおりでございます。

また、最近では、集落ぐるみによる獣害対策を推進するために、猟友会とか県とかが協力いたしまして出前講座の開催や獣害対策の勉強会、あるいは動物用駆逐用煙火の少し強力なT-3の使用講習を行っておるところでございます。

市といたしましても、獣害対策は地域が一体となりまして、集落内の収穫残りや放任果実をなくすこと、それから耕作放棄地ややぶなど獣の隠れ家をなくすこと、それから囲える田・畑をネットや柵で囲うこと。人里は怖いと覚えさせるため、追い払うこと等で集落への侵入を防ぐ防御とあわせて、先ほど申し上げた猟友会による有害鳥獣捕獲という攻めの手段が有効であるというふうに考

えておるところでございます。

議員おっしゃいますように、猟友会がさらに地域と連携した取り組みが効果的というふうに考えておりますので、獣害に取り組む集落づくり、集落単位での獣害対策をより一層進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そうですね、私、辺法寺なんですけど、辺法寺というのはずうっと今柵で囲って、人が通ると人感センサーみたいなのを付けておいて、人じゃなくてイノシシセンサーや鹿センサーみたいなのを付けておいて、犬の鳴き声とかワンワンとか、いろいろな機械をつけて、それでも鹿が入ったということを聞きますので、これは何か本当に絶対数を減らすということが基本で、守りじゃなくて攻めでいきたいと思います。

地域と猟友会が連携するという事はもう当たり前のことで、やっていきたいと思いますが、市も連携するような、何か三位一体となってやっていくようなことを考えていかなければならないと思うんですけれども、最後に、市はこうやって指導してやっていくんだという考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今後の考え方ということでちょっとご答弁を申し上げたいというふうに思います。

今後も、今申し上げた猟友会に委託しておる捕獲という攻めの方法と、あるいは電気柵で田畑を守るとか、あるいは花火で追い払うというような攻めと防御を組み合わせるという、それも地道にやっていくという方法しかないのかなというふうに思っております。

ただ、そんな中で先ほども申し上げましたけれども、地域と一体になって、行政と地域と猟友会等が一体となって取り組むということが大事ではないかというふうに思っております。

具体的な例をちょっと紹介申し上げますと、例えば城北地区では城北サル会の会を設立されて、市民・猟友会・市・県が連携して獣害対策の勉強会とか、追い払いの講習、猟友会による捕獲を行っております。また、関南部地区まちづくり協議会では、協議会内でモデル集落を選定いたしまして、侵入防止柵の設置や追い払い、さらに新たに市民が狩猟免許を取得して猟友会に加入して捕獲活動に取り組むなど、獣害対策に取り組んでおられるところがございます。

このような取り組みをモデルといたしまして、引き続き猟友会、県、あるいはその地域の集落ぐるみの取り組みを行って、被害の軽減に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そういう取り組みが実を結んだらいいなあと思っていますけれども、まず市としては、その箱わななり何なりを協議会ですか、ふやしてもらってどんどんとっていつてもらうと。鹿なんて2年で

また子供が生まれるような成長するような仕組みと聞きますので、よろしくをお願いします。

それでは2番目に移りたいと思います。

農業振興について聞きたいと思います。

まず1点目ですが、近年、市内においても農業従事者の高齢化が進んでおります。特に、自営で農業従事日数が150日以上 of 農業者、いわゆる専業農業の人の平均年齢は2015年農林業センサスによると68.2歳となっており、稲作などの生産を行う農家が減少していきます。もう嫌になってくるわけなんですよね。それで、農業を続ける意思があっても、コンバインやトラクターが高価であるため、農業用機械の更新を機に耕作を放棄する農家の方も多々お見えになると思います。

今後、このような農家の方たちはますますふえていくものと思われませんが、農家の皆さんがもうこれでやめようと、もうこれであかんやろうと、もうこれでどうしたらええんやろうとかということをお願いしたときに、どこにお願いに行くのがええのか、今明確にここは農業相談、農政室というのはあるんですけども、普通の市民が来て、農業の相談に来たんやわという場合に行くのは、どこに行けばいいのか、農政室と言えば僕らすぐにああ農政室ってすぐわかるんですけども、市はそうしたら今後どのような対応をしてくれるのかお聞かせください。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農地の借り手を探す場合のお話だと思いますが、農業者に最も近い行政機関といたしましては、当然市でございますので、市にご連絡をいただければ、その農地の立地条件や地域の担い手の状況等も考慮いたしまして、ご相談に応じさせていただいておるところでございます。

主な対応といたしましては、今議員みずからおっしゃいましたように、農政室におきまして農地の立地条件や貸し出し条件等をお聞きした上で、農業委員会において、今般の法改正において新たに各地区に設置されました農地利用最適化推進委員と連携し、当該農地の借り手に関する情報収集等を行わせていただくとともに、借り受け希望がある場合は貸し手との連絡調整を行い、農地の利用につなげてまいりたいというふうに考えております。

一方、農地の立地条件等によっては、直ちに新たな借り手を探すのが難しい場合もございますが、今後はより一層、農地利用最適化推進委員との連携・協力体制を密にするとともに、県の指定を受けた農地中間管理機構等も利用いたしまして、継続的な農地の利用調整を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

農政室が窓口となり、各地域の人とマッチングをしたりするのはわかっておるんですけども、今の話でわかりました。だけど、借り手としては少しでも農作条件のいい、ぷっと道路からトラクターやコンバインが入れるところなどが貸してほしいわけであって、条件の悪いところは結局は放棄地となって、先ほどの話じゃないですけども、獣害の住み地になっていくということなんですけれども、結局はもうその悪循環で回っていくのかなあとは思いますが。

そしたら、今後このような点をいろいろ考えていただき、対策を検討していただきたいと思いま

すけれども、何かそういうので考えというのは今のところございますでしょうか。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まずは今申し上げたように、貸し手と借り手をつなぐ活動をより一層広げていきたいというふう
に考えております。ただ、そういう場合でも、なかなか借り手が見つからないという場合が多うご
ざいますので、まさに特に中山間地の谷地田なんかにあっては、借り手が多分見つからないという
ようなことも出てまいりますので、そのような場合は、いろんな耕作放棄地対策、いろんな事業ご
ざいますので、その辺で取り組んでいきたいというふうを考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

耕作放棄地対策のいろんな施策、存じ上げております。それを活用して人から借りてやってみえ
る方もおりますので、もっと使い勝手のええようにとか、金額の面でも少しでも上げてもらえるよ
うにお願いをいたします。

次に、農業用施設の維持管理についてですが、亀山市において水田は年々担い手や営農組織の集
約化が進み、米、麦及び大豆などの生産が行われております。しかし、その一方では、耕作を放棄
する農家がふえて、その基盤となる農道や水路などの受益者が減少することで、農業用施設の維持
管理に苦慮している地域もあると伺っております。今後も効率的に耕作を行っていくために、これ
らの施設の日常的な維持管理が必要になってきますが、除草作業や水路掃除、機動力を必要とする
作業は、一部の耕作者では負担が解決できないところでもあります。

市では、農業用施設の維持管理に当たり、現在どのような施策を行っていくのか、また受益者の
負担についてどのように考えているのか聞かせてくださいということなんですけれども、早い話、
受益者負担で2割出せとか、そういうのを言われるともうわしはやめやとなっていくんですけれど
も、その辺のことを考慮してお答えをください。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業用施設を維持していく上での整備という観点になりますと、今議員おっしゃったように、例
えば市単独事業であれば事業費の2割、国の採択基準に乗れば補助残の2割というようなことでご
ざいますが、小規模な農道や用排水路の修繕等につきましては、農業関係団体からの申請によりま
して、材料支給とか重機等の借り上げの補助金も活用していただいて、地元施工により整備や修繕
を行っていただくことで負担の軽減に努めておりますし、さらに国の多面的機能支払い事業とか中
山間地域等の直接支払い事業に取り組んでおられる場合にあっては、これらの交付金を活用して必
要な材料購入や施設の整備・修繕等を行っていただいておって、受益者の負担の軽減というところ
につながっておるものというふうと考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

その少しでも負担が軽減されておるといんですけども、結局は僕ら農業をしておると全然、僕らはまだ若いのでいいんですけども、高齢の人たちはもうあれなんかなあとと思って、負担が負担がと負担するぐらいならもうやめるわというのが、もうこのごろ口癖のように聞かれますので、その辺のところをぜひとも、今後ともこの亀山市の農業の発展のために一つでも考えていっていただきたいと思います。

将来の農業についてを聞きたいと思います。

開会日の日、市長の現況報告において、国は30年度から生産量の配分を行わないとしており、今後は地域農業の振興を目的に亀山市農業再生協議会により、生産量の目安を情報提供し、需要に応じた生産に取り組むよう進めると市長が現況報告されましたが、まず亀山市農業再生協議会がどのような組織で、どのような役割を担っているのかお聞かせください。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市農業再生協議会でございますが、市のほかにJA農業共済、それから農業委員、自治会連合会、集落営農の代表者などで構成されております。当協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連絡体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進など、地域農業の振興を図ることを目的に設立されておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それでは、平成30年度米から国が生産数量の配分を行わないとした一方で、需要に応じた生産に取り組むよう米の生産数量の目安を情報提供していくとのことでしたよね。それが具体的に需要をどのように把握されようとしているのか、また生産数量の目安をどのように地域に情報提供しているのか、従来と異なる点があればあわせてお聞かせをください。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

これまでの国・県等の行政によります生産数量目標の配分にかわるものとしたしまして、主食用米の生産量の目安を算定したものが、今月下旬ごろに県農業再生協議会から本市の農業再生協議会に示される予定となっております。

この主食用米の生産量の目安は、国が毎年11月末に米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針、これに基づきまして、人口減少等を踏まえた翌年産の全国の需要量を公表することから、その数量を基礎に、県農業再生協議会において各地域農業再生協議会ごとの数量が算定されるものでございます。

市農業再生協議会でのこの生産量の目安をもとに、従来どおり水田台帳面積等に応じた配分率を決定し、各集落ごとの目安を協議会総会において決定する予定でございます。この集落別配分案については、これまでと同様に各地域の農政推進委員を対象として開催を予定しております経営所得

安定対策の説明会を通して、各地域に周知を図り、各戸へは水稻生産実施計画書の記載をもってお知らせする予定でございます。

○議長（西川憲行君）

簡潔に。

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

通学路のことができませんでしたので、次回させていただきます。

市長にあっては、亀山の農業を守るという意気込みでひとつよろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

本日は、3点ほど質問したいと思います。

平成30年度の予算編成方針と、あと風力発電と複式学級について、その3点についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目の平成30年度の予算編成方針でございます。

現在の日本経済の状況というのは、緩やかに回復しているそうでございまして、輸出が持ち直す中、生産活動が緩やかに回復していると。7月－9月期の実質GDPは前期比年率プラス1.4%と、7四半期連続のプラス成長になったと、そのように新聞等に載っておりました。先般のニュースでも、シャープ株式会社が一部上場に返り咲いたということで、少し明るいニュースもあったところでもございます。

なかなか四半期連続プラス成長になったとはいうものの、実感としては景気がいいような感じはないわけでございますけど、そういった中、当亀山市におきましても、12月に入りましてほぼ新年度予算も大枠がある程度できているんじゃないかなろうかと、そのように考えまして、30年度予算の編成方針の考え方と目指す方向性につきまして、まず市長にお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

14番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度予算編成の考え方を問うということでございます。

その考え方でございますが、本年度スタートいたしました第2次総合計画におけます将来都市像「緑の健都かめやま」、これの具現化のため、本市の特性を生かしたまちづくりを進めていこうとするものでございます。とりわけ、特に中心市街地の再生、若者の定住促進、それから産業立地の強化策等、これらの政策の推進が重要であるというふうに考えておるところであります。そのためには、平成30年度を展開の年と位置づけまして、行政経営方針に基づいて予算編成方針を策定いたしましたところでございます。

その重点事項といたしましては、第2次総合計画の着実な推進と、第2次行財政改革大綱の強力かつ着実な実践を掲げまして、一層厳しさが増します社会経済状況下で多様化する行政課題への確に対応するため、必要な施策・事業の着実な推進と、財政の健全化によります持続的な行財政基盤の確立の両立を目指して、再編成を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

次に、中期財政見通し、これでございますね、29年2月に作成された。これがあるわけでございますけど、これによりますと財調が5年間で19億円減少していくと、そのように想定されるようなことが書いてあります。

新年度予算とこの中期財政見通しの整合性につきまして、どういったお考えを持っているかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しとの整合性はどのように考えておるのかということでございますけれども、議員おっしゃられたように、平成29年2月に策定いたしました中期財政見通しにおきましては、平成30年度の一般会計予算規模は215億2,000万円を見込んでおるところでございます。

現在、経常経費を主として形成します標準予算について、平成30年度当初予算要求を受けたところでございまして、現在、財務部で予算調製を行っているところでございます。

また、第2次総合計画が大きく反映されます主要事業を主として形成します政策予算につきましても、こちらも現在、企画総務部において事業採択の有無について調整を行っているところでございまして、一般会計の予算総額は現時点では把握をし切れていない状況ではございますが、中期財政見通しの215億2,000万円を基本として、予算調製を進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

平成30年度の予算規模についてお尋ねしようかと思ったんですけど、先ほど215億と言われ

ましたんで、そのように理解しておきます。

次に、平成30年の税収見込みということでございます。

年々、自主財源が減少しているのはご承知のとおりでございます。なかなか税収を上げるのは大変なことだと、そのように思います。そういった中で、本年もいろいろ事業所等々調査をされたと思うんですが、法人市民税や固定資産税の償却資産、また個人住民税につきまして、その動向についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成30年度の税収見込みにつきましては、現在、法人市民税につきましては、主要事業所120社に対し来年度の業績予測を、また固定資産税の償却資産につきましても同様に、主要事業所72社に対し平成29年度中の設備投資の状況調査を行っているところでございます。

現在、法人市民税、償却資産とも調査回収率は5割程度でございますので、現段階での税収見込みは予測ができていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。もう本年度もあと3カ月ということで、できるだけ早くよろしくお願ひしたいと思います。

次に、予算編成のプロセスの見直しということでございます。

この予算編成について、亀山市は以前からその一件一件の積み上げ方式をされてきたと思います。また予算調製を行ってみたと、そういった状況でございましたが、本年も従来どおりのやり方をされると思うんですけど、いろいろやり方もありまして、一律カット方式や三重県が前やっていたような枠配分方式等々がございますんですが、本年度もやはり亀山市は一件一件積み上げ方式を採用されるのか、これが一番効率的なやり方なのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、当市で行っております予算編成につきましては、一件一件必要であると判断した事業を積み上げる積み上げ方式で行い、予算の一元管理を行っているところでございます。

今回、予算編成の見直しをする中で、議員ご指摘をいただいたような枠配分方式、これは三重県のほうがやっておりますけれども、それについても検討をさせていただきました。予算の枠配分方式は、各部署が配分された予算の範囲内で、その用途を決定し執行するというものでございまして、当市規模の自治体での適正な予算執行は、現在のところなかなか事務手間もかかるし大変であるという判断から、平成30年度も従来どおり積み上げ方式による予算編成で臨んでいきたいと決めた中で進んでおるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

次に、27年12月議会の上田部長の答弁の中で、財政マネジメントを強化するために予算編成の見直しをするということを言われていました。つまり、その行財政改革で位置づけられる統一的基準による財務書類の予算編成の活用についてということで、平成29年度中にこれを検討するというごさございました。

また、予算編成プロセスの見直しについては、行政評価システムとの連動やら地方公会計の活用など、新たな手法を検討して、平成30年度予算からこういったことを反映していくと、そういったことごさございましたが、30年度予算にどのように反映されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず行政評価システムとの連動につきましては、標準予算事業について担当室から要求がある段階で、予算要求書に平成28年度の事務事業評価総合判定結果や、平成30年度における事業の重要性を記載するなど、予算要求や予算査定判断材料の一つとして、そのような書き込みをしていただいで要求をいただくようにしているところごさございます。

また、地方公会計につきましては、新たな基準での財務書類4表について、現在、作成するための基準づくりを行っておりますので、今回の予算編成には間に合わない状況ごさございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

今回には間に合わないというご答弁でしたんですけど、先般の部長のご答弁では、30年度には反映すると、そのように言うてみえましたんで、できるだけ早くそういうことを反映していただきたいと、そのように思います。

次に、固定資産台帳の整備ということでごさございますが、本年度末までに総務省の基準による財務書類の作成に当たって、固定資産台帳の整備をきちっとしなさいと、そういうことごさございました。

台帳整備においては、会計的に専門的な知識を必要とするということで、ぎょうせい株式会社東海支社に固定資産課税台帳の整備の業務委託をされたと思います。そういった中、担当課で電子データ化をすると、そういうことも申されていまして。公認会計士や税理士等の支援によってデータを精査して固定資産台帳を完成したと。

せんだってお聞きしたときには、もうほとんどできているというようなことでしたんですけど、平成29年度もう終わるわけごさございますけど、完全にこの固定資産台帳の整備はされたのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

固定資産台帳につきましては、平成27年1月に、議員おっしゃられたように総務省から統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表されまして、全ての地方公共団体に対して平成30年3

月までに統一的な基準に基づいた財務書類を作成することが要請されているところでございます。

現在の進捗状況といたしましては、平成26年度末の簿価及び平成27年、28年度の異動分について、エクセルデータ、紙ベースでの整理を終えているところでございます。本年度におきましては、新公会計に対応した新財務会計システムを導入し、現在、これらのエクセルデータ、紙ベースで持っていたものをシステムへ移行する作業を行っているところでございます。

今後、この移行作業を経て、28年度末の簿価を算定し、本年度中に固定資産台帳を策定し公表してまいりたいと。この公表できるのは28年度の決算状況を反映した固定資産台帳になるというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

公表されるのはちょっと日にちをはっきりされなかったんですが、来年の3月ごろには公表されるんですか、それだけ。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、紙ベースのデータを全量システム化を行うように入力作業を行っております。

今のところ、いつとは申し上げられませんが、来年の3月には公表できるように鋭意努力を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

予算編成におきましても、こういった台帳の整備というのは大変必要なことだと思いますし、減価償却の計算も今後は重要性を増してくるんだと、そのように考えます。まだちょっと予算編成も初期やということで、この辺で終わらせていただきます。

次に行きます。

2番目の、仮称でございますけどウインドパーク布引北風力発電事業についてお尋ねしたいと思います。

この本事業に対する市の考え方でございますが、この事業は津市と亀山市と伊賀市の、この3つにまたがる布引山地の尾根に直径約100メートルほどの巨大な風車、それが40基建設されると、そのように聞いております。2社がかかわっております、最大の出力が12万キロワット、面積が約1,370ヘクタール、完成までには8年ないし9年がかかるよと、そのように聞いております。

この事業の実施までには環境影響評価の手続きというのがありまして、いろいろ手続きを踏んで事業が始まるまでに2年から3年ほどかかるらしいです。完成するまでに8年、その事業開始までも2年から3年ぐらいかかると、そのように聞いております。

先般、この事業の計画段階環境配慮書に対する知事の意見、それがことしの8月末に出されてお

ります。これでございますけど、平成29年8月29日、計画段階環境配慮書に対する知事意見ということで2ページほどあるわけでございますけど、総括的事項と個別的事項、この2つに分かれております。いろいろ全部読んでいくと多いので、環境影響の重大性の度を整理し、事業計画に反映することとか、個別事項といたしましては、騒音と、あと風車の陰、風車の陰というのは供用時における風車の陰による生活環境への重大な影響が懸念されると、そういうことも書いてあります。あと水環境、水源涵養保安林等々が存在しているので云々と、あと地形・地質、鳥類の影響にできるだけ回避すること等々、7点ほど知事の意見が出ております。

それとともに、29年8月14日には、亀山市長が三重県知事宛てに意見を出されたわけがございます。これがそうでございます。いろいろ里山、森林・農地の保全や、自然との触れ合いの機会の創出、多様な生態系の確保等々ございまして、最後にまとめて意見を出されております。水源の確保に支障を生じるおそれがあり、また土砂災害の発生のおそれが増大することから、当該地域の公益性と対比して適当でないと認められるからであると、全部読むとちょっと長くなりますので、いろいろ市長も意見を述べておられるわけでございます。

そういった中、8月14日に意見を出されておるわけでございますが、今後こういった環境影響評価の手续というのがございまして、3段階ほど分かれております。一番最初に配慮書、そのあとに方法書、いろいろそういった段階を踏んでいくわけでございますけど、8月市長さんがそのご意見を出された、その考え方が現時点でも変わっていないのか、その辺について今の考え方を市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ただいまご紹介をいただきましたが、本風力発電事業計画につきましては、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書に対しまして、本年8月14日に三重県に対しまして、現時点で容認することは難しいものと考えとの市長意見を提出させていただいたところでございます。

その理由の主なものであります。1つには、本年度からの第2次亀山市総合計画前期基本計画における森林環境保全の必要性。2つに、平成21年度でございましたが、市内の別の場所におけます風力発電事業計画に対して、5,000名近い反対署名を添えた事業中止要望が出され、また当亀山市議会におきましても、その事業中止を求める請願が全会一致で採択されたこと。3つ目には、当該地域が水源の涵養、土砂流出災害の防止等を図る上で重要な地域であること、また鈴鹿山脈の東斜面は著しく風化の進んだ鈴鹿花崗岩により構成されているため、斜面崩壊が起りやすいことなどの理由によりまして、平成22年に亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定が国において行われたこととございます。

このような中、事業者は環境配慮書に対する三重県への本市を含む各種機関から提出された意見をもとに、このたび環境影響方法書を提出されました。なお、本市といたしましては、この方法書の内容につきまして、水・地質・騒音等の各課題について専門家の方々からご意見をいただくために、早急に市環境保全審議会を開催し、今後の市の方針につきまして決定をしまいたいというふうに、現時点で考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。審議会も今後開いていくということで、理解させていただきました。

とにかく、この日本の風力発電の事業というのは歴史が浅いということでございます。日本の場合は、始まってから10年程度だと考えております。海外では、それより随分早くこの事業がされているということでございまして、日本の場合はまだまだそのデシベル基準等々がまだできていない、そういった状況だと。まだまだその厳格な規制というのがない事業でもございます。賛否両論あると思いますが、産業への影響や低周波問題、景観の破壊とか動植物への影響や水源の汚染等々、いろいろ問題のある事業だと、そのように思います。

市長の意見とともに、関係室からもいろんな意見が出ておるわけでございますけど、例えば森林林業室やら商工業振興室、用地管理室、それと都市計画室、あと上水道、いろいろこれは市長と一緒に意見を出されているわけでございます。例えば上水道は、水源地保護地内であるために注意しなさいとか、あといろいろ都市計画や商工振興室、これについても鉱区禁止であるのでいろいろ云々とか、いろんな意見が出ております。それと、この森林林業室では風力発電の設置場所の選定に当たっては考えにくいとか、当市の林道は風力発電に関する工事車両が通行できる構造となっていないために通行は現状では認められない、そういったいろんな意見が出ております。

これについてちょっとお尋ねしようと思ったんですが、時間もないので次に行きたいと思います。今後、意見を出す手続が2回ほどあると思うんですが、これからいろいろしっかりした意見を出していただきますように市長にお願いしたいと思います。

次にお尋ねしたいと思うんですが、この風力発電事業の国の補助制度でございまして、現状について、例えば融資の制度とか、利子補給、あと所得税の減免等々そういうのがございましたら、どうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

制度の中身の話ですので、私のほうから答弁申し上げます。

まず補助制度、融資制度というふうにおっしゃいましたが、現時点ではございません。

次に、利子補給制度でございまして、公益財団法人日本環境協会が実施する環境配慮型融資促進利子補給事業がございまして、この事業は、地球温暖化対策のための設備投資に係る融資を行う金融機関に対しまして、その利子の軽減を目的とする給付金を交付するものでございまして、

また、風力発電事業に係る減税関係の一般的なことにつきましては、特定再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税等の課税標準の特例がございまして、以上でございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

この風力発電事業というのは、市に固定資産税ですね、償却資産、ある程度入ると思うんですけど、私の単純な試算といたしまして、この亀山地区で8基が建設され则认为まして、1基約6億

円ぐらいと考えますと、48億で、それプラス耐用年数が17年ぐらいだと考えますと、それに1.4%ということで、1年に割ってみますと大体3,000万円ぐらい、年にそれぐらいの税金が入るんじゃないかと、そのような簡単な試算でございますけど、それについてわかりましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

固定資産税のことですので、私のほうでお答えさせていただきます。

風力発電施設に対する課税につきましては、固定資産税の償却資産の機械及び装置に該当することになります。このことから、風力発電施設の取得価格と耐用年数から、その年の評価額、課税標準額を算出し、税率1.4%を乗じたものが税額となります。

ちなみに、議員言われたように、風車1基当たり仮に4億円、耐用年数が17年、8基亀山に設置をされたといたしますと、当初の3年間は3分の2の軽減措置が、特例課税がございますので、それも入れて算出をしますと、初年度で2,800万円程度の課税になるだろうと、それがだんだん17年、最終的に5%に到達して、最終的には220万円程度になるだろうというふうな考えでございます。

しかし、現状を見ていないとその課税状況はわかりませんので、仮の話ですのでよろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

仮の話でなかなかつかめないと思います。ありがとうございます。

この風力発電でございますけど、以前から各建設現場では低周波問題が発生している中、環境省からその地方自治体に対しまして、低周波問題の対応の手引書というのが配付されておると、そのように聞いておりますけど、亀山市はこの手引書の扱いはどのようにされているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本年5月に、環境省が風力騒音に関する指針値等を示しました風力発電施設から発生する騒音に関する指針を作成いたしました。この指針につきましては、今この手元でございますが、数ページ程度のものがございます。環境省のホームページから閲覧できますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

閲覧、各支所とかそんなところへ置いていないわけですね。できるだけならそういうところへ置いていただかないと、なかなか高齢者の方々にとりましてはインターネット等々も見るのが大変だ

と、そのように思います。そういった書類で置いていただきたいと思います。

それと、次に住民説明会ということでございます。

去る11月4日に加太の林業センターにおきまして、環境影響評価方法書について住民説明会が開催されました。残念ながら、この説明会には市の関係者の方々の出席がなかったので、少し残念だったと思います。

いろいろな質問が出ました。その中身は、やはり低周波に対する人体への影響を心配する意見が多かったわけでございます。また、3市の中では、加太地区が一番近いということ、それと保育園、小学校に近いということは大変心配だと、そういったご意見もございました。

それから、全国広いのに何でこの場所を限定されたのかと、そういう質問もございました。その答弁といたしましては、やはり送電線が近くにあるので工事の費用が安いと、そういう答弁でございました。また、この風力発電が音響と疫学のアセスメントを実施せずにするのはどうかとか、あと懸案事項である低周波音はその環境評価項目の選定表に入っていないのが問題であるとか等々のいろいろな質問がございました。

今後、県と市と業者と住民がずうっとかかわっていくと思うんですが、一部地域の問題とせずに、業者としては要請があればいつでも説明会を開くと、そのように言うてみえますので、また説明会がありましたら市のほうでも参加していただきたいと思いますと考えますが、ご意見がございましたらよろしくをお願いします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今後の事業者の地元説明会等につきまして、出席するかどうかというお話でございますが、その説明会の内容によりまして、地元から正式に出席要請がございましたら、その都度検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

できる限り出席していただきたいと思います、そのように要望しておきます。

前段でも申し上げましたように、今後、環境影響評価の手続が国・県・市・関係住民ということ2年ほど行われるわけでございます。そういった中でいろいろな説明会もございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろ述べさせていただいたわけでございますけど、市としてどういうスタンスで今後対応されていかれるのか、この計画の流れにつきまして最後にお尋ねしたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

風力発電を初めとする再生可能エネルギーは、世界規模で進行いたします地球温暖化や、東日本大震災におけるエネルギー構造の大きな変革等、環境を取り巻く状況が変化し続ける中、エネルギー源として重要であるということは認識をいたしております。

しかしながら、本風力発電事業計画は本市の鈴鹿川の源流域の森林に対する大規模開発という考え方もございますので、先ほど市長が冒頭で森林環境保全の必要性ということも申し上げましたが、その大切な自然環境を保全することにかえて、なお再生エネルギーの確保が必要かという観点で、先ほどこれも市長が申し上げましたが、市の環境保全審議会等の意見も踏まえながら、今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。これから長い事業になると思いますが、ひとつ市のほうもよろしく願っていたと思います。

次に行きます。

最後でございますけど、小学校の複式学級ということでございます。市内小学校の複式学級の状況についてということでございます。

市内も年々少子化が進みまして、児童数が減少してるのが現状でございます。現在、複式になっているのは加太小学校と白川小学校、そのように認識しております。加太小学校は、現在1年から6年生までで合計34名の児童でございます。具体的に、現在の複式学級の状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

議員からも少しご紹介いただきましたけれども、本年度におきまして市内小学校で複式学級があるのは加太小学校と白川小学校の2校でございます。

加太小学校におきましては、全校児童34人で、その内訳といたしまして1年生が4人、2年生が8人、3年生が5人、4年生が7人、5年生が6人、6年生が4人となっております。学級編成につきましては、現在1年生と2年生が単学級となっております、3・4年生及び5・6年生がそれぞれ複式学級ということになっております。

また、白川小学校におきましては、全校児童47人で、その内訳は、特別支援学級籍の児童を除きまして、1年生が8人、2年生5人、3年生8人、4年生6人、5年生7人、6年生10人となっております。学級編成でございますけれども、1年生と6年生が単学級となっております、2・3年生及び4・5年生が複式学級となっております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

ちょっと加太小学校に限定してお尋ねしたいと思います。

複式学級というのも、いろいろその言葉は聞くんですけど、具体的に複式学級はどのようにやってみえるのか、例えば一つの教室で黒板は前と後ろにありますね。黒板を両方と使って例えば生徒が後ろ向きに座って、半分の時間は片方で、そのときは子供が休んでおるとか、その具体的などう

いった授業の風景ですね。わかりましたらちょっと説明していただきたい。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

複式学級でございますけれども、学級担任1名のもとに1つの教室で2つの学年が生活や学習をともにしております。上の学年が下の学年の世話をするなど、複式学級ならではの日常的な交流が存在いたします。

学習形態でございますけれども、教科によって異なりまして、主に体育、音楽、道徳、図工などにつきましては、2つの学年が合同で同じ内容を学習したりしております。また、議員からご紹介のあったことでありますけれども、主に算数とか国語につきましてはわたりの授業と称しております、それぞれの学年が教室の前と後ろに分かれまして、1人の担任が双方を行き来しながら学習を進めていくと、こういう形もございます。さらに、主に理科、社会でございますが、これらはそれぞれの学年に分かれて、それぞれに指導者がついて学習をしているという場面もございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

次に、今度の来年の4月から加太小学校の、今2つ複式があると言われましたですけど、1年、2年も複式になるのではなかろうかと、そのようなことを聞いているんですけど、どのような予測を持っているのかお尋ねします。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

平成30年度でございますけれども、加太小学校におきましては、新たに1・2年生が複式学級となり、3複式学級となることが現時点では見込まれておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

1・2年生もなるという想定ということでございます。

今回初めて1年生と2年生が複式学級になるということでございまして、保護者の方々もいろいろ心配してみえるところでもございます。大変不安が大きいと、そういうことを聞いております。これについてどんな認識を持ってみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

複式学級におきましては、学級の児童数は比較的少ないとは言えましても、2つの異なる学年の指導を、まず1人の担任で行わなければならないという点がございます。また反面、複式学級ならではのメリットというのもございまして、一つの学年だけでは児童数が少な過ぎて児童同士のかかわりが限られることがございます。複式学級にしてともに過ごす児童がふえることで、児童同士の

かわりが大きく広がったり、あるいは日常的な2学年の交流がごく自然に営まれ、児童の社会性が育ったりするといった効果もございます。また、いつも担任に頼るのではなく、児童みずからが力を合わせて学習を進めるという場面も必然となりまして、より自主的な態度が身につくという利点もあるところでございます。

一方で、初めて小学校生活を経験する1年生におきましては、生活・学習両面におきまして、よりきめ細やかな指導が望まれるものと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

メリットもあると言われましたんですけど、やっぱり全国でも1年生を含む複式学級というのは保護者の方もいろいろ心配もされておりますし、3、4、5、6ぐらいですとそんなにも問題は無いんですけど、全国的に1年生が入る複式学級についてはできるだけなら避けるようにと、そういった話も聞いております。

私はこの教育現場における人的配置の改善というのは、多くの課題に対応するだけでなく、教育の質的な側面も改善する大きな要素であると思います。義務教育の根幹であるその機会均等、水準確保等を担保するのが大切だと、そのように考えます。

次に、その公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、長いんですが略しまして義務標準法ということでございますが、この関係について質問したいと思います。

この法律は平成23年に一部改正されたと認識しております。この中で、小学校の複式基準は他の学年の児童と合わせて16人までをもって1学年とし、ただし1年生を含む場合は8人とすると、そのようになっております。学級編成の原則は、同学年の児童または生徒で編成するということが原則でございまして、ただし特別な事情の場合は、数学年の児童または生徒を1学級にすることができるとそのようにされております。

複式学級について編成しなければならないということではなくて、編成することはできると、そういった規定でございます。法律で示す児童・生徒数は、あくまでも標準だと私は理解しております。県の教育委員会も同じ理屈だと、そのように考えます。

全国では、小学校で1年生を含む複式学級は、人数の基準を下げるなど、独自の基準で設けているところも多々あると思います。あくまでも国が定めるのは基準であると考えます。この義務標準法の改正により、市の教委の判断で学級編成が可能になったわけでございます。このことは第4条でもうたっております。第5条では、県教委の同意が必要であったが、改正後は届け出で済むと、そのようにも新しくなったわけでもございます。さらに、市独自で教職員の任用も可能と、そのような表現もございました。

このように、国や県教委が定める学級編成の基準は、あくまでも私は基準にすぎないと、そのように考えます。どういった学級編成にするかは、学校の設置主体である市の判断だと考えます。市の判断といいますか教育委員会の判断だと、そのようにも考えます。加配教員を養成することも、独自に教職員を任用することもできると思います。そうやって学校を維持充実することのほうがよほど子供たちや地域のためになると、そのように考えます。

こういったことにつきまして、教育長の見解を簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

1・2年生が複式学級になることを、市の裁量でどうにかできないかというようなご質問であったかと存じますが、これまで市といたしましては、複式学級を有する加太小学校と白川小学校には、学習面における複式解消が図られるよう市費の非常勤教員を配置してまいりました。さらに、3複式学級を有する学校の場合、県費非常勤講師の加配の措置が考えられることから、その配置について県へ強く要望してまいりたいと存じます。

また、これから始まる平成30年度教職員人事業務におきまして、加太小学校における最善の方策は何であるか等について、しっかり前向きに検討してまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

その加配といいますか、臨時の方も現在雇っていただいていることも承知しております。いろいろやっていただいておりますのはわかるんですが、地方分権が叫ばれている昨今でございます。いずれにいたしましても、この現行基準の改正というのは少子化が進む中、より多くの学校が児童一人一人を大切にしながら、新たな教育を築くために必要不可欠なものだと、そのようにも考えます。

加太小学校の1年生の複式の件で、また後日、PTAのほうからも要望が出ると、そのようにも聞いておるところでもございますが、先ほどいろいろ、るる法的なことも説明させていただいたんですけど、小学校1年を含むこの複式学級は、この法律の解釈によると思うんですけど、8人にこだわらなくてもよいと、そのように私は考えています。亀山市の教育委員会の裁量で、その人数はどのようにでもなると、そのように認識しております。確かに、その一つの教室に教師を非常勤じゃなくて常勤で置いた場合は、人件費もかかるわけでございますけど、そういったところも教委の判断次第で解決できる問題ではなかろうかと考えます。他の自治体におきましても、この複式学級の解消を目的として臨時任用の講師さんを配置し、単式学級にしているところもあると聞いております。

そういった中、法律も新しく改正されたことですし、一度亀山市もまず他の市に比して先陣を切ってその先駆けとなっていただくようにといいますか、気概を持って、ひとつその8人にこだわらず、小学校1・2年の複式学級は亀山市はやはり先駆けといいますか、特別新しいことをするんだと、そういうことで何とか、小学校1・2年生が過去複式学級になったという例もございませんので、ひとつその辺のところを努力していただきたいと思います。

それについてご意見があれば、教育長もう一回お願いしたいです。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

ただいま議員、他の事例を申されましたが、県内におきましては小規模校においてそのような配置、常勤の講師の配置は余り伺っていないところでございます。他県において、非常にその学校が

遠隔地であり、離島も含めましてですが、相当山の中の孤立とも言えるような状況の小規模校において、特別な措置がなされている県外の例は伺っておるところでございます。

ただし、加太小学校におきまして、市教育委員会といたしましても、1・2年生複式学級解消を視野に入れた検討は行わせていただきます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。検討を行っていただくということでございます。

県内ではそういう事例が少ないということでございますけど、少ないからこそ先駆けとなっていたきたいと、そのように言うたわけでございます。

まだ少し時間ございますので、この件につきまして市長はどういうお考えか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市としては、県内でも特異な小規模校の運営を、実際教育委員会を軸に進めてきておるのが現実でございます。白川小学校も含め、一定の亀山モデルとして、本当にこれは定着をしてきておるんだろうと思います。

今回の議員のご指摘につきまして、教育長が今答弁をいたしましたけれども、最善の努力を教育委員会として努力をしていくと、こういうことで現在、調整をしておるところでございますので、私どもとしてもそれをしっかり見守っていくということになろうかと思っておりますし、加太小学校は決して小規模校の運営、あの地域のコミュニティ・スクールも含めて大変努力をいただいておりますので、これをしっかり維持できますように私どもも期待をしておるところであります。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ例を見ないといいますが、なかなか例も少ないかわかりませんが、ひとつ教育長よろしく願いいたします。

要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

14番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時35分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問いたします。

まず、亀山駅前整備事業についてであります。

この問題を昨年12月議会で取り上げてからちょうど1年が経過をしました。この間さまざまな動きがありました。3月には、駅前周辺整備事業の当初予算が可決されながら議会と執行部との話のもとで、8月に予算決算委員会協議会で解除されるまで予算が凍結をされました。また、秋ごろには都市計画決定をし、年内には再開発組合を設立したいというスケジュールも大幅におくれております。

今、議会内で各議員の話を聞いてみると、市民の中でこの事業をぜひ進めてほしいと、こういう声がほとんどない。多くの方が否定的だというのが専らであります。

今回の質問は、11月に聞かれた議会の亀山駅前周辺整備事業対策特別委員会に出された駅前まちづくり協議会や、2ブロック市街地再開発準備会、1・3・4ブロック会議などの議事録の概要が明らかになりましたので、この中の地域の人たちの意見、不安、疑問、こういうものをもとに問題点をただしていきたいというふうに思っております。

まず都市計画決定を目指している駅前商店街通り、通告でこういう言い方をしましたのは、市民の方にわかりやすいようにこう表現をさせてもらいました。実際には、旧国道1号と立体交差する亀山新橋の手前から駅前広場までの亀山駅前線という名前がついていますけれども、延長200メートルぐらいのこういう道路であります。この道の拡幅に対する地権者の意見であります。9月12日の駅前周辺まちづくり協議会の役員会で、市が商店街通りを拡幅するための都市計画決定に向けて、現在沿道の権利者のところを回っており、事業そのものについてはおおむね賛同をいただいていると説明をしております。しかし、協議会からは、2ブロックの権利者の中には承諾していない人や、建物や営業権を持っているだけの人もいるので、その人たちが権利調整に納得してくれてスケジュールどおり進むかどうかということが不安であると。市やコンサルからの説明では、2ブロックがスムーズに進んでいるように聞こえてくるが、現実的にはそう簡単にはいかない部分もあると思うという意見が出されています。

私は、昨年の質問の前から駅前周辺の方々と話をしてきていますが、この協議会で出された意見と同様の意見を幾つも聞いております。

まず、このパネルを見ていただきたいと思います。

今度の計画の全体であります。今言っておりますこの商店街の通りというのは、この通りです。ここに立体交差する亀山新橋という橋がありまして、このちょっと下がったところからずうっとこの駅前の広場までの区間が約200メートルという、ここの道路であります。これの幅を12メートルから14メートルに拡幅をする。そして現在、一方通行ですけれども、対面通行ができる歩道のある2車線の道路にするというのが計画であります。これをしようと思うと、2ブロック側、これでいきますとこちら、2ブロック側が5メートル下がります。3ブロック側は1.5メートル下がるということをしなければ、この12メートルから14メートルという道路はできません。中には、現在の住居の大半が道路にかかる地権者も見えます。

協議会の人意見であるように、こうした住居や店舗が道路にかかる地権者全員の合意がない中で事業を進めるべきではないという地権者の声も私は聞いておりますし、私もやはり全員の合意な

しに進めるべきではないというふうに考えております。

そこで、まず1点目です。

都市計画決定を目指すこの駅前商店街通りの地権者全員の合意ができたのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

都市計画道路亀山駅前線につきましては、平成26年策定の亀山駅周辺市街地総合再生基本計画で、駅前広場と接続する道路として拡幅を進める路線として位置づけております。今まで、亀山駅周辺まちづくり協議会や各ブロック会議、また再開発準備会、説明会等で丁寧にご説明してまいりました。地域として、街路事業についてのおおむねのご理解はいただいているものと考えております。

一般的には、街路事業の場合、まず地域のおおむねのご理解をいただき、都市計画決定により起終点、延長、幅員等を定め、その後詳細設計や用地測量、土地鑑定や用地買収、そして工事と、各段階において、地域や地権者のご理解とご協力をいただきながら順次事業を進めていくものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が聞いたのは、合意が得られたのかと聞いたんですよ。それについて答えていないですよ。合意が得られた、得られていないということについてはね。

だから、今の説明でいくと、順次やっていくんやという中でその理解を得るといような言い方をされましたんで、私は協議会の方が言われたように、全員の合意はないんだろうというふうに判断しますが、それでよろしいですか、現時点で。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

先ほどもご答弁いたしましたとおり、街路事業における都市計画決定のための地域合意はできているものと考えておりますので、具体の事業実施時には地権者の皆様のご理解を得て進めてまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうするとね、今のあれだこの協議会から出ている意見、2ブロックの権利者の中には承諾していない人がいるというね、こういう問題があるわけですよ。私もそうやって聞いています。そういう人はもう切り捨てですか。どんどん進めていってということで、こういう方はもう了解してもらわなくても、もう進めていくという考えでいいんですか。市長、そんなやり方で本当にいいん

ですか、これ事業として。一遍市長に聞きたいですね、これ。都市計画決定の手続としてはそういうふうにできるんかもしれませんけれども、私はやっぱりこういうのは合意をちゃんと得て、それからやっぱり皆さんが本当に納得をしてやろうということになってやるべき、着手すべきものだというふうに思います。

だから、その法律的な手続はどうだとかということではなくして、やっぱりきちんと合意を得るべきだと私は思いますけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一般的な街路事業の場合のケースを、先ほど亀淵のほうからご答弁させていただきましたけれども、当然議員もご案内のように、地域のおおむねのご理解をいただいて、いわゆる都市計画決定によってそのさまざまなものを決定していくと。その後に詳細の設計でありますとか、用地の測量でありますとか、土地の鑑定に始まり土地の用地買収等々、そして工事へと。その各段階ごとにおきまして、当然地域の皆さん、あるいは地権者の皆さんのご理解とご協力をいただく必要が当然ございますので、そういう中で私どももこの駅前の再生、そして今回の街路事業の整備につきましても、それぞれの手続におきまして、当然住民の意見、地権者の皆さんの意見を伺いつつ反映をして丁寧に前へ進めていくという立場でございます。

当然、全体としてのおおむねのご理解は頂戴をいたしましてしておりますが、段階段階でさまざまな地権者の皆さんとの合意形成に向けた次の取り組みが必要であろうというふうに考えておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ごまかしてもらったら困るんですよ。私、何のためにこれを説明したかという、要するに2ブロック側で5メートル下がるんですよ。3ブロック側で1.5下がるんですよ。そうしたらどうしても住居や店舗がひっかかるんですよ、道路に。壊さなきゃならないんですよ。そのことについて、合意もなしにおおむねというようなことではなしに、本当に全ての人が道路になっても構わないと、自分のところの店舗や家が壊されても道路にしてくれという合意が全部得られるんなら事業はできると思うんですけども、それが得られていないのにやるのかということをお聞きしておるんですよ。それであなたの言うような進め方でいったらどうなるんですか、それじゃあこれ。店舗や住居が道路にかかっている方で承諾をしていないって、そういう方はどうなるんですか、もうほっておくんですか。そこをお聞きしているんですよ、はっきり答えてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、その合意形成に向けてさまざまな努力を重ねてきておるところでございますけれども、今後におきましても、当然私どもとしましても地権者の皆さんの合意形成に向けて、そして用地の問題とか、あるいは今お住まいの土地をその権利変換をしていくという大変難しい作業でもあろうか

と思います。そういう中にありましては、当然さまざまな思いや、あるいはお立場や、それは当然あろうかと思えます。それに対して私ども行政としては、丁寧にお話を進めさせていただくというのはこの事業もそうでありますし、他の事業におきまして当然しっかり心得て進めていくということでもあります。これはもう変わらないことでもあります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう一步踏み込んで、結局、やっぱりこの合意が、合意形成と市長言われました。合意がない中ではやらないんだということを明言してくださいよ。そうでなければ、ここで今承諾をしていない方にとってこれをどんどん進められていったら、いかにも圧力じゃないですか。あんたのところだけやでと、こういう圧力じゃないですか。そんなやり方をするんですかということですよ、市が。だから、合意形成がきちっとできるまではやりませんということを明言していただきたい。どうですか、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度も申し上げますけれども、駅前再開発事業につきましても、過去にさまざまな地権者の皆さんの思いやいろんな状況がある中で、これは本当に地域がこのトータルの状況を超えてどうしていったらいいのか、まずそういうことを数年にわたって積み上げてきて今日に至りました。その上で駅前を再生していこうという、そういう方向につきまして大きな合意のもとに今動いておるところであります。

今議員がおっしゃられる都市計画決定以降、当然さまざまな用地の交渉の話でありますとか、そういう協議に入ってまいりますけれども、その過程において、私どもとしては丁寧にその合意形成に向けて努力をしていくということは当然のことでもありますので、今日まで積み上げてきておりますこの協議会、そして行政としての取り組みも含め、そしてそれぞれのお立場、それぞれやっぱり思いや状況が違いますので、それに対しては丁寧にその交渉を進めていくということに尽きようかというふうに思います。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、その合意、全ての人の合意ができるまでやらないとは言わなかったということですよ。このことを駅前の方々がどう捉えるか、私はもうこれ以上やっても平行線だと思いますので、この問題はここまでにしますけれども、やっぱり合意を全部得てすっきりした形で事業を進めるべきだろうというふうに思います。

次に入ります。4Aブロックの問題です。

もう一度このパネルを見ていただきたいと思えます。

4Aブロックというのは、4ブロックのこのあたりをいいます。

9月12日の先ほど言いましたそのまちづくり協議会の役員会、この議事録、概要の中で次のよ

うなやりとりがありました。

協議会側から、現在のスケジュールは、2ブロックを解体する時点で4 Aブロックが完成しているスケジュールになっているが、そのためには、まず既存の建物を移転、解体しなければならない。しかし、後から2ブロックの話が頓挫した場合の不安を考えると見切り発車はできないので、2ブロックでゴーサインが出るのとタイミングを合わせなければならないと思っているという意見が出されております。

また、4 Aブロックの賃貸共同住宅は、2ブロックの人たちの仮住まいとなるというようなことも言われておりますので、この2ブロックの事業が成り立つということがはっきりしてからでないといけないのではないかと趣旨だろうというふうに思います。

これに対して市がどういうふうに答弁したか。市としても予算を検討中ですが、万一4 Aブロックが進んだ後に、2ブロックがとまったりおくれたりした場合の対応策も状況によっては想定しておかなければならないと思っているというふうに答弁しています。

これ思い出しますが、市民説明会のときには、最悪の事態の対応を問われても失敗しないようにやるというような答弁、こういう答弁しかしませんでした。ところが、駅前の方々の前では、2ブロックがとまったりおくれたりした場合の対応策も状況によっては想定しておかなければならないと、こういうふうに答えているんですね。

協議会の側からもう一つ、4 Aブロックが今度完成したけれども、2ブロックがおくれて、先に一般賃貸住宅として入居してしまうと2ブロックの人たちの仮住まいがなくなってしまう。一方で、2ブロックの人たちが駅前以外の地区で仮住まいをするというのは難しいと思う、こういう意見やとか、商店街の反対側、つまり3ブロック側ですね。拡幅1.5メートル下がるという、これもしなければならないので、2ブロックが完成したから終わりということにはならないと思うという、こういう意見が出されております。

私がここで聞きたいのは、この協議会の意見にある2ブロックの話が頓挫した場合の不安に対して、市は対応策も状況によっては想定しなければならないというふうに答弁しておりますが、どんな対応を考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

2ブロックが頓挫した場合の4 Aブロックへの対応ということでございますけれども、当然のことながら2ブロックについては、頓挫しないように努力しながら皆さんで協力して進めていくというのが前提でございます。今現在4 Aブロックへの対応といいますか、それについては工期的な問題を対応として申し上げましたような状況でございます。工期がずれた場合にどのようにして対応していくかというところをご答弁申し上げたようなところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その4 Aブロックと2ブロックの関係を皆さん心配してみえるわけですよ。先にできても一般賃貸住宅として使われては仮住まいができなくなるし、それから2ブロック壊してからまだできてな

かったら、仮住まいができなくなるという、この辺の2ブロックと4Aブロックの関係を随分心配してみえるんですよ。だから、工期とかそんな問題ないんですよ、これ。どういうふうにどちらをどんな順番でやっていくかということが、やっぱり心配をされているわけですよ。だから、そのところの問題やというふうに私は思います。

その点でいうと、この2ブロックの事業が成り立つかどうかということについては、私、随分その保留床が処分できるのかどうかということで特別委員会でもただしてきたんですけども、結局、市の答弁としては、基本設計、基本計画のつくる過程で、その保留床の処分の見通しができるのやということでした。だから、そういう意味で、それができるまで2ブロックが成り立つのかどうかは答えとして出てこないわけですよ。それが来年の8月なんですよ、基本設計、基本計画ができるのが。それまでやっぱり4Aブロックは、私は着工すべきじゃないと思うんですよ。もしこれ頓挫したときにどうするんですか。そういう問題が出てくるわけ。だからやっぱりそういう意味では、今やっている基本計画、基本設計が来年の8月にできる。そのときに初めて見通しが立つ、成り立つのか成り立たないのかははっきりする。やっぱりこの時点まで着工すべきでないと思いますけれども、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

あくまでも2ブロックにつきましては、今から収支の関係等も基本設計におきまして検討してまいって、最終的には8月に収支も確定して事業が成り立つ判断ができるとは思いますが、それに向けて当然その段階でいろんな変更等が生じましたら、その段階で組み直し等も考えながら事業を進めていきたいと考えておりますので、それまでの段階の中での4Aブロックの進捗というのは、当然先ほど議員おっしゃられましたように、2ブロックの住みかえの方が4Aブロックの事業が完成した段階で仮住まいとして移動していただくというふうなことも当然リンクしておりますので、相互に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

心配しているのは、結局、必ずしもこの基本設計、基本計画を立てて成り立つという答えが出るわけやないですよ。成り立たないという答えもあるんですよ、これは。でも、それは市もそういうふうに答弁されていますよね。そういうケースもあり得るんやということは言うているわけですよ。そのときに、今言われたように2ブロックの答えが出るまでに平行してこういう形で進めていったら、4Aブロックだけ先にといいか、4Aブロックだけ残ることもあるんですよ。2ブロックができずに4Aブロックだけ事業が進んでいくと、こういう場合が出てくると思うんですけども、そういう場合も問題はないんですか。それはそれでいいんですか。その点についてお聞きします。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今議員がおっしゃられるような想定の場合、どうなんだということでございますけれども、4A

ブロックにつきましては、優良建築物等の事業ということで、国補でいうと補助事業の中で別メニューで動いておまして、その中で共同住宅を約15戸程度建設して建てるというのが主目的でございます。いずれにしても住みかえの段階で、2年間2ブロックの方に住んでいただいてもその後の賃貸の関係もございますので、その分については当然事業者の責において探されると思いますし、もちろん私どもも、その責任はどうなんだと言われても、そういうお言葉もございますけれども、私どもも努力して工程を合わせて2ブロックとともに進行できるようにしていきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

4Aブロックを進めるということだと思いますけれども、私はやっぱりこの辺の見通しが立たない限りやっぱりやるべきではないということを申し上げておきたい。

今言われた優良建築物等整備事業という、これあんまり聞きなれない事業ですけども、共同化タイプにより2人以上の地権者が敷地を共同化して建築物等を整備するというふうに言われています。

もう一つの問題なんですけれども、もう一度またパネルをお願いしたいと思います。

4Aブロックがここですね。ここが3ブロックなんです。この間に、いわゆる御幸8号線という市道の認定を受けた道路がある。ただし、現時点はここまでしか道がありません。ここはもう駐車場になっていますので、道路はここで行きどまりという、こういう道路ですね。この御幸8号線というこの市道の認定を受けて拡幅をするということで、6メートルの幅にすると。今はもう本当に車1台通れるか通れないかぐらいの道幅しかありませんが、6メートルに拡幅をして対面通行できるようになって、いわゆるこの文化会館に通じるこの道ですね。ちょうど床屋のさくらいさんのところからずっとまっすぐ文化会館に向かうこの道に接続するようになりますので、行きどまりも解消されるということですね。

問題は、この道路が6メートルに広がって対面通行できるようになるとどういうことが起こるかということ、いわゆる北側の道からここへ入ってきて、当然駅前広場へ抜けようと思うと、ここは御幸7号線というんですけど、ここを抜けてここへ、駅前広場に行くと、こういうことになるんですね。ところが、この御幸7号線というのは、行ってもらうとわかりますけれども、車1台通るのがやっとですよ。対向なんかできません。こういう状態にあって、もしこの8号のほうを6メートルに広げて車が入ってきて、そこから駅前広場に抜けるということになれば、当然この御幸7号のところでもう鉢合わせしてしまうんです。そうしたらどうするかって、どっちかがバックしなきゃいけない。こういう状態が起こるわけですね。朝夕なんか特に車の台数が多いですから、そんなときに起こったら大変なことになる。

こういうことも心配されて、10月16日の3ブロックの会議の中でこんなやりとりがありました。参加者の方から、3・4ブロックの道路を広げて抜け道になってしまうおそれがあるが対策はあるのか。当分の間は大橋建設の前だけ広げて、そこから駅前広場までがもとの狭いままだと余計に危険にならないだろうか。つまり、8号を広げて7号が狭いということは、余計危険にならないかということですよ。これに対して市はどう答えたか。公安委員会との協議でもその話が出た。公

安との協議の中で、交通規制の方法も含めて考えていきたい。一方で、規制をかければ逆に事故がふえるという意見もあるので、よく考えていきたいという、非常に慎重な答弁をされています。

私はやっぱりこの8号を拡幅するということであれば、当然そこから駅前広場へ抜ける車のことを想定すると、この7号の拡幅も同時にやらないと、8号だけ広げて7号は後でやりますということには、私はならないと思うんですよ。この点についての見解をお聞きしたい。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

ご指摘の御幸7号線につきましては、駅前広場との取り付け部分について、駅前広場の詳細設計との整合等につきまして詳細な検討が必要となりますので、引き続き駅前広場や街路等打ち合わせ、検討してまいりたいと考えております。

御幸8号線との整備につきまして時間的な、当然先ほどもご指摘がございますように、ずれが生じますが、その間の安全面の配慮につきましては、地域や公安委員会等とも相談しながら暫定的な対応も含め考えていきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

8号を進めて、7号についてはそれからやるんやと、暫定的な対応は考えると言うんですけども、果たして7号の拡幅がどの時点で本当に、ここで言われる幅6メートルの道路になる。7号というのは、この南側はJRの敷地なんですな。だから、こっちへは広がりません。だから、結局この3ブロックの側のいわゆる住んでみえる方のところを一方的にがあつと広げるという、それしか方法はないんですね。だから、そういうことになると、今度は7号のいわゆる沿線に住んでみえる方のそれこそまた合意が要るわけですよ。これが何年かかるのかわかりません、これ。あなたが言われるように暫定で済むのか、もっと長いことかかるのかもわかりません。そんなことがわからないのに、渋滞が起こったり、危険な道路やということが地域から言われているのに、こういう形で道路をつくっていくということは、私はやっぱりこれはやるべきやないというふうに思います。

この点についてはまた引き続きやりますけれども、時間の都合でちょっと次に進みますけれども、この4Aブロックというところには、いわゆる優良住宅、賃貸の共同住宅が建てられるということですけども、これについて少し私も聞きたいと思うんですけども、これはどれだけの高さの、階数ですね、何階建ての建物が建て、入居の戸数はどれぐらいあって、どれぐらいの予算というふうに今の時点で考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

4Aブロックの民間が計画しております優良建築物等整備事業の共同住宅につきましては、おおむねの規模としては5階建て程度で、高さは十五、六メートルぐらいになってくるかなと。約15戸の賃貸住宅と伺っておりますが、1階部分の活用や詳細について、事業者において今後事業計画や建築設計等を進め決定していくものであると聞いております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは市がやる事業ではないんで、これは民間の業者ですので、5階建てぐらいで15戸ぐらいを考えてみえるということですね。これをいつごろから着工する計画なのか、スケジュールをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

優良建築物等の整備事業のスケジュールでございますけれども、今現在、御幸8号線及び7号線の一部のところ用地買収等を行っておりまして、その御幸8号線の事業の買収後補償、住宅の補償等もございますので、来年の8月ごろには解体ができるのかなあというふうな状況でございます。8月から10月ぐらいにかけてだと思っておりますけれども、その後建築工事にかかって1年程度でその建物が完成していくのではないかなというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、少なくとも2年ぐらいの間にこの建物が建つということで、それまでに2ブロックが、いわゆるもう解体をして、住むところをそちらへ移るといような状況にならないとあかんわけですね、これ、スケジュールでいくと。私は到底そこまで行かないのではないかなというふうに今思っています。

今も言いましたように、現実この道路を広げるだけでも、やっぱり承諾をしていない方が見える中で道路も広げられない、そんな中で、この事業が本当にスムーズに進んでいくかという、どうしてもそれはやっぱり難しいというふうに私は思います。

それからもう一つ、なぜこれを聞いたかという、この賃貸住宅というのは、いわゆる一時仮住まいということになりますけれども、この計画でいきますと、2ブロックに例えば権利床であれ何であれ住むところがつくられた段階で引っ越しをされるわけですね。そうすると、この仮住まいの状態があくわけですね。そのあいたときに民間の借り上げの市営住宅にするというふうな話も聞いておるんですが、そういう計画でつくられるのかどうか、そこまで話をしているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

民間活用市営住宅の借り上げについて選択肢の一つであるというふう聞いておりまして、今現在検討しているというふうに伺っております。

市としましては、今後の公営住宅や住宅施策のあり方につきまして、次期の住生活基本計画の中で議論している状況でございますので、市のほうとしてはまだその検討というか、そういう段階にはないということでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

以前、民間借り上げ住宅の質問をしたときに、民間の借り上げであっても公営住宅法の適用を受けるから非常にいろんな縛りがあるんだと。だから、ただ単に民間であっているからそれを貸しますよという話にはならないんだということを言われました。そうすると、当然これを前提にもし建てられるのであればそういう縛りも、例えばバリアフリーであるとか、いろんなその縛りがあると思うんですけれども、そういうこともちゃんと含めてやるのかやらないのかということを決めないと、やはり建てるほうがそういうつもりで建てて、実際じゃあ民間借り上げにしてくれと言ったときに、いや、これ基準に合いませんよという話になってしまうと困りますので、やっぱりその点は、もしそういうことでやられるのであれば建てる時にきちっとそういう話をしなきゃならないというふうに思います。その点は今後の話になるんで、その程度にしておきます。

市長に一つお聞きしたいんですけれども、やはり私はこの道路の問題というのは非常に大事だと思うんです。だから、この御幸8号線を広げて、7号でいわゆる対面通行できないような道路のまま8号を広げるということは、私はやるべきじゃないと思うんですけど、市長、いかがですか、その点。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の駅前再生4ブロックは4.2ヘクタールであります、さらにもう少し広い意味で県道まで入れますと7ヘクタールぐらいの面を有するところであります。そうしますと、今のいわゆる都市計画道路の駅前線、それから旧の1号、それから農協から入っていきます、今のさくらの理容店にぶつかるこの道路、それから今の備後屋さんの通り、ここらのいわゆる動線の解消をしっかりとやっていくことが駅前の今後の面的な都市構造の課題を解消していくと、こういう中で市街地再生の基本計画をつくり、さまざま議論を経て今日ここへ至っておるところでございます。

今ご指摘のように、その駅前線につきまして双方向入れていく、あわせて従来の7号と、市道8号を今回市道認定をいただいて、今9月議会でお認めいただきましたので用地の交渉に入らせていただいておりますが、少し今の7号の構造がおっしゃるような状況でありますので、これも解消していきたいという思いが、駅前の市街地再生の計画の本当に根幹の中で動線を変えていく、より利便性を上げていく、こういうことを考えておるところでございます。

街路事業自体は、ゼロからいたしますと用地交渉とか街路事業にかなりのコストを要しますので、既存の道路を活用、骨格を活用しつつ、そういう中でこれが計画をされてきておるところであります。

7号と8号の関係でいきますと、先ほど少しやりとりの中でも明らかになりましたが、公安の交通規制も含めて当然これは考えていく場面も出てこようかと思っておりますし、暫定的な対応も必要だというふうに考えておるところでございます。7号につきましては、駅前線と合わせた駅前の広場の設計のあり方と取り付けのところの関係がございますので、その中で解消していきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この8号、そして将来的な駅前広場と7号の整理につきましても、駅前の課題を解消していく、本当にこの市街地再生をしていくという意味で重要であろうかと思っておりますので、しっかりとその考え方に基づいて前へ進めていくということに尽きようかというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長い答弁ですけど、聞いたことには答えてもろうていないですよ。8号を広げて7号をこのままにしておいていいのかと、こういう道路づくりでいいのかと聞いているわけですよ。将来計画でどうのこうのという話じゃないんですよ。もう既に8号は市道として認定されているんですよ。予算もついているんですよ、これ。だから、そういう段階の中で、7号をこのままにしておいてその道路を通すんですかということをお聞きしておるわけですよ。もう答えになりませんよ、それではね。

もう時間が私本当になくなってきましたんで、最後にプロポーザルの問題、ちょっとはしょって聞きたいと思います。

プロポーザルという言葉自体がなかなか聞きなれない言葉だと思うんですけども、普通入札やとその金額で安いほうをとる、金額で決める。ところが、このプロポーザルというのは、提案をしてもらってその企画、提案の中で金額にかかわらずいいものを採用するという、こういうやり方ということになります。

この日程を見ますと、もう6日に参加意思の締め切りがされて、22日に提出期限ですね。その後26日にプレゼンテーションがあって、28日にはもう選定結果が出て、1月にはもう契約を結ぶという、こういう段取りになっている。非常に私はタイトなスケジュールではないかと思うんですけども、やっぱりよりよいものをつくるんならもっと期間が必要なんではないかと。年末のこんな忙しい時期に、これだけタイトにやって果たしていい提案が出てくるのかどうか。この点について、この期間が本当に適当なのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今回、準備会が行っております業者選定方法は、一般的には簡易プロポーザルという手法でございまして、書類作成等の期間が短いタイプのものでございます。

提出書類といたしましては、企業の概要、実績、担当職員の配置、経歴など組織に係るものと、主にコンセプトや配置計画、環境配慮など提案事項のものとなりまして、全体として簡略化したプロポーザルとなっております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡略化したプロポーザルだというふうなこと。私が一番ここで心配するのは、この契約が上限として9,700万というふうな形になっています。発注者はもちろん再開発準備会ということですけども、9,700万という契約をして支払いが出てくるわけですね。このときに、今準備会と

というのは、特に資金を持っているわけじゃないですね。だから、そんな中でどういうふうにしてこのお金を準備会が払っていくのか、この点について聞きましたら、金融機関から借り入れもするんやというような話もありましたけれども、それをしたとしても、今度返済が利息も含めて出てくる。そういうじゃあもとなるお金はどういうふうに返済していくのか、どれぐらい例えば全体のどれぐらいを準備会が持たなきゃならないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

今、ご指摘のございました準備会、今現在準備会で後には組合となりますけれども、その組合、準備会について借り入れ等はどうかというふうなお話ですけれども、短期的に見れば当然借り入れ等も発生して銀行等との融資も発生しますけれども、最終的には保留床の売却等も行って、その分で穴埋めといいますか帳尻を合わすという、それは収支になるんですけれども、そういうふうに短期的な部分ではそういう借財が出ますけれども、長期的な部分ですと精算できるというふうな事業でございますので、そのように進めてまいるようになるというふうに考えております。

組合の負担ですけれども、組合当初から私どもがご説明申し上げますように、国の負担が3分の1、市の負担が3分の1、組合が3分の1、当然のことながら補助対象以外のものについては組合負担というふうな部分も多少出てきますけれども、原則的には3分の1ずつ3者が負担するという事業でございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

3分の1、これ上限が9,700万で、金額が確定していないので言えませんけれども、3,000万ぐらいは最低でも組合が負担すると。それを保留床が売れてからそのお金ができるからと言うんですけど、いつになりますか、これ。その間はずうっと返済をしなきゃならんですよ。その金は一体それじゃあ誰がどういう形で返済するんですか。今の準備会にお金ありませんよ、これ、ほとんど、会費を集める、1,000円の会費を集めているかわかりませんが、そんな大金を準備会は持っていません。その中で返済していかんならんですよ、利息なり元金なりね、保留床が売れるまで。誰がどういう形でこのお金を準備して支払っていくんですか。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

先ほど申しましたように、最終的には保留床の処分で金額を賄うということになるんですけれども、途中の段階では、例えば用地とか建物の補償の段階で契約をいたしますと約7割程度の資金が入ってまいりますので、そういう部分を返済等なり実施の事項なりに充ててお金のやりくりをずうっと、ここ3年、4年先の話なんですけれども、やりくりしながら事業としてどんどん進めていって、最終的に保留床で清算をして行っていくというふうなことでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2つ目ができませんけれども、本当にきょう聞かせてもらって都市計画決定をする道路の問題、それから御幸8号・7号の問題、それから4Aブロックの優良建築物の問題、それからこのプロポーザルに係る準備会の負担の問題も全部聞きました。結局のところ、全部市の計画どおり進んだらうまくいきますよという話なんです、これ。そこのところが私は落とし穴やと思うんですよ。

例えば先ほどから言っていますように、最終的にこの事業、本当にうまくいかない場合だってあるんです。保留床自体が、私が思っているのは保留床がつかれないかもわからんと思ってる、売れないから。つくったところで売れないからね。だから、保留床なしでいかなきゃだめだと、こういう事業だって私はあり得ると思いますよ。そういうときに、保留床が売れたときにお金が入りますからとかというような、みんなうまくいくという前提での話ばかりなんです、これ。やっぱりこれでは、私は準備会の人でも、それからこの駅周辺の人たちでも安心しないと思う。

決して私は失敗をすることを望んではいません。だから、成功するというのであれば、当然その方向で頑張ってもらわなければならないけれども、しかし、やはり考えなきゃならんのはリスクですよ。当然、失敗しないようにやると言われますけれども、それはそれでそのために努力をすることですけれども、もし失敗した場合はこういうふうに対応するんだというリスク管理をちゃんとしてもらわな困るんです、これ。でないと安心できませんよ。今の答弁を聞いていると、こういう形で進んでいきますのでうまくいきます、これも大丈夫です、あれも大丈夫ですという答弁しかないんです。もし、こうなった場合はこういう対応しますというのがないんです。そこのところが私は一番地権者にとっても不安なところだと思うんです。

だから、やっぱり市長、いろんな計画を前へ進めたいという市の気持ちはあると思いますよ。しかし、もしそれがうまく進まなかった場合にはこういうふうにやりますという、やっぱりリスクというものをちゃんと考えて、そのときの対応もやっぱり考えてもらうということは必要やと思うんですけど、市長どうですか、その点については。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この第1種再開発事業自体は、大変複雑なその土地所有者の多様な思いを一つにしながらか、このコンセンサスを前に進めていくということで、今日ここへ来ておるところであり、大変困難な課題を克服していく事業であります。

したがって、くしくもおっしゃっていただいたように、成功するために関係者がどのような努力を重ねていくのかと、こういうもとに今この事業を積み上げてまいりました。

事業リスクにつきましても、当然この再開発事業組合を形成いただく皆様方に準備会でご努力いただいておりますが、今回の基本設計等々プロポーザルを決定して実施しておりますけれども、当然のことながら皆様にご理解をいただいて今日ここへ至っておると思っております。

また、その事業リスクを少なくするために、市といたしましては、この再開発事業の核となります公的機能の移転、これは図書館機能を移転させるということで、地域とともに一丸となってまいりたいというふうに思っておりますし、再開発組合が設立後におきましては、これは以前から申し上げておりますが、本市としてもこの組合に参画をして組合員としての責務をしっかりと行政として

も果たしてまいりたいと思っております。

そういう中で、事業リスクをやっぴり最小限にしながら、この事業が本当に多くの皆さんの英知で成功ができますようにしっかり前へ進めていきたいと思っておりますし、また議員におかれても格別のご理解とご協力をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう市長に答弁を求めると、もう答えが返ってこないんですよ、もう。長いこと時間はとられるけれども、答えが返ってこないですよ。

要は、この計画を本当に進めていっていいのかという私は段階に来ているんやと思います。一度やっぴりこの計画を見直して再開発事業、本来は高度化することに一番のメリットがあるんですよ。高度化できないんですよ、もうこれ。マンションつくって売れるかといったら売れないという予測が立っています。そういう、それから保留床をたくさんつくればそれだけ建設費が出るんですけども、売れる見通しもない。

こういう中で、やっぴり第1種の市街地再開発事業ではなしに、やっぴり違った形の手法という、身の丈に合った亀山の駅前にふさわしいような、そういうものをやっぴり改めていくということが今もう必要な時期に来ているんだらうと。でないとこのまま進めていったら、本当に不安と疑問とそういうことばかりが起こってくると思っておりますよ。

だから、その点をやっぴりきちっとやっていただくことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時52分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

公明党、新 秀隆でございます。

それでは、通告書に沿って進めたいと思っております。

今回は、高齢者を中心に考えてみたいと思っております。

大きく健康で生きがいを持てる暮らしの充実についてというところから、高齢者の地域生活の支援の充実についてということで、3つ、認知症患者に対する支援について、そして次に、緊急通報装置の活用状況について、そして最後のところは、外出時の緊急事態への対応について、この緊急事態というのは、救急車を呼ぶとかそういうような緊急事態のことを示させていただいております。

それでは、まず認知症患者に対する支援でございますが、昨今では全国的に推計では500万人

と言われる認知症の高齢者の方が見えます。

このような中で、近年認知症の高齢者の事故をめぐっては、記憶が大きく皆さんにも残っていると思うんですけど、2007年に愛知県大府市で、当時91歳の男性が電車にはねられて亡くなられたと。それにつきまして列車がおくれたというようなことで、男性の家庭に、列車の会社が残った家族に対して720万の損害賠償を求められたという訴訟がございました。1審、2審ともに家族に賠償を命じられましたが、最高裁では、今年の3月、このケースでは家族の賠償責任を認めないとの判断を示し、列車会社の請求を棄却されたというようなことで一安心されたのではないかと思います。

そういう中におきまして、亀山市としてこの認知症患者に対する支援ということで、人数の把握とか、どういう形で基準として把握をされているのか、本当は把握できていないのか、その点につきまして把握状況をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

認知症の方につきましては、介護保険制度の要介護認定の際に用いられます高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度をあらゆる認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準で2以上とされた方の総数として把握しておりまして、平成29年9月末現在で1,462人となっているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今部長のほうから報告ございましたんですけど、ご答弁いただいた中では、この29年9月で1,462人と。確かにまだ数字としては隠れている方も見えると思うんですけど、5万人弱ではございますこの亀山市でも、このようにたくさんの方が把握されているというところは大変びっくりしたところではございます。

それで、こういう中におきまして一番健康な状態で認知症があると非常に徘徊をするということ。お時間も朝と限らず、昼と限らず、夜中と歩かれる方も見えます。実際には、もう免許を返納しておっても、自分の車はどこへ置いてきたんやろう、忘れたという形で探されるという、そういう事態も地域のほうでも聞き及んでおります。こういう中で、やっぱり家族は本当に大変だと思います。徘徊もあるんですけど、おうちの中でちょっといろいろ汚されてしまうとか、そういうことも非常に掃除も大変とか、家族の方は苦勞が絶えないという状況でございしますが、こういう中で徘徊とか、相談の件数、近年のその状況は何か申し出てくるとか、市として状況を把握しているとか、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

まず、徘徊者や行方不明者等の相談につきましては、私どもの地域包括支援センターに寄せられ

ておりまして、その件数につきましては、平成28年度で4件、平成29年度の11月末現在でございますが5件となっているところでございます。

なお、亀山警察署から市に対しまして連絡のありました行方不明の案件につきましては、平成29年度では11月末現在で5件ございまして、そのうち3件が高齢者の方でございましたが、幸いいずれの案件も市の安心めーるを配信する前に発見されているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

やはり件数としてはそんなにはたくさんないんですけど、結構安心めーるとかを見ていると、何かよく掲示されているなあというふうに感じるのは私なりの考えかも知れませんが、さて、そういう中におきまして、現状の支援対策ということで、提言も含めて大きく3つの支援についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、市と行政担当に対する支援といえますか、第2次総合計画、そして第2次亀山市地域福祉計画、こういうふうな中でどのようにかかわっているのかなということちょっと開いてみました。その中では、第2次亀山市総合計画の中では、地域での助け合い、支え合いの仕組みづくりというふうな中で、支援体制といたしまして亀山市ボランティアセンター、そしてふれあい・いきいきサロンとか、このようなものを設立していただいて、そういう中におきまして今現在の登録者数の推移とか、そしてそれぞれの役割と市のかかわり、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

ボランティアセンターとサロンにつきましては、社会福祉協議会で行っている事業でございますが、まず団体数で申し上げますと、ボランティア団体が平成27年度が45団体、28年度は44団体、そしてことしの11月末現在で45団体となっております。

また、ふれあい・いきいきサロンのほうにつきましては、平成27年度が51、そして平成28年度が56、ことしの11月末現在で80ということで、ことしになって大きく増加しております。そのいずれにつきましても、地域包括ケア推進の点におきまして、地域での介護予防・日常生活支援の体制として、重要な役割があるとされているところでございます。

ボランティア活動につきましては、65歳以上の高齢者の方の多くはまだまだ元気で暮らしておられますので、地域で社会参加できる機会をふやしていくことが高齢者の介護予防にもつながり、できる限りたくさん的高齢者の方が地域で支援を必要とする高齢者の方の支え手となっていくことで、よりよい地域づくりにつながるものと考えておるところでございます。

また、ふれあい・いきいきサロンにつきましては、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させまして、人と人とのつながりを通じまして参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していくことが重要と考えております。

行政の支援といたしましては、ふれあい・いきいきサロンの運営に対しまして、介護保険事業の新しい総合事業から補助支援を、社会福祉協議会さんを通じまして行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

事業のほうの流れといたしましては順調にいて、団体の数もふえ、ふれあい・いきいきサロンではいきなり50台から80台というふうな飛躍されているということは、やっぱり地域の方ももどもに助け合うという精神がまた根強く広がってきたんではないかと思われま。

そういう中におきまして、次でございますが、第2次亀山市地域福祉計画の中でございましたんですけど、こういう中におきまして、助け合い・支え合い活動の充実の取り組みにつきましては、内容的には、先ほど佐久間部長のほうからもご説明がございましたボランティアやサロン活動を活発にすることによって居場所づくり、社会福祉協議会との連携もしっかりととりながら、従来の活動に、また音楽とかいろいろな内容と取り組みの中で、そしてまた買い物の支援とか困りごと支援、最後のところでございますんですけど、3番目といたしまして、支援が必要な人への声かけや見守りの活動、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援いたしますとございます。そういう中におきまして、行政としても個々のと申しますか、自助という観点におきますと、やはりその徘徊してもわかるような、かばんとか靴や衣服に名前をつけましょうねとか、そういう連絡先とか、そういうのを表示して、自助の面でもこういう面を踏まえて指導推進の実績と申しますか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど議員がおっしゃいました、かばん、靴、衣服等に名前とか連絡先等の表示をすることにつきましては、市の窓口とか地域包括支援センターに相談があった場合には、そのような取り組み例があることをご家族等の支援されている方へ、その都度お伝えしているところでございます。

ただ、その件数につきましてはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

社協丸投げという形ではなく、やっぱり行政のほうもその点で支えていただいているということに思っております。

次に、市を超えた外部的な、ちょっと提言的な形にはなると思うんですけど、冒頭に申しました徘徊によって損害が出るようなことがあるという場合につきましては、神奈川県大和市というところではございますんですけど、とある取り組みをちょっとご紹介させていただきますと、関係機関で徘徊の高齢者等のSOSネットワークというのがございまして、ここに登録されている方が240人見えまして、これにつきましては被保険者として契約して事故とかそうやってけがで亡くなったりとか、またそういう面でも保険が払われますし、また本意ではないんですけど、不本意に物を壊したりとか、相手にけがを負わせたりとか、そういう場合など損害賠償にも応じるということも出てまいります。そういうときにつきましては、こちらの市のほうでは賠償金の最大3億円まで市がかわって契約をして、保険者を選定して、この11月からこの制度をスタートさせるというような制度

が立ち上がっております。こういうところにつきまして、やはりなかなか結構いろんな保険も出てきて、私たちが家族のものとか、飼っているわんちゃんがどこかの人にかみついたりとか、そういうふうなところにも出る保険というのが結構あるんですけど、やはりちょっと生活が厳しいという状況で、本当に徘徊するのも大変でござっております。そして、金銭的に厳しい家庭もあるというような、そういう中におきましては、亀山市として今後こういうような保険制度の導入という、こういう面についてのお考えがありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

保険の個人賠償責任保険につきましては、補償の対象や被保険者の範囲のほか、示談交渉サービスの有無など、各保険会社によって異なっております。

また、自動車のマイカーの場合、管理に起因する損害賠償責任につきましては、自動車保険での対応となり、自動車保険、火災保険、傷害保険などの損害保険に加入している場合には、入っている保険に特約として既についている場合もございます。

このような中、対象者本人とそのご家族の保険加入状況やご希望もあろうかと思っておりますので、加入が必要な場合は、要件とか保障の対象等をしっかりご確認いただきまして、ご本人やご家族に合う保険にそれぞれご加入いただくようお願いしたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに、市民への公平性から考えると難しいものも出てくると思うんですけど、そういうふうな保険もあるんだよというふうな形で推進していくという形が精いっぱいかなというのはご答弁でいただきました。

次に、企業による器具とかシステムによるそういうので頼っていきますと、これもまた同じさっきの大和市なんですけど、GPSの端末を持って市内の認知症患者の8,600人、もともとが32万人という都市ですからそれは大きいと思うんですけど、今後の増加の予測も入れて、昨年9月から認知症の1万人時代に備えるということで宣言されて、GPSの端末を靴の中へ収納するというか、そういうような形で徘徊する高齢者の位置情報をパソコンとか、スマホに確認できる事業を実施するなど、認知症患者の人や家族が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいるというようなことなんですけど、実際、亀山市もちょっとこれはボイスレコーダーなんですけど、大きさとしてほぼこのぐらいですかね。縦7.9センチ、横4.3センチ、厚さが1.82と。重さが48グラムというような、こういうのも亀山市としては貸し出しはされているのは存じ上げているんですけど、やはりこういうものを持って出ること自体忘れてしまうというようなことも考えられます。確かに靴も幾つも靴があれば、それは幾つともいうわけにもいかないと思うんですけど、限定されてそういうふうなGPSの端末を靴の中へ入れて、どこかへ行ってもわかるような、そのようなちょっと形の変わるようなGPS機というのは、市としては考えておられないのかどうかお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

GPSを内蔵した靴につきましては、ある程度お値段がしますし、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、せっかくGPSを靴に装着しても、いつもと違う靴で出かけられてしまうと位置も把握できないということもございますので、現在のところちょっと考えていないものでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そうですね。自分の靴かどうかもわからないという状態の中では、本当に人の靴を履いていくとか、そういう場合もあります。

ただ、金額的にもやっぱりそうお安いものではございません。そういうところから考えますと、先ほどの保険にしてもそうですし、GPSのシステムもそうなんですけど、最後にちょっと長くなりますが、これは私ども公明党、森議員とともに日ごろ検討したりとか研究したりというようなこととございますんですけど、いろいろGPSというのを皆さんご存じの方も多と思うんですけど、ちょっとどんなものかというのは、こういうような何かオタマジャクシのような、ドジョウのようなのがいっぱいこの中におるようなこういうものをGPSのものなんで、ごめんなさい、GPSじゃない、QRコードです。失礼いたしました。QRコードでございます。

これが一応市としては金額的なこととかいいんじゃないかというところで、ちょっとお時間まだありますので、ちょっと事例を紹介させていただきますと、徘徊者に対する長崎の雲仙市では、9月からこの認知症などで徘徊する高齢者の早期発見に役立てるために、高齢者の見守りステッカーということで配付されておるそうです。大きさおいたしましては、これはちょっと皆さんに見てもらうために大きくしてあるんですけど、縦2.5センチ、そして横が4センチぐらいの大きさのステッカーに、先ほどのQRコードを印刷されたものをスマートフォンなどでかざしていくと携帯端末で読み取ることができて、それが警察とか、福祉事務所などの連絡先が表示されたりとか、またこのステッカーの番号に記載されている番号を通報時に伝えると、徘徊者の高齢者の方の身分がわかったりとか、そういうふうなことがわかると。雲仙市の高齢者のSOSオレンジネットワークというのがあって、一応そこに登録して、そういう方にステッカーを1人に10枚ぐらい衣服とかかばんとかに張りつけて使用していただいております。

また、埼玉県白岡市では、このQRコードについてはやはり同じような使い方はあるんですけど、認知症の徘徊する高齢者をやっぱり早く見つけるというのが早期発見と、そしてその方がどういうふうな方なのかというのがウェブサービスで「どこシル伝言板」とか、そういうウェブを使ってやっているところ、状況を見ると。高齢者の介護課でそういうのを申請すると、専用の伝言サイトとかそういうのにアクセスしてQRコードを見ることで、身元の特定を番号表示とかそういうふうなのがされまして、高齢者の早期発見・早期明確化ということで、こちらの市では衣服用に30枚、そして靴やつえ等には10枚配付されているということなんです。利用者の伝言サイトの初期設定とかそういうのはちょっと必要なんですけど、保護者対象の性別とか年齢、外見の特徴とか、このシステムにはもう少し細かい情報がたくさん載せられるということとございます。発見者はこのスマートフォンとか携帯電話でかざすことによってQRコードを読み取って、瞬時に保護者などにメ

ールが自動送信されるとか、URLにアクセスすることで伝言板が表示されたりとか、そういうふうにごく利活用がいい、安価であると。こういうようなQRコードのステッカーの導入の考えで、亀山市としては、三重県ではまだ、先日ちょっと志摩市の方とも話させてもろうた、確かに志摩市は既に入れておられました。

そういうことにつきまして、亀山市としてこのQRコードステッカーの導入の考えはいかように思ってみえるのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

QRコードのステッカーにつきましては、先ほど議員ご説明いただいた白岡市初め、県内でも志摩市さんが導入されておりまして、GPS端末のように持ち歩かなくてもよいこと、市や警察など介さずに24時間365日、発見者と保護者が個人情報を開示することなく連絡をとり合えること、また安価で運用できるメリットもございますし、使い勝手もよろしいかと存じますので、私どもも導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

非常によいご答弁をいただきました。導入の考えを研究ではないというふうな言葉をちょっと受け取らせていただきましたが、もしこの辺を導入した場合、先日もちょっと導入したところの市の方とお話ししておったんですけど、やはり認知度が低いみたいで、お話しした議員は知っておるんですけど、ほかの議員はあんまり知らないみたいとか、もちろん市民の方がそのシステムがあるということ自体も知っている方がどれだけいるかなというのもあると思うんですけど、もし導入されたときに、亀山市としてはどのような形で周知をされるかなというふうなところをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

このシールの配付につきましては、認知症による徘徊の場合を対象といたしまして、当面は個人負担は考えておらず、広報とか、ケアマネジャー、そして民生委員等のご案内により周知してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

きめ細かい周知で、やっぱり家族の方も安心されると思いますので、その点につきましては、また導入のときにはしっかりと周知いただきたいと思います。

それでは、次のところに移らせていただきます。

緊急通報装置の活用状況についてでございますが、先日300台購入、国のほうの補助で購入されたということで二百数十台もう既に出ておるとは思うんですけども、結構使い方も、赤いボタ

ンを押せば緊急であるとか、緑のボタンを押せば朝のご挨拶とか、そして青いボタンのご用聞きというふうなボタンがあると思うんですけど、こういうふうな中で使用者の方というのは難しく考えていないのか、こういう機能、操作性について使用状況とか、導入者についての意見とか、その辺の現状をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

先ほどおっしゃいましたとおり、挨拶ボタンとご用聞きボタンがございます。挨拶ボタンが押されますと、事前に登録したご家族のスマートフォン等にメールが届きまして、利用者の見守りに関わっていただくことができるものでございます。

ご用聞きボタンにつきましては、買い物や庭掃除などの日常生活でのお困り事に対応するためのもので、押されるとシルバー人材センターから利用者に連絡が入って、生活支援サービスを受けていただくことができるものでございます。

この感想でございますが、挨拶ボタンは離れて暮らすご家族がお元気でいらっしゃることが確認できて随分使われているようでございます。ありがたく思われている反面、例えば一日に何度もボタンを押すことがありますと、またかということもあるようなことは聞いておりますけど、有効には活用されておるということでございます。

あとご用聞きボタンのほうにつきましては、その使われている方、使われていない方がいらっしゃると思うんですが、使われる方はうまいことご利用いただいているのではないかと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そのような形で非常に簡素化され、先ほど部長おっしゃいましたが、通信ができればスマートフォンに限らずガラケーでもインターネットの発信ができれば大丈夫だというふうに聞き及んでおります。

そういう中におきまして、今回私もちょっと相談を受けた中ではございますんですが、申請についてちょっと難しいのではないかとか、そしてまた特別な方を連絡先に立てると、そういう方がなかなか見つからないときにはこのようなシステムが市のほうから借りられるということができないのではないかとというふうないろいろ疑問もあつたんですけど、そういう中におきまして確かにケアマネジャーの方とかは詳しくなっておるんですけど、そういう面につきまして、この設置の申請に対する条件とか、何が必要なのか、そういうふうなことをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

この緊急通報システムの対象者は、65歳以上のお体や精神上、または生活環境その他の理由によりまして緊急事態の発生の可能性が高く、日常的に安否確認が必要な方で、おひとり暮らしの方のほか、高齢者世帯のご夫婦のうちお一人が寝たきりのために、もうお一方に緊急事態が生じたと

きの対応が困難な場合など、ひとり暮らしに準ずる状態にある方も対象としております。

この事業につきましては、緊急時に迅速かつ適切な対応をとることで、高齢者の方が地域に安心して暮らしていただくことを目的としているものでございまして、地域の方やご家族の協力のもとご利用していただくこととしているところでございます。

地域の協力員につきましては、ご本人やご家族に近隣の方、自治会長や民生委員などの中からお探しいただいて、緊急時にコールセンターから連絡を受けた場合に利用者の状態確認を行っていただいております。ご家族に救急搬送時とか、状況確認等の連絡先としてご登録いただいておりますが、ご家族やご親戚がいない場合につきましては、ケアマネジャーや親しい隣人等にご協力を得て対応しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今お伺いするとかなりハードルは低いかなというふうなところで、ご活用して一人でお住まい、また高齢者の連れ合いの方がちょっとかげんが悪いとか、そういうときでもいいというのはありがたいことだと思います。

そういうことで、またこの辺も私自身も周知のほうでも努力していきたいなと思います。

最後のところに移らせていただきます。

外出時の緊急事態の対応、冒頭でも申したように、緊急事態、救急車を呼ぶような急に体の異変が起こったと、そういうふうな場合にどのような形で消防のほうとしては情報をとっていくかと。確かに以前、私、鈴鹿市のほうでネックレスというのか、緊急情報ネックレスというのをこういうのをかけて急に倒れたときでもその個人の方を認定できるというふうな、ちょっとネックレスを鈴鹿市の消防さんから借りてきてここでご披露したとは思いますが、なかなか亀山市としてはこのようなことはちょっとございませぬわけなんですけど、そういう中におきまして、まず通報が入ったら亀山の消防といたしましては、その方のせめて名前とか住所がわかるかとか、そのレベルによって状況が、把握の度合いをどのようにしていくか。聞くところによりますと、健康福祉部の情報提供の共有という中で、消防の中でも情報を幾つか持っているとか、そしてまた冷蔵庫にあるようなそういう救急キットといいますか、そういうふうな情報、これをどのように活用して消防としては判定というか、判断していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

平松消防次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

健康福祉部と消防本部との情報共有はどうかと、こういったご質問でございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

健康福祉部と消防本部との連携につきましては、65歳以上の高齢者を対象として、先ほどご質問のございました緊急通報システム、それと緊急医療情報キットというものの登録者情報を共有しております。

緊急通報システムにありましては、自宅においての緊急事態発生時に119番によることなく通報ができるシステムでございます。

また、緊急医療情報キットにありましては、その方の既往歴や緊急連絡先などが記載された情報をカプセルの中に入れ、自宅の冷蔵庫に保管をしておくというもので、救急隊が自宅に出動した際に活用をすることができるものでございます。しかし、これは、その方が外出をされたときには対応することができません。よって、外出時での緊急対応などでは関係者への事情聴取や所持品で傷病者の身元確認をしているのが現状でございます。

また、救急隊と消防本部との連携につきましてもお尋ねがあったと思いますが、これにつきましては、救急の出動時に救急隊が持参をいたします情報書の中に高齢者情報が一目でわかるような形で記載がしてございます。以上でございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほど平松消防次長のほうからもありましたが、ある一定の条件が満たされればその緊急搬送の方の情報というのは収集できるが、やはり緊急医療のキット、これも冷蔵庫に入っておるわけですから、外に出ていたときにはそれはないわけです。そういうときにはどうするかとか、いろいろ情報の入り乱れることはないと思うんですけど、やっぱり正確な情報が入り乱れるとかそういうことのないようにどのようにするかというのが、今後のまだいろいろ課題として消防側の課題もまた後ほど伺いたいと思うんですけど、やはり今現在は独居老人とか高齢者の方につきましては、なかなか病院のほうもスムーズに受け入れ対応が難しい、こういう時代でございます。そういったことも踏まえまして、消防としていろんな市内での要望事項とか、また健康福祉部との情報共有のもう少し提案的なものがあればとか、そういうことにつきまして課題について伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

在宅時における緊急対応では、先ほど申し上げましたとおり緊急通報システムや緊急医療情報キットが配備されておりますので、迅速な対応が可能であると考えます。

しかし、外出時における緊急対応では、身元等がわからないことによって、先ほど議員がおっしゃいました病院連絡時に苦慮することが多々あるため、緊急連絡先などの情報が一目でわかればより迅速に対応することが可能であると考えます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今も次長のほうからもございましたが、一目で情報がわかればということで、話がちょっと初めに戻るわけですが、こういうときにQRコードとか、そういうのがあれば迅速に情報がとれるということでございますんですけど、ただ、佐久間健康福祉部長の話では、これは広域連合といいますか、高齢者の認知症の方についての配付ということでございますんですけど、もしこれが高齢者で、若い方はそうでもないと思うんですけど、高齢者で日ごろは元気だけちょっと持病があるとか、そういう方が心配だと急に倒れられたりとかということも過去に年に1回とか2年に1回、そんな倒れたこともあるんやという方なんかはとっても不安だと思います。そういうときにこういうQR

コードが、もしステッカーがあれば、消防としてはかなりメリットがあるんじゃないかと思うんですけど、そういう点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

平松次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

屋外において意識がなくなるなどのことによって身元などが判明しない場合に、先ほど申されたQRコードを読み取り本人であることが特定できて、かつ傷病者の既往症、かかりつけ病院などの必要な情報を得ることができれば病院への連絡や家族への連絡がスムーズに行えるものと考えます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

まさにそのとおりだと思います。平松次長のおっしゃられたように、そういうものがあれば非常にスピーディーな病院の受け入れ等も安心だと思います。

さて、最後にお伺いしたいのですが、現在、この導入についても考えて、導入できるんならば一応認知症の方というような形で今出られておりますが、やっぱり先ほど私の申しましたようなちょっと体に不安のある方とか、そういう方に対してこのQRコードが配付されるようなことになれば非常に亀山市民としても安心な日々が送れるんじゃないかと思いますが、最後に市長、この辺が高齢者だけではなくちょっと幅広い観点で考えていただけるものかどうか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このQRコードを活用した認知症の高齢者へのサービスにつきましては、部長申し上げたように、有効に機能するというふうに思っております。広域連合の介護保険事業を活用させていただいて、ちょっと志摩市に先行されましたが、本市としても導入に向けてしっかり詰めていきたいというふうに考えております。

もう一方で、これも非常に有効である反面、今衣服等に貼付をしたQRコードから個人情報非常に取得しやすいということもございます。

したがって、今、議員ご紹介の高齢者だけではなく幅広くこれが適用できないだろうかというご趣旨でございます。例えば障がい者であったり、あるいは子供たちであったり、こういうことに適用ができないかということもご提案であろうかというふうに思っておりますが、そこらの個人情報を容易に取得しやすさということのところもありますので、少し他分野への活用につきましては慎重に検討し、考えていく必要があるのではないかと現時点では考えておる。認知症対策はしっかり前へ進めてまいります。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

最後に一言です。

個人情報是非常に大事なことだと思います。特にこういう世の中でございます。子供さんなんかびっぴとこうすると見える。

ただ、これも連絡先が例えば警察とか、消防署とか、そういうふうな運用ができるんですわ。そういうところもやっぱり研究していただいて導入すればより安全に、そして安心できる運用ができるんじゃないかと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時50分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質問の途中ですが、この際お諮りします。

市長から、きのうの尾崎議員の議案質疑における企画総務部長の答弁について、適正を欠く発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありました。取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

市長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

勇政の今岡です。

2つ、一般質問の通告をさせていただきました。

まずは、城東地区コミュニティセンターについてと、それから事業等の担当部署についてということであります。

まず最初の城東地区コミュニティセンターについてということなんですが、約1年ぐらい前ですか、城東地区の旧コミュニティセンターが使えなくなったということで、こちらの地区の皆さんには新しいところに移っていただいて、その間も、移る間に結構いろんなばたばたがあったというふうに伺ったんですけれども、しっかりと市のほうで対応をいただいているのかなと思ったら、私たち、最近会派で市政報告会をやっておるんですけれども、そちらに来られた方ですとか、ほかにも別のつながりでお会いする方に、ちょっとこういうことが困っているよということでもいただいた疑問とか、そういった不安というのをきっかけに、この一般質問をまず展開させていただきたいと思います。

それでは、大きな項目1つ目ですが、なぜ使えなくなった旧城東地区コミュニティセンターを取り壊さないのかという項目なんですけれども、まず1点目、この旧城東地区コミュニティセンター

を使わなくなった理由をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

旧城東地区コミュニティセンターは、耐震診断の結果、コンクリート強度が不足し、耐震診断基準の適用範囲外であって耐震補強ができない状態であり、大地震が発生した場合は倒壊のおそれもありますことから、安全確保上、本年1月から当該施設の使用を停止させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

耐震診断基準に合わない、それで、対策をすることができないため、市民の方々にほかの場所に移ってもらったということだったんですが、この旧コミュニティセンターが使えなくなってから今のところに移っていただくまでの一連の動きというのはどういったものだったのでしょうか、経過をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

昨年5月に旧城東地区コミュニティセンターの耐震診断が未実施であることが判明しましたので、7月から耐震診断調査を実施し、12月に調査結果の報告書が提出されました。

耐震診断の結果、大地震が発生した場合は倒壊のおそれがあるということであり、耐震診断の結果の内容を議会、教育民生委員会及び城東地区まちづくり協議会会長にご説明をさせていただきました。

そして、本年1月には旧城東地区コミュニティセンターの使用を停止いたしましたことから、城東地区まちづくり協議会会長と当面の活動場所の確保に向けた打ち合わせをさせていただき、2月には城東地区まちづくり協議会の役員会におきまして、代替施設確保の方針についての打ち合わせをさせていただきました。

また、1月から7月までの間につきましては、城東地区まちづくり協議会の活動の継続と事務員さんの安全を確保するため、市民協働センターみらいに応急的な事務所を設置し、業務を行っていただきました。活動場所につきましては、市民協働センターみらい等の公共施設をご利用いただいたところでございます。

また7月からは、当面の代替施設として一般社団法人三重県建設業協会亀山支部の事務所建物及び同敷地を借り受け、新たな城東地区コミュニティセンターとして位置づけ、城東地区まちづくり協議会の活動施設として使用していただいているところございまして、その後もまちづくり協議会の会長様や事務員の方と情報交換を行いながら対応をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

耐震の診断が出てからの流れなんかも丁寧にご説明をいただいたんですけども、旧城東地区コミュニティセンターが使えなくなってから、市民協働センターみらいのほうに一旦間借りをいただいて、今の城東地区コミュニティセンターに移っていただいたというような流れだと、改めて確認できました。

それでは、この1番の大きなタイトルなんですけど、使えなくなった旧城東地区コミュニティセンターを取り壊さないのかということなんですけど、この耐震診断基準に合わなくなった旧コミュニティセンターが、なぜ壊されずそのまま残っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

旧城東地区コミュニティセンターにつきましては、現在は公共の用に供しない普通財産として管理を行っているところでございまして、建物内に一般の方が侵入できないよう施錠をし、定期的に巡回を行っているところでございます。

この施設につきましては、基本的には解体を行う方針でございまして、解体時期についての検討を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど普通財産になったということだったんですけども、そのあたりのちょっとご説明と、あと、早急に壊したいという思いではないということなんですかね、その2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

まず普通財産であるということですが、市の財産には、公共の用に供しております公共施設、行政目的を持つ行政財産と、行政目的を持っていない普通財産とがございまして、旧城東地区コミュニティセンターにつきましては、新たな城東地区コミュニティセンターが条例上設定されておりますが、新たな施設のほうに位置づけられておりますので、旧の施設については行政目的を持っていない普通財産ということになっております。

それから、どうしてすぐに解体しないのかということですが、本建物につきましては、解体に向けて検討を行っているところでございます。ただ、今般、本建物に石綿含有仕上げ塗りが使用されているということが判明いたしました。石綿含有仕上げ塗りににつきましては、現時点での除去技術では相当の処理経費が必要と見込まれます。また、石綿含有仕上げ塗りににつきましては、建物への使用時にはその石綿が飛散する可能性は小さく、さらに、今後、現在より低い経費で処理できる除去技術が開拓されることも期待されることから、現在、解体時期についての検討を行っているという状況でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

建物のほうに石綿、アスベストが含まれていることも判明して、簡単に壊すわけにいかないんじゃないかと、壊し方や時期なんかも検討しながらということなんですけど、ここで私たちがその地区の方々から伺った話と市のほうの認識の違いというのがあるのかなと思うんですけども、市民の方々、ここの地区の方々ですね、耐震診断基準に合わなかったということで旧城東地区コミュニティセンターを出ざるを得なかった、使えなくなったのでほかに移らざるを得なかったという、耐震診断基準に合わないため、そういう状況になったということなんですけれども、市民の方は、自分たちが早急に出ていかなければならないほどの危ない状況、危ない建物であったと。なのに、そんな危ない建物というのがなぜ私たちの地域、しかも、あの周りに住宅なんかもありますよね、そういった地域になぜそのまま残っているのかということが認識の違いとしてあるんですけども、市長、地区の方のこういう認識って何か、こういうふうに向っているんですけども、何か思うところがあればお伺いしたいんですけども。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

城東地区の皆様には、地区コミュニティセンターとして使用を急遽停止していただくということになりました。その時点で本当に大変ご不便とか、ご心配をおかけいたしているところ、本当に認識をさせていただいておるところであります。

また、旧城東地区のコミュニティセンターの建物につきましては、耐震診断の調査の結果、阪神・淡路大震災クラスの大地震が発生した場合には倒壊のおそれがあるというものでございますので、この施設の場合、多くの市民の方々にご利用いただいていた公共施設でございましたので、その意味で市の責務として、当時その使用を停止させていただいたものでございます。

ご案内のように、市内におきまして、こういった昭和56年以前の旧耐震基準で建築されて耐震補強がなされていない建物も多く存在をいたしているところございまして、この建物だけが周辺の建物に比べて際立って倒壊のおそれが大きいということでもないというふうにも認識もいたしているところでございます。

しかしながら、大地震発生の際に倒壊のおそれがあるということでございますので、地域の皆様のご心配やご懸念に対しまして、私どもとしましても、基本的には解体に向けて、解体時期について検討させていただいた上で、安全対策をしっかりとらせていただいた上で、現状はしっかり管理をしてみたいというふうに考えておりますし、今後につきましてもその検討を進めてみたいというふうに思っております。

地域の皆様に対しましてはご不便をおかけいたしておりまして、まことに申しわけないと思っております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

地震としては、阪神・淡路大震災レベルのものが来たら、それぐらいの地震が来た際には耐震強度として危ない建物で、ほかにもそういった基準に照らし合わせると同じような土俵にのってくる

公共施設、普通財産もありますよということだったんですけれども、今回、コミュニティセンターなんですけれども、このコミュニティセンターというのは、亀山市においては、全ての亀山市に住んでいる市民に対して1つはどこかのコミュニティセンターがあるよと。しっかりその地域活動をやっていく上での拠点として、機能を持ったところとして、1人1つはコミュニティセンターがありますよということが保証されているという前提のもと、こういったコミュニティセンターについての、つまり城東地区においては、新しいところはとりあえず確保されたかもしれないんですけれども、古い建物に関する問題がまだ決着がついていないと。だから、全てのその公共施設をひっくり返して議論をするんじゃないかと、1人1つ、市民にとってあるコミュニティセンターという土台の中で議論をしたほうがいいんじゃないかなというふうに感じます。

この城東地区のコミュニティセンター、市民の立場から、普通の人の感覚からいくと、すぐにも壊したほうがいいんじゃないかとやっぱり思うんですけど、これ、予算要求というのは、これまではされたんですかね。予算時期に合わせるとか、そういうことではなくて、補正でも何でもすぐやったほうがいいんじゃないかというのが普通の感覚なんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

本年1月から使用を停止しまして、7月に新しいコミュニティセンターへ移っていただいたところですが、補正予算で解体のほうを計上するところまでは、考えはいたしませんでした。

当初予算に向けて解体経費の検討を行ってきたところ、現在、そういう状況になったというところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もう一度お願いします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

当初予算の関係でございますが、当初予算の計上に向けまして見積もりを当初行いまして、一旦予算要求をいたしまして、その都度見積もりも変化してきているというところでございますが、現在、要求というよりも、今の状況になりましては、私どもとしましては、このままで要求するのかわからないところで財政のほうと協議をさせていただきたいと、そういう状況にあると認識しております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ここでやっぱりわかりづらいのが、その阪神・淡路大震災レベルのものが来ないと、裏を返せば、そこまでの大きい地震じゃないと危険がないというふうに聞こえるんですけれども、そういった地

震というのはいつ来るかわからない、いつ来ますかと聞かれたら、それはもう誰が聞いてもいつ来るかはわからないと思うんですけれども、その耐震診断基準というのに照らし合わせて地区の人たちは出なきゃいけなくなったのにもかかわらず、壊すという議論になってくると急ぐ必要はない、検討したい、時期を見きわめたいというような話になるんですが、このあたり、何かずれているんですかね。もう一度伺いたいします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

現在、見積額として出ておりますのは、およそ4,000万というような状況でございます。それと、いわゆる現在の城東地区コミュニティセンターの危険度というところを両方考えて対応していくことになると思っております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

確かに4,000万という金額、多分アスベストの対応もあるので、それなりの金額になってくると思うんですが、私たちが議論をしているのは地区の人たちの安全ですとか、ともすれば命にかかわるという話なんですけれども、そういうことというのは、予算要求といいますか、早急に壊すという面で検討の余地に上がらないんですかね。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

やはり、大地震が来た場合には倒壊のおそれはある建物でございますが、何と申しましょうか、いわゆる緊急度として全ての建物を考えたときに、どうしてもすぐに壊さなければならないというものでもないと思ひまして、そこは、その施設を安全に管理するといった方法において管理をしていくということも可能であると思っております、そこらは総合的に判断をさせていただきたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

これは、普通財産というのは、何か公共的な目的を持たないものに落として、それで人が入らないようにして管理をしているということなんですけれども、このコミュニティセンターに関しては、周りの住居ですとか住民の方々に、やっぱり危険、もしくは、もしあるとすれば、なぜ自分たちがここを出ることになって、まだその建物が立っているのかという説明がなされないと、そもそもわからない。そうすると、そういうのがないからこそ、私たちが実際にお会いしたときに、私ら出ていったのに、まだあれ建っておるんやわという話になってしまう、こういうギャップが生まれてくると思うんですよね。やはり耐震診断基準として、しかも何か法律で決まっているとか、そういうわけではなくて、亀山市のほうで独自で決めているということでもあるらしいので、自分たちで決めた基準というのはしっかり守って、早急にこれを壊していただきたいなというふうに思ひます。

では、3番目の現在の城東地区コミュニティセンターの使い勝手について、地域の方の意見を集約しているのかということなんですが、先ほど市民の方、こういうふうに思っていますけど、執行部のほうでつかんでいますかということに関して、かなりギャップがあったと思うんですけども、また別の観点で、コミュニティセンター自体の使い勝手について意見は集約されているのでしょうか。まず方法についてお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

本年7月1日から当面の代替施設として三重県建設業協会亀山支部の事務所建物及び同敷地を借り受け、新たな城東地区コミュニティセンターとして位置づけて、城東地区まちづくり協議会の活動拠点施設としてご使用をいただいているところでございまして、その使い勝手につきましては、城東地区まちづくり協議会の役員さんや事務員さんの方などから、機会あるごとにお聞きをしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

時折そのコミュニティセンターとか、集まりのほうに行っていただいて、役員さん、地区の方々とお話をさせていただいているというようなことも伺っております。

どういうふうに集約しているかというのは理解できたんですが、その地区の方々はどうなことを言っていますかという、その意見の概要ですね、今のコミュニティセンターに対する評価と伺いますか、そういったものはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

地域の方々からお聞きをしている内容といたしましては、建物が2階建てであることから、これまでは事務所が1階にありましたが、2階まで上がらなくてはならないといったことや、調理室がないことから、調理室を使用することができないので不便であるといったことなどがございます。

また、逆に階段については、これまでの階段よりも少し緩やかになったというような意見もいただいております。

調理室に関しましては、城東地区まちづくり協議会の活動で必要な場合には、隣接する西小学校の家庭科室や青少年研修センターの調理室等の活用をお願いしているところでございますが、本年度については、そういった施設での利用はなかったと聞いているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

大体私たちが伺った、いわゆる不満と一緒にかなと思うんですね。2階建てだから足が悪い方にはつらいよとか、調理室がないので、本来できていたはずの催しだったり、地区の皆さんの集まりとこのができなくなっているよというようなことを伺っています。

それを踏まえて、今後の対応ですね。例えば、今のところでどれぐらい使うつもりですとか、もしくは、例えば新しい建物を建てるんですというような見通しですね、そういったものがわかればお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今後の対応ですが、まずは、これまでいただいたご意見とか、また今後も皆さんからご意見をお聞きしながら、少しでも使い勝手がよくなりますように、施設の改修であるとか、他の施設の活用についてのご協力をさせていただくなど、できるだけきめの細かい支援をしてみたいと考えております。

また、現在、当面の代替施設ということでございますので、将来の城東地区コミュニティセンターのあり方についての検討を進めてまいりたいと思っております。

いつごろまでかということでございますが、現在借り受けている施設につきましては、平成32年3月31日まで、所有者である三重県建設業協会と賃貸借契約を締結し、同期間において城東地区まちづくり協議会を指定管理者として管理を行っているところでございまして、この間に城東地区コミュニティセンターの将来のあり方を決定してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

あと2年ちょっとですかね、今の建物の指定管理の期間があるので、その間に次の対策について考えたいということでした。

できる限りきめ細やかに対応したいというようなご答弁でしたので、できればきめ細かい配慮をいただいて、できればといいますか、早急にこの旧コミュニティセンターについては壊していただきたいなというふうに思います。

では、次のテーマですね。事業等の担当部署についてのほうに移っていきたいと思います。

少し議案質疑のほうでも触れさせていただいたんですが、どの部署にも該当しない新しい事業、特に地方創生に関連してここ最近やってきたりというものもあったと思うんですけども、こういった事業を所管する部署というのは、今の現体制でいくと企画政策室になるのかということについて、まずお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員おっしゃられた地方創生に係る事業としまして、特に総合戦略に位置づけた若者定住等の視点にかかわる事業につきましては、企画政策室が所管をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私の聞き方がちょっと不十分だった部分もあるんですが、これはどこの部署で担当しようかとい

うような、所管にちょっと迷うというものが、特に国とか県とか、そういうところから落ちてきたりということもあるんですけども、そういう事業があったときに、まず最初に取りかかるのは企画政策室でいいでしょうかという、再度質問をさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

事業の所管につきましては、基本的には亀山市事務分掌規則に定める各室の分掌事務を基本としまして、議員おっしゃられた国・県との連携なども踏まえ、定めているところでございます。

議員ご質問のどの部署にも該当しない新しい事業でございますが、その事業は、その目的などに照らしていずれかの部署に所管をしており、必ずしも企画政策室が所管するものではございませんが、新たな視点で、例えば政策的に取り組む事業、特に計画段階での事業でありますとか、ご指摘がありました婚活支援や若者交流などの地方創生を推進する上で重点的に取り組む事業につきましては、総合戦略を担当する企画政策室が所管しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

事務分掌であるとか、所管に照らし合わせてということなんですが、企画政策室がまず受けていただけたという前提で、今後の質問を展開していきたいんですけども、まず、そういったその新しい事業に取り組む際というのは、どんなことに注意をすべきだ、あるいは気をつけるべきだというふうに部のほうでは捉えられているのでしょうか。だから、全く今まで前例がなかったこととか、取り組んだことがないことについてですね。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新しい事業に取り組む際に注意すべきことということでございますが、まずは事業の目的に見合っているのか、次に計画に位置づけた施策推進への寄与度、あと事業期間、また必要とする経費、業務量、こういったものを考慮して立案すべきものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

きのうの議案質疑のときからも議論をしているんですけども、軌道に乗るまでに、この企画政策のほうで少し取り組んでもらうということなんですけれども、結局軌道に乗るまでにもしっかりとやらなければいけないという話ですよという話なんですけども、つまり、新しいものに取り組むときって、それで、最近やってきた婚活ですとか若者交流支援というのは、いわゆるイベント的な要素も強くて、きのう少し話をした残業時間の議論にもなってくるんですけども、この企画政策室が抱えているのって各種計画ものと、こういったイベントごとかなというふうに思うんですけども、こういった両方のものを抱えることによって職員さん1人当たりの負担というのは大きくなりますし、私はそれよりも、残業の観点というのもそうなんですけれども、中途半端に、片手間に

新しい事業に取り組んでいただくと、軌道に乗るまでに走り出す事業の質というのがすごく中途半端になるんじゃないかなという懸念があると思うんです。

それで、新体制で政策調整グループというふうにつくられていたんですけども、この政策調整グループというのは、私が先ほど申し上げた課題というのは念頭に置かれて解消というのはされているものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新しい組織の政策推進グループは、現在の企画政策室が担うものでございまして、議員がご指摘のありました、例えばプランニングでありますとか、あとイベント、特に今回、総合戦略の関係で若者推進事業でありますとか婚活支援事業につきましては、新たな事業という形で担当しております、今までになかった事業を担当しておるということで、やはり個人にかかる負担でありますとか事業量、事務量、こういったものを勘案して進めていくべきというふうに考えておりますし、こういった事業が順調に起動していけば、また移管ということも考えていく必要もあろうかと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、2つ目の項目に入っていきたいと思います。

次の事業等をほかの部署に移管することはないのかで1、2、3と上げさせていただいたんですけども、特に私が最近感じた、どこの部署に所属するのか迷うだろうな、それでまずは企画に受け取ってもらったのかなと感じた、たまたま思いついたものを上げさせていただいたんですけども、例えばこの3つのもの、まず、なぜ企画政策室のほうにやってきたんでしょうか、経緯をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

婚活支援事業及び若者交流推進事業は、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を契機に、平成28年度から実施したものでございます。

これらの事業の所管につきましては、地方創生を推進するため重点的かつ新たに実施している事業でありますことや、婚活支援事業にありましては結婚支援による少子化対策、また若者交流推進事業にありましては若者同士の交流促進など、これまで行政が担っていない分野であることなどから、新たに企画政策室で所管をいたしたものでございます。

また、ふるさと納税につきましては、制度の趣旨がふるさととなる自治体そのものを応援するものであることや、今後の運用によっては全庁的、横断的な視点で調整していく必要もありますことから、企画政策室のほうで所管をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、私は、ある意味たまたまこの3つを上げさせていただいたんですけれども、今まで所管がどこかはっきりしなかったのが企画政策が受け持ちましたというような事業というのはほかに、事業等なので、細かい取り組みも含めて、そういったものはあったのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

過去に明確な所管がなかったことから、企画政策室のほうで所管をしておりますのは、私が記憶しておる限り、現在、共生社会推進室のほうで所管をいたしております男女共同参画に関することにつきまして、行政改革室のほうで担っておったというふうに記憶をしておりますところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどは例示で男女共同参画も上げていただいたんですけれども、ほかにもリニアの事業についても、実はそういったものに該当するかもしれませんというようなことを聞いたこともありました。

では、先ほどご説明いただいたと思うんですが、今まで最初に企画政策室で受けて移管された事業というのは、男女共同参画事業以外にほかにあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

過去に企画部門から移管したものといたしましては、先ほどの男女共同参画事業に加えまして、さわやか号をつくらせていただいたときの地域公共交通に関する事、あとシャープ誘致によりまして、企業誘致に関する事などが企画で所管しておりまして、また近年におきましては、都市マスタープランに関する事、太陽光発電などの新エネルギーに関する事などが上げられると存じます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、最初に受けていただいて、どこかの部署にどうですかというふうに移管していただく流れになると思うんですけれども、この移管先の部署は部署で、それぞれ仕事を、業務を抱えているわけなんですけれども、これ、移管先の部署から、ちょっとこれが今来てもらうと困るなというような難色を示されて移管できなかった、あるいは今そういった状況にある事業等というのはあるのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

事業の所管につきましては、施策推進でありますとか、事務の効率性などの観点から判断いたすものでございまして、過去にも今にも難色を示して移管できなかったような事例というのはなかつ

たものと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

これは部署同士、この事業というのはやりとりするものではなくて、その上に立つ市長のほうから指示が出て、それで移動していくというふうな捉え方になるそうなので、市長からそういった指示が出れば、そんな難色を示すなんて部署はありませんよというようなお話も伺いました。

では、3つの事業、婚活、若者交流、ふるさと納税というのを上げさせていただいたんですけれども、この以下の3つの事業ですね、これは移管というのは考えているものでしょうか。例えばこれを移すとしたらどういった部署があるかというのは想定されていますでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

3つの事業の所管につきましては、第2次総合計画に掲げる他の施策、事業との関連性や、一体性を考慮しながら組織・機構の再編にあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

議員ご質問の、どんな部署があり得るのかということでございますが、一例を申し上げますと、例えば婚活支援事業につきましては、少子化対策と一体的に推進する場合につきましては、健康福祉部門、また若者交流推進事業につきましては、まちづくりへの参画との関連性を強められるということであれば市民協働部門、ふるさと納税につきましては、産業振興という面を強化するのであれば産業部門などが考えられるものと存じております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ちょっと具体的な部署が、例えばという例示が出てきて少し驚いているんですけれども、それでは、まだこの3つが企画のほうで所管されている理由というのはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、この3つの事業、少し今後の展開もお話をさせていただきますと、婚活支援事業につきましては、婚姻率の低下に伴う少子化の進展に対応していくため、今後においても継続して実施してまいりたいと考えておりますし、若者交流推進事業につきましても、若者同士の交流とまちづくりへの参画、こういったことで若者会議の主催によるイベントの開催や制作、アイデアの立案など、より具体的な活動に発展していくことを期待しております。また、ふるさと納税につきましては、現在亀山らしい制度とすべく検討を行っておりまして、本年度中に新しい方向性が出せるものと考えております。

こうした3つの事業につきましては、そうした意味で、まだ企画のほうで継続をさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、組織・機構の再編に伴いまして、新たに移管できるものについては移管させていただきたいというふうな考えを持っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、最後にご質問させていただくんですけれども、これ、この3つに関しては、最終的には想定していたような部署に移していく、それまでにこういったことをしなければいけないという道筋は示していただいていたと思うんですが、最初、軌道に乗せる前に取り組んでいただくということは、軌道に乗せるかどうか判断するということは、軌道に乗せないよ、つまりやめるよ、やらないよという判断をすることもあると思うんですけれども、そういった可能性というのはあるんでしょうか。それからさらに、過去に移管前にきっぱりと取捨選択、つまりやめられた事業というのはあったんでしょうか、そのあたりお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、企画政策室のほうで進めている事業につきましては、全て有用な事業ということで、この事業を休止や停止をするというような選択肢は考えていないところでございます。

また、事業の移管の有無にかかわらず、取捨選択すべきもの、過去にそういったものがなかったかということでございますが、私が考えておる限り、移管前にきっぱりと取捨選択をされた事業というのはなかったものと認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

これまできっぱりと取捨選択されたものは、移管する前に取捨選択されたものはなかったんじゃないかということなんですが、議案質疑のほうでも新しい組織体制のほうも示されて、各議員のほうから、特に本当にこの業務を今の体制、あるいは変わった体制でこなしていけるかという中で定員のことを心配される声なんかもあると思うんですね。それで人員のほうはふえないというような答弁が返ってきていたと思うんですけれども、そうなってくると、やっぱり業務のほうを圧縮、取捨選択していく必要があるんじゃないかなと。そこのやる、やめるという判断がどこでつくのかなという疑問をもとに2つ目の質問は展開させていただきました。そういったことも考慮いただいて、ぜひ市長が掲げる選択と集中でばんばんやめる事業なんかも上げていただけると、亀山市らしい政治につながっていくんじゃないかなと感じました。

それでは、少し時間残りましたが、質問を終わらせていただきます。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時46分 休憩）

（午後 3時56分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎でございます。

一般質問についてです。

問題は、過去に質問した事項の進捗状況についてということで、1番に地籍調査、2番が市庁舎建設、3番が職務におけるリスク管理という順で行いたいと思います。

それでは、地籍調査から入りたいと思います。

本年5月7日付の伊勢新聞に、地籍調査、進捗低調という見出しで記事が出ていました。土地の境界や面積などを測量で確定する地籍調査は、近年、災害時の復興を迅速に進める点で必要性が高まっている。しかし、県内で調査が進んでいる土地の割合はわずか9%で、全国の都道府県でワースト2、びりから2番ということですね。調査に必要な人員や予算の不足が理由という。亀山市の進捗率は2%で、三重県14市の中で12位でした。こういう新聞の記事が出ておりました。

それでは、本題に入りたいと思います。

平成27年6月議会で地籍調査について質問させていただきましたが、そのときの市長の答弁では、亀山市は平成10年代からのスタートであり、出おけておりますが、それを工夫しながら前へ進めていこうとスタートしました。平成20年以降に着手した区域が法務局の図面と差しかえができていない状況が続いておることから、28年度については新たな地区の着手はせずに、それまでの地区の整理を重点的に行うとともに、走りながら体制を整えていくという意味で、今後の実施体制について、全庁的な議論の中で体制づくりを再構築するように検討して移行していきたいというふうに現時点で考えると話されておりました。

では、全庁的な議論の中で体制づくりを再構築するように検討されたのか、またその内容についてお聞かせください。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

地籍調査の人員体制でございますが、今年度につきましては用地管理室の職員を1名増員していただきまして、他の業務と兼務ではございますが、2名を1班とする2班体制で業務に取り組んでございます。

今年度につきましては、関町中町2地区において179筆の現地確認調査を行うとともに、また、みずほ台の1地区においては155筆の官民境界等先行調査を進めているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

1名増員で2名体制で29年度はスタートしたということで、みずほ台とそのほかの1地区についてやっているということなんですけれども、先ほど目標の数値は聞きましたけど、今までの実績についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

これまでですけれども、昨年度末現在で進捗率は2.28%という状況でございます。今年度予定どおりに進捗いたしますと0.02%ふえまして、2.30%になる見込みでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

目標値は100%だと思うんですけれども、今までの進捗率は2.3%ということで非常に低いと思うんですけれども、今のこの状況の中で、毎年0.02%で亀山市内の全域をやるとなると、一体何年かかるんですか。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在のペースでいきますと、何年というオーダーではなくて、相当の期間になってまいるというふうに認識してございます。ただ、現在の地籍調査の対象面積には山林等も含まれているということで、全体で182平方キロメートルが調査の対象になってございますが、その中に山林等も含まれているという中で、市街地を中心に先行して順次進めていきたいというふうに考えているところでございます。また、測量技術の進展等もされるというふうに見込んでございますので、それもあわせて、もう少し大きな率で調査が進んでいくように、これから努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

天文学的な数字とはいかないまでも、これも優に何百年という単位になると思うんですけれども、スピードとかいうようなことを言われていますが、こういう仕事というのは震災とか、ああいう天変地異とか、そういうような災害が起こったときには、以前から言っていますように、非常に大切なところだと思いますので、できるだけ早く進めるような仕事をやっていただきたいと思います。

最後に市長にお聞きしたいんですけど、津市と亀山市とでは、財政状況とか、人口とか、そういったものは全然違いますけれども、津市は29年度から6人体制へ倍増し、新たに法務局OBを2名採用したということで、スピードを上げて取り組もうという姿勢が見えたんですけれども、今後の亀山市についてはどのような考えをお持ちか、市長からお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地籍調査の今後の亀山市としての考え方でございますが、本年4月からスタートいたしました第2次亀山市総合計画の前期基本計画第1次実施計画におきまして、都市づくりの推進の施策といたしまして、地籍調査を計画的に進めることとして主要事業に位置づけをさせていただきました。平

成29年度から3カ年計画を立てまして、先ほどご紹介をさせていただいた事業がスタートいたしましたところでございます。

今後につきましては、とりわけ人員の体制につきまして、今般の機構改革にあわせまして、来年度から職員を増員いたしたいと考えておりますし、事業予算につきましても、計画的に進める上から増額をいたしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

手間のかかる仕事とか、人が要するという仕事はどんどんおくれがちになると思いますが、ぜひとも数年でも早く、そのような体制をとっていただいて、地籍調査についてスピードを上げてやっていただきたいと思います。

次、市の庁舎なんですけれども、この建設について、過去の質問の答えとして、平成28年9月議会で市庁舎建設について質問させていただきましたが、そのときの市長の答弁では、現在の市庁舎、昭和33年、西庁舎、昭和42年ということで、かなり古い建造物となっているということをおっしゃられました。それで、耐震補強工事を行っており、その後ですね、建物の重要度を考慮して、耐震判定基準となるI s値0.6に対し、25%増した0.75を設定して対応したと。市庁舎は現行の耐震基準を満たしており、防災機能を維持できるというふうに考えている。現在、いま一度防災拠点としての庁舎の機能のあり方について調査・検証する必要があると感じて庁内に指示したところであると話されました。

そこで質問ですが、市庁舎建設に向けて、29年度に入り、どのような会の名称で、どのようなメンバーで、何回ぐらい会合を開き、そのときの議論の内容、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新庁舎の建設につきましては、第2次亀山市総合計画前期基本計画第1次実施計画にも掲げておりますとおり、本年度は現庁舎の課題・問題点を整理することといたしております。

現在までの取り組み状況でございますが、まずは現庁舎の課題・問題点を洗い出すために、5月に部局長に対しまして調査を実施いたしました。課題・問題としては、平成20年策定の新庁舎建設基本構想素案で抽出しておりますが、策定時点からさまざまな変化が起こっておりますことから、新たな課題も含め、改めて洗い出しを行うものでございます。

次に、7月に部局長で構成する部長級会議を開催し、調査で出てきた課題やその裏返しとなる新庁舎に必要な機能、行政機能の分散によるメリット・デメリットなどについて議論をいたしたところでございます。その中で、特に行政機能の分散につきまして、例えば総合保健福祉センターとの関係では、転入・転出時に1カ所で手続きが完了しない場合があるというデメリットがある一方で、総合保健福祉センターができてから16年にわたり、保健・医療・福祉のネットワークの構築や社会福祉協議会との連携などにより、市民にきめ細やかなサービスを提供してきたという本市の特徴もございまして、こうしたことから、行政機能を集約することにより、新たに発生する課題について

も、庁舎を別とする健康福祉部、環境産業部、関支所などの関係部署に対し、7回にわたり個別ヒアリングを行いながら洗い出しを行っているところでございます。

今後におきましても、部局長級や関係部署との協議を重ねながら、本年度においては現庁舎の課題・問題点を取りまとめていきたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

20年でしたか、基本構想ができたというのは。また、今さら機能のデメリットとかメリットとかいうのを洗い出してやっているようなんですけれども、20年の基本構想をもとにしてやれば、もう少し進む早さが早くなると思うんですけれども、また新たにやるということは時間がかかるということなんですけど、その辺のところについてはどのような考えでやられたのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、平成20年に作成した基本構想と関連する部分も多々ございます。しかしながら、平成20年時点と比較をいたしますと、東日本大震災や熊本地震など、これまでの想定をはるかに超える災害が発生しており、再度防災拠点としての機能面での課題の洗い出しをする必要があると考えています。

また、平成21年には行政の適正かつ効率的な運営、国民共有の知的資源の適切な保存を目的に公文書等の管理に関する法律が施行され、平成25年には、国において世界最先端IT国家創造宣言が発表されるなど、文書管理のあり方や、さらなるICT化への対応も求められております。さらに庁舎におけるセキュリティー対策や、受動喫煙防止対策としての官公庁施設における建物内禁煙の動きがあるほか、地域福祉課題に対しては包括的に相談支援する体制が求められるなど、さまざまな社会情勢の変化にも対応していく必要があるものだと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

せっかく20年に基本構想ができて、そこからこうやって、もうそのころから約9年、やがて10年に入ろうとするんですけど、先ほどおっしゃられた文書の扱いとかセキュリティーのそういう問題がその後起こってきたということなんですけれども、20年にやっておいたら、そういうことも加味しなくてもできたわけだと思うんですよね。これは後に延ばせは延ばすほどいろんな条件が付加されてくるというふうに考えるんですけれども、前回のこのときに、市の庁舎、計画から何年かかるかという約8年と言われていましたよね。今、スタートしてもあと8年かかるという、本当に30年の後半ぐらいに行く可能性としてもあるんですよね。

まず、一番何が時間がかかるかという質問のときには、やっぱりどこへ建てるかというのが一番時間がかかるだろうし、希望するところの土地が買えるか買えないかというのでまた展開が変わってくるというようなことをおっしゃられていましたが、そういう点、やっぱりスピードを持ってや

らない限り、ますますこの庁舎の建設というはおくれると思うし、とにかく不便ですよ。とにかく。だから、そういったところを、機能性とか、市民へのサービスとか、そういうことを行うには、やっぱり今の庁舎の建てかえということは早急に考えてもらわなければ困るということ、それを結論としまして、ぜひ早く進めていただくようお願いいたします。

次、2番目、職務におけるリスク管理についてということで、毎日、私も努めてテレビや新聞のニュースを見るようにしておりますが、毎日のように交通事故による死亡事故や、最近では年に1度ぐらいのペースで出てくる違法残業による過労死や過労自殺など、労働者にとっては他人事とは思えない身近な問題であると感じて、庁内の現状を確認させていただき、決して職員の中から加害者や被害者を出さないようにと願って、どのようにリスク管理を行っているのか確認させていただきたいと思います。

それでは、公用車の事故について、現在、市の公用車は何台あるのか。また、本年を含めて過去3年間の公用車事故件数を教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公用車の事故件数につきましては、平成25年度は13件、26年度、27年度は8件、平成28年度は6件、平成29年度、11月末まででございますけど4件発生しており、年々減少傾向にあるところでございます。

公用車の台数については、後で報告をさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問ですが、公用車を運転する人、この方は限定されているのかどうか、それとか手続、運転をする場合、市のほうに運転していい人と悪い人とか、運転をしてはだめな人とか、例えば仕事において、常に外へ出て仕事をするような人は、当然利用はあると思うんですけども、机に座って事務をとるだけの人というのは乗らないと思うんですけども、そういうような登録制はとっているのかと、もし、とっていないのであれば、市の職員であれば、車があていければ、公用で動くのであれば誰でもが乗れるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

公用車の運転については、登録制はとっていないくて、職員及び必要な非常勤職員が乗れるような形で対応を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市の場合は別なんですけれども、大勢仕事上で乗る人がおるかと思っておりますけれども、大体普通、そういう外へ出る仕事のないところというのは、外へ出る仕事のある人については大体登録制

をとるとかいうことをやっていますけど、市の職員を見ると建設とか、そういうところはいろいろ外へ出たりするあれがあるもので、一概には言えないんですけど、現在は登録制はとっていないということですね。

それでは、事故の件数も年々減ってきているようですけれども、まだ事故はなくなっていないですよ。こういうふうな事故を起こした人はどのように対処をしているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

事故を起こした職員には、年4回ございます交通安全週間における街頭啓発及び安全運転講習会への参加をさせております。

この安全運転講習会は、職員の安全運転を推進するために行っているもので、外部講師を招いて事故を起こした者、新規採用職員及び週3回以上運転する非常勤職員を対象として実施をしております。

講習の内容としましては、一般社団法人日本自動車連盟JAFさんの方に講師をお願いし、公用車を使用して車庫入れや狭い道路の走行などの練習を行う体験参加型講習や、亀山警察署の交通課職員をお願いをさせていただいて、市内の事故の多発箇所の紹介や交通安全に関するDVDの上映など、座学形式の講習を実施してきたところでございます。

済みません、公用車の数でございますけれども、共用車が12台、これはみんなが共通して乗れる車です。それで業務用車が168台、計180台でございます。これは29年4月1日現在でございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

当然、年に、大体確率的には1人1件という、4件あれば4人の方が交通事故を起こしているというふうな感覚だと思いますけれども、実際に事故を起こした方に対して安全運転の講習とか、いろんなことをやられているのはわかりますけれども、大体、事故を起こした方も起こさない方も、成績考課というので、民間でも年に2回はやるようにしているんですけども、こういったときの信賞必罰というか、事故を起こした方が1人出れば、その人は評価をその期間は下げると、こんな期間対応ですので、ずうっと永久に一度やったやつはそのままの評価を続けるということではだめなんですけれども、期間対応で、やっぱり半年なり1年を見て評価を下げるというふうにするか、それとも事故を起こさなかったのを評価を上げるかですね、そういうような措置は、私はあっていいと思うんですけども、その辺のところについてのお考えはどのようにされているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

職員の人事評価の関係ですもので、私のほうでご答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、職員が交通事故を起こすということは、全体の奉仕者として信用の失墜につながり、公務員としてふさわしくない行為であると重く認識をしております。

こうした中で、職員が交通事故を起こした場合、分限懲戒委員会に諮った上で、その事故の過失などを総合的に勘案いたしまして、重大な過失を与えた人身事故等の場合には、地方公務員法第29条の規定に基づいて懲戒処分を行うなど、昇給を制限するなどのペナルティーを科しているところでございます。

しかしながら、物損事故を含め、交通事故を起こしたという時点のみで即時に給与等のペナルティーを科すということを行っているところではございません。

いずれにいたしましても、分限懲戒委員会に諮った上で、職員による交通事故等に対する懲戒処分の基準に従い、厳格に対応してまいりたいと考えております。

それと、議員ご指摘のありました期間的に評価をするという考え方、これにつきましても、現在人事評価制度を運用しております中で、今、議員がおっしゃられたような視点も一つの考え方というふうに思っておりますもので、また人事評価の検証の中で考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

評価を下げるとなると、運転をやる者は損とか、損得勘定になると、運転しなきゃ事故は起こさないのというような感じになるかと思えますけれども、そういう意味では、運転する方は大勢いらっしゃると思うんですけど、事故をやらなかった方の評価を上げてやるとか、やっぱり事故をやったときは評価を下げて、給料というのはずうっとそのまま続くもので、やっぱり期間対応であれば賞与の額、そこでちょっと差をつけるとかいうような、そういうような罰があってもいいと思いますので、またそれは私が考えることではなくて、理事者側が考えていただくことになると思いますけど、よろしく願いいたします。

次に、長時間労働についてお聞きします。

労働基準法では、労働時間を1日8時間、週40時間と規定しており、労使協定を結べば、これを超えて働かせるが、割り増し賃金を支払わなくてはならないと規定されている。

公務員につきましては、労使協定を結ばなくても時間外勤務、俗にいう残業をさせられると聞き取りのときに聞きましたが、このことについては間違いないですね。それと三六協定は要らないというのか、その2つについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

時間外労働の労働基準法の36条協定でございますが、36条協定、一般の公務員には三六協定を結ぶという必要はなく、時間外はできるというふうに認識をしております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、亀山市として、1年を通じて目標としている総時間外勤務時間数と、その目標時間数を上回っている人が何人いるのかお聞かせ願いたいと思います。昨年度の実績で結構です。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、亀山市の基準といたしましては、厚生労働省が定めます時間外労働の限度に関する基準であります年間360時間、これを一つの目安として取り組んでいるところでございまして、昨年度、平成28年度の実績におきましては、これを上回った職員は13名ございました。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

時間外勤務は本人がやるというのではなくて、例えば自分の仕事が残ったからということをやったとしても、上司に、やっぱり上司から仕事を与えられて残業をするという形にとられるのが、労基法とかその辺から見てもそういう観点で見られるんですけども、先ほど上げていただきました13人の方ですね。この方はたまたま13人やった方もおられると思いますけれども、年間目標数を上回った人の上司、こういうように13人のうち、どの部署かはわかりませんが、年間目標数を上回った人の上司にはどのような対応をしているのか。一応、総務・人事部門のほうから上司についても、こういう残業、時間外がふえたということについて何か話をしているのか、そしてまた、どのような理由でこういうような13人の方が出たかということも、その辺の調査とか、そういう注意というか、そういうようなのを与えているようなら、どのようにやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず時間外勤務の管理につきましては、今、議員おっしゃられたように、個人で管理しておると、あと部の目標ということを年間定めまして、部の目標時間と個人の目標時間、両面で時間外管理を行っておるところでございまして、まず部の目標時間として、年度当初に各部局長が目標時間を設定いたしまして、各部長を初めとした所属長の的確なマネジメントで管理を行っているところでございます。

その中で、議員ご指摘のありました、例えば年度中で目標時間を大幅に部として超過しておったり、また部としては超過しておらなくても、個人として突出をしておるような場合につきましては、副市長、あるいは人事担当部局から業務内容の確認、時間外管理の徹底に向けて喚起を行っておりその際には、なぜそのような状況に陥ったかという理由等も聞かせていただいて、次の目標に反映をさせておるというところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

最近では電通の話ですか、昨年度末だったですかね、自殺というようなあれがありましたすけ

れども、本人から進んで残業をやっていても、結果としてやっぱり上司というか、上のほうからやらされたというふうにみなされる以上、やっぱり労働時間については管理、しっかりしてやっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問なんですけれども、福祉避難所について。

これは昨年の3月議会で一般質問の通告をして、本番で時間が足らずに取り下げたものなんですけれども、錯覚して載せてしまいました、この際聞かせていただきたいと思います。

まず福祉避難所というのはどういうものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

福祉避難所とは、地震・風水害等災害発生時に、一般の避難所ではその生活が困難な要配慮者が避難生活を送ることができる施設でございます。本市におきましては、平成27年7月1日、災害時要援護者の福祉避難所に関する協定を市内6つの社会福祉法人と締結いたしまして、現在のところ、大規模災害時に約80名を収容できる施設を確保したところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、27年に6つの福祉施設と協定を結んで、約80人の確保ができるというふうにお聞きしたんですけれども、亀山市でこの数字で足りるのかどうかと、それと目標値とかいうような、そういう縛りがあるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、現在の絶対数といたしましては約80名ということで、私どもといたしましては、この拡大が大きな命題となっております。

例えば5万人の人口で何人の定義が存在するかということ、そういうことはございませんが、我々といたしましては、災害弱者への取り組みということが非常に重要であることは認識をさせていただいております。

現在、亀山市の地域防災計画にも多数の記載がございますグループホーム、こういったものに福祉避難所としての定義を持っていただけないかなど、検討を願えるようなお話を進めてまいることによって、これらの拡大も考えてまいろうと思っております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

災害は起きないにこしたことはないんですけど、もしかのときのために、さらに働きかけていただいて、福祉避難所を拡大していただきたいと思います。

時間、大分余りましたけれども、これで私の質問を終わります。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 4時35分 休憩)

(午後 4時43分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。きょう最後の質問となりました。しばらくよろしく願いをいたします。

1点目の質問に入ります。

主要農作物種子法が廃止されたことによる農業への影響や対策についてです。

まずは1点目として、この廃止されたという主要農作物種子法とはどのような法律かという質問を上げました。

きょうはちょっと平たく皆さんにわかっていたいただきたいなと思ったので、私のほうから少しこれについてはお話しさせていただきますが、もともとのこの種子法がどんな法律かというと、これは米や麦、大豆といった主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を国が果たすべき役割と定めている法律です。種子の生産自体は、都道府県のJAや普及センターなどが担っていますが、地域に合った良質な種子が農家に行き渡るように、種子法のもと、農業試験場の運営などに必要な予算の手当てなどは国が責任を持って担ってきたものです。この種子法が制定されたのは1952年5月、第二次世界大戦終結のためのサンフランシスコ講和条約が発効された翌月というタイミングです。戦中から戦後にかけて食糧難の時代を経験した日本が、食糧を確保するためには種子が大事と、主権を取り戻すのとほぼ同時に取り組んだのが、この種子法の制定でした。二度と国民を飢えさせないという覚悟があったのだと思います。このような大切な法律が、ことしの4月、本当に短い時間で廃止法案が出されて通ってしまいました。

日本共産党としては、これは本当に廃止してはならないと反対の論陣を張ってきたわけですが、通ってしまったということです。

この法律に書いてある主要農作物、稲・大麦・裸麦・小麦及び大豆、これらについては、この亀山市内であつていらっしゃる人がどういう状況なのか、作付がどうなのか、どれぐらいの方があつていらっしゃるのかということについて聞いていきたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市内で作付されております米・小麦・大豆についてご答弁申し上げます。

作付の状況は面積でちょっとご答弁させていただきたいと思ひます。

まず米の関係ですが、米もいろいろ種類がございまして、まず主食用米につきましては、例えば平成25年が786ヘクタールであったのが、ことし、29年は713ヘクタールと年々減少をしております。一方で、飼料用米とか米粉用米、加工用米につきましては、水田活用の直接支払い交付金制度が始まって推進作物ということで推奨されたこともございまして、平成27年度以降、作付面積が急激に増加しております。例えば26年度は3ヘクタールであったものが、27年度は29ヘクタール、29年度は37ヘクタールというふうに、27年度以降は爆発的に面積がふえております。

次に、小麦・大豆でございまして、これにつきましては、営農組合を中心に作付されておりました、ここ数年、作付面積は小麦が70ヘクタール前後、大豆が20ヘクタール前後で推移しているところでございます。以上でございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

これらを作付していらっしゃる農家の方の軒数ですとか、わかりましたらお伺いしたいのと、あと、この種を農協から買っている、いろんな形で今の種子法によって安価に手に入れていらっしゃる方もいるだろうし、自分で種を取ってまいている方もいると思うんですけど、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

軒数については、ちょっと後ほど答弁させていただきたいと思います。

種子の確保の状況でございまして、米・小麦・大豆、全てにおいて、八、九割以上の農家の方はJAから購入されているというふうに聞いております。自主採種により確保している農家はごくわずかというのが現状でございまして、種子についてはJAを通してその確保は安定的に図られているものというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

8割から9割の方が、この種子法によってJAで種を得ておられるということでした。

今回、この法が廃止されたことによって、11月15日には廃止によるいろんな通知や通達、いろんなものを廃止するという新たな事務次官からの通知がおりしているところなんですけれども、実際この法が廃止されたことによってどのような影響が考えられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

少し廃止に至った経緯からちょっとお話をさせていただきますと、種子生産者の技術水準の向上等によりまして種子の品質が安定したことや、多様なニーズに対応するため民間ノウハウも活用し、

都道府県と民間企業の競争条件を対等にして種子を開発供給するといった今回の廃止の趣旨があったものというふうに思います。

法が廃止されたことによりまして、今、議員、どんな影響があるのかということですが、長年行政によって守られ、蓄積されてきた種子の品質や技術を継続し、安心・安全な種子の供給が今後も保たれるかどうかということや、種子法のもと、農業試験場の運営などに必要な予算が、これまでは国により確保されてまいりましたことから種子の価格を安定的に供給されておりましたが、今後、民間による開発の中で生産コストが上乘せされたり、種子の価格に影響を及ぼすことが懸念されておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私もそうだと思います。今までおりてきた国の交付が、この法という根拠なしに、附帯決議はもうされたらしいんですけど、変わらずに、この種のためにちゃんと交付するよという附帯決議は上げられたとはいいますが、法の根拠なしにずっと永久的に国からのお金がおりにくるのかどうかというのは不安があります。

また、コストが上がるのではないかということについても、私もそうだと思いますし、国会でも参考人の方もその面を言っておられました。そして、この公的資金のサポートがなくなったら、コストが上乘せされて、種も上がるだろうし、その作物からつくられる食べ物の価格にも影響するかもしれません。

また、一番大きい廃止の目的が、民間も参入しやすいよというところが非常に上げられておるわけですが、民間企業が入ってくることによって、種子が民間化というか、私有化されるということが考えられます。種子は誰のものなのかと、古来太古からずっと開発を重ねてこられて、そこそこの地域に合った種が研究され、つくられてきたわけなんですけど、それを一企業のものということになっていいのかどうかということについては疑問がありますし、実際、日本にとってはお米について、本当にそれは心配がありますが、メキシコなんかではトウモロコシを主食にしておられるということで、そこにやはり民間が参入することによって、今まで自分で種を取ってつくっていたものに対しても特許を取られてしまうと、その特許料、ロイヤリティなしに勝手につくってはいけないということになって、そういう大きい種の会社だと、その警察みたいなのがあって、勝手につくってもちゃんと見つかって、罰則があったり、裁判にかけられたりということで、農家も大変な目に遭っているという話を聞きます。今回、この日本の種子法の廃止がそういうことにつながるのかどうかはわかりませんが、種に対しても特許が取れるという現在、どういうことになるのかわかりません。

また種子が、今、日本でも、お米なんかは300種類近くのお米の種類があるそうなんですけれども、もし民間が管理していく、つくっていくということになったら、こんな多様な種類のものをそれぞれにつくって管理して残していくということは、多分コストがかかるから、手間もかかるから、現実的ではないようになってしまうかもしれません。本当に日本は長い土地なので、北海道でも北海道なりのおいしいお米ができるし、九州は九州のおいしいお米ができるということが、この研究でされてきたわけですが、そういう多様性というのが失われる可能性があります。少な

い、小規模にしか栽培されていない品種がなくなるということも考えられます。

また、同じような種類ばかりの作物ですと、害虫や病原菌や異常気象などによって一気にやられてしまうという可能性もあります。食の選択肢が減るということで、私たち消費者にとっても、暮らしという視点から見ても、豊かさとか、文化とか、社会としての、そういう豊かさを失うということになってしまうのではないかと、いろんなことが考えられます。

こういう危険性が、いろんな不安が考えられる、決して民間が入ってはいけないということではなくて、実際問題、医療の問題なんかで本当に人間を助けるような品種をつくっていたり、別に今も絶対入れないわけじゃないので入っているわけなんですけれども、でも、こういう不安やいろんな要素がある中で、やはり私たちは食料主権を守って、良質で低廉な種子の提供というのを継続的に守ることが大事なんだと思います。

主に県がかかわっていることで、亀山市として何ができるかということ、なかなか難しいのかもしれませんが、亀山市にも、先ほど言っていたように、農家の方が確かにおられるわけですから、どういうふうこれから、これを受けて対策を考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

主要作物の優良な種子の生産及び普及につきましては、これまでは法により、国の指導のもと、県により主体的に行われてきたところでございます。このような中、県では法廃止後も米・麦・大豆の種子生産に関与し、三重県の気候や土壌に適した優良な種子を確保するため、これまで培ったノウハウを生かしていくことが重要との考えというふうに向っているところでございます。

そこで現在、三重県米麦協会内に採種事業検討部会を設置し、効率的な種子生産体制等について関係機関と協議・検討が進められているところでございます。

本市といたしましても、米・麦・大豆の種子確保は、水田農業の安定と消費者の安心・安全にとって極めて重要であるとの考えでございますので、法廃止後も県やJAなど関係機関と連携し、情報の収集に努め、農家への情報提供に努めるとともに、必要に応じまして他市町とも連携し、種子の安定確保に向けた県への働きかけを行ってまいりたいというふうを考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この問題は、本当にマスコミにも出ることがなく、そういう法律があったことを知らなかったという方が多いわけなんですけれども、非常に私たちのこれからの生活というか、暮らしにも大きく影響してきますし、農業ということの一つ見ても、大変な影響があると思われまますので、ぜひアンテナを高く、意見が言えるところがあれば、ぜひ入って行って言っていただくということ、また、学ぶということですね、いろんな事例が世界でも起こっていると思いますので、勉強していただくということで、日本の農業、亀山の農業を守っていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

国民健康保険の県単位化についてです。

ここ最近、ずうっと国民健康保険のことばかりを質問してきたなあという思いがあるんですけども、来年度から県単位化がされるということで、どういうふうなことが行われるのか、私たちの生活にどういう影響があるのかとか、これもわからないということで、こうやって質問をしていく中で、市の担当の方も一生懸命出していただいて、答弁していただいて、だんだんと深まってきたなあと思うところなんですけど、ここ最近に最新の納付金などの試算結果が出ましたし、県からは、三重県の国民健康保険運営方針案のパブリックコメントが今出されているところですので、そこら辺を中心に、もう一回質問をしていきたいと思います。

その前に、国保国保と、もうわかった上にと積み上げてきたので、一旦ちょっとおさらいをしてみたいと思うんですけども、この日本の医療制度というのは、全ての国民を公的医療保険に加入させる、必要な医療を保障するという原則としているわけです。サラリーマンとその扶養家族は健康保険、公務員とその扶養家族は共済組合、75歳以上の人と65歳から74歳の障がい者の方は後期高齢者医療制度ということで、それぞれ保険に入ります。

市町村が運営するこの国保は、これらの医療保険に入らない全ての国民を対象とする公的な医療保険です。市町村の国保の被保険者は3,000万人と言われていまして、国民の4人に1人が加入しています日本最大の医療保険となっています。現役時代、けんぽや共済に入っていた人も、退職して年金生活になると、多くの方は国保に加入すると。誰もが一度はお世話になる医療制度と言えると思います。

この国保が、やはり非常に構造上に問題があるということでずっと議論してきたわけです。どういう問題かということ、国保の保険料が高過ぎる、保険税が高過ぎるということですね。なぜ高過ぎるのかということ、国が出すべきお金の割合を減らしてきた。50%ぐらいあった国の出し分が、今は20%に激減している。また、国保世帯の所得が大きく減ってしまった。90年代、270万円あった年間所得が、今、15年度のデータですけど、139万円と半減している。こういう中で、国保が高過ぎるという問題ですね。だから、そういう人たちですので、6件に1件が滞納をしているという状況です。どれだけ高いかということ、協会けんぽというところと比較したデータが、よその県ですけど、ありましたのでご紹介しますと、新潟市ですと、給与年収が400万、4人世帯ですと、国民健康保険が39万5,400円、協会けんぽですと19万7,700円。札幌市ですと、国保が48万7,910円、協会けんぽだと23万2,476円。協会けんぽだと労使で折半をしていただくとか、そういうことで安くなってくるわけですけども、所得が低い人が、これだけ高い保険料を払っているということで、これを解決するためにも県単位化をするんだという鳴り物入りでこれは始まっているわけなんですけども、それで今回、県単位化をするということで、今までは市町村によって運営されていたものを、市町村と都道府県と共同で運営する、そして財政については都道府県が管理するということになりました。

その管理の仕方について、今回パブリックコメントが三重県国民健康保険運営方針というところから出されました。

この方針案をちょっと見させていただいて、この案をつくるに当たって、各市町がこの案をつくるために意見を出せる機会があったのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

三重県国民健康保険運営方針につきましては、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営、県内の市町の国民健康保険事業の公益的及び効率的な運営の推進を図るため、改正後の国民健康保険法第82条の2の規定の基づき県が策定するものでございます。

現在、県におきまして、三重県国民健康保険運営方針中間案のパブリックコメントが実施されておりますが、この中間案につきましては、県内全市町の国民健康保険担当課長、国保連合会事務局長及び県医務国保課長により構成されております三重県市町国保広域化等連携会議及びその下部組織である作業部会において、県内各市町等の意見を聞いて作成されたものとなっております、亀山市からも担当職員が出席して議論に参加したところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この案は、流れとしては、パブリックコメントが終わったら、また市としても意見を言える場があるのかどうかを再度確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今後の予定でございますが、12月28日までパブリックコメントが実施され、1月に開催が予定されております三重県市町国保広域化等連携会議で最終案が提示され、国民健康保険法第82条の2第6項の規定に基づく県内市町の意見を聞いた後、三重県国民健康保険運営協議会へ諮問が行われ、3月に運営方針の決定・公表が行われると伺っております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうでしたら、そういう場でもぜひ言っていただきたいと思うこともいっぱいあるわけですが、その中でも1つ、基本的なことなんですけれども、亀山市の国保は、昔は助け合いの精神ですという言い方もしていた時代もあったんですけれども、やはり先ほど私も申し上げましたとおり、これは本当に公的な大事な保険であるということで、それぞれが助け合う程度の、そういう民間の保険とは全然性質が違うもので、社会保障であるということを前提に進めていくべきだということで、今は保険証をいただくときのパンフレットにも、こういう書き方はしていないんですね。相互扶助、助け合い、相互扶助の精神のもとで支え合う仕組みであるというふうな書き方はしていませんでしたかと思うんですけれども、これは国の責任を曖昧にする書き方だなと私は思うわけなんですけれども、そこについては、何かこう、こういう県単位化になることによって変わっていくということなんですか。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

他の医療保険に加入していない方が加入する国民健康保険は、国民皆保険の最後のよりどころであり、社会保障としての医療保険制度のセーフティーネットの役割を担う制度であると認識しております。

今回の改革は、昭和34年の制度創設以来と言われる大きな改革でございますが、国保への財政支援の拡充と、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことにより国民健康保険制度を安定化させ、将来にわたって国保被保険者の方が安心して医療を受けることができるようにするための改革であると考えているところでございます。

したがって、平成30年度以降も国民健康保険が社会保障であるという基本的な考え方は、これまでどおり変わらないものと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それを聞いて安心いたしました。私も県民の一人としてパブリックコメントを出したいと思いますが、市としてもぜひともこれは言っていただきたいなと思いました。

中身について、るるいろいろあるんですけれども、まずは一番最近に出た納付金等の試算結果についてお伺いをしていきたいと思えます。

新聞でも報道されていましたが、いろんなことをして、今まで亀山市は保険料がこんなに上がるじゃないか、こんなに上がるじゃないかという何回目かの試算で大変だということだったんですけれども、最終的に上がるのはたった2つの市町だけですよということで、そこにまた亀山市が入っていて、結局最終的にどうなるのかということが、皆さん興味がおありだと思います。心配だと思いますので、この納付金等、また1人当たりの保険税など、試算結果からわかることについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、12月5日に県のほうから国民健康保険の財政運営の県一元化に向けてという中で、納付金等の試算結果のほう公表されたところでございます。これは最終というよりも、この後また来年1月中ほどに、本当に本年度の最終のものが報告される予定でございまして、まだ変わる可能性のあるというのが今回の数値でございます。

今回の試算というのは、国保事業の都道府県化の初年度となります平成30年度の県の当初予算、あるいは各市町の当初予算を編成するために、平成28年度の決算額に比べて、市町からの納付金などの必要な費用がどのように増減するかを試算したもので、必要な各種推計値や国と県の新しい交付金等の配分ルールに基づいて行われたものでございます。

これまでも試算を行われてきましたが、今回、初めて30年度としての係数を用いて推計をされております。また、国からの追加支援であります1,700億円の中の、今回1,500億円までのお金について反映をされておるところでございますし、また、毎年度変わります医療費の変化、あるいは被保険者数の増減なども考慮されて推計された数値でございます。

その結果でございますが、市町が県に納めることとなります納付金についての平成28年度決算

から推計した額と比較しますと、負担がふえる市町は18、減る市町は11となっております。そして、負担増におきまして、制度改正によるものにつきましては国と県が激変緩和として補填をすることになっておりまして、これによって補填をされた後の結果としましては、負担がふえる市町は2、減る市町が27ということになりまして、亀山市は負担がふえる2のうちの1つになったところでございます。

この亀山市の試算結果でございますが、納付金の推計におきましては、平成30年度納付金額は、制度改正によります8,186万円に対して、補填がなされた結果11億4,530万円となり、平成28年度と比べますと566万円、0.5%の増となる試算が示されております。

この負担増となる2市町につきましては、医療費等の増加が見込まれている中、それを被保険者の減少で吸収できなかったことによるというような県から説明を受けているところでございます。

また、各市町が県への納付金を支払うのに対して必要となる保険税の額について、参考として推計が行われております。今回の推計では、国からの追加の1,500億円の公費の算入とかさされておりますし、また、制度改正に伴って増加した分につきましては激変緩和が行われるということになりまして、その結果、集めなければならない保険料がふえる市町は、総額としてはなくて、29市町全てで必要となる保険料の総額としては減少する結果が示されております。

また一方、県全体での国保被保険者数は約2万1,000人程度減少すると予想されております。また医療の高度化や患者の高齢化に伴い、県全体での医療給付費は約10億円の増加傾向にあり、平成28年度と平成30年度の県平均の比較では、1人当たり6.17%の負担増の推計となっております。

こうしたことから、被保険者1人当たりで考えますと負担がふえる場合があり、制度改正にかかわらない保険料の増減は一定見込まれることから、平成30年度において負担がふえる市町は17、減る市町は12となっております。

亀山市の試算結果でございますが、保険税の推計におきましては、平成30年度保険税総額は8億1,297万円となり、平成28年度保険税総額と比較し10万円の減となる結果が示されております。

一方、平成30年度1人当たり必要となる保険税額は10万1,057円となり、平成28年度と比較し2.71%の増、約2,700円の増となるとの推計が示されております。この増加分につきましては、制度改正の有無にかかわらず想定されるものと考えられるとの説明を受けているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

要するに、いろいろ激変緩和措置などを入れていただいた結果、亀山市だけではなく、市町が県に納めなければならない保険税は、みんな28年度よりも少なく済むということなんですね。市町単位としては、しかし、それを1人当たりに換算するとふえるということは、保険税を払う同じ時代に行き会わせた方が多いか少ないかで、運命でふえる方もあれば減る方もあるということなんですね。それはどうなのかなと私は思いますね。こんなにも本人にも責任のない部分については、私はそれはちょっと別途見るべきではないかなということをまず思いました。やっとなんて来て

全部が減るということになったのに、やはりふえてしまうということですね。

だから私は、これだけじゃないんですけど、やっぱり理不尽な、そこについては被保険者が持つべきじゃないだろうという部分があると思うんですよね。だから一般会計からきちんと見なくちゃいけないという立場は、どこかやっぱりしっかり持っていなくちゃいけないんじゃないかな、市民を守るためには要るんじゃないかなと思っています。また後でお聞きします。

そして、こういう数字を机の上でいろいろいっばいさわってくると、またそれでもう一回最終があるということです。変わってくると思うんですけれども、今までちょっといろいろ求めてきましたいろんなシミュレーションを出していただきたいなということをもぜひお願いしたいんですけれども、応益や応能の割合をどうするのか、また県が3方式で示していますけど、亀山の4方式はどうするのか、大体平均的な家族で幾らになるとか、モデルケースをいろいろしていただいたりして、やはりこの亀山としてどういう税率をかけていくのがいいのかということ、私たちも議会としても、やっぱり見ていかななくちゃいけないと思います。そういう意味で丁寧なシミュレーションを出していただきたいと思うんですけれども、そこについてはどうでしょうか。

○議長（西川憲行君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回、制度改正に伴いまして必要な納付金とかが示されてまいりまして、それを払うのに必要な保険税額というのでも徐々に明らかになりつつあります。

今回は、結果としましては、激変緩和によって8,100万円ほど国のお金で補填されることによって、おおよそこれまでの保険料と同じぐらいの額で今年度は賄えるという結果かと思いますが、ただ、今現在、今回の試算結果をもとに平成30年度の亀山市としての予算の編成作業を改めてやり直しておるところでございまして、これによりまして、今回の試算結果が亀山市の30年度の予算にどのような影響を及ぼすかと、まずこちらのほうの検証を進めたいと思います。

あわせまして、激変緩和は6年間で終わる予定でございまして、そのときになれば間違いなく大きな経費が足らなくなってくると。それに向けましてどのように保険税率を変えていくのかということ。今回、こういった納付金が示されるのとあわせて、それを支払うのに当たりましての標準税率というのでも県から示されてきております。それにつきましては、基本的な考え方は3方式ということでございます。

亀山市としてどういった方式をとって、どういった率にしていくかということについて、今シミュレーションの作業を始めておるところでございます。これにつきましては、また亀山市の国民健康保険の運営協議会のほうでのご議論もいただきますし、その進みぐあいによって議会のほうにもお示しをさせていただきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

細かいシミュレーションを議会にも提示していただくということですので、それを見て私たちも考えたいなと思います。

そして、先ほどの試算結果だと、もう上げなくていいじゃないかと、そんなには保険税を上げな

くていいじゃないかというような感じだったんですけど、6年後には激変緩和措置がなくなるとか、医療費が上がっていくとか、いろんなことも考えられるから、今は、はっきりと上げるとも言われなかったし、曖昧な感じだったんですけども、もう一つ、私、この運営方針で疑問だったのが、三重県が税率を統一化するということについてすごく勇み足だということですね。三重県の保険税は、保険料として取っているところもありますけれども、非常に開きがあって、30年度の1人当たりの試算を見ましても、御浜が6万9,889円、木曾崎が13万5,458円と2倍近い開きがあるわけですね。これを6年間の間に税率だけを統一したところで、医療アクセス、医者にかかりやすいかどうかとか、介護のほうがどうだとか、いろんなことがいろんな差がある中で税率だけを統一すると、そういうことが起こると、健康づくりを一生懸命頑張って医療費を下げても何も反映されないということになってしまいますね。それがいいのかどうなのかということは、やはり47都道府県、まだみんなそんなにはっきりと統一しますということ、こんなに具体的に上げているところは少ないと思います。

私、先ほどちょっと話が出てきた長野県のほうでも聞いてみましたが、やはりいついつまでで、この三重県のように、はっきりと6年間の間にアルファをゼロにして統一しますと、そこまでは書き込んでいないですね。パブリックコメントを終わったところはいっぱいありますけど。そこについては、やはり市民のことも考えて、ぜひともいろいろ議論をしていただきたいと、亀山市としても、出ていけるときに議論していただきたいなと思います。

要は、この改革が、一番国保の大きな問題である国保が高過ぎて制度が持続できていかないんじゃないかという大きな問題にされたのにもかかわらず、制度を変えたところで国保税が上がる可能性が非常に高いということが問題だと思うんですね。国会でもその議論はされていて、2015年5月19日、参議院の厚生労働委員会で共産党の小池 晃委員が質疑をしていますけれども、2012年と2025年で、それぞれ国保料が1人当たり幾らになるんだということを聞きましたところ、1人当たり2012年で9万1,000円のところ、2025年になると11万2,000円と推計しているところがございますと、これは、保険税は上がっていくよということが国会でもわかっている中なんですね。しかし、私、最初に申し上げたように、保険税、高過ぎて限界だという現実があります。これに対して、やっぱり根本的な解決をしないと無理だということは、火を見るより明らかなんです。

全国の自治会が、それに対して大きく動いていただいています。自治会ですね、ことしの7月、全国自治会が国保制度のさらなる改革に向けた提言を発表しましたと。その中身は、1. 国保への定率国庫負担の引き上げ、2. 子ども医療費無料化の国の制度の創設、3. 自治体の医療費無料化の取り組みに対するペナルティーの全面中止、4. 子供の均等割の軽減などとなっています。非常にもっともな提言だと思います。この中には、その後大きく進んだ部分もありますけれども、こういう根本的な解決をしないと、やはり上がっていきますよという中で、どれだけ試算を重ねても人々の暮らしはよくなりませんし、医療の安心・安全を守れないということなんですね。

それで、亀山市で何ができるかということをやっぱり考えていきたいわけなんですけれども、やはり法定外の繰り入れということは、今やっていませんけれども、以前やっていたこともありました。先ほど言いました、同じ行き会わせられた被保険者の人数によって保険が上がったり下がったりするのはおかしいと、その部分については、やはり市で見えていくべきではないか、本当は国ですけ

どね。国がしない分、本当にやっぱり防波堤になって市がやらなくちゃいけない部分もあるんじゃないかという思いがあります。

また、赤字解消を何年で解決せよということが、この運営方針にも書いてありますけれども、何としても聞かんならんことではなくて、単なる参考ですので、市が自主的に判断してやればいいことだと思うんです。あるいは、この法定外繰り入れ以外にも減免制度をもっと使いやすいようにするとか、一部負担金の減免制度とか、実効性のあるものに今までどんどんしていただいたんです。それについては非常に評価をしております。でもやはり、例えば一時的な困窮だけじゃなくて、恒常的な低所得者にもかかっていくようにするとか、対象を広げていくということも考えていただきたいなと思います。そこについてはどのようにお考えでしょうか。市長に、ここについてはちょっとご意見を求めたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の国保制度改革につきましては、現時点では、今、ご答弁させていただいた、非常に流動的な流れの中にございますが、今後の30年度の当初予算編成、改めて今回の試算結果をもとに行いますけれども、これらと並行いたしまして、今回示された標準保険税率を参考に具体的な保険税率のシミュレーションを行って、保険税率の改正の検討を行ってまいりたいと考えております。

そこで、今、一般会計からの繰り入れについてもどのように考えていくのか、あるいは、いわゆる従来から進めておる減免措置等々についても市としてどうだということでございます。

そもそも今回の制度改革は、約4,000億と言われる市町国保の、いわゆる補填を解消して行って、制度自体を持続させようというようなところでございまして、その意味で、今回のこの改革後、6年間の激変緩和措置がとられますけれども、その後どうしていくのかにつきまして、基本的にやはり国としてしっかりこれを努力いただくということ、あるいは都道府県におきましても、その努力をいただくということが大前提であろうというふうに考えておるところであります。

その上で、私どもとして、今も減免措置は被保険者の、亀山市でいきますと半分以上が減免措置であるという、そのような状況をやっぱり解消していくという部分の財政基盤を、しっかり今回の制度改革で国・県におきまして担保いただきたいというのが私どもの願いでございます。その上でやるべきことは、当然私どもも今後、現時点では流動的ではありますが、今後の動きの中でしっかり見詰めて対応してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、この国民皆保険であります国保の制度が、これからも亀山市におきまして持続的に、そして経済力の差によって受ける医療が違うというようなことにならないこの制度は、本当に私どもの、日本としても、亀山市としても本当に誇りに思うところの一つの制度でありますので、これが適正に未来永劫しっかりと維持できますよう最善の努力を亀山市としてもいたしてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。やれることをやっていくという中で、先ほど、そもそも市町の繰り入れ

をなくすということが大きく目標にも上げられていたというんですけれども、その市町が繰り入れしていた分よりも少ないお金しか今回ふやしていないんですよ。焼け石に水程度しか国はふやしていない中で改革をしていますので、残念ながら、なかなかすぐに繰り入れをやめるということは、多分全国の市町、できないと思うんです。状況によっては亀山市もしていかなくちゃいけないときも来るのかもしれませんが。算数を見ても明らかなんです、これは。知事会は1兆円を出せと言ったけど、出さなかったんですからね、国が。

この社会保障は、日本としてもそんなに、小泉さんのときから一生懸命社会保障を削っていますけれども、充実できる実力があります。

日本の社会支出がドイツの8割、7割ぐらい、フランスの8割、7割ぐらいしか出せていないので、日本には力があるので、一緒に市長会でも知事会でも何でも言っていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（西川憲行君）

先ほどの福沢議員の質問に対する答弁について、西口環境産業部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど答弁できませんでした市内の主要農作物の作付農家数でございますが、2015年の農林業センサスによります、販売目的ということで自家消費農家は省かれておりますが、稲が613、小麦が26、大豆が15でございます。

作付面積については稲が年々減少しておるということでございますので、作付戸数も年々減少しておるのかと。それから小麦・大豆については横ばい状態ということでございましたので、戸数も横ばい状態かなというふうに推察をしております。以上でございます。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時34分 散会）

平成29年12月13日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成29年12月13日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森 美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財 務 部 長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合 センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財 務 部 参 事	落合 浩君
市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀淵輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長 兼 消 防 署 参 事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター 事務局長兼 地域医療部長	古田秀樹君
教 育 長	服部 裕君	教 育 次 長	大澤哲也君
監 査 委 員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 草 川 博 昭 議事調査室長 渡 邊 靖 文
書 記 村 主 健 太 郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

皆さん、おはようございます。

公明党の森 美和子でございます。

きょうは、人生100年時代を最後まで健康で生活できるための取り組みについてお伺いをしたいと思います。

人生100年時代になったと言われ、亀山市にも100歳を超えるご長寿がことしも29人いらっしゃいました。女性は25人だそうですが、さすが女性だなと思いました。

国では、人生100年時代構想会議が立ち上がっております。人生100年時代を、健康寿命を延ばし、なるべく要介護状態にならないためにどんな取り組みをしたらいいのかお聞きをしたいと思います。

地域包括ケアという言葉をよくの場で聞くようになりました。広域連合のアンケートで、8割の方が、病院のベッドや施設で最期を迎えたくないという結果、一方で家族に迷惑をかけたくないというジレンマを抱えていらっしゃいます。本音としては、住みなれた我が家で最期を迎えたいと思うのは、私もそうですが、当然だと思います。そうした中で、住まい、医療、介護、予防、生活支援の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようとするのが、地域包括ケアシステムです。これはもう皆さんご存じなことだと思います。

5つのサービスのうち、介護は介護保険事業において、医療は、今や在宅ベースのケア事業に転換されていっておりますので在宅医療として、亀山市では医師会との連携により、亀山ホームケアネットの構築がされ、医療センターにおきましては地域包括ケア病床の導入、また今議会の議案にも上がっておりますが、訪問看護ステーションといったシステムの構築がなされております。

今回は、予防、生活支援の考え方について質問をさせていただきます。

日本には、世界に誇る国民皆保険制度がありますが、保険税を納めているからといって積極的に病気になりたいという方はいらっしゃいません。同時に、介護保険料を40歳から納めております

が、保険に入っているから早く要介護認定を受けられるようになりたい、そう思っている方もいらっしゃるいません。最後まで自力で生きていきたいというのは私だけではないと思います。本当に多くの方がそう思っているのではないかと思います。

そうは言っても限界があります。早期発見、早期治療しながら健康寿命を保っていく。できる限り要介護状態にならないよう気をつけていきたいと思いますが、私たちが要介護状態にならないためにはどうしたらいいのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

おはようございます。

要介護状態にならないためということですが、高齢者が要介護状態にならないようにするためには、生活機能の低下した高齢者に対しましては、心身機能、活動、参加のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要でございます。単に、高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高めて、家庭や社会への参加を促し、それによって、一人一人の生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質の向上を目指すことが必要であると認識しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

そうですね。運動だけではないというお話でしたけど、本当に日常生活をそのまま維持していく、変わらず維持をしていくということが、本来の要介護状態にならないための一番の早い方法ではないかと思います。社会との分断は特にマイナスになりますので、そういったことも気をつけていかなければならないと思います。

次に、介護保険の現状についてお伺いをします。

全国的に介護給付費の伸びというのは、もうすさまじいもので、当初は3兆円ほどだったのが、現在は8兆円から9兆円かかっているというふうに全国的には言われておりますが、亀山市の介護保険の保険給付費の伸びについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市のおっしゃいましたけど、鈴鹿亀山広域連合の資料の関係で、鈴鹿市と亀山市の介護保険給付費の決算額の合計額で申し上げますと、平成18年度で93億3,549万5,243円でしたのが、平成28年度では153億185万7,484円となっております、その間でおおよそ1.64倍の伸びとなっているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

広域連合の中で計算しますと1.64倍になっているということで、決して亀山市や鈴鹿市が伸びていないということではない、しっかりと上昇傾向にあるということが確認をされました。

次に、高齢化に伴って、健康保険の医療費の伸びはもちろんです、今おっしゃってみえた介護保険の給付費の伸びも全国的な課題になっております。こういった現状を踏まえて、現在は、介護保険の第7期の計画が広域連合にて策定をされております。一つの特徴として、軽度の人や、やがて要介護になりそうな人たちも含めて、生活支援を維持していくために、幅広い支援策を要介護になる前から実施していこうと、そのように始まりました。

これが、ことしの4月から始まった総合事業だと認識しておりますが、その理解でいいのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

総合事業の考え方としましては、要介護状態にならない高齢者を増加させまして、介護サービス等の自立支援による要支援状態からの自立とか、重度化予防の推進等によって、結果として費用の効率化を図られることを目指すものと認識しております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ことしの4月からこの総合事業が始まったんですけど、その前に一回質問をさせていただいたときに、要支援1・2の方もこの総合事業の中に入って行くということで、混乱が起きないのかというふうに質問させていただきました。今までサービスを受けていた事業所が、みなし指定された事業所として、今までどおりサービスを受けることができるというふうにお答えいただいたんですけど、これは今後もそのまま継続をされていくのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

みなし指定につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合の方針が変更されなければ、この基準を変えるということにならなければ、変わらないということで考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

そのまま継続してサービスを受けることができるという形で、確認をさせていただきました。

次に、一般介護予防事業についてお伺いをしたいんですけど、介護が必要になる過程というのは、筋肉が減る過程でもあると言われております。だから、筋肉が落ち始めた早い段階で予防していくということで、今までは介護保険事業の対象者ではなかった要介護認定を受けていない方がサービスを受けるようになったのが、今回のこの大きな改正で総合事業が始まったわけですけど、その一般介護予防事業について、どのようなことが行われているのか。それから、参加実績はどれぐらいなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

一般介護予防事業では、介護予防講演会とか介護予防教室、そしてサロン等へ参加することができるわけでございます。市では、これらの事業を社会福祉法人等に委託、または補助支援しております。平成29年10月までの実績につきましては、介護予防講演会とか介護予防教室を合計いたしまして247回開催いたしまして、延べ6,038人が参加されているほか、社会福祉協議会を通じまして、サロン活動に対しても補助支援を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

さまざまな活動をしていただいて、247回ということで、多くの方が参加をいただいているということで、介護予防について、やっぱり皆さん、やっていかなければならないという認識が高いんだと思います。

この介護予防事業というのは、平成18年から予防事業というのが始まったと思うんですけど、非常にその効果が薄かったというか、さまざま質問もさせていただいてまいりましたけど、やっぱり予防に結びついているのかというのが非常に疑問だった部分もあったので、今回、積極的にもつと前の段階から予防に取り組もうというふうに転換をされたということは、大きなことだと思っております。さっき言われましたけど、本当に社会性が分断されていくということが、やっぱり予防の中の一番の危険度が高まっていくんだと思うので、介護予防講演会とかとおっしゃいましたけれども、そういうところに出ていくだけでも、私は社会参加というか、積極的に外に出ることが、ある意味予防につながっていくんだというふうに思います。

今後、展開される取り組みについて、どのようなことが考えられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

この新しい総合事業は、今年度が始まったばかりでございまして、まだ実績の評価をすぐにはできない状況でございます。今後におきましても、広域連合、そして鈴鹿市さん、亀山市の3者で協議しながら、サービス内容を見直し、そして地域包括ケアを進めるに当たって有効な事業展開を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

次に、在宅生活を支援する取り組みと、地域資源の掘り起こしと活用に向けたコーディネートについてお伺いをしたいと思うんですが、医療、介護、予防のどれをとっても重要ではありますが、この生活支援の取り組みが広がることによって、住みなれた地域で、我が家であるということにつなが

っていくのではないかと考えておりますが、現在行われている生活支援の取り組みについて、どのようなことが行われているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

生活支援として、地域ケア会議とか、そういう専門的な、多職種とか同職種の連携強化ということを図っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

高齢者を取り巻いて、多職種で連携をして地域ケア会議を行っているということは、次の質問で聞こうと思っていたんですけど、具体的に今、生活支援としてどんなことが取り組まれているのかもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域包括ケアシステムの体制整備として、高齢者が要介護状態になっても、住みなれた地域で買い物、外出などの日常生活が続けられるように、NPO、ボランティア、地縁組織、協同組合、民間企業、社会福祉法人、シルバー人材センターとか地域住民など多様な主体によって、多様なサービスを提供するよう支援していくことを整備しております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

部長、多分おっしゃったことは、地域包括ケアで生活支援としてそういうことを今後行っていきなさいという国の流れの中で、亀山市として今どんなことがとり行われているのか、もう一回聞かせてください。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

(答弁する者なし)

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ちょっと出てこないの、次に移ります。また出てきたときにお答えください。

地域ケア会議が今行われているというのは、さっきの質問の中で少しさせてもらったんですけど、その地域ケア会議の現状と、その中心となるのが地域包括支援センターになるんですけど、その地域包括支援センターがしっかりとないといかんとということで、この体制強化が非常に重要だと思うんですけど、どういうふうにとり行われているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

失礼しました。

介護保険事業の地域支援事業実施要綱では、地域包括支援事業の社会保障事業分として、生活支援体制整備事業を市または地域包括支援センターで行うこととしておりますので、生活支援サービスに関する地域資源、つまり担い手の開発とか事業者、そして地域の支援者のネットワークを構築する役割を持つ生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに1名、そして市内の3つの在宅介護支援センターにそれぞれ1名ずつ、計4名配置しております。これらの生活支援コーディネーターとなる者には、三重県が開催する所定の養成研修やフォロー研修を受講させて取り組みの強化を図っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

地域で高齢者を支えようとする、やっぱりさっき言われたようなNPOとかボランティアとか、シルバーさんとか地域の方をお願いをしていかないといけませんけど、それをコーディネートするための生活支援コーディネーターを今、3つの在介と、それから地域包括支援センターに置いていただいているということで、私が答弁しているみたいな感じになりますけど、そういうことが今、体制強化として、亀山市の中でしっかりとなされているということで確認をさせていただきました。

ある資料に、要介護状態になるまでのプロセスが載っておりました。社会性の減退、さっき言いました外に出ることがおっくうになっていく。また、かむ力が弱くなる、食べる力が落ちてくる。最終的に筋力が低下するというので、ニュースになっているような高齢者の孤独死やごみ屋敷といった社会問題も、必ずそれぞれの理由があるということが言えます。そういう中では、やっぱりお互いさま、この互助の広がりをどう展開するかが求められているのではないかと思います。

一方で、さまざまな地域課題が、これは高齢者だけの問題ではない。産後鬱、児童虐待、育児放棄、ひきこもりなど社会的な孤立、それから障がい者、2025年を見据えた高齢化、こういった課題がもうさまざま地域の中であります。国もそうですけど、地方でも、今までそれぞれの課題を、制度をそれぞれに専門化をさせながら縦割りで対応してきました。これを国のほうでいう「我が事・丸ごと」へと転換していくというのが今の考え方になっていくんじゃないでしょうか。

2016年7月、厚生労働省は、地域共生社会という新しい地域福祉の概念を公表し、大臣直轄でその実現に向けた検討をスタートしました。地域共生社会は、高齢者も、障がい者も、子供も、全ての人々が、一人一人の暮らしと生きがいをともにつくり、高め合う社会と定義をされております。この考え方は、現在の地域包括ケアシステムをより進化をさせ、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みをつくるよう推進をしております。

地域共生社会という概念のもとに、今後考えられる支援と支え手となる地域資源の掘り起こしをどのように推進をしていくのか、またどのようにコーディネートしていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域における共生社会の構築につきましては、地域まちづくり協議会や、自治会等の各単位におきまして、住民や市民活動団体が主体となりました協働・連携の取り組みが活発化していくように、地域の課題を掘り起こして、情報のネットワーク化を図るとともに、これらをコーディネートする人材や支え手となる人材を育成して、地域の社会資源が効果的、有機的に活用される体制づくりを行うことが必要と考えております。

このコーディネートなんですが、生活が困難な家庭や家族など支援を必要としている人や地域に対しましての援助を通して、地域と人とを結びつけたり、あるいは生活支援や、公的支援活動の活用を調整するためのコミュニティ・ソーシャル・ワークを行うコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを配置し、コーディネートしていく必要があると考えております。

それと、先ほどの市が行っている生活支援の例でございますが、給食事業とかおむつの配付、そして電磁調理器の貸与とか蜂の駆除、粗大ごみのごみ出しとかそういうことをやっております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

情報のネットワークとか、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとかということで、今後展開をされていくんだと思うんですけど、先ほど高齢者を取り巻く地域ケア会議、一人の高齢者を取り巻いて、さまざまな連携のもとで地域ケア会議を開いていただいておりますが、これからこれが広がってくるというか、高齢者だけの問題ではなくて、さまざまな問題をこのケア会議で持っていかなければならないと思うんですけど、地域共生社会という観点での地域ケア会議の今後についてはどのように行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

今後は、高齢者に限らず、障がい者、子供など全てを対象として、地域課題を解決していく仕組みを構築する必要がございますので、民生委員・児童委員さんとか、福祉委員さん、ボランティアなどの地域の支援者とのネットワークづくりが重要になってまいりますので、市や地域包括支援センターの活動範囲における会議だけではなく、地域福祉全体から地域ケア会議のあり方を見直していく必要があると考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

地域包括ケアシステムという視点で質問をさせていただいておりますけど、やっぱり地域包括ケアシステムというと高齢者の問題というだけに思われがちですけど、これからは全ての人たちを取り巻く環境の中で地域包括ケアシステムを構築していかなければならないということは、私たち自身がやっぱり認識をしていかなければならないということで、少し聞かせていただきました。

ことし5月に、豊中市の社会福祉協議会に視察に行つてまいりました、もう非常に有名なところで、テレビでも取り上げられている社協なんですけど、行政の縦割りだけでは解決しないような複

合的な問題、先ほど言いました孤独死とかごみ屋敷とか、それからリストラ、ひきこもり、子供の貧困、そういうことに対してコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと地域の地区福祉委員会の連携によって寄り添い支援がなされておりました。ここでやられているのは、相談を、相談者が来るというのを待つ体制から、積極的に地域に出ていって、どんな課題があるのかということ積極的にしていく。そして伴走型、一緒に悩み、それから問題解決に向かっていくというようなことをされておりました。

この社協の方からこんな話を聞いてまいりました。豊中で実際にあった話だそうです。60代の姉妹が餓死した事件があったそうです。この方たちは集合住宅、いわばアパート経営者で、でもそのアパートに入居者が一人もいなくなったことによって、生活困窮に陥ってしまったと。本当に盲点だったというふうに悔しがっておられました。

それから、40代で国立大学を出た方が生活困窮に陥り、寄り添い支援の末に就労に結びついたそうですが、この方は自殺をする一歩手前だったそうです。

それから、発達のつまずきから就労に至らない青年たち、たくさんいるそうです。その青年たちに居場所をつくって、一部の方ですけど、得意の漫画、これで本を作成したそうです。その本を売って、まず収入にもなっていますし、この方はその後、就職もできたそうです。

ここで言われたのが、ひとりぼっちをつくらないということがベースになっている。このことに信念を持って取り組んでいる担当者の思いに感動して帰ってまいりました。亀山市の地域福祉がこのような展開ができるよう、私もともに考えていきたいと思えます。

次に、外国人住民に対する対応についてお伺いをしたいと思います。

少し介護に戻りますが、先日、NPOの方の研修を受けていたときに、外国人の方の高齢化も課題だというふうに言われました。住民基本台帳に登録をされており、介護保険料を納めていれば、外国人も介護サービスを受けることができます。この外国人向けの周知についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

外国人でありましても、介護保険事業の対象者であれば受けられる介護保険サービスに差はないものでございます。平成29年12月現在で、65歳以上の高齢者である外国人の方は市内に56名いらっしゃいますが、そのほとんどが10年以上の定住者、またはその配偶者が日本人であるということで、広域連合も含めまして、現在のところ外国語による広報、周知は行っていないところでございます。

私どもといたしましては、日本語で対応できない方がいらっしゃった場合は、その方と話すのに必要な言語の通訳を通じるなどして、個別に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

亀山の中では、余りそういった通訳が必要やとかというような方はいらっしゃらないということで、外国語での介護支援というような形にはなっていないというふうに今お聞きをしましたが、今現

在がそうだとしても、やっぱりそれにきちっと対応できるような体制はとっていただきたいと思います。

それから、次の職員の役割と体制についてお伺いをしたいと思います。

今、ずうっとお話をさせていただいたように、地域包括ケアの整備は、私はまちづくりの必須科目だと思っております。地域共生社会の推進、今説明をさせていただいたように、これは社会福祉法人やNPOやボランティア、地域、それからシルバーさんとか、いろんな方たちのこの地域資源を発掘し、それから役割分担によって成り立つことから、包括的な専門性、それから地域マネジメント力、これが職員には求められるのではないかと思うんですが、この点についてのご所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

マネジメント力を持った職員の育成のほうでございしますが、地域包括ケア体制整備のうち、高齢者の生活支援に関しましては、地域包括支援センター、そして3つの在宅介護支援センターに生活支援サービスに関する地域資源の開発とか、事業者や地域の支援者のネットワークを構築する役割を持つ生活コーディネーターを配置しておるところでございします。これらの生活支援コーディネーターとなるものには、先ほども申し上げましたが、県が開催する研修とかを受けさせて知識の向上に努めておるところでございします。

あと、地域包括ケアを進めるに当たっての職員体制でございしますが、今後につきましては、地域共生社会の実現を目指す国の方針もございしますので、高齢者に限らず障がい者、子供など、全てを対象として、地域課題を解決していく仕組みを構築する必要がございします。民生委員・児童委員さん、福祉委員さん、ボランティアなどの地域の支援者とのネットワークづくりが重要になってまいりますので、市職員、そして社会福祉協議会の社会福祉士等、専門職との連携により対応していく必要があると考えておるところでございします。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

これからの自治体職員というのが、法律を執行する法執行型、今まではね。それから、仕掛けとかノウハウをつくる職員へと育成をしていかないといけないんじゃないかと、いろんな課題をこれから自治体が背負うわけですので、本当にその地域マネジメント力というか、そういうものが私は求められていくんじゃないかと思ひます。

議案質疑でも、特に福祉部門の職員体制について指摘をさせていただきました。介護など制度の改正による事務体制、それから相談体制においても、本当に一回二回で答えが出ない。特に相談事業では、時間を問わず、本当に親身になって駆けつけてくれている職員さんがおられます。私、本当に頭が下がるなと思ひます。

現在の体制で足りているのか、特に人事はどのように認識をしているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず議員からご指摘がありました、職員の中の法の執行型からノウハウを身につけていく、まさにそのとおりだと思いますし、今ご指摘いただいた地域共生社会の実現には、職員の意識改革といったものも必要となってくるというふうを考えておまして、こういったところを育成していくことによって地域マネジメント力の育成にもつながると、そのように認識をしております。

また、今後の体制整備でございますが、地域共生社会を実現していくためには、地域包括ケアシステムの体制整備というのは必要不可欠というふうに認識をしておりますので、新しい組織・機構の中でも充実を図っていく必要があると思っております。

一方で、市と社会福祉協議会の役割、これにつきましても再度明確にしまして、それぞれがさらなる機能連携を図っていくことも大変重要な視点であると思っております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ぜひよろしくお話をしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。ICTを活用した行政サービスについて。

亀山市の子育て支援は、多くの自治体をリードしてきました。私、子育て支援についてはいろいろと質問をさせていただいてきたんですけど、以前、この本会議で紹介をしました名張市の名張版にネウボラ事業、これが厚生労働省の健康寿命を延ばす取り組みの自治体部門で大臣優秀賞を受賞されました。少子化の近年、各自治体とも競って子育て支援に力を入れてきております。

以前、産前・産後や子育てにおいて孤立化をしていく。相談に結びつく人たち、積極的に相談に行く人たちにはいいんですけど、行けない人たちのためのメール等を活用した相談はできないのかという質問をさせていただきました。そのときの答弁では、検討していくという形でお伺いをしておりますが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

メールの相談につきましては、ちょっとそちらのほうはまだ進めておりません。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

まだ何も進んでないということで、そのときに私、子供の情報を一元化したホームページも、三鷹市の例を通して質問をさせていただきました。やっぱりなかなか亀山市では進んでいかないというか、そういう状況なんだなということを感じます。

四日市市が、この8月に子育て支援アプリ、母子手帳ですけどね、よく聞いておいてください。子育て支援アプリ「よかプリコ」を導入しました。これは三重県初と聞いております。これは母子手帳を補完するツールになっているそうです。妊娠中から出産後の健康管理、子供の成長記録、それから予防接種のスケジュール管理、市内や地域の子育て情報の発信と内容が、そのアプリの中で

充実をさせてあるそうです。この子供の成長を家族と共有することも、ご主人が見たり、同じように、アプリで。それから、おじいちゃんおばあちゃんが見たりということも可能だそうです。

もう一方で、紙媒体である母子手帳を紛失した場合、それからこのスマホを紛失してしまった場合でも、クラウド管理でバックアップ体制がとられているということでお聞きしております。初期投資がなくて、維持管理は月5万円で、ポスターとかパンフレットとかも全部そちら持ちというか、その会社が持ってくださいということで、母子手帳を私は否定するつもりはないんですけど、新たな支援のツールとしての導入をしたらどうかということで、その考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

電子的な母子手帳でございますが、スマートフォン、タブレットなどのウェブサービスで、妊産婦と子供の健康データ管理、そして出産・育児に関するアドバイスを提供するもののほか、市が実施する乳児及び幼児の健康診査のお知らせができるものと認識しております。

現在、市では、乳児・幼児の健康診査、予防接種などさまざまな事業を行っておりますが、これらにつきましては、その対象に合うように月ごとに個人通知をしております、全数把握に努めておるところでございます。例えば1歳6カ月児健康診査につきましては、月ごとに対象者には問診票とともに案内文を個人通知しております、対象日にお子さんの発熱等で健診が受けられなかった場合には、次の日程を案内しまして、受診対象期間に受診できなかった方につきましては、訪問または電話連絡して状況を把握しておるところでございます。

このように個人に応じた内容で通知しておりますので、アプリによる一斉の案内については活用幅は狭く、またアプリの活用は希望者のみで、全員が活用できるものではございませんので、現在のところは導入については考えてないところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

亀山市は小さなまちですので、今さっき私が言いました寄り添いというか、さらに通知を出していただいたり、訪問していただいたり、電話をしていただいたりということで、充実をしていただいているということで確認をさせていただきました。

次に、近年、SNSを活用した相談体制の一つとして、LINEによるいじめ相談や匿名で通報できるアプリを活用した早期発見のための相談体制をとっている学校があります。いじめに関して、幸いなことに市内では重大な案件には至っておりませんが、いじめがなくなっているわけではありません。いじめの報告も、教育民生委員会で半期ごとに報告を受けております。各学校では、いじめ対応マニュアルでしっかりと対応していただいていると思います。

文部科学省では、電話相談、24時間子供SOSダイヤルを設けておりますが、最近の若者層のコミュニケーションは、音声通話よりもLINEなどのSNSの活用が圧倒的に多いことから、来年度の概算要求にもSNSを活用した相談体制ということが盛り込まれているようです。声を上げることができない場合の相談ツールとしてのSNSの活用について、ご所見をお伺いしたいと思います。

ます。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

現在、教育委員会では、子供や保護者の相談につきましては、対話や電話によりましてその対応を行わせていただいております。また、各学校におきましては、教員による教育相談に加えまして、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用、また子供支援室と連携した教育相談など、さまざまな角度から相談体制を築いております。

議員お尋ねのSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した相談体制につきましては、例えば中高生の悩み相談、長野県とか、滋賀県大津市のいじめ相談の先進的な試行的な取り組みにつきましては、相談件数が増加したというようなことも承知しておるところでございます。

また、これらにつきましては、多くの成果があるものの、反面、一定の課題も生じてきているというようなことも認識しておるところでございます。今後につきましては、文部科学省、また県におけるSNSを使った相談の導入に関する検討状況につきまして、特に注視をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

私、先ほどの議論で、これからの自治体職員は、法執行型から、仕掛け、ノウハウをつくる職員へと転換していかなければならないというふうに言いました。

LINEとかアプリとかというと、どっちかという懸念のほうが、危ないとか大丈夫だろうかというようなことが先に立ってしまうかもしれません。それで私、この12月2日の新聞に、愛知県警がぼったくり店をアプリで確認できるようにしたとか、こんな記事が、こういう警察でもアプリを使ってやっつけていくんだというふうに見たんですけど、今回、子育て支援、またその子供を守るという視点から、この亀山市の柔軟な対応を望み、今回の質問をさせていただきました。

先ほども言いましたけど、少子化対策や若い世代の定住促進というのは、もう熾烈な闘いになっております。

先日、新聞にこのような記事が載っておりました。万事こういうものだと思えば、新しい発想は生まれまい。こうした自身の固定観念を打ち破る方法の一つが相手の立場に立つてみることだろう。他者の視点から捉え直すことで自身の視野が広がり、思いも寄らぬ知恵が湧くというふうにあります。

柔軟な発想、課題解決への仕掛け、ノウハウをつくっていく職員をどう育成していくのか、これからの亀山市の新しい職員像をつくっていく市長の見解を求めたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

亀山市を取り巻く大きな環境変化、そして将来のこの地域づくりの進展のためには、やはりそれを乗り越えることのできる、将来いかなる環境変化にも乗り越えることができるような、その基盤となります職員の個のスキルを高めていくことは極めて重要なかなめであろうというふうにお考えおるところであります。

幾つか、高齢者福祉や地域福祉を取り巻く環境の変化とか、子育て、社会全体のニーズの変化、まさに新しい時代を迎えようとしてきておるとお思います。当然、法令でありますとか、あるいは私どもでいいますと市民の皆さんとのフェース・ツー・フェースの寄り添いという意味では、我が亀山市役所は強みであろうというふうにお考えおられますけれども、しかし今後のこの新しい時代を、将来のいかなる変化にも、そして多様なニーズにも応えていくことができるような、その力をこの行政基盤、職員、オール市役所として、しっかり培い育成をしていかななくてはならないというふうにお考えおるところであります。

特に、これからを生きる、本当に中堅・若手の皆さんの力も、専門性であったり、あるいはコミュニケーションの力であったりという新たなスキルが求められていく時代であろうかというふうにお考えおられますし、先ほどご指摘のICTにかかわる私どものスキルの蓄積という意味からも、今後の大きな課題というふうにお考えおるところであります。

いずれにいたしましても、今回、機構改革を含め、次の時代を見据えた人づくり、この環境をしっかりと整えて前へ進めてまいりたいとお考えおられますが、大きな変化をしっかりと亀山市がこれからも乗り越えていけるような、新しい時代に適応できるような、そういう人づくりをしっかりと私どもも心してオール市役所で臨んでまいりたいというふうにお考えおるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

亀山の職員さん、本当に人材がそろっておるとお思いますので、しっかりと底上げをしていただいて、これからの課題の解決に向けて、私もしっかりと頑張りたいとお思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。きょうはありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時02分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回アスベストについてということと、組織の人材育成についてという2つの項目で、アスベストについては2つ項目を用意させていただいております。

まずアスベストについてなんですけれども、ちょっと先に2番目に書いてある川崎小学校の校舎解体の対応についてというほうを先にやらせていただきます。

これに関しましては、9月議会の追加議案として4,300万円の契約変更が出てきまして、その後、幾つか自分の中で腑に落ちない点が出てきましたもので、その点を確認したいというふうな思いで今回上げさせていただいております。結構、聞き取り以降、いろんな話が交錯しております、私の中で。ちょっと継ぎはぎのような質問になるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

今回、これに関しましては、本年5月30日付で環境省から通知があり、建築物等の建築用仕上げ塗材にアスベストを含有する場合、その解体等の作業に当たっては、大気汚染防止法が適用され、作業基準を遵守しなければならなくなったことによって、これを受けて速やかに川崎小学校の解体予定校舎（4棟）について調査をしたところ、1棟の外壁等にアスベストが含まれていることが判明しましたので、適切な飛散防止措置を図るべく、アスベストの除去工事を追加したものというふうに、これは教育委員会のホームページとかからたどれる話なんですけれども、環境省の通知によって校舎の外壁の塗料のアスベスト、これも対応が必要になったということで、仕様変更を余儀なくされたということであったと思います。

これに関しましては、9月の説明でも、アスベスト診断士に診断してもらった結果、やっぱり検出されたということで対応ということではあったんですけれども、ただこのアスベストに関しましては、状況調査というのは平成17年に市として行っているはずだったんですけれども、そこでは、このことがわからなかったのかどうか、その点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。
大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校施設におきましては、平成17年に文部科学省から学校施設等におけるアスベスト、石綿対策についての通知が出されまして、その使用実態調査を実施しております。その当時の調査対象となっておりました建材は、壁、柱、天井等に吹きつけられた石綿、アスベストでございます。それに、岩綿、ロックウールというもの、ひる石、パーミキュライトというものでありますけれども、これで石綿含有量が1%を超えるものとされておりまして、本年度、新たに見解が示されました建築用仕上げ塗りにつきましては、当時その対象にはなっていないものでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その平成17年の調査では対象になっていなかった建材だったのでということでありました。その辺の話もありましたもので、私一度、これ本当にどういうことなんだというのをもうちょっと詳しく自分なりに調べてみました。

その中で、労働基準監督署にはいろいろ確認してもらったんですけれども、そこで意外な話が返ってきてまして、吹きつけられたアスベスト、含有塗料というものが言われておるんですけれども、環境省の通知の以前より、これはもう規制の対象でしたよというふうにいきなり言われまして、当

然、さっき言われたような塗料に関しましても対象になるんだと。これは、いろいろその場でお聞きした限りでは、ローラーによる塗装であれば一応規制の対象から外れるらしいんですけども、対応されることが望ましいよと。とにかく吹きつけられたものに関しましては、これは吹きつけアスベストと同等というふうにとると、こういう話だったんですね。

これをもうちょっと調べようかなということ、もう一回厚労省とかに確認しましたところ、環境省の通知以前に、やはりアスベストの障害予防規則というのがありまして、これによりまして、建築物解体・改修時には、このアスベストの有無を判断するための事前調査がもう既に義務づけられているということで、実際それが検出されたかどうかというアスベストの有無にかかわらず、その調査結果をこれは労働者をあくまでも守る法律ですので、健康被害を、労働者の見やすい場所にこれは掲示しなければならないとも書いてありまして、当然、今回の川崎小学校の場合も、これは当然その対策をされなければならなかったはずのものでして、そうしますと、やはり一番最初の設計の段階でも、そういったことも含めた仕様になっていなければならなかったはずで、今回4,300万という、契約変更でありましたけれども、こういったことも見越して設計をしていなければならなかったという、そんな話になるんじゃないのかなというふうに思ったんですけども、この辺の川崎小学校の設計自体が、この解体工事まで含んでいたものなのかどうか、その辺の事前調査まで想定されていたのか、その辺をまずちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

議員が触れられました石綿障害予防規則でありますけれども、これに基づきまして、事業者は建築物の解体を実施するときは、石綿等による労働者等の健康障害を防止するため、あらかじめ当該建築物について石綿等の有無を目視、設計図書等により調査すること、これが事前調査でありますけれども、規定されております。

このことによりまして、事業者は、市からの資料をもとに適正に事前調査を実施しておりまして、その際には、以前から石綿が確認されておりました給食室の天井裏の吹きつけ石綿の調査分析試料も市のほうから提供しておるところでございまして、なお、この事前調査につきましては、環境省の通知、本年の5月30日でありますけれども、この通知が出される前に実施をしておりますことから、建築用仕上げ塗材については石綿含有対象外としての取り扱いをしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

含有材ではないという、そういうふうな位置づけのもとに調査をされていたと、そういうことではあるんですけども、ただこれも私、厚生労働省に確認というか、労働基準監督署も含めてなんですけれども、確認させていただきましたところ、そういうふうな塗料の変更はあったんですかと、対象に。確かに、その環境省による部分では変更はあったのかもしれないけれども、あくまでも厚生労働省が管轄する限りの話では、対象となる材料、これに環境省の通知の前後で変化はないというふうに言い切られたんですよ。

それで、その辺をいろいろもうちょっと聞いておりましたけれども、これはやはり設計段階の事前調査の段階で、確かに従来の目視ということが過去の記録、多分平成17年度の調査とかあるんですけども、それで仮に検出されていないというのが、使われていないという話であったとしても、それが確実でない場合はもう一度きちっと調査をなささいよというのが、これが厚労省のさっき言ったような予防規則の中にうたわれておるんですね。それを思うと、やはりこれは設計上のミスと言わざるを得ないんじゃないのかなと。設計業者のミス、これなんじゃないのかなというふうに考えてしまうんですけども、その点の見解についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

先ほども申しあげましたけれども、仕上げ塗材に関する石綿については、平成29年5月30日の環境省からの通知により初めて対策の必要性があると、そのように認識をしておりまして、当初設計の段階におきましては、給食室の天井裏、それは平成17年の調査でありましたので、設計時に再度調査をいたしまして、それにつきましては、当初の設計に含めて適切に解体のほうを先行して実施させていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市の対処が間違っていたとは私は言わないんですよ。あくまでも、やはり最初の段階でこれをわからなかったのかという話でしてね。これは設計上のミスじゃないのかというふうなことを言いましたけれども、このアスベストの件ではないんですけども、他市でもこういうふうなことで、実際、大幅な契約変更というふうな話になったときに、やはりこれは設計業者のミスということで、やはりその設計業者にその差額を負担させたり、その設計業者は当然指名停止というふうな形になったりとかですね。あと、担当者も、その上司に至るまでやはり処分の対象になったとかそんな話まで出ておるんですね。

ただ、私はこの処分を求めるとかそんな話ではないんですわ。これ、次の項目にちょっと移らせていただくんですけども、市の施設における使用実態調査というふうにならざるを得ないというふうな話で、そんな話もありまして、9月の議論のときも、これは国にもう翻弄されておる形やなというふうなことは言わせてもうたんですけども、その辺のことを思ったら、やはりこの平成17年に策定されたこのデータですね。これ自体がやはりもう機能しなくなっているんじゃないのかというふうを感じるんですね。そうしますと、もう一度、この辺のアスベストの使用の実態というのを再調査する必要が出てきたんじゃないのかと思うんですけども、その点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

17年に調査をいたしておりますのは、特に吹きつけ材と言われるもので、先ほども出ました吹きつけの石綿、あるいはロックウール等、そういったものが対象になってございます。今回、新たに環境省から出されました災害時における対策マニュアルにおきましても、先ほど申し上げましたレベル1につきましては事前に把握をする必要があるということで、使われているかどうかの把握をなささいということになってございます。

今回問題になっています吹きつけ仕上げ塗材につきましては、これについては事前の把握及び応急の対応の対象としないということで、要は常時において飛散するおそれがない、解体時にそういった危険が、壊すことによって飛散の可能性が出てくるということで、解体時にきちんと処理をなささいということで、そういう規定がなされているようでございます。

したがって、改めて全ての建物に対して費用をかけて調査をするということまでは、現時点では考えてございません。解体が決まった段階で、必要に応じて調査をしていけば足りるというふうを考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

解体時に対応すれば足りるのではないのかということではありました。ただ、これは平成23年6月議会でしたかね、中崎議員から、たしかこれ震災時の倒壊に対して、アスベストに関してケアしなければならないんじゃないかというふうな質問がなされておったと思います。

これちょっともう一度、私、議事録を見させていただきましたら、そのときの答弁では、たしか平成17年のデータをもとに、それによって適切な対処をするというふうになっていたんですね。要は、この平成17年の調査というのは一つの対策のよりどころとなっていたわけですよ。

そうしますと、やはり震災時の倒壊とか、あるのかないかそれはわかりませんが、やはりその辺を考えたとき、先ほどの話に出ておりました大気汚染防止法の趣旨にのっとれば、やはり事前にこの辺も、もう一度調査しておかなければならないんじゃないのかという話にならないのかなと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

環境省からこの9月に出されました改定によりますと、災害時に石綿飛散暴露防止に係る応急対応を実施するために、平時から建築物における石綿の使用状況を把握する必要があるということは当然記載されてございます。その対象になってございますのが、先ほど来から申し上げています平成17年に調査をいたしましたものが対象であるということも記載されています。

それ以外のものについては、把握できれば当然しておくにこしたことはないというふうには考えてございますが、先ほども申し上げましたように、今回対象になりました石綿含有仕上げ塗材につきましては、暴露による飛散の可能性が小さいことから、把握及び応急対応の対象としないということが明記されてございますので、現時点で特に再調査が必要というふうには考えてございませんが、繰り返しになりますけど、調査できるものであれば調べておくにこしたことはないというふうには思うところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと考え方を示していただいたんですけれども、私はそのときに調査すれば事足りるのではないのかというんだったらそれはそれでとは思うんですけれども、ただ、何回も言いますけれども、その倒壊時の対応については、そういうふうな17年度のをよりどころにするような答弁がなされていたので、それも含めて変えるということなのかどうかと、その辺だと思えますよ。

やはりそういった状況を、社会的な状況がそうなってきたということは、やはり解体時というふうになれば事足りるというふうなことであるんだったら、それはそれでええと思えますけれども、要は今回の話、先ほど国に翻弄されるというような感じの話を言いましたけれども、ちょっと最初の話に戻りますけれども、この5月30日の環境省の通知、実際この通知についていろいろ読んでみましたら、本文の最後に、この通知はあくまでも技術的な助言であるということを示し添えるというふうにあえて書かれてあるんですね、この意味が私はちょっとわからなかったもので、環境省に聞いてみたんですね。そうしたら、いわゆる地方分権という考え方の中で、当然事務は機関委任事務、国からこうしなさいという事務と、あと自治事務、地方の裁量でやられる事務というふうに分かれていまして、当然、地方分権の中で、国から口が挟める部分というのは限られているという部分で、そうじゃない部分に、これは自治事務ですというふうに環境省の職員から言われたんですね。結局、これは、やってもらうのが望ましいけれども、その対応に関しては、あくまでも自治体の判断によるものだという話だったんですね。もちろん、それが好ましいと言われておるのを、やっぱりこんな無視していいんやということには確かならんとは思えますけれども、最終的に市長の判断ということになってくるということなんですね。

今回も、これによって4,300万の契約変更、もしかしたらこれは分離発注すべきじゃなかったんかとかいう話もありましたけれども、分離発注しておったとしても、もしかしたら4,300万さらにかかったかもしれない。そんな話もありますけれども、その辺も含めて、今回、もし国に翻弄されたとするんだったら、国に翻弄されないような体制をきちっとっておかなければならないんじゃないのかなというふうに思えます、亀山市として。その上で、先ほども厚生労働省の話とか労働基準監督署の見解とか示しましたけれども、やはり今回もいろいろお聞きしていて、前から職員の方々もそうやと思っておったとか、そんなばかなというふうな話がいろいろ相次いでいましたので、やはりこの辺をきちっと認識しておかなければ、国に本当に翻弄される形になると思いましたが、その点はやっぱりきちっとしておいていただきたいという思いで、今回これを言わせていただきました。その点については、よろしくお願ひしたいと思います。これはもうあえて答弁を求めません。

そうしましたら、次の組織と人材育成についてということに移らせていただきますけれども、これにつきましては、私ももともと自営業で育ってきた人間でして、組織というものに関してとんと疎い部分がありますもので、率直な疑問をぶつけさせていただくような形になると思えますけれども、組織と人材育成ということを上げさせてもらいまして、市の考え方を聞きたいというふうを書いてあるんですけれども、要は組織というものが、人材育成というものに対してどういうふうな影響を与えるのか、そういう視点で一体どういうふうな見解を持っておられるのか、その点につ

いてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、組織のあり方が人材育成にどのようにかかわっておるのかというご質問だというふうに考えております。

少し今回の組織・機構改革の中でご説明をさせていただきたいと思いますが、今回、組織・機構の再編を行う大きな理由の一つとして、やはり中間管理職の育成というところに重きを置いた改正であるということをご答弁を申し上げてきたところでございまして、部・室制を導入して以来、室の中でフラットな組織ということになって、それを全て室長がマネジメントしてきたという中で、以前の課・係制の中にはそこにまだ係長という役職がありまして、その係長が課長の足らざる部分をフォローして育成をしてきたということで、そういった面で、今回、平成18年の部・室制を導入してから、やはり中間マネジメントを行う者が育成されてないという、そういった課題を認識した上で、やはり組織・機構の中でも、中間マネジメントを育成するために組織を変える必要があるということで、今回臨ませていただいたというところでございまして、私の認識といたしましては、組織と人材育成というのは、非常にかかわりを持っておるといふような認識がございまして、

それと、一方で人材育成につきましては、もう一方でやはり研修等、職員の個人的なスキルを磨き上げていくという、そういった立場でも必要性は感じておるところでございまして、

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

全体的な考え方を聞かせていただきました。その中で、中間マネジメントという言葉が出ました。これにつきまして、マネジメントというのは、今回も組織改革、機構改革の中でマネジメント能力というものが出来たんですけれども、まずこのマネジメント能力というのは一体何なのかと、この点につきましてちょっとお聞かせ願いたいと思います。市の考える。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まずマネジメント能力とはということですが、ちょっと一般的な言葉になってしまうかわかりませんが、何かの事柄を管理したり運営したりする能力、チームワークを生かして、目標を達成するための能力、このような定義がなされております。

今回の組織・機構の再編によりまして、新たにグループリーダーとなる職員には、このマネジメント能力として、特に組織と一体となってグループをまとめて仕事を進めてもらう力、協力する力、そういったものを市として期待しておるところでございまして、

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、もう一つちょっと確認させていただきたいんですけれども、先ほどの答弁にもちらっ

と出てきたかもしれませんが、このマネジメント能力を向上させることですね、職員の。このマネジメント能力を上げることが市民にとって一体どのようなメリットにつながるのか、その点の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず職員のマネジメント能力を向上することで、今回、部・室制のときにお話もさせていただきましたが、まず迅速な意思決定ということで、全ての政策・事業を進める上で迅速な意思決定を図っていくということを一つの目標にしておりますし、それを進めることもマネジメント能力の一つだというふうに考えております。

それと、少し私、ご答弁の中で申し上げましたが、グループ・係の中で一つの仕事を協力してやっていくという中で、やはり政策・事業の中でそういった精度が上がってくる、そういったことも期待できます。そういったことが市民サービスにつながってくるものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

仕事の正確性とか、あと迅速な意思決定、こういったことが市民サービスにつながる、もちろんそのとおりだと思います。

それでは、もう一つ確認したいんですけども、昔のと言ったらあれかな、課・係長制、このときにはマネジメント能力というものの向上、これはマネジメント能力がちゃんと醸成されていたのかどうか、その点をどう考えておられるのか。その点もお願いします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

18年以前の課・係制につきましては、最小の組織で係というのが存在しておりまして、その中で、係を統括する職として係長が配置されておりまして、係長が今申し上げておりました中間マネジメントを統括する中間管理職の役割を果たしていたというふうに思っております。

そういった中で、中間管理職である係長が係のマネジメントを行っておりましたことから、課・係としてのマネジメント力は発揮されていたものと、そのように認識をしております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

係長の存在が大きかったというふうに、短絡的に聞こえたんですけども、私としては。そんな中でちょっと感じたというか、ちょっと今回の議論もいろいろとお聞きしながら、本当に感じたのが、尾崎議員もちょっと言われていたんですけども、やはり部・室制によるスピーディーな意思決定ということがありましたけれども、やはりこれが非常に何ていいますか、非常に重要なのではないのかということでした。これに関しては、スピーディーさは12年間で培われて、風土も醸成

されたというふうなことであったんですけども、そうしますと、部・室制の導入というのは単なる意識改革でしかなかったのかなというふうに思われるんですね。それはそれでもええとは思いますが、ただ先ほど言われていました、係長がいることによって迅速な意思決定につながるのかなと。そうしますと、この部・室制によるスピード性というのは、やはり課・係長制だった昔でもこれはちゃんと努力次第によってはできたんだというようなことなのかなというふうに思われます。

そういう意味では、私もはっきり言って思うんですけども、はっきり言ってマネジメント能力というのは、あくまでも組織の中での話であって、市民にとっては別にマネジメント能力が高くなろうか低くなろうか余り関係ないんですね、一義的には。もちろん、それによって先ほど言われたような正確性云々というのはあるんですけども、ただやはり市民にとっては別にマネジメントというのは余り直接的には必要性は感じられない。もちろん組織の存続とかいう意味ではやはりマネジメントというのは必要ではあるんですけども、やはりその観点に立ったときに、本当にどうなんだというところをもう一度考えていかなあかんという時期には来ておるのかなとは思いますが、ちょっとそこでは私、ずうっとよくわからなかったのが、市には主幹とか主査とか主任とか主事とか、そういう役職があるわけですね、職が。一体これは、それぞれこういった役柄、これは一体どういうものなのかとか、何年かたてば自動的にこういうふうになっていくようなものなのかどうか、ある程度スキルが必要なのか、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、今、室長の下に、主幹、主任主査、主査、主任主事、主事という役職がございます、これにつきましては、それぞれが上司の命を受けて特定の事務、または一般の事務を分担処理するというふうな定められているところでございます。

それと、今、議員からはこういった職が段階的に当然、昇任、昇格をしていくわけですが、これにつきましては基本的に在級年数と年齢という一つの基準がございます。例えば一番最初の若い主事というところは1級から始まりますが、1級に何年在級して、年齢が何歳に到達したときに2級へ行きますというふうな、2級から3級、3級から4級も全てそのような形になっておまして、最終的にはそういった一つの在級年数と経験年数を加味しまして、試験委員会の中で最終、1から2へ上げる、2から3へ上げるということを決定して選考しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

そうしますと、やはり在籍年数によって、言ってみれば何年勤務しておったかという一つの指標にしか私には聞こえないんですね。ただ、私、これをもうちょっと本来どういう意味なのかというのは調べてみたら、やはりある程度そのグループをまとめるとか、その辺の話もやっぱり出ていたんですね。この主幹というのは、例えば昔、係長と課長の間が存在していて、中間管理職と管理職の、またさらなる調整役みたいなものをしていただ。実は、それが非常に役立っていたんじゃない

ないのかという意見もあったんですよ。

ただ、その辺を思ったとき、やはりこれは本来、在籍年数とかじゃなくて、当然、もちろん経験イコールスキルというのはあると思うんですけども、それだけの能力が身につけてきたからこそ主幹になるんだ、主査になるんだとか、そういうものではないのかな、本来というふう思うんですね。主任というのはそこを取りまとめるというふうであるんですが、主任主事とか、主任主査とかあるのかな。そういうふうにあったんですけども、やはり主任という称号を与えられるというのは、ある程度マネジメント能力がそれこそあるというので与えられるべきものであって、やはりその辺なのじゃないのかなというふうな感じがするんですね。

ちらっと先ほどの話に戻るんですけども、やはりマネジメント能力というのは本当に市民にとって必要なかどうかという部分では、私はむしろマネジメント能力、仕事を遂行する能力みたいなところもあると思うんですけども、やはり職員に私もいろいろ接しておるうちに、非常にやはり能力が高いんだなというのが身にしみて感じる部分が非常にありまして、その辺をじゃあどういうふうに発揮させるのかというと、最終的にはこれは市長、選挙で選ばれた市長なり、もちろん議員も選挙で選ばれてなるんですけども、やはりその職員というのは選挙で選ばれたことに対して、非常に強いリスペクトを持っておられて、やはりそれには私らは従うものなんだという哲学を持っておられる。そういう意味では、マネジメント能力というのはやはり市長なり、議員もそうかもしれませんが、そのトップの経営の姿勢によって、その辺の度合いとかマネジメント力の発揮というのが違ってくるんじゃないのかなというふうにも思うんですね。

その辺を思ったときに、正直、部・室制のときは櫻井市政だったと思うんです。課・係長制、実際、そこから変更したのは前の田中市長のときやっと思えますけれども、田中市長というのは強烈なリーダーシップという言い方はおかしいですけども、それでどっちかというぐいぐい引っ張っていくようなタイプだったと思えますけれども、櫻井市長はトップダウンとか言われますけれども、むしろ私は櫻井市長はボトムアップみたいなのを期待しているというようなイメージなんですね。まず各部門の自主性にじゃないですけど、そこから始めて、その上で最後は市長が判断するというような、そういう手法を目指していたんだろうかというふうにも感じられたんですね。

どっちにしても、先ほど言いましたように、その部・室制というのがスピーディーさというのはあったんですけども、もう一つ組織に対するフレキシブルさですね、問題発生に対する。それがそもそもあったんじゃないのかなと。その時々的事由に対して柔軟に変化できるような体制、それが部・室制の室というものの設置の一番大きなポイントだったんじゃないのかなと思うんです、当時の社会情勢の変化もあって。確かに市長の口癖というか、よく言われますけれども、強い者が生き残るのではない、変化に対応できる者が生き残れるんだというダーウィンの進化論をよく言われますけれども、まさにその姿勢が私は出ていたんじゃないのかなというふうには思っておったんですけども、そういう意味では組織にやはり変化を与えることにより、組織の硬直化を防ぐというふうな話ではあったのかなというふうにも思うんです。

ちょっといろいろと取りとめない話をしましたけれども、最後に、やはりマネジメント能力をやる上で、やはりその課・係長制というのもう一度意識してというふうにあるんですけども、今回いろんな意見が出ておると思います。その辺で、もう一度、この課・係長制も見据えた中で、今回、案は出ていますけれども、若干変更を加える部分というかがまたあるのかどうか、その点を

最後に確認させていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回さまざまな議論いただく中で、課・係制と部・室制のそれぞれのメリット・デメリットということも議論をさせていただいた中で、一つ課・係制に戻ったのではないかというような、そういうご指摘もあったというふうに思いますが、一つ今回の部・課・グループの大きな意味合いは、課・係制のそういう中間マネジメントを育てていくという考え方の一方で、部制の中で部を大きくりな部にさせていただいて、より横断的に事業を進めていくという、そういった視点も今回の改正の中では大きな視点だったというふうに思っております。そういった形で、今回、部・課・グループ制のご提案をさせていただいておるところでございます。

ただ、さまざまな議論の中で、例えば8級制の導入の問題も、こちらの中では選考とか、次長の配置もしかりですけれども、やはり人事にかかわる部分も相当ございますもので、これらにつきましては、いただいたご意見をしっかり検討させていただいて、今後進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

11番伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

議案質疑に引き続きまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、この12月定例会に出されております現況報告についてと、教育委員会のほうの現況報告もあわせてお尋ねしたいなというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、国の動向でございますが、先般の総選挙において内閣がまた新しく発足したわけです。これは11月1日でしたか、というふうで、その中で人づくり革命、また幼児教育無償化等々の子育てについて内閣でもやっていきたいということでございまして、地方の行政の中で亀山市の自治体として今後どのように考えていくのかというふうで、いろいろお尋ねしたいと思います。

かなり多うございますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

まず1点目でございます。組織改正についてですが、これについては議案が出ておりまして、議案質疑が各議員で議論されました。そういう中で、私は第2次総合計画を推進するための組織改正と職員のマネジメント能力の育成強化についてお尋ねしたいなというふうに思っております。

今回、総合計画を推進するためには、緑の健都かめやまの具現化に向けた第2次総合計画を推進するために、今回の組織機構改革がされるというふうに聞いております。その改正内容について、この第2次総合計画を推進するための考えを聞きたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の組織機構の再編に係る基本方針の一つには、議員ご指摘のございました第2次総合計画に掲げました施策を着実に推進する組織というふうに掲げておりまして、具体的には、第2次総合計画前期基本計画の6つの施策大綱に基づいて、この6つの施策大綱に基づいた組織として整理をしたい。そのような思いで今回提案をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

意向は私も理解しております。

いずれにしても、この10年間の第2次総合計画の推進を確実にやっていくためには、やはり組織の強化も必要であろうなというふうに思っております。

それともう一つ、マネジメント能力の育成・強化。午前中にも伊藤議員がいろいろ議論されておったんですが、私もこのマネジメント能力の強化については、今までの組織では何でできなかったんか。我々現職の時代、さらには今の議員になってからも、マネジメントについてはいろいろな学習会とか、研修機関とかで勉強はしてきたわけですが、非常に私らもわかりづらい部分があると。この中で、やはり以前からも言っておったと思うんですが、やはり職員の能力向上に向けての、これはマネジメントを強化するというのも非常に大事なことです。これが自分らだけじゃなしに、市民サービスにもつなげていかなければならないと私は思っておりますが、そこらの考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、組織改編の大きな目的の一つにマネジメント機能の強化というものも掲げさせていただきまして、これも今、議員ご指摘のございましたように、組織を変える一方で、やはり職員のスキルアップという意味合いで、職員研修、職員の能力を高めていくということも非常に大事な視点だというふうに考えております。

これは、ちょっと午前中に伊藤議員にもご答弁させていただいたわけですが、マネジメント能力を高めることによりまして、組織でやっていく仕事が早くなったり正確になったり、そういった施策事業が円滑に進むという効果が市民サービスに直結するものと考えておりまして、最終

的に市民サービスに影響を与えていくということで、今回、そういった意味合いも込めて組織改正を提案させていただいたということでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

理解はできました。今後よろしく推進をお願いしたいなど、かように思っております。

私、項目が多々ございますので、答弁は簡潔にお願いしたいと思っております。

それから次に、生活基盤の向上についてでございますが、その中で、亀山駅周辺整備事業、それから都市公園の整備について、上水道の充実についてというふうに上げてございます。それから、道路の保全整備についてということでございますが、それぞれまたお聞かせ願いますが、まず亀山駅周辺整備事業についてお尋ねしたいと思います。

この事業については、議論もかなり図られております。また、議会としても特別委員会を立ち上げていろいろ議論を図っている。その中での現在の状況をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

亀淵建設部参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業の現在の状況でございますが、昨日も答弁させていただきましたとおり、御幸8号線におきましては、用地買収等を鋭意今進めている状況でございます。また、2ブロックの再開発事業におきましては、現在、基本設計の業者の選定の業務に取りかかっているような状況でございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

現在の状況を聞かせていただきましたが、駅前広場の件も進められておると私は理解しておるんですけども、その中で、例えば駅の整備、駅舎の建てかえとか、そういうのが出てこなかったのか。私は駅舎については多分、明治時代の建物だと思いますので、文化的にもこれは保存していかなければならんという部分も私は考えておりますけれども、そういう部分は全然手をつけてないのかどうか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵参事。

○建設部参事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業に際しまして、JR東海と継続してさまざまな協議を行っている状況でございますが、駅前広場につきましては、協議において土地の売却の意向が示されまして、その具体的な条件の提示もいただきましたので、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

また、今お尋ねの亀山駅の駅舎につきましては、大正2年、西暦で言いますと1913年に建設されまして、その後、部分改修等が行われておりますが、建物としては大変歴史あるものと伺っております。JR東海としては、現在の駅舎の改修等の具体的な計画は特にないとのことでございますが、駅前整備の進捗について随時ご説明する中で、JRと何らかの協議が得られないか、引き続

き要望してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

広場については協議されておると。駅舎についてはまだということでございますけれども、やはり私はここでも提言しておきたいと思っております。やはり亀山駅前を整備するならば、やっぱり駅舎も考えていくべきではないのかなど。何も新しくせいとは言っておりません。先ほど私、明治時代と言いましたけれども、今、答弁の中で、大正の2年ということでございますので、大正の2年であれば、私のおやじが生まれたぐらいやでもう100年以上たっておるだろうなというふうにも思っております。

そういう中で、やはり文化的にも残さなければならんというのがありますが、今後十分考えていただいて進めていただきたいなというふうに思っております。これは提言にとどめておきます。

それから、次に都市公園の整備についてということで、歴史博物館前の屋外トイレの建てかえについてですが、今回、この議案の中で、補正予算でトイレの建てかえが出ております。これは2,700万円の補正予算が出ておりますけれども、これについての概況をお聞かせ願いたいと思っております。

先般、市民の方から、我々産建のメンバーそれぞれに文書が届きました。早くお願いしたいなというような文書も届きました。そういうのも含めて、亀山市としては都市計画の中の一環として今後どのように進めていくのか、今現在、よそのもののトイレをお借りしなければならんということでございますので、そこらを確認したいと思っております。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

お尋ねの亀山公園の歴史博物館前の屋外トイレでございますが、こちらにつきましては、平成5年に建築されておまして、供用開始後約25年が経過してございます。経年劣化によりまして外壁等にクラックが見受けられましたことから、本年度詳細の調査を実施いたしましたところ、主要部材に損傷が見受けられるということが判明いたしまして、11月10日より安全面を最優先いたしまして使用を中止させていただきました。

公園の利用者の方には大変ご不便をおかけしますが、隣接の多目的トイレにつきましては、24時間使用可能でございますし、それからまた、現地の案内板にも掲示させていただいておりますが、歴史博物館あるいは青少年研修センター、図書館、北公園トイレ等をご利用いただきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいというふうに考えてございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

現在は間借りのトイレという、借用したトイレをということでございますけど、やはりトイレについては急を要するというので、私らも経験がございます。子供のころには、例えば草わらに入っていたということもございます。それは今の時代では通りません。

それで、遠くへ借りに行かなければならんとかいう話であれば、私は近場へ仮のトイレでも設置して改修までできないのかというのが、そんな発想が浮かばんだんかというふうにも思っておりますが、そこらは今後、補正予算でやってもらえるんで建設についてはいいかと思うんですが、仮のトイレあたりの設置はできないのかどうか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

トイレの建てかえにつきましては、今議会に予算補正をさせていただいておりますけれども、建築設計や電気の移設工事や、あるいは建屋の今ある建物の撤去工事、それから新たな工事等に約6カ月ほどを要するというふうに考えてございますので、一刻も早く供用開始をしたいということで、先ほど申し上げましたとおり、今議会での予算補正をさせていただいております。

先ほどの仮設トイレにつきましては、春先には桜のシーズン等もございますので、そういった人が集まるようなタイミングにつきましては、仮設トイレの設置についても考えていきたいと考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

利用者の不便にならんように、できるだけ前向きに考えていただきたいと思っております。

それでは次に、上水道の充実についてでございます。

上水道の充実については、上水道のビジョンが作成されております。そのような状況の中で、今後どのようにやっていくのか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

上水道事業について、今後どのようにしていくのかということでございます。

人口減少社会や大規模地震対策など、今後の事業を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、健全な事業運営を持続するための、亀山市新水道ビジョンを作成中であります。そのビジョンに定めております基本理念、次世代への使命、安全でおいしい水の安定供給と3つの重点施策、安全な水道、強靱な水道、持続可能な水道に基づき、老朽管路や施設等の更新、耐震化、震災対策、水量水圧不足などの解消のための加圧ポンプの整備などを計画的に進めてまいります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

このビジョンは今中間でございますが、聞かせていただきました。いずれにしても、市民に対しておいしい水の供給は大事かと思えます。

議案でも料金改定も出ておりますけれども、それも絡めて、いずれにしても料金を上げれば、おいしい水の提供は当然やと思うんです。それは私も産建のメンバーでございますので、またそちらのほうで議論はさせていただきます。

次に道路の保全、整備についてでございます。

2点でございます。

現況報告の中には、和賀白川線整備事業についてが出ておりますし、ただもう一つは、昼生地区の通学路整備についてお聞かせ願いたいと思うんですが、これは現況報告には出ておりません。市民の声を聞かせていただいて、現場を見せていただいて質問させていただくわけですが、まず和賀白川線の整備事業につきましては、現在は住山地内の国1バイパスでランプまで行っておりますけれども、その先の亀田小川線までの延伸の整備計画の中で、今回、補正予算において1億300万の減額が出ております。

これは補正予算の説明の中で、計画の見直しというのも理由で聞いておったんですが、現況報告の中にはやはりいろいろ理由も書いてございます。その部分について特にお尋ねしたいんですが、これが今とまって、これでいいのかどうかというのをまず確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

和賀白川線の減額補正に関する状況でございますけれども、昨年度より継続で実施をしております用地測量業務でございますが、この委託業務につきまして、今年度、年度途中ですけれども、7月6日に委託業者から業務続行不能届が提出されました。

そういったことから、弁護士等に相談を行いまして、三重県建設工事倒産マニュアルに基づきまして、業務続行不能届を受理いたしまして、契約の解除を行ったところでございます。

そうしたことから、用地測量が完了しないために、今年度予定をしております用地買収等の業務に着手できないことから、今年度につきましては予算補正をさせていただいたというところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

契約のいわゆる業務の不履行ということで理由はわかったんですが、その業者を選定する、契約に当たっての選定については、これは契約管財室と私は思うんですが、そこらの調査等もやっていかなかったのか、またこれ違約金も発生してくると思いますが、そこらの部分はどのように考えておられるのか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回の委託業務でございますが、こちらにつきましては工事の伴わない委託業務で、担当室でございます道路整備室で入札等を行っておりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

今回の業者選定に当たりましては、三重県のほうで共同で実施していただいております登録業者から選定させていただいておりますので、この業務の指名の段階におきましては、そうした業者の情報につきまして、問題があるというような情報は得られていなかったことから、業務契約をさせていただいております。

契約解除につきましては、設計業務等委託契約書第42条第1項第2号の規定によりまして、契約解除を行いまして、同じく同条第2項の規定に基づく違約金も請求し、受理しているところでございます。

そういった手続を経て、契約解除をいたしたものでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

契約解除については理解させていただきました。

ここで、補正予算で減額されておるといってございまして。これが事業の進捗にかなり影響が出ておるとは思いますが、当然1億300万を減額をしたといってございまして、今後このような場合どうしていくのか。特に財源として地方債が大分入っておりますね。これは合併特例債と私は理解しておるんですが、この合併特例債の時期がもう一、二年と違いますか。これを使って業務がやっていけるのかどうか、確認したいと思っております。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

この事業につきましては、市内道路のネットワークにおける亀山環状線として非常に重要な道路であるということは認識してございまして。

そのような中で、合併特例債の活用期限というのもございまして、そういったところを勘案の上、事業の進め方について現在検討しているところでございまして、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

事業の進め方は考えていただいておりますけど、合併特例債が間に合うのかどうかというのを私はお尋ねしておるんです。これ、企画やと思うんですが、合併特例債については、これをやはりシビアに受けとめなければならんと私は思いますので、そこらを確認したいと思っております。

○議長（西川憲行君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

合併特例債の活用期限は平成31年度までとなっておりますことから、基本的にはこの期間までに事業が完了することが必須ということになります。したがって、和賀白川線につきましては、そういった事業進捗を勘案いたしまして、財源等の有効活用を図ってまいらなければならないと考えているところでございまして。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願ひしたいなと思っております。

これについても、産建の委員会で議論させていただきます。

それから、昼生地区の通学路整備についてでございます。

以前より、多分昼生地区の通学路整備については地元要望もあろうかと思っておりますが、先般、市民の方から通学路が大雨のときに、県道鈴鹿芸濃線、それから、紀勢線の交差したところのアンダーパスの部分について、何とかならんのかなというような話をいただきました。

それで、私も現地見せていただいたところ、やはり大雨のときには冠水する、水たまりができるというふうで、通学について現在では難しいと思っておるんですけれども、見た目は。これが今までから要望が来て、そういうふうな協議を凶っておるのかどうか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

県道鈴鹿芸濃線のJR紀勢本線高架下の排水対策につきましては、自治会連合会昼生支部を初め、地域の皆様からさまざまなご要望をいただいております。所管しておりますのは三重県鈴鹿建設事務所でございますが、そちらのほうからは、見解といたしまして、県道の最も低い箇所が中ノ川の水位よりも地形的に低いという構造的な要因のために、なかなか抜本的な道路改良による対応は現段階では困難とこのことを伺っております。そのため、今まで可能な対応といたしまして、中ノ川のしゅんせつや、大雨時の冠水注意の電光掲示板を設置していただいております。

議員ご提案の件につきましては、歩道のかさ上げ等も含めて、引き続き対応について県のほうに要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私も素人でございますけれども、一般的に考えたら通学路を上げたったら通れるのかなというふうに感じたわけですが、今後、県と十分協議を凶っていただいて、信号をつけてあるでええわというような考えじゃなしに、子供たちが安全で近い距離を通れるような通学路を考えていただきたいと思っております。

これ、教育委員会から答弁が来るかなと思っておったんですが、建設のほうの答弁で、今後検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、安全・安心なまちづくりの推進についてお尋ねするわけですが、その中の消防力の充実強化については、以前より委員会の資料とか、議会にも資料が提出されております。

その中で、私は以前から取り組まれております一つとして、鈴鹿市との境界付近での消防の相互応援活動を充実してきたという報告も聞いております。成果も聞いております。

その中で、今回ここでお尋ねするんですが、この4月でしたかね、多分消防庁からの何か通達が来ておると思っておりますけれども、その中で広域化の問題かなというふうには私は受けとめておったんですが、今回、鈴鹿市とのはしご車の検討委員会を立ち上げたということも聞いております。

そういう中で、広域化も過去から叫ばれております。極端な話、三重県一本化というのも聞いておりましたし、その後、通信の広域化、いろいろなことも出てきておる中で、今の現在の状況をお聞かせ願ひたい。

○議長（西川憲行君）

平松消防次長。

○消防次長兼消防署参事（平松敏幸君登壇）

共同運用と広域化の問題につきましては、関連がございますので、まずはそちらのほうからご説明をさせていただきます。

国が推進します消防の広域化について、組織の統合に向けた調整が困難であるなど、実現に時間を要する地域、亀山市はそれに該当するわけですがけれども、その地域におきましては、消防事務の性質に応じて、事務の一部について柔軟に連携・協力を推進することとなり、本年4月1日付で市町村の消防の連携・協力に関する基本指針が発出され、その具体例として、消防車両の共同整備などが示されたところでございます。

このことを受けまして、亀山・鈴鹿両市消防本部の職員で構成いたしますはしご車などの共同整備に係る検討委員会を立ち上げ、災害出動回数がほとんどなく、整備費、維持管理費ともに高額で、かつ更新時期がともに迫っている理由から、そのはしご車について調査検討を進めているところでございます。

なお、議員お尋ねの広域化につきましては、平成26年3月に策定をされた三重県消防広域化推進計画におきまして、きめ細かな情報提供を行うことで、広域化に対する機運の醸成を推進していく地域に指定されたことから、現在におきましては、鈴鹿市消防本部との思いやり救急を初めとする、隣接消防本部との相互応援の充実を推進しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

消防力の充実のためには、県内でも相互応援協定等結ばれておりますし、震災時とか大災害のときには緊急援助隊などのそれぞれの援助も受けたり、行ったりしているのが現状やと思うんですが、そういう中で、いずれにしましても広域化の問題は、それぞれ全国の中での自治体の全部、消防力をとということで広域化が進められて、組合なり、事務委託なりやられていた現状も私もよく知っておりますし、その中で、今後の充実については、一つの機械にしても、やはり2つの市がお金を出し合ってやっていくというのも、国が示しておる一つの方法かなというふうに思っております。

いずれにしましても、きょう言っただけというわけにはいきませんので、十分協議を図っていただいて、三重県の消防長会の中でも、どのように取り組んでいくのかという中で、一遍、本市としても十分考えていただきたいというふうに思っております。

今後、消防の充実については、多分市長も力を入れてくると思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思っております。

それで、次に健康で生きがいを持てる暮らしの充実についてということで、2つ上げてございます。医療センターの院外薬局の成果についてと、訪問看護ステーションの開設についてということで上げております。

訪問看護ステーションについては、先般の議案質疑の中でいろいろ聞かせていただいて、統括官の思いも、また市長の思いも聞かせていただきました。これについては省かせていただくということで、まず医療センターの院外薬局の成果について、どのぐらい進んでおるのか。私も、医療センターにかかっておりまして、もう2度ほど院外薬局を使いまして、なかなか感じはよかったなとい

うふうに私の感じがございます。

医療センターの事務方としてどのように受けとめておられるか、確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田医療センター事務局長。

○医療センター事務局長兼地域医療部長（古田秀樹君登壇）

本年2月に医療センター敷地内への調剤薬局開設について公募をさせていただき、選定した日本調剤株式会社によりまして、日本調剤亀山薬局が10月2日に開局をいたしました。

薬局の開局に合わせ、医療センターの外来分の処方箋を院外化させていただき、院外の薬局で薬の調剤を受けていただいております。

薬局開局から2カ月が経過いたしました。現状といたしましては、医療センターの外来処方箋の数が2,588件ございました。そのうち2,435件、94%が敷地内薬局である日本調剤亀山薬局のほうで薬の調剤を受けられた結果となっております。

また、日本調剤亀山薬局での後発医薬品、いわゆるジェネリックですけれども、その使用率は数量ベースで10月が81.70%、11月が86.65%であり、厚生労働省が2020年の達成目標としている80%を大きく超えております。後発医薬品の使用率が向上したことによりまして、先発医薬品を使用した場合との医療費の差は、10月分と11月分を合わせて530万円を超えると推計されております。ですので、年間を通すと3,000万円を超える亀山市の医療費が削減できることになると考えております。

また、院外処方箋を進めることによりまして、市民の皆様がかかりつけ薬局をお持ちいただくことにより、重複した薬の処方の防止、あるいは、薬の飲み合わせによる副作用などを未然に防止することもできます。

このように、後発医薬品の使用が進められ、医療費の削減につながり、さらに多くの皆さんにかかりつけ薬局をお持ちいただくことによりまして、処方箋の院外化の効果も十分出てくるものと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

院外薬局については成果が出ておるというふう感じたわけですが、それとジェネリックの後発医薬品についても、以前の緑風会で、特に前田稔議員がそれに注目されまして、研究もし、提言もしてきたのが今出てきたのかなというふうに思っております。

そういう中で、今後、医療センターの利活用を十分していただくためには、患者のためにも、今後努力をしていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

時間も16分になりましたので、次に移らせていただきますが、もう時間が迫ってきましたので、まことに申しわけございません。教育現況報告について6点ほどございますけれども、まとめてお話ししていただいても結構ですし、まず学校における働き方改革についてというのが文科省の中央教育審議会の特別部会というのが、学校における働き方改革に係る緊急提言ということで示されておりますが、これについて今後亀山市としてどのようにやっていくのかどうか、確認したいと思っております。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校における教職員の働き方改革につきましては、本市におきましても喫緊の課題と認識しております。教育委員会といたしましては、亀山市全体の総勤務時間縮減の目標値と、進捗管理指標の目標値を定め、取り組みを進めておるところでございます。

教職員の勤務時間の把握につきましては、全教職員の勤務時間報告を受け、実態把握に努めております。また、中学校における長時間労働の大きな要因の一つとなっている部活動につきましては、本年9月に亀山市部活動ガイドラインを策定し、適切な活動時間や休養日の設定について示したところでございます。各中学校におきましては、このガイドラインを踏まえ、適正な部活動の運営がなされておるところでございます。

また、夏休みや冬休みなどの長期休業日には学校閉校日を設定し、教職員の年休及び振りかえの取得を推進しております。さらに、土曜授業を見直し、本年度は3回にいたしましたところでございます。

このように、スクラップ・アンド・ビルドの手法をもって学校教育の充実と教職員の働き方改革を推進しているところでございます。

次年度からは、主として学校閉校日を設定したり、学力に関する調査等の精選を行ったり、本年10月に開催されました知事と市長の一对一对談のテーマとして取り上げられました部活動指導員の活用、さらには学習ボランティアを含む学校ボランティアの積極的な活用を進めてまいります。教育委員会としましては、管理職とともに学校マネジメントにおける重要課題として認識し、教職員の意識改革も図りつつ、今後も引き続き学校における働き方改革を進めてまいります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

働き方改革で亀山市の取り組み、思いも聞かせていただきました。

次に、私がいろいろな質問をさせていただきますが、先ほど触れられた点もでございます。例えば学校休業日の分散化についてでございますが、9月13日に学校教育法施行令の一部改正がございまして、家庭及び地域における体験学習活動等の円滑な実施のために、学校休業日の分散化が示されております。本市としての考え、また先ほども触れられておりました亀山市部活動についての件についてお尋ねしますが、まず学校休業日の分散化を確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校休業日の分散化につきましては、国が推進しておりますキッズウイークの取り組みの中の一つでございます。そのキッズウイークとは、夏休みなどの長期休業日を分散化することで、大人と子供が一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出するという取り組みでございます。それに伴いまして、本年9月に学校教育法施行令の一部が改正されまして、地域ごとに学校の夏休みなどの一部を学期中の平日に移す学校休業日の分散化が可能とされたものでございます。

この学校休業日の設定に当たりましては、保護者への趣旨の周知とか理解、さらには地域や経済界との十分な連携調整が必要不可欠になってくるものと認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

中身は聞かせていただきましたが、いわゆるこういうのは非常に取り組むのが難しゅうございます。今までかつてこのようなことが発想すらできなかったのかなというふうに私は思っております。親御さん、地域、いろいろな方々の理解も得なければならんと私は思っておりますが、そういう点も今後よろしく取り組んでいただきたいなど、かように思っております。

次に、3つ目に亀山市部活動ガイドラインについて、先般示されましたが、今後どのようにするのかということと、5番目に児童生徒の文化活動についてというお尋ねもしてございます。一緒に答弁をお願いしたいなと思っております。

今後、部活動については、私の思いでは今の働き方改革の中にも、やはり学校の先生方の顧問的な部分、非常に難しい時代になったかなというふうに思っております。その中で、先ほども教育長の話もございましたが、例えば外部指導者の導入、例えばスポーツに対しては外部コーチを入れるとか、私はスポーツのエキスパート、そういうようなのも育てていかなければならんとというふうな中で、今後どのように取り組んでいくのか、考えがあれば聞かせたいと思っております。

その外部コーチ、外部指導者を採用するにも、やはりボランティアも大事かと思うんですが、やはり市としての取り組みも今後考えていただかなければならないなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

亀山市部活動ガイドラインでございますけれども、特に主な内容といたしましては、部活動の意義や運営指導に係る留意点、適切な活動時間や休養日の設定等でございます。適切な活動時間や休養日の設定につきましては、総勤務時間縮減取り組みと連携をいたしまして、平日放課後の練習時間は長くとも2から3時間以内が望ましいなどの活動時間や、月に少なくとも4日以上休養日に加えまして、平日の週1日の放課後部活動休養日を設定するなどの休養日を明記いたしましたところがあります。

さらに本年4月、学校教育法施行規則の一部改正により位置づけをされました部活動指導員につきまして、実技指導や引率などの職務や今後の活用について明記をいたしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

非常に難しい部分もあると思いますが、今後進めていただいて、さらに亀山の生徒・児童が活発に部活動ができるように、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

次に、学校給食の中で、かめやまっ子給食についてお尋ねするわけですが、先般でしたか、JAの受託者部会と、また亀の市から米とか野菜の寄贈を受けました。これは非常にありがたいことで

ございます。

そういう中で、その方々もなぜ子供たちに食べさせる材料を出しておるのかというのもございます。特に給食に使われております中でも、地元の食材をこのかめやまっ子給食にどのように使って、どのように進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校給食用食材といたしまして、先ほどご紹介いただきました本年度も鈴鹿農業協同組合受託者部会より市内産の米、コシヒカリでありますけれども、420キロ、さらに生産者団体の亀の市よりキャベツ、ネギ、サツマイモなど延べ520キロ、これはそれぞれ市内の小学校及び関中学校の給食1回分に相当するようでございますけれども、それを寄贈していただいたところでありまして、食の地産地消に大きく貢献をいただきまして感謝をいたしておるところでございます。

地産地消の取り組みということでありますが、本市の学校給食でありますけれども、米は市内産を使っております。牛乳は県内産、豚肉は市内産を含む県内の北勢地域産を年間を通じて取り入れておりまして、地産地消を推進しておるところでございます。また子供たちの地域食材に対する知識や関心を高めて豊かな心と体を育むために、市内産、県内産の食材を多く使用いたしておりますかめやまっ子給食、これは年間20回実施しております。今後もさらに地元産を使用いたしまして、この地産地消の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

かめやまっ子給食については地元産の食材を使っていたくのもやし、子供たちを健康に育てていただくのも、そういった部分も含めておるだろうというふうにも思っております。情操教育の中にもそれも必要かなというふうにも思っておりますので、今後よろしく願いしたいなど、かように思っております。

たくさん出しましたが、最後になりました。

コミュニティ・スクールの活動についてお尋ねしたいと思います。

先般、川崎小学校の学校運営協議会さんが、コミュニティ・スクールの活動により、文科大臣表彰を受けられました。まことに関係者の皆さんに敬意を申し上げまして、おめでとうと申し上げます。

このことにつきまして、まずお尋ねするわけでございますけれども、竹中会長を初め、やられておったのは、非常に私らも見ておりました頭の下がる思いでございます。その内容をお聞かせ願いたいなと思っております。よろしく。

○議長（西川憲行君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

まずはコミュニティ・スクールでありますけれども、現在、加太小学校、川崎小学校、昼生小学校の3校に学校運営協議会が設置されまして、コミュニティ・スクールとして活動のほうをしてい

ただいております。来年度、平成30年度は、さらに野登小学校、白川小学校、神辺小学校の3校も新たに設置されます。また、亀山南小学校、関小学校、関中学校が平成31年度の設置に向けましてその準備に入っていくという予定になってございます。

川崎小学校につきましては、先ほどご紹介いただきましたとおり、その活動実績が他の模範になると評価されまして、このたび文部科学大臣表彰を受賞されたというところでもございまして、今後コミュニティ・スクールの活動をさらに推進するとともに、発信していくということも大事かと思いますが、学校と地域が連携協働し、子供の学びや育ちを核に据えた地域とともにある学校づくりが一層進むことを期待するところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今後、各校ともそれぞれコミュニティ・スクールをされていくというふうに理解しております。

実は、私も先般、今週のケーブルテレビの番組を見ておりましたら、加太地区の地域活動の中が映されております。例えば加太保育園、加太小学校のコミュニティ・スクールの活動がケーブルテレビで放映されておりましたが、そのタイトルが「住めば、ゆうゆう」というタイトルで放映。非常に私も見ておって、この皆さん方の協力によって立派な活動がされておるんやなというふうに感心しておりました。こういうような企画、今までのケーブルテレビにないような企画がございまして、私も見せていただいて、非常に感心しておったんですが、今後このような活動を見ていただいて、それぞれのまち協を初め、それぞれの地域でも、学校も含めて、これからこのような取り組みもされ、健全な子供たちを育てていくんだろうなというふうにも思っておりますし、タイトルにございましたように、「住めば、ゆうゆう」というタイトルの中で、父兄の方、保護者の方の声を聞いても、加太地区に住んでよかったなあというような声も聞いております。

そういう中で、今後このような情報番組をどのように取り組んでいくのか。教育委員会としてはコミュニティのことで聞かせていただいたんで、これを制作しておる企画総務のほうの考えを聞きたい。また、市長の考えがあれば聞きたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からご紹介いただきました加太の特集番組、先週の12月8日から今週の14日木曜日、あすまで放映をしております。その後は金曜日から動画配信に切りかえるということで、心地よい加太の亀山暮らしということで、若者の定住促進、こういったことを大きな目的として進めてまいった番組でございます。

今後の展開でございますが、亀山市は加太地区のみならず、坂下地区、野登地区、昼生地区、さまざまな地域資源がございまして、こういった特集番組を一つずつ組んでいながら、「住めば、ゆうゆう」というシティプロモーションのサイトでございまして、そこへ一つずつ載せていって、亀山のよいところをPRして、今後も定住促進に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろな取り組みをされておまして、私も答弁の中でも安心している部分もございます。

最後になりましたが、この緑の健都かめやまを目指して、皆さん方が一層の力を入れていただいて、後世に残す亀山市をつくっていただきたいと念願して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時06分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは勇政の櫻井です。一般質問をさせていただきたいと思います。

5つばかり上げさせてもらいますけれども、まず最初に行政運営についてということで、市長さんにお尋ねしたいと思います。

私も31でこの政治の世界へ入りまして、37歳で関町議会議員から、たまたま37年間この世界におります。

市長さんも28歳で亀山市議会議員から県議会議員を経て、今3期目の市長を、5万人市民の市長をお務めになっていると。私らは当然選挙にて市民の皆さん方の負託を受けてこのような場に立たせていただいているんですけれども、表題にも上げましたように、選挙にて選ばれし者のすべきことについての基本的なお考えがありましたら、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

禅問答のようなご質問でございますけれども、僭越ながら、選挙で選ばれる公職者の一人として、私は公に徹し、誠をもって私を殺し、万機に接することと心得るものでございます。また、私自身、議員もご案内のような三重県が生んだ県政の神様、議会政治の父と称されました尾崎号堂氏、この氏を崇敬するものでございますが、氏は、これもご案内のように、当時の民主主義の創成期におきまして、民主主義を履き違えた世相とか政治家を戒めて、社会全体の利益のためではなくて、自分の都合の権益のために心を動かさない政治を説いたことは大変有名でございますし、ご案内のとおりでございます。

その心は、おのれを律するのは私であり、民を律するは公であるということを意味しておるんだろうと思いますし、私情を捨てて、公に徹することこそ、公職者が心すべき希望と信頼の道であろうというふうに確信をいたしておるものであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

そうですね、やはり自分の欲を捨てて、政は徳をもって行うというのがやっぱり私たちの使命だと思っています。これがやっぱり市民の皆さんがこの亀山市に住んで、安心して安全なまちであると誇りを持って亀山に住んでいきたいと、それを持って進んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

次に移りたいと思います。その姿勢でまた答弁をお願いしますわ。

今回提案にもされたし、さきの全協でもありましたように、乗合タクシー制度についてですけども、私もいろいろ会派のメンバーに教えを請うて、この制度について内容を聞かせていただいているんですけども、まだじっくり私として頭の中にずっと入ってこない。今の福祉事業であるタクシー券の交付、今回、市長がやろうとしている乗合タクシーについてですけども、基本的に公共交通不便地域の対応がほとんど進んでいないので、この乗合タクシー制度の議論をしてきたと。今のタクシー制度においては、交通不便地域には適していないので乗合タクシーを考えた。やはり自力で移動手段を持たない移動困難者が増加することを予測されると。免許返上者ですね。そういうようなことでこういうことを考えられたと。

だけど、これは担当部局が本来なら私は福祉事業だと思っておるんですけども、担当部局が環境になっておると。公共交通のあり方についての検討をするためにそういうようなことをやっておると。

その中で、この制度自体が果たして、対象が8%、7,000人、交通不便者ということですか。不便地区の7,000人を対象にしてやっておるんですけども、さきの平成29年12月6日開催の教育民生委員会協議会資料の健康福祉部長寿健康づくり室の冊子資料の37ページに、この福祉関係の資料の中に高齢者の社会参画の支援として実施しているタクシー料金の助成については、免許返納に対応し、介護予防のための買い物等生活支援に必要な日常の交通手段として利用できる乗合タクシー制度へ移行していきますと。こういうような資料が出ておる。

やはりこの乗合タクシーと今のタクシー券とあわせた中で、やはりこれは私は福祉やと思うんですけどね。福祉事業であると思いますけれども、こういうような形でいろんな資料はいただいています。その中で、やはりこれは公共交通なんですか。私は福祉施策やと思うんですけども、市長さん、どういうふうに、やっぱりこれはあくまでも公共交通の部門であるというふうにお考えなのか、そこら辺の部分をもう少し明確にいただけますでしょうか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、この制度導入に当たりましては、少し議員も触れていただいたような背景、課題を解消し

ようと、4つほどの課題を解消しようということで検討いたしてまいりました。これらの課題の解決のためには、例えばコミュニティバス路線の再編だけでは限界がございます。これは物理的にも財政的にも限界がございますし、あるいはタクシーチケット助成制度だけでもカバーできません。いわゆる地域公共交通、それから福祉施策との整合も、これは縦割りの制度を超えて、しっかり亀山としてそれを整合させて、市民の皆さんの移動需要の実用に効率よく対応できる新たな交通手段を考えていこうということで、今般、乗合タクシー制度導入を決定いたしましたところであります。

この乗合タクシーであります。新たな公共交通として移動困難者の日常生活における必要最低限度の交通手段を、効率的、効果的に確保するとともに、持続可能な公共交通体系の構築に向けて運行をいたすものでございます。

道路交通法改正によりますこの受け皿づくりも大きな課題でございます。さらに公共交通不便地域の市域全体の8%の4,000人の皆さんへの対応が、従来の仕組みでは限界がございます。

したがって、現在の公共交通の課題を解決し、今後のニーズ等々を考えますために、私どもはこの乗合タクシー制度を本年10月に検討策定いたしてまいりました新亀山市地域公共交通計画で、新たに位置づけをさせていただいたものでございまして、福祉施策なのか、あるいは地域公共交通の担当セクションなのかということよりも、この全体として、亀山市の縦割りの制度を超えてこの課題に立ち向かっていこうという中で、新たに提案をさせていただいたものでございます。担当部署につきましても、公共交通部門を担当いたしております環境産業部が所管をさせていただくと、一元的に所管をさせていただくということで考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

手元にある実際の移動を想定した乗合タクシーとタクシー料金助成利用者の負担額の比較という表があるんですけども、その中でも基本的に移動困難者に、今回の設定では午前10時から午後3時、前日予約、市内タクシー業者5社あって、1社は協力してくれると。

そのような中で、30年の10月からこれを実施していくというお考えを持ってみえるらしいですけども、今の市内タクシー業者の対応、それから時間設定、これは市民の移動手段というのではなく、ちなみに公共交通、さわやか号を含め、西部ルート、いろんなルートがあるんですけども、その利用者が少ないというのは、各路線によって停留所へ行く時間がまちまちと。基本的に、これはかなり無理もあるかわかりませんが、40分から45分の間に必ずその停留所にはバスが来るといような公共交通を考えていけば、かなり緩和されるんじゃないかと。あわせて、乗合タクシーでも10時から午後3時という期間的なものじゃなしに、幅広い時間帯を利用できるようにするのが、先ほど冒頭に申し上げた移動困難者の人にいつでも好きなときに乗っていただくと。

料金体系もいろいろ示されておるんですけども、やはり乗りたいときに乗れるタクシー制度というのが私は基本やと思っておるです。そうやで、私はこんな考えを持っておるんですけども、それは私だけの考えですから、それができるかできやんかはわかりませんが、例えば市内5社タクシーがあったら、各社に必ず1台を年間契約で委託、当然お金は払うんですから、お金を払う中で、どなたが乗っても、Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンと分けてあるんですけども、市内の

どこから乗っても利用者はどこでも500円と。一律やと。AゾーンからCゾーンへ来るなら1,500円払いなさいよと。残りは、乗り合いにしたときも残りは亀山市が負担しますよと。市が負担しようというんじゃないに、どこから乗っても500円で乗れるという制度にはならないですか、これ。そういうようなことになったら、恐らく、別に3人、2人乗ったで1人400円とかにならないと思うんです。2人乗っても1人は必ず500円払うと。だけど、加太から例えば亀山駅に来るのにも500円で行けるというふうにならないのですか、これは。それがそもそも市民に平等に、別に加太、坂下、野登、この周辺部の人も同じように税金を払っています。国保税もちゃんと納めてもっています。野登から亀山駅に来るのも500円と。亀山の西町から来るのも500円というように形で一律になるように考えることはできませんかな、市長さん。そのような指示はできませんかな。それこそ市民平等の税の公平な負担であると思うんですけれども、いかがですか。

2人乗ったときは1人ずつから500円ずつもらうと。3人乗ったら3人が500円出せば1,500円払ってもらうと。そのような形にはなれんものですか。いかがですか、市長さん。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市は大都市ではございませんし、地方の中規模以上の都市でもございません。いわゆる地方中小都市がいかにかの超高齢社会とか、人口密度の関係もありますし、公共交通機関の整備状況等々もありますけれども、本来ならば、鉄道であれ、バスであれ、民間事業者として、その準公共的な役割がうまく機能して、これを支えていく、あるいはそこでの、当然民間事業ですから、収益の赤字路線とかそういうものを税金で補填をしていたり、あるいはタクシーの運行につきまして、高齢者の皆さんの支援策として、亀山は本当に県下でも特異な仕組みを導入して運用してまいりましたが、そこを考えますときに、物理的にも、あるいは財政的にもおのずから限界があると。

この中で、どのように持続性があるような仕組みをまち全体としてとることができるかと。こういう中で、私どもは検討を重ねてまいったところであります。

一律500円でタクシーを、当然民間事業として、当然500円があろうがなかろうが多くの方がタクシーをよりご利用いただいたらと思いますけれども、それ以上に今回考えておりますのは、先ほど申し上げた高齢者の免許証返納でありますとか、交通不便性等々の課題に対して、いろんな事業、制度を組み合わせると亀山は対応していこうということでございますので、今、議員ご提案の一律500円でタクシーをとというような仕組みというのは、当然、財政的にも困難であろうことは明らかであろうと思います。

具体的な技術的なことは、また足らざるところは担当部長からお答えをさせていただきますけれども、公共交通におきましては、当然鉄道、バス、タクシーにいずれも原則距離に応じて料金が変動しておるものでございますし、距離が長ければ料金は高くなって、短ければ安いと。こういう中で事業が成立をしておるものでございます。

私どもは、この乗合タクシーにおきましては、小学校区ごとに同一条件で距離に応じて三つのゾーンを設けまして、このゾーンごとに同一の料金を設定しているところでございます。また、単独乗車時の利用者負担割合は、小学校区の各ゾーンごとに平均的な料金を試算いたしましたところ、いずれのゾーンも約30%ということで、同程度でございました。

本制度におきましては、こうしたゾーンの設定条件とか利用料金の負担割合の面から、公平性の確保をいたしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一遍お尋ねしますに。

この乗合タクシー制度の導入というのは、移動困難者、交通の不便なところ、それから公共バスの運行で不便な人、それから移動困難者のための制度やっただすな。例えば行政として、タクシーを呼ぶんやったら、できたら乗り合いで乗って、お互いに皆さん誘い合わせて、そしてしかるべきところに行くような声かけをしてくださいますよ。

確かに民間交通機関は距離に応じて幾らということはありません。私、以前にワンコインバスがあったときに、伊勢坂下に住んでみえる方から、あそこは国鉄のJRバスの代替バスが出ています。伊勢坂下から関へ行くのに290円かかるんやと。ほかのところは100円でやっているのに、何で私は290円払わんならんのやと。おまえ何とかせえと怒られたことがあるんですよ。

だけど、本来の目的は、移動困難者のための乗合タクシー制度やったら、やっぱり民間が考えているよりも市民の移動困難者、免許返納者のための制度やという感覚やったら、別に500円一律にしても無理はないと思いますけれども、これをやっても時間がたつだけですから、私はそう思いますよ。それこそ、私は福祉事業に厚い亀山市政の一つのモデルやと思っております。

ちなみにちょっときょう新聞を持ってくるのを忘れたんですけども、公共バスに遠いところで、恵那市やと思ったんですけども、市が補助金を500万円出して、自分らが運行してその停留所まで皆寄ってきてもうて、住民が運転手でやっておるという制度を恵那市はやっていますよ。恵那市が補助金を出して。やっぱり亀山市独自のことやったら、私は市民の皆さん方も理解していただけたらと思うんですよ。

ぜひともそのようにもう一度再考していただいて、料金の例というのをいただいていますよ。タクシー業者が利用相当額の金を亀山市に請求して委託料の請求をする。委託料を支払う、タクシー業者はすると。利用者は利用料金、それでタクシー会社はサービスの提供をするということはどうわかりますけれども、これで乗合タクシーを利用した500円、Aゾーン、利用者がタクシー業者に支払う。それから料金の500円はタクシー業者が亀山市に納入すると。タクシー料金が2,350円の場合は、タクシー業者が委託料として亀山市に請求すると。それで委託料として亀山市が2,350円をタクシー業者に支払うと。

そうすると、大体この事業を始めたときに、事業費概算、いかほどですか。それをちょっと部長、答えてください。

○議長（西川憲行君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

これまでの全員協議会で説明させていただいた資料にもお示しをさせていただきましたが、3年間で段階的にこの事業、乗合タクシー制度をふやしていこうということで、3年目で目標の人数に到達する予定でございますが、その3年目で事業費がたしか2,000万円程度であったと思いま

す。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

1年で2,000万ね。2,000万やったら、タクシー業者に1台700万ぐらいで契約して3台確保したほうがいいと思う。2,100万で。それやったら全員500円で乗ってもらったらいんですよ。そういうような方法もあると思います。もう一遍これは、10月施行ですから、もっと細かいことは出てきますので、そのときにまた議論させてもらいたいと思う。まだ9月はおりますからね、この場に。それまでにもっと詳しいことが出てくるやろうもんで、そのときにまた議論させていただきたいと思います。

この点はここで切りたい。

何はともあれ、市長さんをお願いしておく。やっぱり一律500円で乗れるようにしてください。それをすることによって、この制度はもっと市民に定着すると思う。それには亀山市の税、いろんなところでいろんなお金を使っておるんですけども、決してこれは500円にしたからって市民の人からお怒りはないと。私だけのひとりよがりかわからんけれども、それはおかしいというのはないと私は思います。私の考えはね。

次に移ります。

教育施設のあり方についてという議題で出させてもうておるんですけども、平成29年9月定例会に川崎小学校旧校舎解体にアスベスト除去の4,300万が追加して契約変更で出されました。私は反対討論をさせてもうたんですけども、そのお金はどこから出てきたんといったら、この川崎小学校の新築事業が3カ年計画だから、そのときの入札差金1億4,000万からの差金を充当したと。

その後、残された特別教室3教室、空調のことを私言わせてもらいました。なぜこれをまた改めて聞くのは、川崎小学校にこの3教室、図工室、理科室、家庭科室に空調が入らなかった場合、今から中学校に合併特例債を活用してやるらしいですけども、亀山市内の小・中学校の特別教室には空調を入れないという一つのあかしになるわけですよ。これだけはどうしても僕は避けたい、一議員として。今まで空調のことを一生懸命言ってきた中で、なぜこのような中途半端なことをするんやと。中途半端なことをやってしまうと、今後中学校、小学校、空調のついていない学校ですよ。その対象に特別教室は除外される、音楽室以外は。それはあってはならんと思う、私は。

入札差金が1億4,000万で4,300万使って、残りが9,700万あると。これ、どんだけ使っても600万あったら川崎小学校のあれはできるんですよ。それをなぜしないんですか、市長。教育委員会へ僕が聞いたところでしょうがない。これは市長の判断だ。市長が600万ここに出せと、追加せいと、工事変更せいと一言があったら、川小ができて、それに従って今計画されておる空調設備のない小・中学校の普通教室及び特別教室に全て設置できるんですよ。それこそ、次世代を担う子供たちのための学校環境づくりの第一歩やないですか。その判断がなぜできやんのですか、市長。

何の報告もないけど、教育委員会から何か報告があったかな。川小の残した3教室、あったかなかったか。なぜそれをしてないんかな。あったかなかったか一遍聞かせて。もう教育長さん、次長

さんは無理やで、教育委員会ではそういうのはこの際につけておくべきやという要望はしなかったのかな。してないということは、なぜできやんのやな。その理由を聞かせて。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校施設の空調機設置に関しましては、さきの9月定例会でも、私の考えは申し上げさせていただいたところでありますが、児童・生徒の望ましい学習環境、生活環境のあり方や、子供たちを取り巻く環境を考えますと、特別教室を含め、全ての教室に設置することが望ましいと思っております。

しかしながら、私の強い思いでございました普通教室への空調機整備事業を現在進めているところでありますので、まずは現在の計画を完了いたしたいと存じております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

教育長、「まずは」は余分なんや。これは今の状態で満足しておったら、そうすると教育長としてこれが一つの例になるという認識はないかな。川小の特別教室が入らんということで、これが今後の計画に影響を及ぼすという気持ちは持ってみえへんかな、こんなことを言っておったら。それをちょっと聞かせて。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

今後についてでございますが、まだ3年間かけて、普通教室への、また音楽室への空調機設置も要望させていただいて、実現の予定でございます。したがって、残りの特別教室につきましては、永遠に設置をしないと、そのような考えは持っておりませんが、まずもって普通教室と音楽教室を導入していただくと、設置していただくと、そういう思いでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

教育長がそんなことで妥協しておっては困る。教育現場を監視監督する立場の教育長がそれで妥協しては困る。そこは教育長として強く言ってくれんことには。

市長さんに聞きたい。教育長がこうやって言うておるで、それでいいと思っておるんやな。関係ないと。そうすると、一つのこの川小の理科・図工・家庭科室に入らんのは、基本的にこの計画、270万ぐらいの計画の予算を出しておるけれども、中学校でも特別教室があります。ここにも入れてやってほしいの。関中はおかげで普通教室は全部入っています。だけど、特別教室は入っていません。入れるべきやと思うけどな、教育長は何でそう言わへんのかな。市長に任命されたで余り物を言えんのかな。

だけど市長、ほんまにこれを入れる気ないんやね。市長命令で、市長の思いというのは今冒頭に言われたやんかな、尾崎先生の話から。やっぱり亀山市の子供たちをどういうふうに育てていくか

というのは、大人の責任なんですよ。市長はこれで入れよと言って今工事しておる最中なんや。後から入れたら要らん金が要るんや。あくまでも市長、これは入れんのやな。もう入れやんなら入れやんとはっきり言って。それを聞いてまんのや。入れやんと言って。なぜ入れやんのか、その理由。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

9月の定例会でも櫻井議員からご質疑をいただきました。その際にも、まずは第2次亀山市総合計画前期基本計画、第1次実施計画に位置づけた現在の空調機の整備計画を進めてまいりたいという考え方を申し上げたところであります。議員におかれては、この総合計画策定以前からも、いわゆる普通教室への空調機整備のご提案をいただいてまいりました。それは、総合計画にも成果目標としてしっかり普通教室への空調機設置整備率をしっかりとここに明記して、その上で本年度から3カ年かけてこの事業が動いてきたところであります。

その他設置の予定のない特別教室等につきましては、決して空調機が必要でないという考え方ではございませんでして、まずは使用頻度の高い普通教室、それに加えて今回防音性を求められます音楽室の整備を完了した上で、未設置の特別教室につきましては、その次の段階で整備をしていこうという考え方を申し上げたところでございます。

当然、学校は空調機の整備、特にこの普通教室、特別教室、いろいろありますけれども、使用頻度の問題等々優先度もあろうかと思いますが、空調機に限らず、各学校施設の施設整備のより優先度の高い案件というのはたくさんあるわけでございまして、それも含めて私どもはしっかり対応してまいらなくてはなりませんし、教育長を初め教育委員会、あるいは現場の皆さんはそのような思いで、全体の中で考えてくれておると思っております。市内の学校のバランスということと、各学校におきましても、空調機を初めとするさまざまな施設整備の要望がございますので、これをしっかり見きわめ、その中で計画的に整備をしていくことが、これは議員ご案内のように、大変重要というふうに私どもも考えておるものでございます。

決して特別教室、残りやらないということは一切申し上げたことはございませんでして、そのような考え方で今後対応させていただく、今そういう方針で動いておるということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、教育長に言うておくけれども、駅前に図書館を入れたらにわかには教育委員会を開いて、平成33年までに13億の金を突っ込む。そのためには、教育委員会は臨時教育委員会を開いて、ぱっぱっぱと決めてしもうて、そんなことをやっておって、このことについては何もせんというのはおかしなもんやに。市長もそうや。駅前ににぎわいを取り戻すと。にぎわいを取り戻すのも結構なこっちゃ。僕は亀山市内の小・中学生の学校環境整備を速やかにするのが市政の一番教育行政の中でもまず、それは先生方とか保護者とか生徒の資質、それは個々の能力があると思う。けど、行政ができる中で市長が唯一やれることは、施設の完備ということや。唯一神辺小学校は全て完備する、市内で。その格差を十分認識していただきたいと思う。これは本当に、あなた、あと3年や。

今、川崎小学校はいろとる最中なの。今せんだら、恐らく先、誰がするんやな。誰が責任持ってやってくれるんや。

今回の機構改革もそうや。今せんならんで機構改革をするんでしょ。第2次総合計画を達成するために。それと五分で、川小の特別教室を今せんことには、今後空調設備をつけていく各小学校、中学校の特別教室の空調は、恐らくまた先送りになると思います。庁舎建設と一緒にや。これは何としても建てておる間につけておくんははれ。教育委員会、しっかり言うてくださいよ。教育委員の人らで一遍協議してください。市長に決断を促すために。

次に小規模小学校についてのことですけれども、これは中村議員がきのうかなり質問されました。だけど、基本的にやっぱり加太小学校、白川小学校が複式化を導入されておると。予算を認めるのは市長やと思うもんで、ここでひとつ、どこの複式学級、白川小学校は今複式になっておるんかな、1・2年生が。あれですけれども、やはりこれは保育園なり幼稚園から新1年生になって、新しい教育環境へ入ってくる1年生には単独学級で、やはり単費でもいいから市が教師を導入して、その子が成長するためのまた教育をする場を単独学級で設置するためには、単費をもってでもやっていくべきやと私は思う。そうせんことには、聞くところによると、隣の滋賀県の甲賀市ですか、そこで複式学級、1年生が5人以下の場合には1・2年生が複式になるのかな、この公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というのが昭和33年にできているんですけれども、それが改正になってきて、隣の甲賀市では1年生の学級は単独学級にして、市が先生をお願いして子供の1年間を見るという制度をやってみえる。やはり亀山市もそうすべきやないかと。

小規模学校の地域と密着した中で、その地域にそういう手厚い行政が1年生の子供には必ず複式にせんと、やはり市がお金を手当とするということだったら、恐らく加太地域の人も、特認校になっている白川小学校でも、やっぱり次の他市に住んでおるおじいちゃん、おばあちゃんを、おやじ、おふくろを在所に置いておる若い連中が、そういうような制度があるんやったら、加太へ帰ってこようやないかと、白川へ帰ってこようやないかというような、やっぱり学校の状況を見て保護者は、父兄は見ますよ。

来年、加太も複式になるらしいけれども、単費でええで、市長、そのような教師の配置をすることはしている自治体もあるわけですよ。そういう思いはないですか、市長。そんなところに無駄な金やであかんですか、市長。そんな措置はするつもりはないですか。市長として。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

きのうも中村議員のご質問にお答えもさせていただきましたが、いわゆる小規模校にかかわりまます私どもとしての認識、それからその意味合い、これをしっかり認識して、しっかりサポートしていくことが教育委員会は当然でございますし、我々もそういう思いで来ておるところでございます。

先ほど宮崎議員がご紹介いただきました、本当に加太に住んでよかった、あるいはお母さんに産んでもらってよかった、子供たちが本当にそういうふうになんか言えるような状況をつくっていくということについては、今さまざまな努力を積み上げておるところでございます。

今の複式にかかわりまます解消に向けた努力につきましては、これは教育長がきのう答弁もしたと思いますが、その解消に向けて、現在、最大限の努力をしてくれておるところでございます、そ

の中で、私どもは加太小学校の新年度に向けた体制づくりを、子供にとりまして何が一番ベストなのかという考え方のもとに、今努力を重ねてくれておりますので、しっかりそれを具現化していくことになろうかというふうに考えておるところでございます。

市内小規模校につきましては、今後も当然本市としては、白川小学校、加太小学校、それぞれの工夫をした、またそれぞれの特色を生かした教育活動が展開をされておりますので、今後につきましても、できる限りの支援をしていくことになるんだろうというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

1年生については、単独学級で進めていくというふうに理解させてもらってよろしいな。複式にはしないという考えであると。

もう時間がないので、農業について、表題に上げさせてもらったように、減反政策を政府が方針転換をされた。農業従事者の高齢化によって、離農、荒廃農地が増加傾向にありますけれども、亀山市の今の数字を調べさせてもらいましたら、亀山市の農地面積は2,764ヘクタール、荒廃農地が485ヘクタール、そのうち圃場整備事業をやられたのが932ヘクタール、未整備農地が1,832ヘクタールあります。これは圃場整備率からいきますと40.89なんですけれども、やはり、この485の耕作放棄地のあり方、これについて、やはり圃場整備事業は、ちょっと聞きましたら、平成19年、三寺地区で22.4ヘクタール、平成12年から19年にかけて県営経営体育成基盤整備事業で、平成19年度に22.4ヘクタールが実施されて以降、当市ではこの事業が一向に進んでおらん。それについて、今申し上げた1,832ヘクタール、これ、いずれこの荒廃していく農地となりつつあると思うんです。

今の農家戸数は1,435戸。専業農家が170戸、認定農業者が48人見えます。専業農家の方及び認定農業者の方が、恐らくこの中でも百姓をしておるのは、全部で10人もおらんと思う。私はしていますけどな。ちょっと猫の額ぐらいを。

恐らくこれ、百姓をやってみえるのは、10人も見えへんと思う。田畑を持っておっても、専業農家が認定農業者に委託されておる方も見えると思う。この中で、今申し上げた1,832ヘクタールの、確かにこれは山間部も含めた中での農地だと思うんですけれども、市長として、私はいろんな圃場整備関係にお手伝い、関与をさせてもうてきたんですけれども、やはり圃場整備してあれば、認定農業者、それから専業農業者の方にも委託はできる。だけど、圃場整備がしていない田畑については、委託事業で年間幾らという契約で多額のお金を払って、そしてとれた米をもらっておるというような状況です。耕作をするのにも大変なんです。

だから亀山市として、1次産業、米の生産、例えば、ざっと計算すると2,279ヘクタール、反当7俵、私はようたらんですけど、反当6俵ぐらいしかとらんけれども、大体15万9,530俵ですよ。これを昔の石高でいくと、1石2俵半として6万石ですよ。ちょうどこの亀山藩が、石川さんという人が亀山の藩主のときに、6万石やったんですよ。その城主が検地やいろんな農政をやって、百姓一揆も起こったということはこのインターネットを開いてもうたら書いてありましたけれども、やはり米づくりをするためには、まず第一に亀山市が今やらんならんことは、その1,800ヘクタールをいかに圃場整備して、専業農家及び認定農業者の方に委託をすると、していた

だくと。そして6万石、15万俵を確保するという政治をせなあかんと思っただけですけども、市長は市議会議員、県議会議員、市長をやられて、圃場整備事業についての竣工式も地鎮祭もあちこち行かれたと思うんです。それが19年から途絶えておるんですけども、この10年間、離農者がふえたと思うんです。

何ならそれを市長として、ちょっと紹介しておきますけれども、圃場整備に関する一つの指標として、現行制度で県営農地整備事業（経営体育成型）、受益者面積20ヘクタール以上、国が50、県が27.5、市が11.25、受益者が11.25という制度があります。それから、農地中間管理機構関連農地整備事業、これは平成30年新規事業ですけども、これは農地中間管理機構が借り入れる農地について、受益者の負担はゼロというのがあります。これは10ヘクタールを基本とすると。それからもう一つ、団体営農業基盤整備促進事業、これは国の補助率が50%で、地元の負担が50%、基本的に中山間地域においては55対45と。この中には、市の補助金として、国からの補助金の残の2分の1を補助するというように、受益者負担が22.5%ですけども、このような事業があると。

今この4つを紹介させていただいたんですけども、これから荒廃農地、離農を、離農はやむを得んと思うんですね、農業従事者の高齢化によって。だけど、亀山市の農地2,200ヘクタールを守るためには、この事業をどうしても推進していかんなんと思うんですけども、ちょっと市長の意気込みを。私はこれはぜひ進めるべきやと思うんです。

ちなみに私が今耕作しておるのには、その地権者をまとめるのに10年かかった。2001年に完成しておる。それでも今その圃場整備した中で、1町6反の田んぼを1人の専業農家の人に委託しています。だから、そういうようなことで、農政室で、市長はやはりこの圃場整備事業、これを推進していく仕事やと思っておるの。それを今どのようなお考えを持ってみえるか、ちょっと市長の考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご紹介いただいたように、ちょうど平成14年、旧関町では置換の事業で、当時会下、北在家、対応をいただきました。非常によく覚えており、県議会議員でございましたが、ちょうどそれが終わる直前ぐらいから、平成12年ぐらいから三寺で土地区画の事業が入ってまいりました。19年に完了いたしました。

当時としては、旧亀山、旧関町におきましても、大型の圃場整備というのは多分これが最後であろうと。それは、今の担い手の問題とか、あるいは地元負担の問題であるとか、やっぱりなかなか足並みがそろるかそろわんかということでは、この当時の事業が多分、長い歴史の中でも最終局面であろうという認識のもとに、我々は努力をいたしたところであります。また、関係者のご努力をいただいたところであります。よかったというふうに思っておりますが、しかし現状の農業を取り巻く環境は、今ご紹介のような状況でございます。今後におきましても、第1次産業をしっかりと地域社会の基盤として維持していく。このことは地域の活力につながっていくものと認識をいたしておりますし、特に集落営農、それから担い手への育成、経営安定化のために、担い手と地域が一体となって農地を守り維持できるような新たな仕組み、国の制度もいろいろ動いてきておりますが、

その動向に注視をしてしっかり対応してまいりたいと考えております。

とりわけ、担い手農家等の農業経営力、生産力を強化する一つの手法として、未整備圃場の大区画化などの耕作条件を向上することも、確かに重要であろうかというふうに考えておりますことから、これまで実施をされてきました県営の土地区画整理事業のほか、少しご紹介もいただきましたけれども、平成30年度から新たに始まってまいります国の農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用するなど、地域農業担い手農家の支援に努めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。確かに平成30年度の新規事業として農地中間管理機構の事業、これは受益者負担ゼロですからね。これはほんまに一番いいあれです。それで、対象の面積が普通では10ヘクタール以上ですけれども、中山間については5ヘクタールと。この5ヘクタールというのがみそなんです。これやったらかなりのところができます、亀山市内で。一遍担当部局にこの5ヘクタールに該当する部署を色分けしたものを一遍また資料で出してください。私どもは地区も回って、この事業をすることによって農地を守っていきという運動を私は展開したい。だから一遍、その資料の提出をお願いしまして、質問を終わります。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時04分 休憩）

（午後 3時14分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

一般質問をさせていただきます。

私の質問、きょうは大項目として市民にパブリックコメントを求める計画についてということで上げさせていただきました亀山市新水道ビジョン、亀山市地域公共交通計画、そして最後に第2次亀山市地域福祉計画について質問をさせていただきます。

本年度は第2次総合計画のスタートの年ということで、たくさんのパブリックコメントを今も実施しているものもございますし、今からも数件あると聞いております。

まず、通告では亀山市新水道ビジョンの項でございますが、パブリックコメントの目的、狙いということでこの項で上げさせていただきましたが、これは全ての計画に通じるものでございます。

質問です。

パブリックコメントの実施の法的な根拠、目的あるいは狙い、これを市はどう認識しているか。特に市民にとって、このパブリックコメントがどうメリットがあるか、有用に働くかという視点でお答えをいただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

全てのパブリックコメントにかかわることですので、私のほうからご答弁を申し上げます。

本市のパブリックコメントの手続につきましては、法令等の根拠はございませんが、庁内規定に基づき、市民の意見を市政に反映することで、市政の公正性の確保、透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進することを目的として、各種計画、条例を対象に実施をしているところでございます。

また、パブリックコメントの位置づけといたしましては、計画等の策定過程における検討組織への市民参画やワークショップの開催、アンケートの実施等の手法により、市民の意見を取り入れながら策定した計画案に対し、最終的な意思決定を行う前に意見を募る機会としているところでございます。

特にご指摘がありました市民にとってのメリット、有益性といたしましては、市の具体的な施策の形成過程において、意見提出により市政に参画し、声を反映させることができること、提出した意見に対し、市の考え方が公表されているかといった点が考えられます。

また、制度の特徴から見た場合、メールやファクスにより意見を提出することができることから、ワークショップや市民会議へ参加することに比べまして手続が容易であり、市政へ参加しやすい制度であると認識をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

それでは、亀山市新水道ビジョンについての質問ですが、私がこの質問を取り上げた理由ですね。今回、議案提案をされました水道料金の改定と、このパブリックコメントのバランスというかタイミングというか、手順が非常にちぐはぐに感じて、少し自分自身整理したいという思いで質問をさせていただきます。

その前に、通告はしてありますので、先日の議案質疑の中で、料金改定の中で、局長から非常に気になる答弁が2つありましたので質問をさせていただく。

1つ目は、料金の改定は以前からの懸案であったが、企業努力によって改正を見送ってきたんだと。企業努力とは一体何なのかということと、もう一つ、これは細かいことなんですけれども、毎年毎年決算時に現金預金残高を3億残さない、次の年の運転資金に回らないんだというような発言をされていながら、33年までは3億以上残りますが、それ以降ずっと34年から39年まで2億二、三千万から2億5,000万ぐらいしか残高が残らないんですね、いわゆる収支計算書を見ると。これは答弁と違くと、計画は大丈夫かと質問をしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

まず、企業努力についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、配水管改良工事や漏水調査による漏水修繕費の抑制、有収率の向上、それと施設の故障を減らすためのポンプ設備更新、機械類の寿命を長くするための整備補修、職員による点検、またコンビニ収納の導入や、滞納者への訪問による収納率の向上など、さまざまな努力を行ってまいりました。

次に、運転資金の3億円程度を数年すれば割るといふご質問でございますけれども、これにつきましては、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領には、料金算定期間はおおむね3年から5年を基準とするとなっていること。

また、亀山市水道料金検討委員会からの報告書にも、おおむね5年をめぐりに料金を検証することが望ましいとの附帯意見もあることから、5年をめぐりに社会情勢などをよく踏まえ、財政計画の検証を行ってまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

2つ目の答弁、少しわかりにくかったんですけども、ここでは深追いはしません。メインの質問に入りたいと思います。

それでは、提出されております、あるいはパブリックコメントを求めているこの亀山市新水道ビジョンの中に、水道料金の改定についての説明がどこにあるのか、お願いします。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

亀山市水道ビジョン（案）で水道料金の改定に関することにつきましては、平成30年度から39年度までの財政計画の中で、安全でおいしい水を安定的に供給するために、持続可能な事業運営を図る必要があるため、計画的かつ効率的な施設等の整備を進めるとともに、社会情勢などを踏まえ、適宜料金の見直しを行う必要があると記載しております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

確かに36ページが一番下に今おっしゃった文言が入っているんです。ただし、やはり市民の方にパブリックコメントを求めるのであれば、市民にとって本当に一番関心事である、あるいは市民生活に一番関連する料金については、やはりもう少し丁寧に、詳しく伝える必要が私はあると思うんです。例えば、値上げ率までを明示しろとは言わないけれども、例えば会計の考え方とか、あるいは7月に出された料金検討委員会の報告、もう水道料金の改正はやむを得ないんだという報告が出ていることや、あるいは改正予定の時期、もう来年の4月からやるつもりだと。あるいは、高齢者あるいはひとり暮らしの方が基本水量を10立米から5立米に下げたいと、これぐらいの説明、アナウンスはできなかったんですか。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

亀山市水道料金検討委員会から市長へ報告する際につきましては、記者発表を行っております。また、その内容につきましては、市ホームページのほうに掲載しております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

当初にパブリックコメントの目的、狙い、あるいは市民にとってどれだけ有益に働くかという質問の中で、市民が参画できる、計画に対して意見を申すことができる、一つの期にとって大切な意見公募の機会にこのことを書かずして、何かインターネットで報告したみたいな、こんな不親切なことはないと思う。

それは置いておいて、今度は全く言ってみれば逆説的な質問をさせていただきたいと思います。今言われたこの36ページに、社会情勢などを踏まえ、適時料金の見直しを行う必要がある。

その次の37ページに、何の表題もなく、何の説明もないままに、30年から39年の収益的収支、資本的収支ですね、この表があるんです。確認したいんですが、ここに上げられた数字は現行の水道料金に基づいて試算したのか、あるいは今回提案の水道料金の改定が可決されたことを前提に示されたものなのか、お示し願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

亀山市新水道ビジョン（案）につきましては、計画期間を平成30年度からの10年間とし、その期間の財政計画を明らかにするものでありますので、料金改定後の財政計画を記載しております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

それでは局長、この料金の改定が、万が一この議案が、否決された場合は、パブリックコメント、いわゆる新水道ビジョンをつくりかえるんですか。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

仮にですけれども、亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例が否決された場合ですけれども、給水収益とそれに関連する純利益、補填財源、現金預金残高、整備計画なども変わってまいりますので、現在パブリックコメント中の亀山市新水道ビジョン（案）につきましては、つくりかえるものになると考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

つくりかえるんだと、経費もかかるんですけど、市長か局長のポケットマネーでやるんですか。それはいいんですけど、ちょっと企画総務部長に聞きたいんですけど、今の案件ですけれども、私冒頭、このパブコメと条例改正、いわゆる水道料金の改正との関係が非常にちぐはぐで整理がつ

かないと。だから整理したいんだということで質問するという前提で言ったんですけど、ちょっと部長に聞きたいんですけど、料金改定が今議会で可決されていない段階で、新料金体系をもって向こう10年間の財政運営を市民に示してパブリックコメントを求めることが正当な手続なのか、見解をお願いします。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の亀山市新水道ビジョン（案）につきましては、計画期間を平成30年度からの10年間とし、その期間に必要なとなる施設の整備計画について、その内容を明らかにするものと認識しております。

しかしながら、現行の料金体系を維持していけば、こうした整備に要する財源が不足することが見込まれますことから、必要となる費用に応じた料金を改定するため、条例改正を提案いたしてるところだと考えております。

このように整備計画を明らかにした上で、その実施に必要なとなる料金体系を見直す考え方から、条例改正とあわせてパブリックコメントを実施しておるところでございまして、私としては特段問題は無いものと考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、計画・ビジョンを示し、その計画が確定した後に、その根拠となる財源の裏づけとなる今回の料金の値上げを議会に上程することは間違っていないと、正当性があるということによろしいですね。もう一度確認。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま申し上げた同時期に提出をしておるという理由につきましては、今の答弁のとおりだと思いますし、パブリックコメントの実施時期につきましては、庁内での最終的な意思決定を行う前としておりますので、特段に問題は無いと認識しております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

それでは、上下水道局長に伺います。

今回の新ビジョン、いまだパブリックコメントの最中なんですね。いわゆる計画が確立されていない。そういう中で今回の料金改定を議案提案するということは、正当性のある手続か、認識をお願いします。

○議長（西川憲行君）

宮崎局長。

○上下水道局長（宮崎哲二君登壇）

パブリックコメント及び議案提案につきましても、時期的には問題ないものと考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

もう一度、パブリックコメントを経て、最終案が決まった段階で、先ほど企画総務部長は同時進行でも構わないということをおっしゃいましたが、私は基本的には、パブリックコメントを経て新しい計画・ビジョンが確立した後、財源に対して議案を提案すると、これが正当ではないのかと私は思いますが、部長の見解を求めます。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市が目指すべき姿や各種施策を計画として位置づけた上で、これらを具現化するために必要となる財源についてご審議をいただき、総合計画を見ていただくと一目瞭然だと思うんですけども、総合計画につきましては、今後10年のさまざまな施策、事業を掲載しておりますが、それぞれ財源等、先々についてくる財源等についてはまだ決定をしていない段階ということでございまして、分野別計画につきましても、ご審議をいただくことにつきまして、基本的な流れとしてはこういった流れで正しいものだというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私自身もまだちぐはぐ感は拭えません。願わくは、その辺、いわゆる予算を伴う、財源を伴う計画もの、あるいはパブリックコメントを求めるものとの関連をしっかりとした形で文書化していただきたいということをお求めたいと思います。

次に、亀山市地域公共交通計画に入ります。2番目ですね。

タクシー料金助成金の変更との関連についてという項目を上げました。まず、この亀山市地域公共交通計画、この計画の目的を端的に説明願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

計画の目的でございますが、これまでの計画で解消できなかった課題、改正道交法による免許返納者の増加と、市が抱えるさまざまな課題への対応や、鉄道・バス等本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、主に移動困難者が日常生活における最小限度の自立した移動を可能にする持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、本計画を策定したものでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この計画の目的は、現代的課題、免許返納者への対応も含めながらも、あくまでも移動困難者の日常生活における最低限の移動性を効率的に効果的に確保するために、持続可能なことも含めて計

画を立てるとのことなんです。いわゆる移動困難者の日常最低限の移動性を確保するという目的でつくられてあるという計画であることを確認しました。

では、移動困難者とは具体的にどんな方か、説明していただきたい。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本計画での移動困難者とは、主に自家用車に乗車あるいは同乗して移動できない方でございます。こうした移動困難者の中には、高齢者や障がい者の方々が多く含まれているものと認識いたしております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

対象は、免許を持たない方、学生さんもいるけれども、移動困難者の主体は高齢者であり、障がいをお持ちの方、これが主体なんです。今回、このパブコメを求めた計画、いわゆる対象者である高齢者なり障がい者である方が最も関心の高い、あるいはかかわりの深い現行のタクシー料金助成事業の、全面的には言いませんが、基本廃止から乗合タクシーの移行の説明はあったのか。いわゆる1万円の助成事業をやめるということに関して、この地域交通計画の中に書き込みがあったかということですか。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本亀山市地域公共交通計画は、公共交通面からの計画でございますので、乗合タクシーの記述はございますが、タクシー助成事業からの移行という明確な記述はございません。しかしながら、先ほども櫻井議員の質問の答弁で市長が申し上げたように、公共交通部門と福祉部門が連携していくというような記載はございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

移動困難者の対象がほとんど高齢者であり、障がい者の方であるにもかかわらず、今の答弁ですと、公共交通事業と福祉の部分は色合いが違うんだ、別物だみたいな答弁なんです。これでは、これは後から出しますけど、いわゆる丸ごととか我が事の中では、既存の縦割りのシステムの弊害をなくす総合的な支援をやっているんだと言いながら、ここの部分では全く色合いが違うみたいな答弁なんですけど、その辺の見解を示してもらいたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、地域公共交通計画の場合は、乗合タクシーだけではなく、鉄道、それからバス、バスも営業路線からコミュニティバスまでいろいろございます。それと乗合タクシー、それから一般タクシ

一も含めた地域公共交通全体の、いろんな要素の全体の計画でございますので、全体的な記載をさせていただいております。そんな中で、タクシー助成に移行するというような明確な記載はなかなか難しいものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この部分については後でもちょっと触れます。縦割りをなくしてどうこう。やはり縦割りをつくっているという印象を受けました。

それで、せっかくの機会なので、きょうも先ほど櫻井議員の質問もございました。この乗合タクシー制度について簡単に質問したいんですけども、やはり櫻井議員もおっしゃっていました、前日の事前予約が必要とか、市外への利用ができない、利用時間も制限がある、あるいは今のところ対応していただける会社が1社のみと。非常に制度内容が複雑で、理解しにくい部分もあります。こういう制度について、どう高齢者に、あるいは障がい者に説明をするのか。あるいはそもそもこれだけ制約が多い制度が成功していくのか、いわゆる市民の方、対象者の方に満足をしていただき、持続可能で拡大基調の制度となっていくと思うか、あわせて答弁をお願いします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず乗合タクシー制度の中身の複雑さをおっしゃいましたが、そもそも今回の公共交通計画にも位置づけをさせていただいてありますが、鉄道、バス、乗合タクシー、一般タクシー、この四つを位置づけさせていただいてあります。したがって、乗合タクシーはタクシーという名前がついておりますが、一般タクシーとは似て非なるもの、運輸局の認可上も別のものでございます。

料金は、今申し上げたように鉄道のほうから順番に高くなっていくもの、逆に利便性はよくなっていくものというように、バスと一般タクシーの中間のものというふうに考えておりますので、例えば予約であるとか、乗降場所であるとか、時間であるとか、いろんな制約があるものというふうに考えております。

そんな中で、PRの話ですが、この制度につきましては、現在、来年の10月の制度開始を目指しておりますが、確かにおっしゃるように制度内容がいろいろございますので、全まちづくり協議会への説明会等、30回以上の説明会を今現在予定しております。

また、説明会以外にも、老人会等各種団体からのご要望があれば、こちらからお伺いをして細やかな説明をさせていただきたいというふうに考えております。

さらに、広報、ホームページでの周知はもちろんでございますが、ガイドブックも作成をして、その1冊のガイドブックで全て説明ができるというような内容のものも考えております。

それから最後に、1社体制で大丈夫かというお話もございましたが、これにつきましては、以前の全協でもお答え申し上げましたが、確かに1社体制では安定的な乗合タクシー事業を実施するのは少し難しい面もあるかもわかりませんので、複数の事業者で運行するべく、他の事業者に引き続き働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この制度が持続可能で拡大基調になるのかと。なっていくと思うかという答弁はなかったです。

それで、私もう一つ大きな質問をしたいんですけども、この制度は一工夫、一ひねり、2ひねり、10ひねりくらいしていかなと完成しないなという思いがしますけれども、6月の議会での私の質問に対する西口部長の答弁、こんなふうなんです。

結局私は、現行のバスのルート、本数を変えたり時間帯を変えたりいろんな工夫をしているけれども、コミュニティバスの路線の再編だけでは、あと数千万多くのお金をかけても、市民の方が満足するような地域の公共交通はできないんだと。地域によっては、うちの地区はバスが走っていないというような地域エゴではなくて、本当に困っている、孤の部分拾う、いわゆるバスに頼らない新たな交通手段をつくるべきだという質問をしたんです。部長はこう答えているんです。おっしゃるとおり、きょうの市長も同じなんですけれども、現行制度では物理的にも財政的にも限界があるんだと。その中で、ここが問題なんです。来年度から30年、乗合タクシー制度の導入を検討している。具体的に、車両は中型タクシーで、タクシーとバスの中間程度の利便性と料金をやっているんだと。それを6月議会で言いながら、今回のこの地域公共交通計画の中には、いろいろバスだけじゃないんだよ、鉄道もあるから書き込まなかったよということなんですけれども、なぜそれを、6月から時間がたっているのに、私は完全に現行のコミュニティバス、自主運行バスが、一定の乗車基準に満たない場合は徐々に段階を並行しながら乗合タクシーに移行する考えが示されたと思ったんです。当然この中にもそういう方向性があるべきだというふうに思ったんですが、そういう意味で私に対する答弁をしていただいたと私は思っていますが、部長の真意を聞きたいと思っています。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

何度も申し上げますが、10月に策定をされた新地域公共交通計画では、今議員がおっしゃったいろんな課題を受けて、乗合タクシー制度を始めたいという記述がございます。ただ、タクシー料金助成制度から移行するということまでは、公共交通計画の限界として、やはりどこまで記述できるかという問題もございましたので、明確な記述はないわけでございますが、福祉部局との連携を図りながら、市全体の地域公共交通計画をよりよいものにしていくというような趣旨で計画が策定されておるところでございますので、そのようなことでございます。

今、最後に議員がおっしゃった現在のバス路線の最低基準を満たさない場合については、当然今後のバス路線再編の資料になるというふうに考えておりますので、ただ、全て基準を満たさないから、そのバス路線全体をなくすんだと、そういう乱暴な議論にはならないとは思いますが、その辺の基準も含めて、今後のバス路線の再編については基礎資料として路線再編に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

計画の性格上、正確な記載はないけれども、本音はそう思っているんだというふうに言っているのかなと思ったりしたんです。

今紹介しました、それではこの中で示されたバス路線単位の評価の基本的な考え方の中に、維持基準3人、見直し基準5人、これについて説明を求めます。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今おっしゃった維持基準を3人、見直し基準5人については、現在の新計画から新たに採用したものではなくて、前計画から継承したものでございます。

内容を少し説明させていただきますと、コミュニティバス路線の再編について、路線単位で路線存続の妥当性を判断する維持基準、それが平均乗車人員1日1便当たり3人以上となっております。それからもう一つは、路線の見直しと利用促進に向けた判断基準となる見直し基準、これについては、1停留所当たり1日5人以上というふうになっております。それが路線再編の今までも基準でしたし、これからも基準になるものというふうを考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

その基準というのは、いわゆる交通手段として別の方法を検討します基準という基準なんですね、書いてある。基準を設け、運行維持の妥当性を審査検証し、この際、運行が適切でないとする場合、別の方法も検討し、別の方法というのは、まさしく乗合タクシーのことを意識して書いた文言ではございませんか。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

乗合タクシー制度を含めたものを念頭に置いたものでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

質問を用意したんです。まとめの質問として本音の答弁を願うということで、タクシー料金助成事業の廃止と乗合タクシーに移行すると。これは、今回の亀山市地域公共交通計画の目玉ではないのかという質問を用意したんですけれども、多分答弁は、亀山市地域公共交通計画の色合い、あるいは歴史的な背景もあるでありましょう、運送業者との協定等もあると思います。しかし、175ページの中で資料編が110ページぐらいになる。75ページが本文。これを見ますと、たくさんの表とかグラフとか地図はありますよ。現状分析、あるいは課題の抽出、課題は、先ほども言いましたように改定道路交通法ですか、運転免許返納とか免許返納者に対する対応、あるいはまち協とかかわりとかね、こういうのもたった4ページだけなんですけど書いてある。それから上位計画、総合計画とか、あるいは観光ビジョンとの整合、県あるいは交通業者、市の役割を明示するとか、この地域公共交通というのはきれいに整理をされていますが、新たに、いわゆる新規に目玉として

出てきたのは、これは乗合タクシーなんです。やはり本音の部分で、これは今回のこの地域公共交通計画を市民に見せるなら、重複しますけれども、今までのいろんなルートを変えてきたけれども、もうこの辺で方法を変えていかないと無理なんだと。

そこで、現在のところの新しい交通手段として現行のバスと併用して乗合タクシーを考えていると。当分は十分な対応はできないかもしれんけれども、徐々に充実していくんだと。それで、利便性が高まる中で、市民の方に支持されたら、一定の基準に基づいて乗合タクシーに変更していきたいと、これぐらいの本音のことを訴える、いわゆる責任を私は持っていると思う。市民の方はそういう言葉を期待している。

あるいは、市民の方にとっては、本当によく言われる、空気を運んでいるようなバスを走らせて、本当に市はお金があるんだねと。私らパートで時給830円だよと。それと比べたら、どうかしななければいけないという声が大きく聞こえているんです。もちろんその前提には、移動困難者に対してどうかしてやらなきゃいけないねという思いはありますよ。この辺を素直に市民の方に訴える、情報提供して、パブリックコメントを求めるぐらいの姿勢が私はあってしかるべきだと思いますが、その辺の考え方についてお伺いします。

○議長（西川憲行君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

最初に申し上げましたが、これまでの地域公共交通計画といいますか、亀山市の交通手段については、鉄道、バス、一般タクシーという中で、やはりその3つで全ての公共交通を賄うのにはちょっと無理がある。バスの路線再編だけでは、今議員おっしゃったように物理的にも財政的にも限界があるという中で、そのすき間を埋めるといいますか、全体の公共交通を補完するという意味で今回乗合タクシー制度の制度設計をさせていただいたというふうに考えております。

その乗合タクシーだけではなく、あるいはバスだけでもなく、鉄道だけでもなく、4つの公共交通、先ほど来から申し上げておる4つの公共交通手段がうまく組み合わせられて、あるいは利用者にとっては、時には選択、時には組み合わせさせていただいて、うまく利用していただきたいという思いの中で、今回の公共交通計画をつくらせていただいたというところをご理解いただきたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

やはり高齢者、障がい者のタクシー事業の廃止については、いま一度福祉部門が中心になってここにかかわりを持たないと、先ほどの櫻井議員の質問ではありませんが、やはり大きな落とし物があるんじゃないかという思いを伝えたいと思えます。

次に3番目の、第2次亀山市地域福祉計画ですね。これずうっと質問を用意したんですけども、午前中、森議員からも質問というか説明もありましたんですけど、丸ごと、あるいは我が事についての説明、どういう意味合いか、現状と照らし合わせて説明をしてくださいという質問も考えました。このタイトルというかキャッチコピーは、亀山市が考えたのではないんですね。いわゆる28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が立ち上げたということで、それを受けて、こ

のキャッチフレーズ・タイトルをつけましたが、本当に5万人都市亀山として適合できるのか、あるいはこれをしっかりそしゃくしたか、あるいは吟味したかという質問を用意したんですが、8分ですのでどうでしょうか。

その次にあります助け合いや支え合い活動を活性化する仕組みについて、これなんですけど、どんなイメージかという質問を用意しましたが、計画の中に新規事業と示されているちょこボラ育成事業について説明をお願いします。

○議長（西川憲行君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

ちょこボラ育成事業と申しますのは、高齢者世帯などではごみ出しや電球がえに困ったりすることもございます。そういうこともございますので、それぞれの福祉委員会を中心に、地域のちょっとした困り事に対応できる仕組みとして、ちょっとしたボランティアということで、そういう形のシステムを育成していきたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この亀山市地域福祉計画の中に、おっしゃったように買い物支援や困り事支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させる仕組みの構築に向けて支援をします。いわゆる支援するとは、当然、健康福祉部、市がこの計画の実践部隊である組織、社会福祉協議会に補助金や打ち合わせのためのマンパワーを提供するというのでいいんですね。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

ちょこボラ育成事業は、それも含めまして地域の助け合い、支え合いの活動につきましては、地区の福祉委員会を中心に育成を考えておりますので、社会福祉協議会に配置を予定しておりますコミュニティソーシャルワーカーを中心として地域に出向くなどして研修を行ったりして育成していく予定ですので、助け合い、支え合いの活動を活性化させる、その仕組みづくりで支援をしてまいります。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

仕組みの主体はどこなのかという質問も用意しました。今の答弁で、質問、いわゆる市が社協に対して、この制度設計に対して補助金を出す、あるいはマンパワーを提供する形になっています。

一方で、今度は社会福祉協議会の活動計画でちょこボラ育成事業を見ますと、今ちょっと触れられましたけれども、福祉委員会を中心に、地域でちょっとした困り事に対応できるよう、ちょこボラを育成していきます。また、地区まちづくり協議会に対して、ちょこボラの仕組みづくりに対して支援を行います。言ってみれば、仕組みづくりの主体は社協でもないんですね。まちづくり協議会なんです。そういうことをまちづくり協議会の運営委員会等々に周知されているのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域福祉の推進に当たりましては、市が地域福祉計画を策定いたしまして、行政と市民とが協働協力して取り組む方向を示しまして、その具体的な内容を定めているのが社会福祉協議会の地域福祉活動計画でございます。

亀山市の場合、各地域まちづくり協議会に福祉委員会が組織されておりますので、そこで民生委員さんや福祉委員さんなどが地域の課題について話し合いの場を持っていただくとともに、ちょこボラの育成についてもしていただけるように、今後地域福祉活動計画ができましたら、行政と社会福祉協議会で各まちづくり協議会に対して説明をして回る予定でございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ちょっとした困り事とか助け合い、私はこの制度の仕組みづくりとか、冷ややかに見ているわけでもないし、こういう制度というのは大切に温めていかなければならないし、私自身もその推進役を担わなければいけないと思っていますよ。ただ、やはりここでもこの計画が市民にダイレクトに問いかけていないと思うんです。こういう仕組みをつくりたいから、この仕組みづくりの主体は、申しわけありません、福祉委員を中心としたまち協ですよということを明確に明示してパブリックコメントを求めないと、全てまち協、いわゆる丸ごとじゃなくて丸投げになっちゃっているんですよ。だから、そういう意味で、やはりまち協の位置づけみたいなものを、しっかりとそういう形のまちづくりを進めたいというなら、これは当然示すべきだった。これも淡い感じで、もやもやとした形で、いわゆるまち協が主体となったことを隠したパブリックコメントというように思います。

「我が事・丸ごと」ということで、ちょっと観念的な話になるんですが、今さまざまな事情で苦しんだり悩まれたりしている方は、今までは市がサポートしているんです。いきなりこれを、市でなくて、公助じゃなくて、いわゆる地域の中でサポートをしていく共助に移行していくんだというようなことというのは、本当に今の住民感情としてどんなもんかなというふうに思うんです。本当に、重度にと言ったら困るんですけども、サポートを求めたい方は、近所や地域の中に助けや赤信号ってなかなか出しにくいんです。もっと言うなら、遠く離れた子供や、あるいは家族にも親戚にも、この赤信号って出しにくいんです。本当に言ってみれば、第三者であって、プライバシーを守ってくれる公、市役所に私は求める部分が多いと思うんです。

私、広域連合をやっていたときを引き合いに出すんですけど、いわゆる亀山市にはあいあい地域包括支援センターがあるんです。鈴鹿市には4つ、人口は4倍ですから4つあるんですけども、いわゆる民間の医療機関に包括センターの相談窓口がある。しかし、4つの窓口の相談事と、亀山市は1つしかないんですけども、同じくらいの相談なんです。そこには、公の信用というのが物すごい生きていると思うんです。だから、丸ごととか我が事、確かにこれはある部分では有用に活用できるけれども、やはり公の果たすべき役割、信用というものを福祉の中で大切に育てていってほしい、役割を果たしていってほしいということをお願いしまして、時間が来ましたので質問を終わります。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時05分 休憩）

（午後 4時15分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

無会派の前田でございます。

きょう最後の質問者になりましたけれども、5時までに終わりたいと思いますので、頑張って質問しますので、答弁のほうも簡潔によろしくお願ひしたいと思います。

私のほうから、きょうは第76回の国民体育大会の開催について。それから、過去3回ほど質問させてもらっております都市公園の整備について、そのうちで今回はまずみ児童公園の件について確認したいと思いますので、答弁のほどよろしくお願ひします。

まず一つ目に、国民体育大会の件について確認したいと思います。

平成33年、2021年に三重県で国体が開催されるわけでございますけれども、その内容と、それから亀山市で開催する競技種目もあるわけですので、その内容について具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

平成33年に予定をされております第76回国民体育大会でございますけれども、三重県におきましては、正式競技として全37競技が県内の18市町で開催をされる予定となっております。亀山市におきましては、ウエイトリフティング競技、そして軟式野球競技の2つの協議が予定をされているところでございます。

ウエイトリフティング競技につきましては、前回の三重県開催の国体でございます昭和50年の第30回国民体育大会の際にも亀山市で競技大会が開催されておきまして、当市にとってゆかりの深い競技でございます。

また、軟式野球につきましては、四日市市、鈴鹿市、伊賀市、名張市との5市での共同開催というふうな形になっているところでございます。

ちなみに近隣市での開催状況などを申し上げますと、鈴鹿市におきましては11競技、また四日市市では9競技、津市では9競技、伊勢市では5競技が予定されているというふうなところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

この国民体育大会というのは、亀山市では、先ほどご答弁ありましたようにウエイトリフティングと軟式野球が開催されるということを知っておりますが、聞くところによると、まだ内定の段階ということでございますけれども、実際には確定と言っていいんじゃないかと思っておりますので、確定のつもりで質問させていただきますので、よろしくお願いします。

この国民体育大会につきましては、三重県のほうでは基本目標とか、あるいは基本目標の実現に向けた3つの柱というのをうたいまして、そして最後に開催を契機とした今後のビジョンとして、子供の体力向上とスポーツ活動の充実、それから地域におけるスポーツ活動の推進、競技力の向上、障がい者によるスポーツ活動の推進、スポーツを通じた地域の活性化と、この5つのビジョンを設けまして、今後この国体を契機にスポーツ活動についての向上を図っての充実した方向性を出していくというのが現実だと思います。

この国民体育大会といえますのは、一般的に国体国体と言いますが、果たしてどんなものやということになってくるんですけれども、競技スポーツ、今、局長の説明で、37競技とありましたので、ほとんどの競技がこの国体の正式種目となっております。そして、それ以外にも特別競技もございまして、硬式野球とか軟式野球、これは高校生のほうの、去年三重県の高校はどこやったかな、全国大会、国体に出場して1回戦で負けましたけれども、それとか、公開競技と申しまして、綱引きとか太極拳なんかの5競技の開催が計画されております。

それ以外にも、スポーツレクリエーション関連ということで、デモスポという言葉を使っているんですけれども、これがウオークラリーとか日本拳法等23競技やっていますので、ほとんどのスポーツレクリエーションの競技がこの国体の時期に合わせて県内で開催されるということで、非常に大きな大会、祭典になってくるんじゃないかと思うんですけれども。

国体といえますと、一般的には37競技の正式競技が注目されるわけですが、大体皆さんが思われるのであれば、三重県代表のチームが三重県予選を行って出場するとか、あるいは選抜チームを組んで、三重県で出場するとかいうのを試してみえると思うんですけれども、三重県で優勝したら、あるいは選抜組んだら、すぐに国体に行けるかといったら、行けないんですね。全国を9ブロックに分けたブロック予選というのがあるんですね。三重県であれば東海ブロック、4県があるんですけれども、4県でブロック予選、通称ミニ国体という言葉を使っていますけれども、ブロック予選をクリアして初めて本大会に出られると。競技によっては4県のうちの1県しか本大会に出られないと。すると、結局三重県で頑張っても県内の大会をクリアしても、東海予選で負ければそれで終わりというように、非常に厳しい中身の大会ですので、この大会の本大会に出るとことは非常に名誉なことだというふうに一般的に言われております。

本当にそういう大会ですから、トップアスリートは結構出場しますし、当然アマチュアしか出ません。プロは出ませんけれども、そしてそこで優勝すれば、本当に注目を浴びるのが一般的なんですけれども、どうしてもスポーツの場合、日本選手権とかそういう大会が注目されてしまって、埋もれてしまいがちなところがあるんですけれども、この大会というのは、個人とか各チーム、あるいは企業の名誉とかいうことで大会が争われるわけではなしに、各競技とも都道府県対抗で、各県の得点競技なんです。37競技の順位で、優勝は何点、2位は何点と得点が入りまして、そして

その得点を合計して一番多い県が優勝と。当然東京は人口も多いし、企業もたくさんありますから、大体東京が優勝するのが一般的なんですけれども、地方のほうでは選手強化ということで、渡り鳥の選手とか、新規に元気のいい新卒とか、あるいは大卒とか高卒のアスリートを採用して、強化して、本大会に臨むこともあって、結構地方の県が優勝ということもあるんですけれども、三重県もことし総合成績は27位でした、47都道府県のうちで。平成33年の第76回には三重県も優勝したいということで、知事以下体協関係なんかも頑張ってくれているんですけれども、やっぱり県対抗ということもありますので、優勝すればベストかなと思うんですけれども、そのためにはいかに選手補強・強化をしていくかということがあって、これは各地方自治体だけでなく、市町村に対しても選手強化のフォローなんかもぜひお願いしていかないかんことだと思うんですけれども、その辺について、亀山市にはウエイトリフティングと軟式野球でございますけれども、ウエイトリフティング、この行政にも、ウエイトの本当にエキスパートというんですか、経験者もおりますし、今笑ってみえますけど、副市長が結構ばりばりやってもらったんで、その辺がうまくそういう選手の育成とか採用についても、ぜひ活動していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

答弁は求めませんが、そんな中で……。答弁あれば、じゃあ副市長。過去の経験も踏まえて何かあれば、ぜひ。

○議長（西川憲行君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

ご指名をいただきましたので、平成33年三重とこわか国体ということでございますけど、ちょうど前回は昭和50年ということで、ウエイトリフティング競技が開催をされました。私は昭和48年の入庁でございますので、まだまだ新米の職員でございましたけれども、競技経験者ということで、亀山中学校で役員をさせていただきましたして、全職員が大会の運営に携わったといったことを思い出すところでございます。

当時は現在のようにホテルがたくさんあるわけではございませんでして、民宿ということで、市内の一般家庭に泊まっていただきまして、選手の皆さんは各家庭で交流を深めていただきまして、亀山市での思い出を持って帰られたというようなことを思っております。

いずれにいたしましても、今回の三重とこわか国体、全市民挙げまして、全国から亀山市へお越しをいただきます選手の皆さん、また応援に見える方、また役員の皆様、全ての方が気持ちよく競技を実施されるとともに、この亀山のよさをわかっていただきまして、再度の来亀につながるような大会にしていければなというふうに思っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

突然振ってしまって申しわけございませんでした。

そういうことで、亀山市は副市長も当然在職しておりましたけれども、その当時には上田という選手がおりまして、行政OBですけれども、もう退職されましたけれども、この50年国体では準優勝という立派な成績もおさめておりますし、その当時は相当ウエイトというのは亀山ではマイナ

一な競技でございましたけれども、レガッタという経験も私もございますけれども、33年の国体がぜひ中身がある国体にしていくには、やっぱり行政が中心になって、活発な誘致、あるいは準備活動をしてもらわないかんと感じておりますので、それについて期待していきたいと思っております。

ということで、開催に向けての準備状況、どの程度まで進んでいるかということ、ソフト面・ハード面含めて進んでいる状況についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

第76回の国民体育大会の開催に向けてのこれまでの準備状況でございますけれども、まず文化スポーツ室におきまして、三重県の準備委員会や各競技団体、また同時開催となる関係市との情報交換や協議等を重ねながら、近年開催されております他県の大会への視察、あるいは中央競技団体の会場視察などに対応をまいったところでございます。

また、大会の開催に向けた施設の整備ということも重要なところでございまして、来年度、国体と同じようにインターハイでウエイトリフティング競技が行われるということもございまして、インターハイへの対応も含めて、会場となる西野公園の体育館、あるいは野球場等について、その計画的な整備というものに手をつけているところでございます。

また、実施に当たって、おもてなしも含めて大会運営等に当たります実施体制といたしましては、今年の7月7日に亀山市準備委員会の設立発起人会を開催の上、8月24日に市長を会長といたしまして各種関係団体の参画も得て、亀山市準備委員会設立総会及び第1回総会を開催したところでございます。こうした形で大会開催に向けての体制の整備を図ったところでございます。

準備の今後についてでございますけれども、現在、大会の開催の4年前でございます。3年前となります来年度には、三重とこわか国体の正式決定ということになるというふうに聞いております。こういう中で、三重県における準備委員会についても、実行委員会へ移行されるということでございますので、当市の準備委員会につきましても、来年度には実行委員会に移行した上で、順次具体的な検討協議を行う各専門部会を設置して具体的な準備を進めてまいり所存でございます。

なお、来年度実施の国体と同じくウエイトリフティング競技を行いますインターハイに向けた取り組みといたしますのが、国体の運営のノウハウがそのまま国民体育大会に活用できるということでございますので、現時点ではまずインターハイの開催の成功に向けて全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

大会準備について今確認させていただきましたけれども、競技運営とかにつきましましては、種目団体とか体育協会なんかに対応していきますので、例えば亀山市が頭を使うこともないと思っておりますけれども、金を出してもらわないかんと思いますがね。余り心配していないんですけれども、問題は大会運営についてでございますね。それについてはどんなもんかなというのが心配です。そのための準備というのは、相当早くから地域の各種団体等に呼びかけを含めて対応していかないといけないんじゃないかなと。

参考になるかどうかわかりませんが、私もたまたま家の中をひっかけ回しておったら、50年前の国体の写真集、記録集が出できたんですわ。それを見ていたら、亀山の実行委員会、スタッフ164名使っているんですね、各種団体からの、大会役員として。それに、これどんな中身やったかちょっと私も記憶がないんですけども、国体県民運動推進委員という名前で、いろいろ大会のために協力いただいた市民の方が222名いるということも確認させていただきました。それに大会競技運営の競技役員が36名、だから300名から400名の市民が何らかの形で競技に携わっているということを記録集で、確認させていただきました。

それともう一つ、最近亀山で行われた大きな全国規模の大会となりますと、これも資料をちょっと見てきたんですけども、綱引き大会。これも本当に全国からたくさんの人にお越しいただいて、本当に市内全域のいろんな団体の方に協力いただいて、おもてなしとか、交流とか、環境整備とか、安全輸送とか携わってもらったものですけれども、ほとんどの亀山市の団体が何らかの形で協力しているということですね。その辺のことについても、結構準備にはナーバスになってもらわないいけないんじゃないかなという感じがしておりますので、ぜひそのところにつきましては、行政としても積極的に対応していただきたいと思います。

大体こういう大会になりますと、会議なんかに出てきていただく方は、こんなことを申し上げたら失礼かわかりませんが、会長とか副会長とか、余り戦力にならない方が多いのが現実だと思うんですよ。競技役員の名簿を見ても、大体部長というのは、お年寄りが多いですわ。これは綱引きのときのプログラムですけども、名前も全部皆さんの名前が出ていますけれども、それとか、例えば、大会の参与とか顧問とか、委員となったら、市役所の今でいう部長クラスが大体委員ですわ。それから参与となると議員とか団体の会長とかになっておりまして、その人らに、例えば野球だったら石灰運べとか、そんなこと言うわけにいきませんので、やっぱりいかに動いていただけるかという方をうまく参集させていただく、あるいは協力していただく工夫をぜひやっていただきたいと思います、かように思いますので、よろしく願いいたします。

国体に絡んでの最後にですね、開催に向けての広報活動、具体的に進んでいるものがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

広報活動についてでございますけれども、現在のところ、まだ内定状況ということもございまして、三重県の準備委員会のほうを中心に、広報活動等について集められているというところでございます、こういった県のほうからは、開催地などを紹介するようなチラシなども既に出されているという状況でございます。

国民体育大会及び、それから国体とあわせて実施をされます全国障害者スポーツ大会、こちらのほうは三重とこわか国体と分けて、三重とこわか大会というふうな言い方をされておりますけれども、こうした全国の障がい者のスポーツ大会、こういうふうなことを契機としまして、スポーツの競技力のもとより、市民スポーツの振興を図るとともに、当市の観光、それから文化、産業を広く情報発信していくということが非常に大事になっていくというところでございます。こうした絶好の機会であるというふうに考えております。

大会の開催に向けては、こうしたものをPRしていくことが必要になると思いますけれども、現在のところ、県の準備委員会のほうで出されましたこういったチラシなどを使いながら、大会の開催そのものについての広報等を続けているところでございますし、そういう中ではイメージキャラクター、こういうふうな各地域の開催地に合わせたものなどを上げているというところでございます。

今後も私としては、来年の実行委員会に移行した段階を捉えまして、市としてもホームページやフェイスブックなどを使いながら広報を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今いろいろと広報についてご説明いただきましたけれども、県のほうでいろいろと企画されて、あるいはPRするというので、マスコットキャラクターとかイメージソング、あるいはチラシ、リーフレット、Tシャツでやっていただいているのは確認しておりますけれども、亀山で開催する大会のための広報活動をどうするかというのは非常に大事だと思うんですね。だから、各部あるいは市長、副市長も含めて、市内でいろいろと会議とかイベントなんかに出席されると思うんですけども、ぜひその辺で、こうやってしてあるんよと。来年のインターハイもありますけれども、第76回の国体があるんやということを強く、もう口が酸っぱくなるほど言っていただいて、皆さんの耳のほうへきっちり残るような形での広報活動をぜひやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。答弁は要りません。願います。

次に、都市公園の整備について確認したいと思います。

私、平成21年6月、それから22年9月に引き続いてというか、10年ぶりぐらいに、昨年12月にますみ児童公園の整備について質問をさせていただきました。そのときに、例えば噴水の問題、それからSL、あるいは軽飛行機の移転の問題、それから新名神開通記念の杉の木の移植について質問させていただいておまして、それ以降で1年たっておりますけれども、どんな状況になっているかというのをちょっと確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

ますみ児童公園の昨年からの経緯でございますけれども、現在、昨年ご指摘をいただきましたセスナにつきましては、移設といいますか、撤去する方向で今準備を進めております。これはまだ年度内にできるとか、来年度になるとかという具体的なところは、今準備を進めている段階ですので、きょうこの場で具体的にいつごろということはお答えできませんけど、今撤去する方向で調整をしているというところでございます。

噴水の件につきましては、昨年ご質問のときにご答弁の際には、壊れていて使えないかのようなご答弁をさせていただいたんですが、実は今の時期、シーズンオフで使っていなかったということで、その後、点検整備されて、ことしにつきましては3月末から4月の桜の時期と、それから7月から8月の学校の夏休みの時期に、朝9時から夕方5時ごろまでの間、稼働させていただいている

というような状況でございます。公園内の噴水として、設置当時から清涼感、景観面等で貢献してきたということもございまして、現時点でまだ具体的に公園を整備するということは固まっておりますので、当面の間、引き続き噴水につきましても使っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、まとめてお話しさせていただきますと、SLにつきましても、前回駅前整備とあわせてということでご答弁させていただいてございますが、そういった方向で、今後、移設場所等について駅前整備の中で進めていきたいということで、そういった方向で考えているところでございます。

それから杉の木につきましては、こちらも平成20年に新名神の着工に合わせて冬柴元大臣が記念植樹されたということで、来年度、新名神が開通をされる見込みでございますので、それとあわせまして、どこか高速道路に近いところで移植できるようなことができないかということで、今そういった検討といえますか、考えを進めているところでございます。ただ、それもまだ具体的な候補地等については決まっておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

セスナ、軽飛行機は撤去という形で、撤去か廃棄かどちらかちょっと確認したいんですけれども、それからもう一つ、噴水につきましては、そのまま当分の間生かすということでございますけれども、はっきり申しまして、あの噴水、意味があるんかどうかというのは非常に疑問なんですよ。あそこは児童公園ですから、子供さんが利用するのが結構多いわけですね。ところが、噴水の周りにはコンクリートの囲いがあるんですね、それから植え込みと。子供は見えないですよ、中。その中の噴水の周りには花壇があるんですね。花壇に花が植わっております。子供はこんなんですね。はっきり言いまして、見えるはずないですね。何のためにああいう形でフェンスがあるんかどうか。あれをそのまま生かすのであれば、全部周りの囲い、それからコンクリートを撤去して、本当に水際まで行って花も見える、あるいはちょっと水にさわるといって改修すべきじゃないかと思っておりますので、それについてご答弁いただきたいと思っております。

それから杉の木、記念樹、年がたつほど木が伸びるんですね。今もう5メートルをオーバーしておるのかな。だから、できるだけ早くに移植、伐採せえとか切れとは私申ししておりませんので、ぜひ移植をしてほしいと思っておりますので、その辺についてのご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず、セスナにつきましては、いろいろ各務原の航空博物館といえますか、そういうところにも確認をしたんですけれども、当時、日本に5機購入されて入ってきたということのようなんですけれども、飛行機自体は一般的な汎用品で、特別なものではないということ。そういったことで、ほかに引き取っていただけるようなところがないということから、現在考えているのは、解体撤去というようなことで、処分する方向で考えているところでございます。

それから、噴水の周りの柵等でございますけれども、水にさわれないのはというご意見もござい
ますけれども、逆に水の事故等の心配もございまして、ちょっとそのあたりにつきましても、い
ま一度ちょっとよく考えた上で、必要な対策をとってまいりたいと、考えてまいりたいというふう
に思います。

それから、杉につきましては、議員ご指摘のとおり当然生き物ですので、年々大きくなるのは承
知してございますので、できれば来年の新名神の開通に合うようなタイミングで移植ができないか、
そのあたりもこれから具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、いま
しばらくお時間いただきたいというふうに考えてございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

噴水は、やっぱり水にさわれるところまで子供が行けるようにすべきじゃないかなあと。花壇も
意味がないんですね、今のままでは。再度検討していただいて、前向きな方向性を出していただき
たいと、かように思います。

それから杉の木、別に新名神の開通に合わせる必要もないじゃないですか。あれはそんなん関係
なしに、亀山市内へどういう形で持ってきたか、私は経緯は詳しく聞いておりませんが、市
内で何ぼでも移植する場所がありますよ。だから、開通に合わせなくても、極端な話、今すぐでも
対応できるんじゃないかと、かように思います。

それから、それにあわせてですけれども、セスナを廃棄しますよね。スペースあきますよね、あ
そこ。あその使用はどのように考えておるんですか。空き地ができます、空間が。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

セスナを撤去いたしますと、当然かなりのスペースができるのは承知してございます。ただ、そ
れとあわせまして、先ほど来からご指摘いただいております杉の木が、ちょうどまたこれもセスナを
撤去した後に、今度真中に残ってくるような形にもなりますので、それも含めて、あるいは最終
的にはSLもできれば駅前整備とあわせて、駅のほうに持っていければということも含めて考えて
ございます。そういった意味で、ますみ児童公園の噴水も含みます全体の整備につきましては、い
ましばらく時間をいただきたいというふうに考えていますが、いずれにしても、ご指摘いただ
いておりますように、いろんな課題があることは承知してございますので、それも含めて、あわせて
考えてまいりたいと思いますので、いましばらく検討の時間を頂戴いたしたいというふうに考えて
いるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

考えていきたいというのは、いつのことかわからんわけですわな。半年先なのか、1年先なのか、
具体的に示してもらわないと、当てにならないですよ。

今の話では、噴水はしばらく無理かなと、余り期待できないかなという感じがします。そうやけ

れども、杉の木の移植とセスナの撤去と同時期にすれば、相当なスペースがあそこにできますね。私いつも思うんですけれども、亀山城のさくら祭り、狭いところで通路へテント張って店出して、あるいはお城の前の亀山神社さんの駐車場へステージをつくってやっていますけれども、あれ全部下へ持ってこれますやんか、あれだけあれば。有効活用というのを考えることもできますし、それからふだんは、前々から私申し上げておりますけれども、市内散策、あるいは他市、他県から亀山市、亀山城周辺へ見学に見えられた方なんかは休憩する場所がないというのを前から言っております。ですから、あそこへあずまやをつくるとか、休憩所なんかをつくったら、ゆっくりと来ていただいた方に休憩していただくスペースができると思うんですね。そういうこともやっぱり考えて、撤去するのであれば、あるいは杉の木を移植するであれば、同時並行で進めていってもらわないと、またいつまでたってもあいたままで置いておくということになるのが危惧されますので、ぜひその辺のところを対応してほしいと思います。

それと私が心配しますのは、東野運動公園の土俵がありますわな、もう壊れてしまった。私は昔から壊せ壊せと言っていて、台風で壊れてしまったんですけど、あれは今でもそのままですわね。何も有効活用してないんですわ、ほったらかしで。そんなことになりやせんかなというのがあるんですね、今度のセスナのところで、杉の木を移植しても。そういうこともあるんで、移植したら次こういうことをするんやと次のステップを同時進行で考えていただいて、きっちりした対応をお願いしたいと思いますので、期待しておりますので、よろしくをお願いします。

それからもう一点、公園内施設の整備について確認したいと思います。これは私、時々あそこを通るし、それからあのトイレも利用したりするんですけれども、一番気になるのは、公園の西側の入り口、スロープがつくってあるんですわな。多分、障がい者の方、あるいは車椅子対応のスロープかと思うんですけれども、急ですわ。おりるのは何とかおりられますけど、多分あれは介助員の方が見えても、上れるのかなというぐらい急なスロープになっております。やっぱりその辺のところ、実際に自分らで通ってみて、あるいは車椅子を押してみても、実際いいかどうかというのを確認してもらわないと、確かにおりていく十分なスペースがとれないかもしれませんけれども、工夫すればスロープ見直しもできると思いますので、その辺についてのご所見をいただきたいと思います。

それから、もう一点はトイレ、あそこのトイレを利用するのは、男でも嫌ですわ。聞くところによると、子供さんを連れて女の方なんか、あそこを利用するの嫌やから、市役所のトイレを借りに来るといこともお聞きしたりしましたけれども、そんなトイレあってもしやあないですね。

亀山公園のトイレは、今改修ということで話がきょうも出ておりましたけれども、あそこは不自由だから仮設をつくるという話もありましたな。それと同時に、あそこが使えなかったら、博物館とか図書館とかのトイレを利用してもらったらという話もありましたけど、あれは近くでいいですわ。

だけど、ますみ公園へ子供さんを連れてきたお年寄りかお母さん方、特に女の人ですね。市役所までトイレを借りにいくと、あそこを利用していないということですね。それでいいんかどうか、よくご検討いただいて、対応を考えていただきたいと、かように思います。

このトイレにつきましては、過去に私、市内の公衆トイレについて質問させてもらったことがありますけれども、何ら変わってありません。巣がちょっと減ったな、クモの巣がね。ということはありましたけれども、ぜひその辺のところを検討していただきたいと。

それから遊具につきましては、ペンキが剥げて、みっともないですわ、見ておったら。そういうことについて、うちの亀山市役所の職員も駐車場を亀山神社の裏を使っていますので、通ってみえると思うんですけども、気にならないのかなど。私ら車で通っていますから、ああまた汚いなあというような形で通るぐらいですけども、あそこの職員駐車場へ車をとめている方は、歩いてあそこを毎日朝晩通っておるわけですね。これでいい公園やなあ、いい遊具やなあ、きれいな遊具やなあと思って通っているかどうかといったら、決してそんなことはないと思うんですわ。そこは気にならないのが不思議でたまらないという感じがしないでもないですので、その辺のところについてお気づきのところがあるんか、何かお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず入り口のスロープにつきましては、これは当時の基準で公園全体が整備されたということで、各所に現在のバリアフリー対策という形での基準に対応されてない点があるということは私どもも承知しています。それにつきましては、すぐになかなか直せない部分もありますので、順次こちらでも整備していきたいと思います。

いつという、先ほど杉の移植とセスナについてはいつだということもご指摘いただきましたけれども、来年の新名神の開通に合わせて杉の木の移植もということも申し上げましたとおり、来年度のうちにはセスナと杉については何とか始末をつけたいというふうに考えておりますし、それにあわせてスロープ等直せるところがあれば、それもあわせて考えてまいりたいと思いますけれども、ちょっとまだ正直、具体的にどこをどう直すというところはでき上がってございませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。

それから、遊具につきましては、ペンキの塗り直し等や、あるいは砂場の掘り返し等に対するものについては、状況を確認しながら指定管理者と現地を確認して、順次修繕できるものは修繕をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それからあと、トイレの関係につきましては、現時点ですぐに建てかえ等具体的な計画があるわけではございません。特にますみ公園につきましては、多門櫓を初め歴史的風致維持向上計画によっていろんな整備が進められてきたといった経緯がございますし、そういった意味で、これからも引き続き整備等は進めていかなければならないというふうには考えてございます。

ただ、亀山市内には多数の公園がございますので、そうした都市公園施設全体の老朽化に伴って、これから多額の修繕費用も必要となってまいりますので、そうしたことも含めて、まず公園全体のライフサイクルコストの把握や、計画的な修繕ということを進めていく上で、来年度、公園の健全度調査を実施して、公園の長寿命化計画というのをつくる考えでございますので、そういった中で、ますみ公園の修繕ということも考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

いろいろ答弁いただきましたけれども、対応が遅いというのを僕は言っているんですよ。トイレにつきましても、きのうきょう言ったことじゃないですね。前回の質問でもその辺の話をしました

けど、何も変わってないですね。これから検討していくと、市内の公衆トイレ云々というのはそんなもの、もう最初からわかっていることじゃないですか。目と鼻の先にあるんですよ。

例えば多門橋、亀山城の本当に真下ですわ。一等地ですよ。そういうのをこれから検討していくというんでは遅いですよ。ですから、ぜひ早急に対応してほしいと、かように思います。

それからSLの撤去、それから杉の木の移設につきましては、私はできましたら、来年の桜まつりにはあそこの場所へステージを移していただいて、広い場所でゆっくりとイベントを開催していただければ、本当に有意義な祭りになるんじゃないかと思っております。それは4月ですから無理かわかりませんが、ぜひその意気込みでもって対応していただきたいと、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、噴水につきましてもそうですね、早急に、子供が水遊びができるような噴水にしてもらうのがベストやと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、公園入り口の障がい者のスロープにつきましても、規格ではちょっとということで見直しをいただいて、早急な対応を、こんなもんすぐにできますわな。ということをお願いしたいと思います。

いろいろ申しあげましたけれども、時間の都合もあったんで、さっさかさっさか進んでしまいましたけれども、ぜひその辺りを十分に対応して、迅速な対応を強くお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

以上で予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす14日から21日までの8日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

あす14日から21日までの8日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの22日は午後2時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時57分 散会）

平成29年12月22日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成29年12月22日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第 87号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 第 2 議案第 88号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 89号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
- 第 4 議案第 90号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 5 議案第 91号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 6 議案第 92号 亀山市水道事業給水条例の一部改正について
- 第 7 議案第 93号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 94号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- 第 9 議案第 95号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 10 議案第 96号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第 97号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第 98号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 13 議案第 99号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第100号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 第 15 議案第101号 指定管理者の指定について
- 第 16 議案第102号 市道路線の認定について
- 第 17 議案第103号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第104号 市道路線の認定について
- 第 19 議案第105号 市道路線の変更について
- 第 20 議案第106号 市道路線の廃止について
- 第 21 議案第107号 市道路線の廃止について
- 第 22 議案第108号 市道路線の廃止について
- 第 23 議案第109号 亀山市教育委員会委員の任命について
- 第 24 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君

9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	宮崎哲二君	財務部参事	落合浩君
市民文化部参事	深水隆司君	健康福祉部参事	水谷和久君
建設部参事	亀渕輝男君	会計管理者	西口美由紀君
消防庁	中根英二君	消防次長兼消防署参事	平松敏幸君
地域医療統括官	伊藤誠一君	医療センター事務局長兼地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

（午後 2時00分 開議）

○議長（西川憲行君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る11日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第87号から日程第22、議案第108号までの22件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第87号	亀山市行政組織条例の一部改正について	原案可決
議案第88号	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第89号	亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	原案可決
議案第90号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決

平成29年12月19日

総務委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 西川 憲 行 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第91号	亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について	原案可決
議案第93号	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第101号	指定管理者の指定について	原案可決

平成29年12月18日

教育民生委員会委員長 尾崎 邦 洋

亀山市議会議長 西川 憲行 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 92号	亀山市水道事業給水条例の一部改正について	原案可決
議案第102号	市道路線の認定について	原案可決
議案第103号	市道路線の認定について	原案可決
議案第104号	市道路線の認定について	原案可決
議案第105号	市道路線の変更について	原案可決
議案第106号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第107号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第108号	市道路線の廃止について	原案可決

平成29年12月15日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 西川 憲行 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第94号	平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について	原案可決
議案第95号	平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第96号	平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に	

	ついて	原案可決
議案第 97号	平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につ	
	いて	原案可決
議案第 98号	平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第 99号	平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第100号	平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について	原案可決

平成29年12月22日

予算決算委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 西川憲行様

○議長（西川憲行君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、19日に委員会を開催しました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正について及び議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正についての2議案について、関連があることから一括して審査を行いました。

議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正については、平成30年度を始期とする組織・機構について、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、部・室制の課題でもある職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築することを目的として再編を行うため、所要の改正を行うものです。

また、議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正については、平成29年8月の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じた所要の改正を行うとともに、平成30年度における組織・機構の再編に伴い、管理職員の職務の範囲が広がることから、それに見合う給与体系とすることにより職員の意欲向上を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、組織・機構改革によって職員のマネジメント能力を向上させるだけでなく、市民サービスの向上につながっているのかとの質疑があり、これについては、人づくりとあわせて市民サービスの向上につなげるため、組織編成を提案しているとの答弁でありました。

次に、近隣の市では人事と財政を分離しているが、今回の組織・機構改革では、なぜ人事と財政を一体化するのかとの質疑があり、これについては、管理部門を一元化して総合政策部を設置し、企画と財政の連携を強化することで、政策の推進や市民ニーズへの対応の向上につなげていくとの

答弁でありました。

次に、市長に就任されてからわずか9年間で3回も組織・機構改革を行うのは問題ではないのかとの質疑があり、これについては、政策推進の体制や社会のニーズの変化、地方分権の展開、組織・機構のさまざまな課題を総合的に判断して、それぞれの節目で最善を尽くしてきたとの答弁でありました。

次に、今回の改正理由に、マネジメント能力を養成する機会が失われているという課題が見受けられるとあるが、従来の研修は意味がなかったのかとの質疑があり、これについては、組織を変えるだけでマネジメント能力が育成されるわけではなく、日々の研修もしっかりやって人材の育成を図っていくとの答弁でありました。

次に、部長は全て8級を適用し、次長は7級、6級の課長から部長に昇任する場合は7級として、経験と実績を積んで8級に昇任させるべきではないのかとの質疑があり、これについては、6級から8級への飛び級は基本的に認めていないので、8級への昇任については、7級在級2年を目安とし、経験年数を含めたさまざまなものを総合的に考えて、職員選考試験委員会で判断するとの答弁でありました。

次に、部長の中で8級の困難部長と7級の部長の差が生じるが、地方公務員法における職務給の原則に反していないのかとの質疑があり、これについては、今回の8級と7級それぞれの部長の職能に応じて、困難な部長とそうでない部長に分けているので、地方公務員法における職務給の原則には反していないと考えているとの答弁でありました。

次に、討論では、議案第87号及び議案第90号について、人事と財政を一体化することに不安を感じるとともに、今回の組織改正についての説明が不十分であり理解できないとの理由から反対討論が、また今回の改正は市長の専権事項であり、市民サービスと職員のモチベーションを上げることが大切であるとの理由から賛成討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第88号亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の一時休業等に関する法律が改正されたこと、また人事院規則が改正され、国家公務員の育児休業等に係る規定が改正されたことから、市職員の育児休業等の規定についてもこれに準じた取り扱いとするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、非常勤職員の雇用期間と育児休業期間について質疑があり、これについては、雇用期間は1年で、育児休業は今回の改正で2年が認められるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第89号亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者の給与の額について、市民の意思を十分に反映させ、透明性を確保するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正で議員及び特別職の期末手当を審議の対象にする理由について質疑があり、これについては、給料月額を審議対象とする自治体が多いが、全国的には手当も含んで審議するところもあり、上位法令に基づくものではなく任意で改正するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告とします。

○議長（西川憲行君）

次に、尾崎邦洋教育民生委員会委員長。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、18日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第91号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正については、学校教育法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第93号亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、平成30年4月から地域包括ケア病床を増床することに伴う病床数の変更及び医療センター内に新たに訪問看護ステーションを開設するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、新しく訪問看護ステーションを開設するに当たり、市内の介護保険サービス事業所との競合について質疑があり、これについては、市内に5カ所の訪問看護ステーションがあるが、そのうち2カ所は同一敷地内にあるサービスつき高齢者向け住宅専用の訪問看護ステーションであり、残り3カ所が一般家庭に訪問看護を行っている。市民にさらなる周知を図ることで需要は見込まれるとの答弁でありました。

次に、医療センターに別途訪問看護ステーションの部屋を設けるのかとの質疑があり、これについては、現在、訪問看護の看護師が利用している部屋を活用するとの答弁でありました。

次に、地域包括ケア病床の利用状況について質疑があり、これについては、基本的に急性期治療の終了後に在宅復帰を目指す方が対象になっている。リハビリをされている方、リハビリは必要ではないが、しばらく観察して自宅に帰る方、また、介護保険等のサービス調整を済ませて自宅に帰る方が多い。入院期間は、おおよそ30日程度であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第101号指定管理者の指定については、亀山市道の駅関宿地域振興施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正については、今後、水道事業において老朽管路の更新や施設耐震化に必要な事業費用に対して料金収入が不足する状況が見込まれることから、亀山市水道料金検討委員会の報告に基づき水道料金の妥当性を検証し、水道料金の額を見直すとともに、使用水量の少ない高齢者、単身の世帯等の基本水量を見直すため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、水道料金の改定はもう一、二年待てないのかとの質疑があり、これについては、仮に改定を1年先送りした場合、平成33年度末には運転資金として必要としている約3億円を確保できなくなり、配水管や施設の更新、耐震化整備がおくれるなど、水の安定供給に影響が出ることが懸念されるとの答弁でありました。

次に、口径50ミリ以上の大口径の水道料金が他市と比べて格安であることや、超過料金の逡増制が緩やかである問題点について、平成28年3月定例会で「全ての体系を見直していく」と答弁されたにもかかわらず、水道料金検討委員会では改定の率に終始し、これらのことが議論されていないのはなぜかとの質疑があり、これについては、大口径は利用件数が少ないこと、逡増制については、使用量が多いのは、工場だけではなく商店や中小企業等もあることから、合理性も含め検討し、使用量の少ない世帯を考慮した上で、各使用者の負担を均等にすることが最善と考えている。また、他市とのバランスも検討し、改定後も県下では最安価なレベルで、市民、事業者にも一定のアドバンテージがあるという中で判断したとの答弁でありました。

なお、「全ての体系を見直していく」と答弁されたにもかかわらず、検討されていないことが問題であるとの意見がありました。

次に、口径50ミリ以上の使用者は、件数は少ないが給水収益の2割を占めている。また、月使用量50立米以上の超過料金で約3億円の収益があるのに、この部分に対する見直しが無いのは問題だと思うがどうかとの質疑があり、これについては、50立米以上の使用者には、大家族の家庭や商店、中小企業もあり、あくまでも使用量の少ない部分を除いて一律値上げをすることで考えているとの答弁でありました。

次に、大口径の水道料金を、企業誘致に有利とする政策的な判断で安くしているのであれば、一般会計からの基準外の繰り入れを考える必要があるのではないかとの質疑があり、これについては、水道事業が一般会計からの繰り入れがないと独立採算が成り立たないという構造は改善していきたいとの答弁でありました。

なお、開発に係るものは開発業者の負担とし、水道事業会計に余分な負担を持たせないことを基本に、市が施策として進めている部分については一般会計から水道会計に繰り出すべきであるとの意見がありました。

次に、水道の利用数が減ってきている中、料金を上げることで使用量を控える動きも出てくるが、今回の料金改定による計画が成り立つのかとの質疑があり、これについては、人口減少や節水機器の普及により水道使用量は減少傾向にあると認識しており、そのことも鑑みて財政計画等を立てているとの答弁でありました。

なお、この議案については、委員間の自由討議を行い、大口径の水道料金が格安であることや、逡増制が緩やかであることが議論されていないのは問題であるという意見、おいしい水を供給する

ための施設の更新や震災時のライフラインの確保等は重要であり、料金改定の必要性はあるという意見、現金預金残高が減少している中、施設の老朽化に対する対策は必要であり、次世代に借金を残すことのないよう、市民に負担をお願いして施設の改良計画を実施していくべきであるという意見、料金改定しても現金預金3億円を確保できるのは平成33年までであることから、5年後の34年には、大口径の料金を見直すことも考えに入れて進めていけばよいのではないかとの意見がありました。

次に、討論では、給水収益の2割を占める50ミリ以上の大口径使用者の格安の料金の見直しと、緩やかである逓増制の見直しをしなかったこと、及び一般会計や開発業者が負担すべきものまで水道事業会計で負担している問題があり、これらを見直さずに値上げをすることは、市民生活が厳しい中で納得のいくものではないとの理由で反対討論が、また水道施設の老朽化により、地震等災害時の水道管の破損が懸念され、石綿管もまだ残っている中で、健全な水道施設を整備するための資金を確保するための条例改正であり、賛成すると賛成討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第102号、議案第103号及び議案第104号の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である羽若36号線、羽若37号線及び羽若38号線の路線認定について、また議案第105号市道路線の変更については、開発行為により代替道路が設置されたことに伴う羽若3号線の路線の変更について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、羽若3号線の終点が亀田小川線に接続していないが、道路は起点と終点がどこかの道路に接続しないと機能を果たさないのではないかと質疑があり、これについては、羽若3号線は総合保健福祉センターにつながり、市道の認定基準では公共施設につながる進入路も認定要件としているとの答弁でありました。

次に、羽若37号線は一方通行の側道に接続するが、側道を逆走する可能性があり、市道として認定するのに問題はないかと質疑があり、これについては、一方通行道路であっても一般供用して市道になっているので問題はないが、側道を逆走することのないよう路面表示等の改善をする方向で考えるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

次に、議案第106号市道路線の廃止については、開発行為に伴う下白木13号線の路線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、下白木13号線が市道として認定された経緯について質疑があり、これについては、道路をつくる際には、先に市道認定してから道路をつくる場合があるが、一般的には開発のようにでき上がってから引き渡しを受けて市道認定を行う。この下白木13号線は、工業団地の第1期造成工事が完成した平成14年ごろにこの一部分が道路の形態になったことから、最終的につくる予定であった区間全てを1つの路線として市道認定していた。先行して市道認定をすることが法的に誤っているわけではないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

次に、議案第107号市道路線の廃止については、代替道路の整備に伴う阿野田37号線の路線

の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道を廃止した後、この道路はどのようにするのかとの質疑があり、これについては、道路の底地が赤道の部分は用途廃止の上払い下げ、寄附を受けた部分については譲与するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

次に、議案第108号市道路線の廃止については、一般交通の用に供する必要がなくなった管内15号線の路線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、中村嘉孝予算決算委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る11日の本会議で当委員会に付託のありました議案第94号平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、議案第95号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第96号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第97号平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第98号平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第99号平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について及び議案第100号平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）についての平成29年度各会計補正予算7議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、15日に産業建設分科会、18日に教育民生分科会、19日に総務分科会を開催し審査を行いました。

本日、市長、副市長初め関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第94号から議案第100号までの平成29年度各会計補正予算の7議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第87号から議案第108号までの22件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正について反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、組織・機構について平成18年度から導入した部・室制を部・課・グループ制に改めようとするものであります。

改正の趣旨としましては、執行部の説明で大きく2点。1つ、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とすること。2つ目に、部・室制の課題であった職員のマネジメント能力の育成強化を掲げられています。この説明で、まず私が疑問に思ったことは、第2次亀山市総合計画は、既に本年、ことしの4月からスタートをしております。現体制では着実な推進ができていないのか。また、職員のマネジメント能力の低下は、平成18年に部・室制を導入した時点である程度予測できたのであります。

実際に、このことが課題となってきた最中でも、新たに文化部を設置したり、部内局を設置して2層体制とするなど、大きな改正を何度も行ってきているにもかかわらず、なぜ今まで改めずに放置されていたのか。このようなことを感じながら改正内容を見ますと、まず一番の問題は総合政策部であります。現在において、企画総務部と財務部として、企画及び人事部門と財政部門が別々の部署として分担されておりますが、このたびの一部改正により統合され、市政の中枢を1人の部長が統括することになり、その権限は大きなものになります。

本来、財政部門は市の財政状況をしっかりと把握し、企画政策部門が進めようとすることに對し、違った目でブレーキの役目を果たす部署であり、別々の部とするべきであると私は思っております。

次に、部・室制に改めた当初は、建設部と上下水道部は別々でありましたが、関連する部間の連携を強化する意味合いで平成25年度に建設部に統合、そして部内局を設け、部・局の2層体制とし、建設部と建設部上下水道局に改めました。にもかかわらず、今回、またもとに戻す改正をしようとしています。

今回の改正理由は、部を大きくして連携を図るとしてはありますが、わざわざ連携を図るために2層体制にしたものを、なぜまたもとに戻すのか。前回の改正の説明が何であったのか、私として理解ができません。

また、今回の改正により部内局が廃止されることになります。当然、必然的に子ども総合センターも廃止になると思いますが、当センターは平成22年より、いろいろな福祉制度を十分に活用しながら途切れのない支援ができるように設置されました。この子ども総合センターは亀山市の一つの目玉であり、その成果も出ていると思っております。その名称も対外的に浸透しており、そのような中でなぜ部内局が廃止されるのか、私として理解ができません。

以上のことから、果たして今回の条例の一部改正が今よりよくなる機構改革であるのか、またすぐに条例改正をすることにならないか、甚だ疑問であることから、この議案に反対するものであります。

議員各位のご賛同を求め、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の条例の一部改正は、合併後の平成18年度からスタートした現在の部・室体制を検証し、さまざまな視点から大きく見直すものであります。条例改正の理由として、市長からは、社会全体の変化や地方分権も含めたさまざまな行政需要の多様化、複雑化、またあわせて市民ニーズも多様化している状況にしっかりと対応ができ、さらに行政サービスの質的向上が図られるように組織・機構の編成を行うものであるとの思いを聞かせていただきました。

私は、今回の改正は、まさに亀山市が目指す「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま」の実現に向けた組織であると大いに期待するところであります。また、組織・機構改革で重要なことは、組織を改めたことでさらなる市民サービスの向上につながっていくことであると思っております。そして、そのためには何よりも人づくりが大切であります。これまでの組織体制の課題を検証され、人材育成にも力を入れていく機構改革であると思われまますので、この議案には賛成するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の討論は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

今回の条例の一部改正は、今後の老朽管路の更新や施設耐震化に必要な事業費用に対して料金収入が不足する状況が見込まれることなどを理由に、来年4月から基本料金及び超過料金をそれぞれ18%引き上げる一方で、基本水量を10立方メートルから5立方メートルに引き下げ、高齢者世帯など使用水量の少ない世帯に配慮する内容となっています。

今後、老朽管路の更新や施設耐震化が必要なことは提案説明のとおりであります。しかし、問題は、現在の水道事業会計の現状や料金体系全体のどこに問題があり、どのように見直しして料金の負担を公平にするのかの検討が十分された上でなければなりません。

以前、当議員団として提案したとおり、基本水量を10立方メートルから5立方メートルに引き下げ、高齢者世帯など使用水量の少ない世帯に配慮する改正がされたことは大きく評価します。しかし、それ以外の料金体系の問題点は見直しされませんでした。とりわけ問題なのは、大口径の使用料金の料金が他市と比べて格安になっている問題や、使う量がふえればふえるほど料金がより高くなるという超過料金で採用されている逡増制が他市より弱く、緩やかになっているという問題を抱える料金体系全体の見直しの検討が料金検討委員会で議論されることもなく、ただ全体として何%の値上げが適当かを議論しただけで決められたことでもあります。

この大口径の使用料金の格安料金と緩やかな逡増制料金という2つの問題点について、昨年3月議

会で質問し、上下水道局長や櫻井市長に見解をただしました。このとき上下水道局長は、他市と比較しますと、先ほど議員ご所見のとおり、まだまだ低い状況にあることは認識していると述べ、基本料金や逓増制の単価など料金体系につきまして検討すると答弁しました。さらに、櫻井市長も、議員のご所見やご提言の部分というのは、これは賛同できるものと述べ、そういう全ての体系を見直してまいりたいと答弁したんです。この答弁の直後から料金検討委員会が開かれたわけですから、当然この2つの問題の見直し案が提案されなければなりませんでしたが、そうした提案も検討もされませんでした。

櫻井市長は、大口径の料金の見直しについて、使用者が全体の0.4%にすぎないと言われましたが、検討委員会の資料をもとに計算をすれば、確かに使用者は少ないのですが、給水収益に占める割合は20%と大きく、1億5,600万円にもなります。また、逓増制についても、51立方メートル以上の使用量に係る超過料金は合計で3億4,416万円にもなり、料金収入で大きなウェートを占めています。この2つの格安料金を、例えば10%引き上げることで格差を是正すれば、年間5,000万円の給水収益の増加が図れるのです。

さらに、もう一つの問題は、本来水道事業がやる仕事でない企業誘致やミニ団地開発に伴い発生する事業費を水道会計に負担させていることです。こうした開発に伴う事業費は、開発業者が負担するのが当然です。説明によれば、老朽管路の更新や施設耐震化などのため、平成30年度から10年間に年4億円、合計40億円の事業費が必要だといえます。しかし、この中には企業誘致や、ミニ団地の開発によって生じた加圧ポンプの新設の費用として10年間に4億円も含まれています。これは本来、開発業者が負担すべきであり、市の施策として負担するというのであれば、水道事業会計ではなく一般会計で持つべきであります。

ちなみに、地方公営企業法では、基準内であっても基準外でも一般会計からの繰り入れは認められています。この4億円を開発業者か一般会計が負担すれば、10年間で年平均4,000万円となり、先ほど上げた料金体系の2つの問題点の見直しによる給水収益の増加分、年5,000万円と合わせれば、今回、18%の値上げによる給水収益の増加分である年9,000万円と同額となります。つまり、2つの問題点を見直し、開発に伴う事業費を開発業者か一般会計が負担すれば、値上げをすることなく今後10年間の事業ができることになるのです。

以上のとおり、料金全体の見直しがされず、櫻井市長も見直しの必要を答弁した大口径使用者の格安料金や、他市と比べても緩やかな逓増制の見直しがされず、開発業者もしくは一般会計で負担すべきものまで水道事業会計に負担を負わせる内容を含む料金の値上げには、到底賛成できません。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党会派を代表して、議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

亀山市の水道事業は、自然豊かな環境により安全な水を安定的に供給してきました。料金は、平成16年4月に旧亀山市において改定が行われましたが、平成17年1月の市町合併に伴う料金の

調整はされたものの、それ以後値上げはされてきませんでした。

今回提案をされた議案では、今後の老朽管路の更新、施設の耐震化に必要な事業費用の不足が見込まれること、また使用水量が少ない高齢者世帯や単身世帯が増加していることから、基本水量の見直しを行うということです。

質疑の中で、配水管総延長362キロのうち耐用年数を超える管が23%ある一方で、耐震化率は約38.8%にとどまっていること。水源池や浄水場などの施設では耐用年数を超えるものが24%に上り、多くの施設が耐震不足となっていることが明らかになりました。

また、建設改良計画では、これらを修理・修繕するために10年間で約40億円を超える財源が必要となります。さらに、年度末資金残高は、料金改定をしない場合、平成32年度には運転資金として必要な3億円を大きく下回る1億2,000万円となり、平成33年度にはマイナスになってしまいます。南海トラフ等の大地震が懸念される中で、市民の命を守る水道事業を持続可能にしていくための財源確保は喫緊の課題です。

一方で、今回示された18%の料金改定は、市民生活にとって直接影響がある問題です。今回の改定では、基本水量10立方メートル、基本料金1,080円から、5立方メートル、基本料金712円へと見直しが行われます。このことにより、市内の7割強の市民が利用している水道の口径13ミリでは、現在の使用水量が8立方メートルまでの家庭、市内5,010軒、32.44%では値下げになることも示されました。しかしながら、8立方メートル以上の世帯や事業者は実質値上げとなることは明らかであります。

本会議で市長は、企業会計に関しては一般会計からの繰り入れはせず、独立採算で行っていくと答弁されました。そうであるならば、今回の料金改定により一部を除く市民への負担を求めることを認識し、しっかりとした経営感覚を持って、さらなる営業努力をしていかなければなりません。このことは、市長初め執行部、とりわけ企業会計担当者には強く要望しておきます。

以上のような理由から、議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正については、やむを得ない改正であるため賛成いたします。議員各位の賛同を求め、討論いたします。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第87号から議案第108号までの22件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第87号亀山市行政組織条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第92号亀山市水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第90号亀山市職員給与条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第88号、議案第89号、議案第91号及び議案第93号から議案第108号までの19件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第88号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第89号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

議案第91号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
議案第93号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第94号 平成29年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
議案第95号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第96号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第97号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第98号 平成29年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第99号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第100号 平成29年度亀山市病院事業会計補正予算（第3号）について
議案第101号 指定管理者の指定について
議案第102号 市道路線の認定について
議案第103号 市道路線の認定について
議案第104号 市道路線の認定について
議案第105号 市道路線の変更について
議案第106号 市道路線の廃止について
議案第107号 市道路線の廃止について
議案第108号 市道路線の廃止について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時51分 休憩)

(午後 2時59分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第23、議案第109号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第109号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の大萱宗靖氏は、平成30年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成30年2月22日から4年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第109号について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。
続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

議案第109号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第109号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第109号亀山市教育委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第109号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第24、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「新たな財源確保に向けた取り組み」について
2. 理 由 持続可能な行財政運営を行うため、新たな財源確保策について調査・研究を行う。
3. 期 間 平成29年12月22日～平成30年9月30日

平成29年12月22日

総務委員会委員長 鈴木 達夫

亀山市議会議長 西川 憲行 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「地域包括ケアシステム」について
2. 理 由 地域共生社会を実現する地域包括ケアシステムの構築に向け、市の実情に即した効果的な取り組みについて調査・研究を行う。
3. 期 間 平成29年12月22日～平成30年9月30日

平成29年12月22日

教育民生委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 西川 憲行 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「都市計画」について
2. 理 由 市の土地利用、開発等の現状について把握・検証し、これからの亀山市にふさわ

しい都市計画のあり方について調査・研究を行う。

3. 期 間 平成29年12月22日～平成30年9月30日

平成29年12月22日

産業建設委員会委員長 伊 藤 彦太郎

亀山市議会議長 西 川 憲 行 様

○議長（西川憲行君）

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

平成29年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後 3時05分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年12月22日

議 長 西 川 憲 行

6 番 中 崎 孝 彦

16 番

服 部 孝 規